

化學物問小
新編四年鑑

昭和十八年版

2
3
2
11
17

合配ンモルホ

液乳ブラク 薬用

特殊植物の美肌成分と綜合ホルモンの効果で小じわや肌アレを防ぎ、脂や汚れをとり皮膚を清浄美化します。ひげそり後に、お子様の肌に、皮膚衛生にもかゝりません。



清浄力の強い
薬用歯磨

口中細菌や汚れを化学的に清掃浄化すると共に薬理的に歯齦を強化しムシ歯・歯槽膿漏の発生を防止します。



磨歯ブラク 薬用

ルークバルカールーク 剤菌殺・許特賣專
合配 ルーモチドーヨ

ホルモン配合
栄養クリーム



皮下にホルモンが吸収され細胞組織の活力と栄養を増進しますから生理的に皮膚の美と健康を増進し小じわ・肌アレを防ぐと共に、ニキビ・シミ・ソバカス等の皮膚障害を薬理的に解消します。

ク
ラ
ブ
グ
美
身
ク
リ
ム

連鎖整髮料

千代田

本店舖・株式會社 千代田山岸商店

東京豐島區池袋一ノ七六八・電話大塚一〇三二〇(86)・七四一



千代田ネオニツク

純椿千代田香油

千代田洋髮香油

千代田ポマド

千代田椿ポマド

版年八十年昭

鑑乘品粧化物間小

緒言

業界年鑑が、東京小間物化粧品商報社の編纂によつてその最初の一冊が業界に送られたのは昭和九年一月一日であつた。それまでの業界には明治四十四年、大正二年、昭和七年の三回に互つて刊行された「小間物化粧品銘鑑」を唯一の集成的文獻としてもつてゐたに過ぎないのであるが、此の銘鑑とても仕入案内に主力を注がれたものであつた爲に、常に生々發展してやまざる業界の實相を傳へる記録としては、些か物足らざるの感を免れなかつたのみならず、業界の現有勢力を知るに足る統計的の資料を缺けるがために、業界の輪廓をすら把握するに由なかつたのである。

即ち此の業界年鑑刊行の計畫が立てられた所以も、亦實にその缺陷を補ひ、業界人をしてその擴るところを知らしめ、その進むところの道を明らかにするの指標としての使命を果さむとするにあつたのである。今昭和十八年版はその十回目のものである。

年鑑の刊行に就いては、例年、並々ならざる苦心、努力と、ともに多くの犠牲が拂はれて來たことは、既に業界でも周知知らるゝところであらうが、就中一昨年此の方實施されつゝある印刷用紙の配給統制は、われ等の事業上にも少からざる影響を及ぼすところがあつたのであるが、東京同業組合の有する傳統及びその維持し來つた實績は、幸ひにこれ等の支障に禍ひさるゝことなく、昨年の九回目も例年通り刊行、今十八年版もまた日本出版文化協會の示された厚意によつて内容の檢閲も通過して發行の承認を得、かくは例年通り發行し得るに至つ

たのである。出版文化協會の業界に對する深い認識と、本年鑑に寄せられた暖かい理解なくしては編纂部の努力もつひに酬ひられるところとならなかつたであらう。

今十八年版の編輯體系は大體に於いて從來の形をそのままに踏襲してゐるが、然し細目に於いては大いに趣きを變へてゐる點が多い。即ち支那事變以來、業界に關する各種の統計的數字は防諜の關係上、凡て割愛しなければならなくなつたことは、甞に今十八年版に限るものではないが、大東亞戰爭第一年に於けるわが國經濟界の決戰體制への移行は、關係業界へも至大の影響を及ぼしたことは言ふまでもないことであり、その外貌、實質ともに急激なる變化を齎らしてゐるのである。従つて年鑑の編纂上、これを對象として採上げる時、大東亞戰爭に焦點を据えて編輯體系を整へなければならなかつたことは當然であり、各部門に於いて多くの改廢を餘儀なくされたのも、已むを得ないわけである。

大東亞戰爭第一年は歴史の轉換期であつた。業界もこれに處しつゝ決戰體制を整へ、凡ゆる苦難を克服して黙々敢闘、商業翼賛の理念に徹し來つたのであるが、その間に於ける變貌は、業界未曾有のものがあつたこと云ふまでもない。且つそれは大東亞戰爭第二年に突入するとともに、その歩を早め、形を固め、業界維新の大業完成に向つて邁進しつゝあるのである。隨つて昭和十八年版に收むるところの記録は、總て此の大轉換期に於ける歴史的記録として、意義深きものゝあることが痛感される。即ち此の一冊こそは業界の決戰體制版として永久に業界に残し度いといふ、われ等の念願をそのままに表現したものと、考へたい。

昭和十一年版 小間物化粧品年鑑目次

緒言

黙々敢闘の業界……………一

業界一年史

- ① 企業許可令の公布……………四
- ② 記念青年團の結成……………六
- ③ 鐵製品の販賣猶豫期間延長……………六
- ④ 東京組會の出征勇士慰問……………七
- ⑤ 貿易業整備要綱出づ……………七
- ⑥ 企業許可令と小間物界……………八
- ⑦ 纖維製品の切符制採用……………八
- ⑧ 商工省の第三回商業調査……………九
- ⑨ 帝都業界の十三萬圓獻金……………九
- ⑩ 大阪業界の四萬圓獻金……………一〇
- ⑪ 化粧工聯の實績調査……………一〇
- ⑫ 石鹼の行列販賣へ警告……………一〇
- ⑬ 香油罐のリンク制……………一一
- ⑭ 鐵製品特免小間物許可……………一二
- ⑮ 和裝細貨類に公定價格……………一三
- ⑯ 工業用綿縫糸の追加申請……………一三
- ⑰ 業界の新嘉坡陥落祝賀……………一三

- ⑱ 日刊商業新聞の廢刊……………二二
- ⑲ 小間物需給統制協議會……………二二
- ⑳ 鐵鋼製品工組の再編成……………二四
- ㉑ 技能保存の輸出品指定……………二四
- ㉒ 貿易業者整備基準決定……………二五
- ㉓ 袋物類の朝鮮公價決る……………二五
- ㉔ 商工組合の再編成具體化……………二六
- ㉕ 東京組合の新役員就任……………二七
- ㉖ 齒刷牙子舊規格品の販賣延長……………二七
- ㉗ 貿易令關係法規の統一……………二八
- ㉘ 日本齒磨工業組合創立……………二九
- ㉙ 企業整備令公布……………二九
- ㉚ 第二回銅鐵強制回收……………三〇
- ㉛ 大阪化粧品の地方公定……………三二
- ㉜ 警視廳のピタミ調査……………三二
- ㉝ 小間物協議會陣容整ふ……………三三
- ㉞ 化粧品陶磁器容器問題……………三三
- ㉟ 化粧工聯十三組合を收む……………三三
- ㊱ 小間物協議會の未加入者……………三三
- ㊲ 金屬整髮具工組の問題……………三三
- ㊳ 朝鮮組合の一元化成る……………三三
- ㊴ 大東亞貿易會社の創立……………三四

原料資材

- ㊵ 空堀とリンク制……………三四
- ㊶ 業界品の物價局所管……………三五
- ㊷ 朝鮮小間物公定價公布……………三五
- ㊸ 部外品の許可方針變更……………三六
- ㊹ 東西髮油協議會の陳情……………三七
- ㊺ 中小企業研究會成立……………三七
- ㊻ 大阪化粧品卸商會創立……………三七
- ㊼ 東亞必需品輸組解散……………三六
- ㊽ 藥用石鹼の配給一元化……………三六
- ㊾ 小間物見本展示會復活……………三六
- ㊿ アルミ全面的の使用禁止……………三九
- ① 小間物類の査定府へ移管……………三九
- ② 内地化粧品の朝鮮公定……………三〇
- ③ シャンプーの公定問題……………三〇
- ④ 特免品の販賣期間延長……………三一
- ⑤ 化粧品堀の規格單純化……………三三
- ⑥ ワックス懇話會創立……………三四
- ⑦ 三多摩小賣商組創立……………三四
- ⑧ シャンプー在庫品調査……………三四
- ⑨ 大阪化粧品商報廢刊……………三五
- ⑩ 紐類リボン公價公布……………三五
- ⑪ 重要物資の調査と供出……………三五
- ⑫ 化粧工聯の自肅警告書……………三六

昭和十七年の物資動員計畫	三九
生活必需物資の綜合計畫	四〇
新規開業の制限令公布	四一
勞務新體制確立さる	四二
纖維製品と切符制實施	四四
ゴム引製品の生産配給統制	四五
木材統制法實施と木箱	四六
燃料の消費規正	五〇
流バラ受給の危機	五一
アルミニウムの統制	五三
重要物資管理營團の設立	五五
重要物資供出令公布	五七
二十二業種統制會の成立	五九
工業組合と原料受給	六〇
植物油	六一
椰子油	六三
蓖麻子油	六三
グリセリン	六四
澱粉・小麦粉	六五
亞鉛華	六五
粉末石鹼	六五
タラカントゴム	六五
タルク	六六
葡萄糖及薄荷	六六
曹達及苛性曹達	六六

目次

ステアリン酸	六六
ベークライト	六七
木蠟	六七
化粧品容器と企業整備	六七
硝子工業の整備	六七
陶磁器界の整備	七四
苦難超克の一路	七六
小間物界	七八
① 小間物雜貨統制協議會	八〇
② セルロイド	八三
③ 頭飾雜貨	八六
④ 齒刷子	八七
⑤ 造花	八七
⑥ 手藝裁縫用品	八八
⑦ 袋物	八八
⑧ 擬甲工藝品	八九
⑨ 代用品の普及	八九
⑩ 價格查定の新機構	九〇
⑪ 小間物小賣業の整備	九一
⑫ 和裝品紐類の公定價格	九三
化粧品界	九三
① 化粧品工聯の發展及活躍	九三
② 生産部門と販賣部門	九七

生産販賣

③ クリーム	九八
④ ボマード・香油	九九
⑤ 化粧品	九九
⑥ 白粉	九九
⑦ 齒磨	九九
⑧ 香料	一〇〇
日本小間物雜貨生産配給統制協議會規程	一〇四
東京府價格査定委員會規程	一〇六
日本齒磨工業組合定款	一〇七
東京小間物雜貨卸商業組合事業執行規程	一〇九
製造部門の整備	一一〇
① 企業整備完了	一一〇
② 石鹼工業組合の一元化	一一一
配給機構の整備	一一一
① 東京石鹼臨時配給協會	一一三
② 配給機構整備通牒	一一四
③ 日本石鹼配給統制會社	一一五
④ 東京府の七月臨時配給	一二六
⑤ 東京府配給機構解決	一二七
⑥ 配給統制本格化	一二〇
石鹼公定價格改訂	一二四

油脂統制機構

- ① 油脂統制會の成立……………二二九
- ② 帝國油糧統制の創立……………二三〇

商業再編成

- 企業許可令出づ……………二三三
- 企業整備審議會……………二三三
- 岸商相整備方針闡明……………二三三
- 豐田振興部長の狀況報告……………二三三
- 府縣再編成協議會の設置……………二三四
- 情報局既定方針を推進……………二三五
- 小賣業整備方針發表……………二三六
- 企業整備令出づ……………二三七
- 具體的要綱決る……………二三七
- 商工會議所の申合せ……………二三八
- 實聯の意見書提出……………二三九
- 東京府の整備方針決定……………二四〇
- 府縣協議會の積極對策……………二四〇
- 商組中央會の具體的指針……………二四四
- 東京府の小賣業態調査……………二四五
- 商工會議所再び建議……………二四五
- 轉廢業者資産評價基準……………二四六
- 岸商工大臣の警告……………二四八
- 商組中央會再び建議……………二四九
- 八大府縣へ整理案通牒さる……………二四九

東亞共榮圈

- 商業報國會の協力……………二五〇
- 小賣業整備の模範地區設定……………二五一
- 轉業者選定方針決る……………二五二
- 貿易統制令の一元的改正……………二五四
- 貿易統制會の機構確立……………二五五
- 南方共榮圈との交易方式……………二五六
- 東京東亞輸組の發展的解消……………二六〇
- 東亞共榮圈に於る業界市場
- ① 滿洲……………二六一
- ② 中華民國……………二六七
- ③ 蒙 疆……………二六九
- ④ 比 島……………二七一
- ⑤ 泰 國……………二七三
- ⑥ 佛領印度支那……………二七四
- ⑦ ビルマ……………二七六
- ⑧ マライ……………二七八
- ⑨ ホルネオ……………二七九
- ⑩ 東印度……………二八一
- 貿易統制令施行規則による業界關係
- 指定物品並に指定機關……………二八四
- 商工組合法の實施……………二八六

組合團體

- 商工組合法の實施……………二八六

藥業藥品

- 昭和十七年藥業界の諸問題……………二二三
- ① 賣藥營業整備……………二二三
- ② 藥事制度とその改善……………二二三
- ③ 行政簡素化と衛生行政……………二四六
- ④ 生藥配給一元化と日本生藥……………二四七
- ⑤ 新藥新製劑と整備……………二四九
- ⑥ 新藥新製劑の審査制度……………二五〇
- ⑦ 末端配給機關の整備……………二五一
- ⑧ 日本藥局方の決戰體制……………二五一
- ⑨ 統制藥品の擴大と統制會社……………二五三
- 賣藥營業整備要綱……………二五三
- 配置賣藥統計畫案……………二五九
- 東京大阪藥業關係組合團體役員一覽……………二五三
- 藥業界の一年……………二五六
- 全國藥業組合一覽……………二七六
- 各府縣藥劑師會……………二八七
- 藥界關係全國同業組合一覽……………二八七
- 藥界關係全國工業組合一覽……………二九〇
- 藥界關係全國商業組合一覽……………二九三
- 藥界關係全國貿易組合一覽……………二九六

法規法令

- 國家總動員法中改正……………二八八

企業許可令……………二九四

同 施行規則……………二九六

企業整備令……………三〇〇

同 施行規則……………三〇四

纖維製品配給消費統制規則……………三〇八

廣告税法……………三一三

同 施行規則……………三一五

樺太廣告稅令……………三二七

朝鮮廣告稅令……………三二九

關東州廣告稅令……………三三一

貿易統制令施行規則改正……………三三三

同……………三三五

動物油脂配給統制規則……………三三六

植物油脂原料及び植物油脂等配給統制規則……………三三八

會社經理統制令中改正……………三三〇

同……………三三〇

同……………三三二

價格等統制令中改正……………三三三

價格等統制令施行規則中改正……………三三三

植物油脂及植物油脂原料油實配給統制規則中改正……………三三三

臨時租稅措置法施行規則改正……………三三三

電力調整令施行規則中改正……………三三三

輸出品用原材料配給統制規則中改正……………三三四

勞務調整令改正……………三三五

業界關係法令索引……………二九

業界本舖問屋一覽

化粧品問屋〔東京〕……………三三九

小間物問屋〔大阪〕……………三三九

小間物問屋〔名古屋〕……………三四〇

小間物問屋〔京都〕……………三四〇

化粧品本舖〔全國〕……………三四一

小間物問屋〔東京〕……………三五〇

化粧品本舖〔大阪〕……………三五三

化粧品問屋〔名古屋〕……………三五五

化粧品問屋〔京都〕……………三五六

小間物化粧品問屋〔全國〕……………三五六

荒物雜貨本舖

石 鹼……………三六四

クレンザー……………三六五

洋蠟燭……………三六六

懷爐灰……………三六六

蚊取線香……………三六七

薰香・線香……………三六七

東京小間物化粧品案内……………三六八

寫眞グラフィ

小間物化粧品
年鑑廣告索引

(五十音順)

特 殊 面

レイト化粧品 裏表 紙平尾贅平商店
 クラブ化粧品 裏見返し 中山太陽堂
 ウテナ化粧品 裏見返し 久保政吉商店
 千代田整髪料 オフセット版 千代田山岸商店
 マルマン香水香油 同 大森藤太郎商店

【あ】

小間物雜貨卸商 阿部錠商店 六〇
 カリヂナル化粧品 安藤井筒堂 九
 化粧品問屋 朝日堂株式會社 八五

【い】

イオス洗顔クリーム イオス研究所 三〇
 オシドリ椿香油 井上太兵衛商店 一九
 石 鹼 容 器 井上小四郎商店 一三三
 メヌマホモード 井田京榮堂 三六七
 化粧品問屋 井田兩國堂 六六
 あづり養髮料 井筒屋商店 三三
 パビリオリオ 伊勢半本店 一〇〇
 キスミール口紅 伊藤齋商店 一三三
 服裝雜貨卸

帽子問屋 池田商店 二二三
 ラメローキヤップ 岩谷商會 一〇三
 イリザキヤップ 入澤三郎商店 三三
 化粧品問屋 石川善三郎商店 二七〇

【う】

ピナユー化粧品 卯野商店 三〇

【え】

香料 永廣堂 七

【お】

オン養毛水 オン養毛水本舗 一三三
 香 料 小川潮華園 二八
 墨染ホモード 小倉商店 二七〇
 競馬化粧品 大槻彩芳園 二二三
 伊豆椿香油 大山勇次郎商店 三三
 化粧品問屋 大内重雄商店 一三六
 化粧品雜貨卸商 太田榮治郎商店 四
 ローレル化粧品 岡本信太郎商店 二二三
 ボンジュール美粧料 岡田福二郎商店 一三三
 文房具卸 王子化學株式會社 四
 王子クレンザー

【か】

カガシ液體コールド カガシ化粧品本舗 五
 石 鹼・油 脂 花玉石鹼長瀬商會 二二三
 化粧品問屋 花 生 堂 四六七
 ナリス化粧品 會陽化學研究所 一四
 運動服ズボン問屋 川口善朗商店 一三三

六

石鹼化粧品問屋 川野立志堂 一八
 フレックル本舗 河田商會 九
 化粧パフ 河合パフ製造所 三〇
 カネホウ化粧品 カネホウ化粧品 七
 カネホウ代理店 鐘實藥化學研究所 七
 ひしや櫛 鐘友商會 九
 リビヤ化粧品 要彌三郎本店 一八
 勝村卯三郎商店 二五

【き】

ヘチマコロン 近源商店 六七
 糸針雜貨問屋 近利商店 八
 化粧品問屋 協 粧 會 六
 黑砂糖クリーム 銀座堂化粧品本舗 三

【く】

クルミオイル クルミ商會 一五
 クレオ化粧品 クレオ研究所 二
 クラヤ化粧品 株式會社クラヤ 五
 モダンシャンプー 葛原工業所 九
 キンロー齒刷牙 桑畑直吉商店 一三
 アレミヤウ 楠本商店 二四
 日陽香・六犬洲 薰 明 堂 二〇

【け】

ミクログエン 啓 芳 堂 三

【こ】

コゼット化粧品 コゼット本舗 一〇
 ゴザマーヘヤーネット ゴザマー本舗 五
 スボンザ 江商株式會社 九

ライオン 齒磨料 小 林 商 店 四五
 香 料 小 林 鍵 次 郎 商 店 一〇七
 香 料 小 林 安 太 郎 商 店 一七
 蘭 月 線 香 料 孔 官 堂 二八
 荒 物 海 草 間 屋 駒 木 銀 三 郎 商 店 二九
 ク ラ プ 替 双 晃 陽 商 事 會 社 一三九

【さ】

イギシクレンザー 三 勇 商 店 二六
 スミ洗顔クリーム 三 圭 社 六
 八重椿香油 三 友 商 會 七
 生活必需品配給 三 明 社 四
 サンシングクレンザー 三 辰 化 學 工 業 會 社 八
 ミトモボマード 齋 藤 三 友 堂 二
 化粧品 荒 物 榮 商 事 株 式 會 社 四〇

【し】

養生堂化粧品 資 生 堂 一三
 香 料 鹽 野 化 工 株 式 會 社 二五
 香 料 篠 崎 四 郎 商 店 五
 庄 慶 香 油 庄 慶 商 店 八
 メードリン化粧品 粧 和 理 化 學 工 業 所 一〇五
 ゴコ整髪料 昇 英 堂 二〇
 アロハトニツク 昭 和 製 藥 株 式 會 社 三

【す】

スチルマン本舗 スチルマン製藥會社 九三
 小間物材料問屋 須 田 商 店 一三三
 アモンババヤ 杉 田 商 店 九
 カネヨクレンザー 鈴 木 三 陽 堂 五〇

廣 告 索 引

化粧品問屋 ナルビー化粧品 鈴 木 義 明 商 店 六
 鈴 木 福 次 郎 商 店 七

【せ】

裁縫用具編棒雜貨 シヤベトニツク 關 口 次 朗 商 店 三
 化粧品問屋 生 化 工 業 研 究 所 七
 芹 田 商 店 六

【そ】

香 料 曾 田 香 料 株 式 會 社 二四

【た】

ダイナークリーム 三
 化粧品問屋 田 中 花 玉 堂 一〇
 ニード洗粉 田 中 善 株 式 會 社 三
 カツヒー化粧品 田 端 豐 香 園 三
 香 料 田 村 商 店 六
 テルミー化粧品 大 東 化 學 工 業 所 一五
 化粧品問屋 武 孝 商 店 六
 アイデア化粧品 高 橋 東 洋 堂 八〇
 ヨウモトニツク 高 砂 化 學 工 業 會 社 二七
 ヘルロイド文具 泰 昌 商 事 株 式 會 社 五五
 竹 中 得 四 郎 商 店 一三

【つ】

敷 島 香 津 川 安 正 堂 二七
 文房具筆墨問屋 堤 商 店 二
 化粧品問屋 塚 田 商 店 六
 月の友五百番香水 月 的 友 化 粧 園 六
 ツユキ髪洗粉 露 木 助 藏 商 店 三六

【て】 寺内喜榮堂 七

【と】

トーホー洗顔クリーム 東 寶 藥 化 學 研 究 所 三三
 あせ知らず 德 田 商 店 二八
 ヘルロイド雜貨 德 永 保 之 助 商 店 二二
 齒 ア ラ シ 鳥 飼 商 店 八
 婦人必需品雜貨 飛 川 商 店 九
 國 產 香 料 豐 玉 化 學 工 業 所 八三

【な】

喫煙具雜貨 中 文 商 店 一〇六

【に】

油 脂 日 本 油 脂 株 式 會 社 七
 塗料製造用機械 日 本 藥 業 機 械 會 社 一四
 紅 日 本 紅 有 限 會 社 一〇一
 齒 刷 西 村 常 三 郎 商 店 一三
 洗 粉 西 澤 商 會 一三九

【は】

ループ化粧品 ハリキン興業會社 八七
 ハリウツド化粧品 聖 林 美 容 室 二二
 銀座 コーム 長 谷 川 製 作 所 二八
 香 料 長 谷 川 太 郎 商 店 八九
 カ ツ ラ 濱 守 利 商 店 四
 コールドリアン 巴 里 院 一四

【ウ】

ヒオネ特殊香粧品 一六
 ヒオネ香粧品本舖 一六
 オカツプ乳狀クリーム 一七
 平尾喜三郎商店 一七
 タマゴシヤンプー 二六
 美香園 二六
 齒刷子 二八
 東日本刷子共販會社 二八

【ふ】

ぼたん園髪洗粉 一三
 藤井ぼたん園 一三
 ランラン油粧品 一四
 福田號商店 一四

【ほ】

紋章洗顔クリーム 一〇〇
 奉仕堂 一〇〇
 オパール石鹼 一〇
 芳誠舍 一〇
 文具事務用品 一三
 堀江商店 一三
 ヒツサボマード 一四
 細田忠齋商店 一四

【ま】

マスター化粧品 一〇一
 マスター尙美堂 一〇一
 丸善化粧品 一〇四
 丸善商事株式會社 一〇四
 粉末インク裝身具 一四
 丸新東京店 一四
 ミツワ石鹼 一六
 丸見屋商店 一六
 小間物卸商 一七
 丸治商店 一七
 化粧品問屋 一七
 丸共株式會社 一七
 化粧品問屋 一七
 松浦嘉七商店 一七
 ローション化粧料 一八
 松本竹商店 一八
 小間物婦人用品卸 一九
 萬新商店 一九
 ミモサシヤンプー 二六
 増澤化粧品部 二六

【み】

クロバークリーム 三
 三葉商會 三
 化粧品原料 三
 三和以字壽商店 三
 本椿つや出し香油 四
 三宅堂 四
 婦人服飾品雜貨 一
 宮本商店 一
 香料 二
 宮坂商店 二
 セルロイド製作 三
 宮畑力松 三

【も】

ベルボン化粧品 一六
 モロゾフ製菓化粧品部 一六
 モンココ洗粉 一〇
 モンココ洗粉本舖 一〇
 小間物袋物問屋 一三
 森本本店 一三
 婦人小間物問屋 一三
 森本東京店 一三
 天狗印メリヤス 一三
 森田商會 一三
 仁丹商磨 一四
 森下商店 一四
 マー化粧品 一四
 守屋化學工業會社 一四
 明色化粧品 一四
 桃谷順天館 一四

【や】

小間物雜貨番形 三
 ヤマキ商會 三
 レーベルペーパー 三
 山田進歩堂 三
 君が代 三
 山吉商店 三
 文房具卸商 三
 山崎弘商店 三
 ビクトリヤ月經帶 一〇
 大和護謨製作所 一〇
 柳屋ポマード 一〇
 柳屋本店 一〇
 小柳髮洗粉 一〇
 柳佐吉商店 一〇

【ゆ】

ワイズ齒刷子 七
 友成堂 七

【よ】

シャープ替刃 一三
 米山清七商店 一三

【ら】

ピオゲン 四
 ライオン製藥會社 四
 ライオン石鹼 四
 ライオン油脂會社 四
 ラモナークリーム 二六
 ラモナー美粧園 二六

【り】

ベジリン香水 五
 リーガル商會 五

【ろ】

ローヤル化粧品 一三
 ローヤル佐々木商店 一三

【わ】

化粧品問屋 一六
 脇田盛眞堂 一六
 小間物セルロイド 一六
 若松屋支店 一六

寺内喜榮堂	73
鳥飼商店	88
徳永保之助商店	111
中文商店	106
西村常三郎商店	132
東日本刷子共販會社	108
丸善商事株式會社	84
三葉商會	113
村上幾太郎商店	132
友成堂	157
資生堂	121

ゴム製品

岩谷商會	103
大和ゴム製作所	109

ヘヤーネット

入澤三郎商店	23
岩谷商會	103
ヤマキ商會	35

文房具紙工品

井上小四郎商店	132
岡田福二郎商店	132
堤商店	122
堀江藤一商店	132
山崎弘商店	132

替 刃

丸善商事株式會社	84
丸見屋商店	53
米山清七商店	135
晃陽商事株式會社	139

化粧品ノ部

石 鹼

花王石鹼長瀬商會	2
芳誠舎	74
丸見屋商店	58
ライオン油脂株式會社	78

小間物・化粧品 營業別廣告索引

小間物ノ部

婦人小間物雜貨

阿部錠商店	90
岩谷商會	103
要彌三郎本店	138
河合商店	27
近利商店	18
須田商店	123
關口次郎商店	25
飛川商店	99
濱守利商店	44
長谷川製作所	38
丸新東京店	141
丸治商店	70
万新商店	29
宮本商店	1
宮本製作社	1
森本東京店	123
森本本店	122
ヤマキ商會	35
若松屋東京支店	139

服裝雜貨

伊藤齊商店	123
池田商店	122
川口善朗商店	123
森田商會	122

セルロイド生地雜貨

竹中得四郎商店	132
宮畑力松商店	132

齒 刷 子

大内重雄商店	138
桑畑直吉商店	132
小林商店	5
榮商事株式會社	104.40
粧和理化學工業所	105

杉田商店	79
鈴木福次郎商店	75
生化工業研究所	72
ダイナー本舗	32
高橋東洋堂	80
泰昌商事株式會社	65
中山太陽堂	表見返シ
聖林美容室	111
平尾喜三郎商店	17
マスター本舗尙美堂	101
松本竹商店	141
丸見屋商店	58
モンココ洗粉本舗	120
守屋化學工業株式會社	19
ラモナー美粧園	116

洗顔クリーム

イオス研究所	30
河田商會	93
三圭社	61
東寶藥化學研究所	133
奉仕堂	100
モンココ洗粉本舗	120

白粉

伊東化學研究所	53
岡本信太郎商店	112
久保政吉商店	裏見返シ
鈴木福次郎商店	75
生化工業研究所	72
高橋東洋堂	80
月の友化粧園	76
聖林美容室	111
丸見屋商店	58

化粧水

岡本信太郎商店	112
近源商店	6
久保政吉商店	裏見返シ
葛原工業所	91
杉田商店	79
泰昌商事株式會社	65
高橋東洋堂	80
中山太陽堂	表見返シ
聖林美容室	111
マスター本舗尙美堂	101
丸善商事株式會社	84
松本竹商店	141

齒磨

花王石鹼長瀬商會	2
小林商店	5
榮商事株式會社	40
資生堂	121
丸見屋商店	58
丸善商事株式會社	84
森下商店	34
守屋化學工業株式會社	19
友成堂	57
リーガル商會	55

一般化粧品

安藤井筒堂	9
油藤商店	裏オフセット
伊東化學研究所	53
卯野商店	43
太田榮治郎商店	48
花王石鹼長瀬商會	2
河田商會	93
勝村卯三郎商店	115
鐘實藥化學研究所	97
會陽化學研究所	14
株式會社クラヤ	52
三明社	41
資生堂	121
ステルマン製藥會社	93
田端豊香園	31
大東化學工業所	15
ハリキン興業株式會社	87
巴里院	134
ピオネ特殊香粧品本舗	16
平尾餐平商店	裏表紙
モロゾフ製菓株式會社	69
ロイヤル化粧品佐々木商店	135

クリーム

伊東化學研究所	53
カガシ化粧品本舗	56
銀座堂化粧料本舗	63
クレオ研究所	21
久保政吉商店	裏見返シ
楠木商店	114
コゼツト化粧品本舗	110
庄慶商店	8
粧和理化學工業所	105

美香園.....126
 モンココ洗粉本舗.....120

シャンプー・髪洗粉

花王石鹼長瀬商會.....2
 葛原工業所.....91
 三友商會.....67
 田中善株式會社.....82
 泰昌商事株式會社.....65
 露木助藏商店.....26
 美香園.....126
 藤井ぼたん園.....131
 増澤化粧品部.....116
 守屋化學工業株式會社.....19
 柳佐吉商店.....95
 西澤商會.....139

天瓜粉

榮商事株式會社.....104
 粧和理化學工業所.....105
 徳田商店.....118
 リーガル商會.....55

紅

伊東化學研究所.....53
 伊勢半本店.....110
 岡本信太郎商店.....112
 久保政吉商店.....裏見返シ
 鈴木福次郎商店.....75
 高橋東洋堂.....80
 日本紅製造有限會社.....102
 三葉商會.....113
 米山清七商店.....135
 リーガル商會.....55

香料・原料

永廣堂.....77
 小川商店.....98
 小川香料店.....98
 小川香料産業會社.....98
 小林健次郎商店.....107
 小林化學工業所.....107
 小林安太郎商店.....117
 鹽野化工株式會社.....125
 篠崎四郎商店.....45
 晉田香料株式會社.....124
 田村商店.....68

桃谷順天館.....12

頭髮料

油藤商店.....裏オフセット58
 井筒屋商店.....33
 井上太兵衛商店.....119
 井田京榮堂.....36
 オン養毛水本舗.....133
 小倉商店.....137
 小川潮華園.....118
 大槻彩芳園.....112
 クルミ商會.....115
 葛原工業所.....91
 啓藤三友堂.....22
 齋藤三友堂.....11
 三友商會.....67
 昇英堂.....20
 庄慶商店.....8
 昭和製業株式會社.....62
 粧和理化學工業所.....105
 高橋東洋堂.....80
 泰昌商事株式會社.....65
 千代田山岸商店.....表オフセット面
 月の友化粧品園.....76
 聖林美容室.....111
 濱守利商店.....44
 福田號商店.....54
 細田忠璽商店.....42
 丸善商事株式會社.....84
 松本竹商店.....141
 増澤化粧品部.....116
 三宅.....39
 柳屋本店.....60
 山吉商店.....134
 リーガル商會.....55

香水

安藤井筒堂.....9
 井上太兵衛商店.....119
 岡本信太郎商店.....112
 銀座堂化粧品本舗.....63
 月の友化粧品園.....76
 丸善商事株式會社.....84
 リーガル商會.....55

洗粉

杉田商店.....79
 生化工業研究所.....72
 田中善株式會社.....82

クレンザー

王子化學株式會社	64
三勇商店	138
三辰化學工業株式會社	86
榮商事株式會社	104
鈴木三陽堂	50

靴クリーム

花王石鹼長瀬商會	2
鳥飼商店	88

藥品ノ部

發賣本舗

安藤井筒堂	9
近源商店	6
ステルマン製藥會社	93
丸見屋商店	58
ライオン製藥會社	4

染料

榮商事株式會社	104
三明社	41

高砂化學工業會社	117
豐玉化學工業所	83
日本油脂株式會社	71
長谷川藤太郎商店	89
丸見屋商店	58
三和以字壽商店	94
宮坂商店	24
ライオン油脂株式會社	78

其他

日本藥業機械會社	142
山田進歩堂	139
江商株式會社	49

化粧品問屋

朝日堂株式會社	85
井田兩國堂	66
石川善三郎商店	137
花生堂	46
大山勇次郎商店	51
大内重雄商店	138
川野立志堂	136
鐘友商會	96
田中花王堂	10
武孝商店	66
塚田商店	28
松浦嘉七商店	137
丸共株式會社	114
森本店	122
脇田盛眞堂	136
芹田商店	66
鈴木義明商店	66

荒物雜貨ノ部

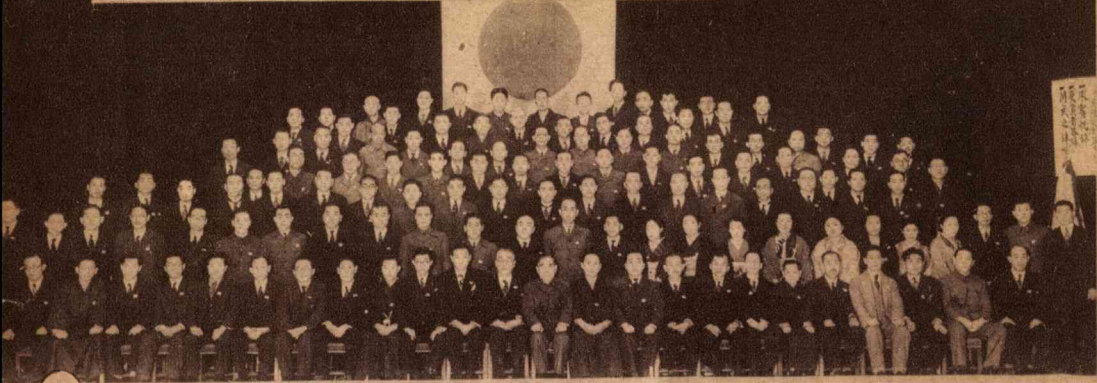
線香

薰明堂	130
孔官堂	128
津川安正堂	127

荒物問屋

川野立志堂	136
駒木銀三郎商店	129
榮商事株式會社	104
三勇商店	138

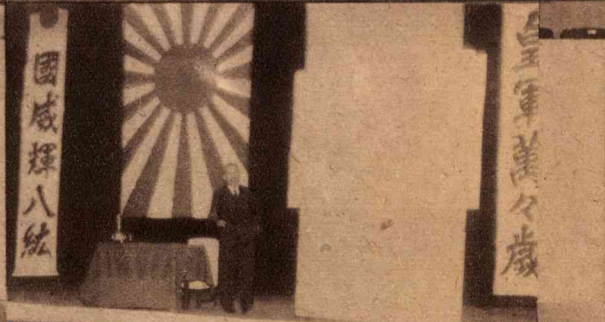
史真寫年七十和昭



1

二月

① 東京組合恒例の精勤従業員表彰式は二月十二日、日本橋俱樂部に開催、二百二十二名の模範従業員にそれぞれ表彰状並に記念品を贈呈した。
 ② 昭和十七年二月十五日、シンガポールは遂に陥落した。十八日は第一次祝賀日として、全国津々浦々慶祝の波に湧き返つたが、帝都業界では二十日を期し陥落祝賀會を日本橋俱樂部に開き、聲も破れよと萬歳を唱和最後に海軍少將松永壽雄閣下の「世界に冠たる海鷲の偉力」と題する講演を聴き帝國海軍の無敵ぶりを知つた。



2



3

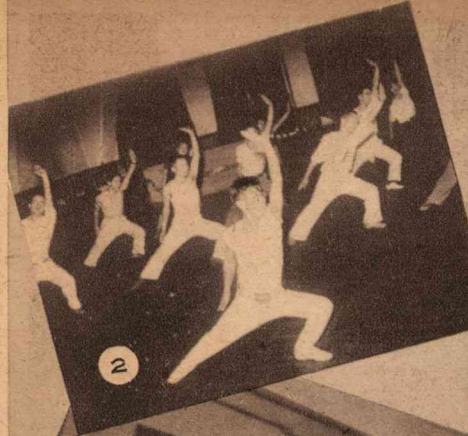


④ 新年早々東京組合が國防献金の件を發表するや帝都業界人の赤誠は忽ちの中に十二萬九千四百二十三圓五十錢の巨額に達したので、特別委員は二月十日、陸海軍兩省に出頭して折半の上献金の手續をとつた。寫眞は海軍省に於ける鹿内少佐との記念撮影。

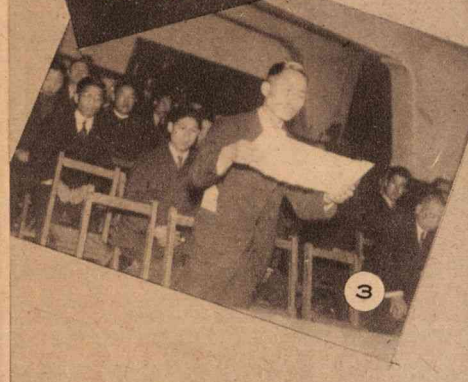
4



1



2



3

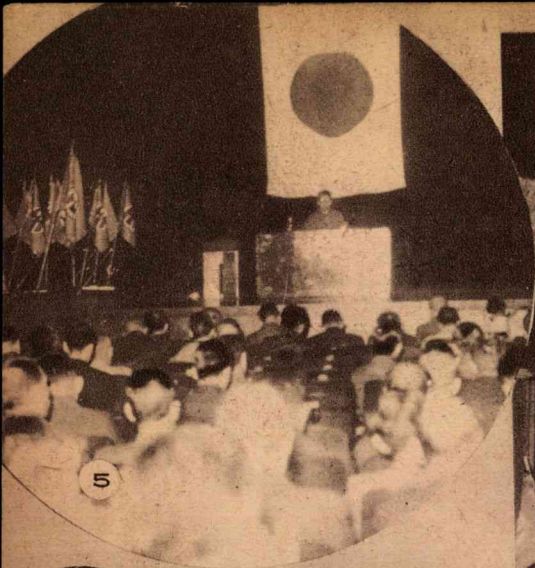


三月

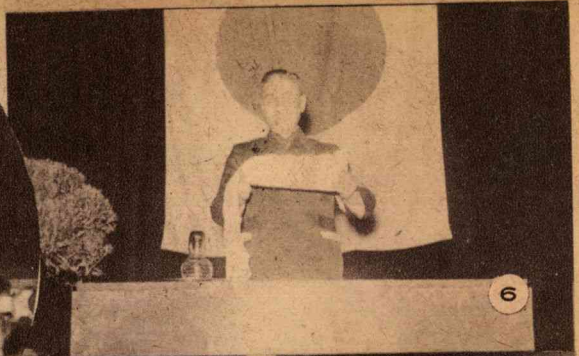
① 橋の上野の山に訪れた美術の春、ライオン廣告部員佐々木眞夫君は、
 ② 初め、色を盛つた科目と記念講義に連日熱心な講義が、
 ③ 初め、色を盛つた科目と記念講義に連日熱心な講義が、
 ④ 初め、色を盛つた科目と記念講義に連日熱心な講義が、
 洋課長等、右から窓了式に於ける聽講生總代茂木武平君の答辭。



4



5

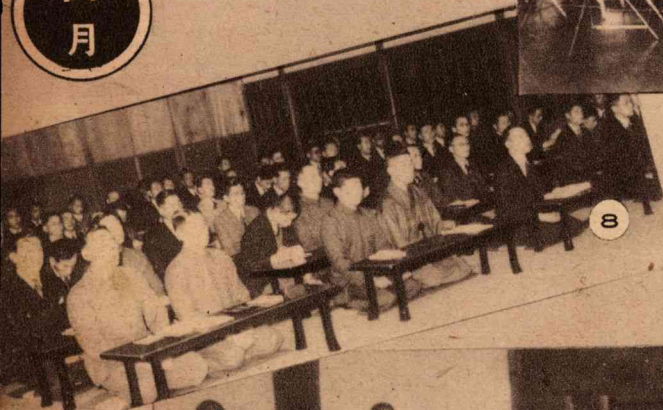


6



7

四月



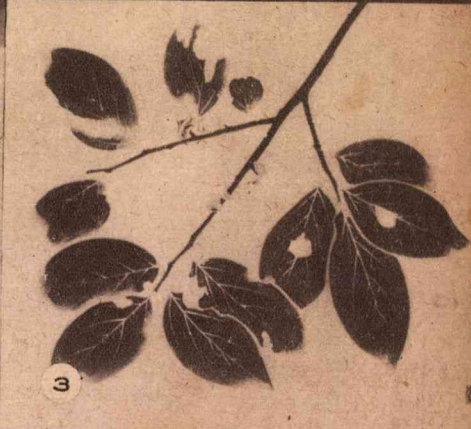
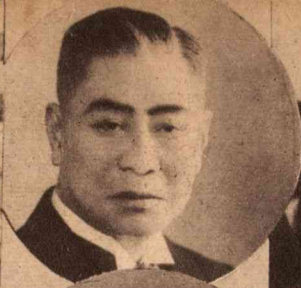
8

⑤ 東京小間物
 ⑥ 化粧品商業報國會は
 四月廿日、産組中央
 會館に年次總會、分
 會長會議、推進隊結
 成式を開催し、商業
 挺身の盟ひも固く業
 界の翼賛陣を繰りひ
 るげた。寫眞⑤は當
 日の會場⑥板倉新會
 長の挨拶⑦吉田推進
 隊長の隊員激勵。

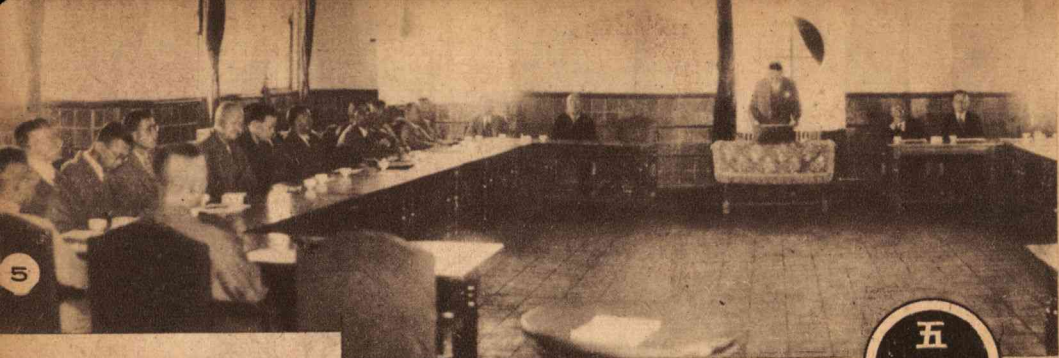


9

⑧ 東京組合青年團は四月九日から二泊三日の参籠講習會を開催、晝間は「行」の精神を感得、八十名の中堅青年がこれに参加した。寫眞⑧は大廣間に於ける講話⑨は合掌瞑目の食前感謝。



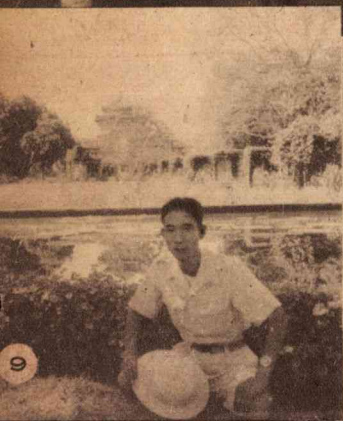
② 四十六名の新役員による初の役員會は四月十二日開催、板倉新組長板倉安兵衛氏、下は前組長小林富次郎氏。
 ③ 四月執行された東京組合の役員改選に際し、小林前組長は留任の懇請ありたるも、板倉新組長にバトンを渡して退任された。寫眞は互選會の席上、十一年に亘る任期を回顧して感慨無量の挨拶を爲す小林前組長
 ④ 石鹼の配給機構整備に當り全國卸業界は眞剣なる協議を重ね五月二十八日、東日本石鹼化粧品卸商組合聯合會を東京に召集して石鹼界新體制に對處すべき基本方策を協議した。
 ⑤ 東京組合の爲せる第四次出征將士慰問計畫に應へ、北から南から業界勇士の禮狀殺到、中には寫眞を添へてその健闘ぶりを報告して來た。
 ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄



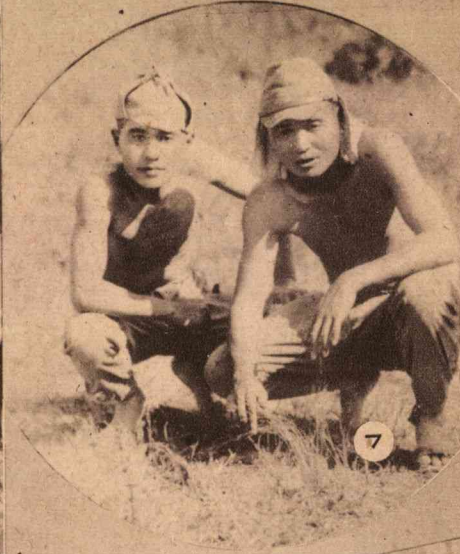
5

五月

事、員場工、め始み惱に足不手人く漸も界業 ③
 れ重を勞苦はに人求のそでま讓換交、論勿は員務
 の界業 ⑩⑪⑫ 室換交の錦本嶮石王花は眞寫。た
 は員社村木のCPS、め昂を心關に頓は展發方南
 。たし朝歸てし齋を獲收のく多、察視を界業印佛
 。産士眞寫たし齋が氏同は⑩⑪⑫眞寫



9



7



6



10



11

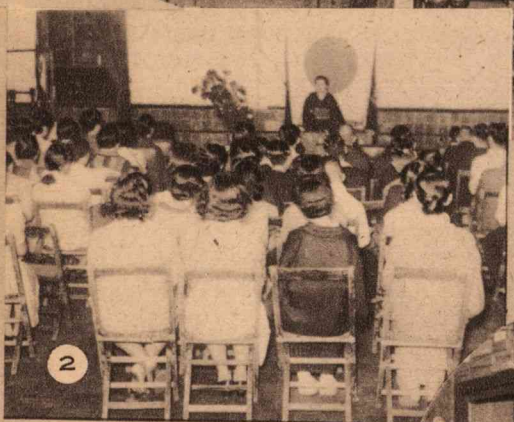


8

六月



① 東京府の主催で東京組合に開かれた商業講習會は九月開催、講師の一人村岡花子女士の「私益を追放」を聴いた後、女史を圍んで業界婦人座談會を開き、戦時下の婦人問題に話題を賑はした。多かつた商業實務講習會の會場。



九月



八月



③ 七月行はれた親切週間で商業報國會から表彰された業界小賣店は八十餘店に上つた。
 ④ 小間物界に展示會復活、第一回を九月十五日芝の美術俱樂部に開いた。
 ⑤ 記念青年團主催の夏季鍛錬は八月房州勝山の商工青年道場に開かれ業界青年子女七十餘名が灼熱の三日間を海邊に鍛へた。



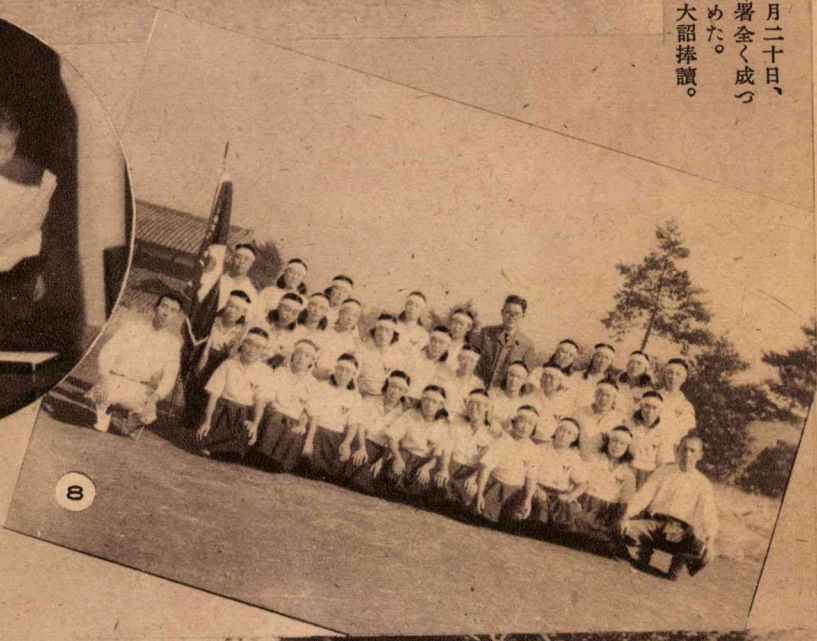
● 東京小間物化粧品商業報國會推進隊は十月二十日、産組中央會館に於いて部隊編成式を舉行、部署全く成つて全團員宮城奉拜を行ひ商業翼賛の血盟を固めた。
● 編成式々場に於ける幹事長小林喜一氏の大詔捧讀。



6.



7



8

● 伊東胡蝶國の女子従業員二十五名は明治神宮國民鍊成大會に出場、長くも天覽競技に参加するの光榮に浴した。
● 記念青年團の秋季鍊成は、十月千葉縣鎌ヶ谷村に向つて芋堀り行軍を爲し、一石二鳥の收穫を擧げた。

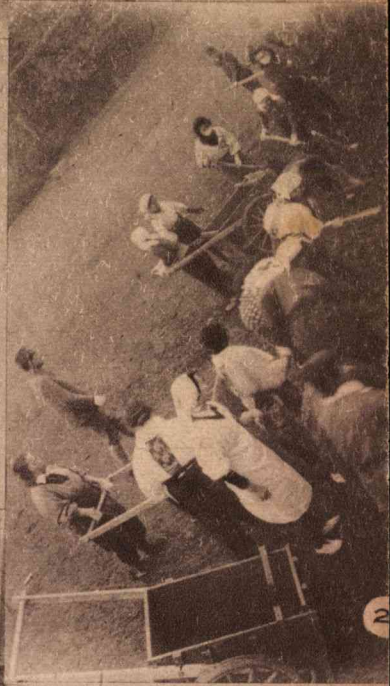
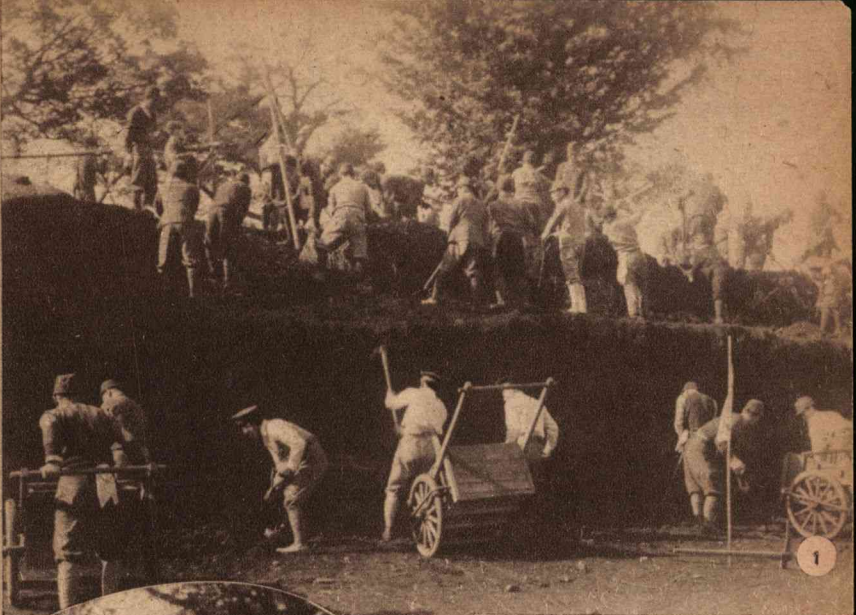


9



10

仕には業界部隊も大参加。十一月七日と九日の二日間に亘つて
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
 原料の節約に、ペントナイト七〇%を混入した。石田硝子工場を見學した。油脂



十一月



戦時石炭
戦 勝
 鉱山統制会特選



髮飾品
 裝身具
 服飾品
 附屬品
 時計バンド
 ハンドバツク
 コンバクト
 新案特許
 特撰雜貨

新興婦人雜貨創作卸

宮本商店本店

栗木昇

東京市日本橋區馬喰町三丁目四

電話浪花(67)三三〇七、三三〇八番

大阪支店

大阪市東區瓦町二丁目
電話北濱(23)八八三番

宮本製作社

東京市日本橋區馬喰町三丁目四

電話浪花(67)三九一六番

技



術 報 國

花王半世紀の技術は
いまこそ！
大東亞の油脂資源を
最もよく活かす爲に
歴史的役割を果して
をります。

花^カ王^オ石^セ鹼^{ケン}

油 脂 工 業 部 門

織 維 工 業 藥 品 部 門

有 機 化 學 工 業 部 門



ライオン製薬の
**綜合
 栄養剤!**

☆適應症☆
 胃腸疾患
 ビタミンB缺乏症
 腺病體質
 妊産婦・乳幼児
 の栄養障害

ビオゲン錠 エル

合配等スキエ肝牛・ムウシルカ・母醇・菌酸乳・D・B₂・B₁ニミタビ

社會式株藥製ンオイラ 脂菌ンオイラ
系直綿本

七一目丁一田蒲東區田蒲市京東

…健康民生活

磨齒ノオイラ



原料の

精選

技術の

優秀

設備の

完璧

ライオン磨齒
こそ右の三條件
に撓まざる努力
と研究を拂つて
居ります。

へままへ

へ設建美肌素の康健

部 * 貨 * 雜



簡易生活

必需品の卸

日用品

雜貨

小間物

の御用命は
傳統の店へ

本舖・東京株式会社 近源商店

洗顔後に
湯上りに
ヒゲソリ後に
お寝み前に



肌への榮養にノ

ハチマクリ



本 舖

店 商 慶 庄 會 株
社 式

目丁一十西條十南市祝札・所張出・〇二一町田市臺仙・店支・目丁一町戸龜區東城市京東・店本

界業の闘敢々黙

大東亞戰爭はこゝに第三年に突入した。昭和十六年十二月八日、今次聖戰の大詔を拜してより一年、その間、皇軍の齎せる戦果は、劈開、彼の歴史的眞珠灣頭の大戦捷を初めとして西南太平洋の陸、海、空を制して剩すところなく、ヒリツピン、蘭印、ビルマの各占領地域は早くも復興獨立の意氣燃え上り、東亞新秩序の建設はタイ國並に佛印の支援、及び帝國と同心一體の盟を結ぶ滿洲國並に中華民國國民政府の協力とともに、開戦第二年にして早くもその緒に就かんとしてゐるのである。

大東亞共榮圈確立の大理想は、八紘一宇の大精神に基くものであつて、言ふまでもなく東亞諸民族の共存共榮を圖るにある。その爲には東漸百有餘年に及ぶ歐米列國の東亞に於ける諸勢力を抜き、その壓政を排除して、東亞民族の大東亞に復歸せしむることこそ、第一の必須條件であり、歐米勢力の掃蕩なくして東亞の安定と繁榮は期し得られないのである。

帝國積年の努力は遂ひに此の大理想に向つて巨大なる歩みを起したのである。然かも皇軍の一度び起つや、戦ひて取らざるなく、攻めて陥さざるなく、而して戦火鎮まるや直ちに原住民と手を取り、その協力を得て新秩序の建設に邁進せる姿は、眞に世界の驚嘆に値ひするところであらう。

斯くの如く南方に於いて一面戦争、一面建設の歩みが進められつゝあるに呼應して、國內體制は文字通り決戦體制の確立に着々として諸般の施策を進め、官民協力のもとに一糸濫れざる新體型を整へ、も早や前線銃後の區別なく米英撃滅の一途に向ひ、傲れる米英の物資力に對すべく、國內生産の増強に總力を結集するに至つたのである。

翻つてわが小間物化粧品業界の一年を回顧すれば、政府の施策に對し、自己を空しふして協力これ努めたるの一年であつたといへるのである。即ち勞務、重要物資の供出、物品税の増徴、配給機構の整備、商業再編成への準備等々、枚擧するに遑なき程であるが、就中、商業再編成に關しては今後の努力に俟つべきものとして、昭和十八年に期待されるころ妙しとしない。併して業界自身の經營は如何であつたかと云ふに、人力の不足、原料資材の入手難、その他種々の障害は重疊して、生産部門の苦心慘愴は言語に絶するものがあつたと云ふも過言ではあるまい。これに對する配給部門も亦同一の艱苦を克服して戦ひつゞけて來たのであるが、その努力は皇民商業者たるの自覺と、前線將兵の辛苦を偲べばこそ耐え抜き働き抜かれたものと云はれるのである。

昭和十八年の業界は斯くて黙々敢闘の四字に盡きるの一年であつた。而して米英撃滅の日まで、斯かる敢闘態勢を持續すべく決意せる業界であることは疑ひを容れぬところであらう。

業界一年史

昭和十六年十二月八日こそは、世界の歴史を轉換せしめた大いなる歴史の日であつた。此の日澳發せられた米英に對する宣戰の大詔は、われら國民をして四天一時に齎るゝの思ひあらしめ、一億總進軍の歩武は一段と力強く踏み固められたのである。

頑迷なる重慶政權に戈を採つてより五年、われ等はその背後に控ゆる敵性國家群の支援使曠に滿腔の憤激を抱いてゐたのであるが、第二次近衛内閣の米國に對する努力は寸毫も酬はれず、これを繼承して起つた東條内閣も來栖大使を派して米國との折衝に當らしめたのであつた。然るにその結果は却つてABC D包圍陣の強化となつて現はれ、我が國に對する威嚇の陣營は日一日と堅められんとしつゝあつた時、畏くも宣戰の大詔を拜するに及び、こゝに一億國民は澗然と進路開かるゝの思ひがあつたのである。

大東亞戰爭緒戦の戦果は、昨日の出來事の如くにわれらの腦裡に刻まれてゐる。開戦劈頭、眞珠灣頭に米國太平洋艦隊を覆滅せしめマライ沖に於いては英國東洋艦隊の主力艦二隻を潰滅せしめたのを初めとして、香港を屠りフィリッピンを讖定し、マライ作戦の展開ボルネオ、スマトラ、ジャワの席捲を終へ、半歳を出でずして反樞軸國家群の東亞に於ける侵略據點は悉く壊滅せしめらるゝに至り、大東亞共榮圈確立の軍事工作は早くも第一段階を劃するに至つたのであつた。

宣戰の大詔を拜するとともに、決死奉公の決意も新たに發足した東條内閣は、諸般の政策に入面六臂の活躍を爲し、まづ政治新體制の確立に向つて力を濶ぎ、支那事變前の選出にかゝる衆議院議員の改選を行つて強力議會の確立を實現し、同時に近衛内閣當時よりの懸案たりし大政翼賛會の強化、翼賛政治會の結成を了へ、舉國的政治體制を完成するに至つた。次いで、新體制の根幹を爲すものとして唱導されること久しきに及んでゐた官界刷新に就いては、英斷を以つて行政の簡素化を實施、その再編成を斷行した。

大東亞戰爭緒戦の戦果を收むるや、國民はこゝに一面作戦、一面建設の實相を認識するに至つた。長期戦に備ふべき第一義的のものは國家財政の堅固さである。即ち東條内閣は戦費の大膨脹に備へて直接税並に間接税の大増税を斷行、その見込額は間接税六億三千五百萬圓、直接税十一億五千二百萬圓、その他煙草、郵税、鐵道運賃等の値上げによつて二十億圓を超える國民負擔の増大を爲し、議會はこれに些かの削減を加へることもなく通過せしめて、舉國の結束ぶりを示した。

一方、經濟新體制の強化推進に對しては、その根幹的機構として重視される重要產業團體令による統制會の結成は、昭和十六年十月の第一次指定において七業種、十二部門に統制會の設立を命じ、次いで一業種を追加、十七年七月の第二次指定には六業種、九部門を加へ、合計十四業種二十二統制會が結成を完了し、重要産業の殆んど凡てが運営増強を期待する體制を固めた。而して此の統制會中に

は業界關係產業としては油脂統制會の結成を見たることは周知の如くである。

業界として最も注視されたるもの、一には中小商工業の再編成があつた。これは實に長年月のあひだ論じ盡された問題であつたが、長期戦を戦ひ抜かんが爲には、その解決は焦眉の急を要するものがあるところから、政府は中小商工業の整理統合を急速に實施すべく決意し、三月十日、中小商工業の再編成に關する基本方針を決定するとともに四月二十一日には小賣業整備に關する方針をも決定してその促進に拍車をかけた。

又一方、經濟動員計畫は此の年に於いて著しく増強され、新情勢に即應する物資動員計畫に續いて第二次生産擴充計畫が策定され更に資金統制計畫、貿易計畫、及び勞務動員計畫を擴充した國民動員計畫、電力動員計畫交通動員實施計畫の外、新たに生活必需物資綜合計畫を加へて國家計畫は八種に上り、ここに大東亞戰爭遂行に伴ふ國家經濟總動員態勢はほぼ完璧を期し得るに至つたのである。纏つて昭和十七年の業界を回顧すれば、國內決戰體制の確立に伴ふて、各種の統制は業界に及ぼすところ尠からず、電力制限、勞務供出、運輸機關利用の梗塞、各種物資の入手

難、直接税並に間接税の大増徴、廣告税の創設、重要物資の供出等々、枚擧するに遑なきほどであるが、これらの條件は業界の經營上と言ふべからざる不自由と制約を齎したのであり、決戰下の銃後産業としては何れもこれを甘受しなければならず、業界は寧ろこれに對して積極的協力を惜しまなかつたこと云ふまでもないところであつた。

而して小間物化粧品界を通じて最も業者を悩ましたものは、原料資材の入手難であつた。兩業界ともに主要原材料の殆んど凡てを統制物資として管理せられてゐるため、これが代用品の探求に懸命の努力を惜しまなかつたのであるが、代用品と雖も容易に入手出来難い状態に立ち至りつゝあつた爲、業界の苦心は並々ならぬものがあつた。昭和十七年の頭初、南方占領地域よりの物資輸入を期待せるは獨り業界のみに限るわけではなかつたが船腹不足と軍需物資の優先輸送から、内地の一般生産界を喜ばせるやうな結果を期待することは出来ず、却つて國內充足、内地資源開發の方向に向ふとともに、凡ゆる物資の消費規正を強化されねばならぬ状態に立ち至つた。この爲め業界は未だ曾つて經驗せざる苦心を重ねて、許されたる範圍と條件の下に、

能ふる限りの商品を供給して來たのであるが總體にその生産減は免れず、販賣界も亦これが爲め積極性を失ひ、惡條件を克服しつゝ業界の推移に足並を揃へるより外なかつた。

化粧品界に於ける工業組合を中心とする原料對策、或ひは硝子容器の規格單純化、陶磁器容器問題、小間物界に於ける生産配給統制協議會の活躍等は、此の間の消息を傳ふるものであつて、その一年史はまさに業界の苦闘史とも云ふべきものであつた。

次に中小商工業の再編成は、政府が最も意を注いだ問題であつたが、その前提を爲す企業許可令並に企業整備令の公布は、業界に對しても大きな刺戟を與へずにはおかなかつた。纏ては來るべき問題として業界の決意は確固たるものがあるのであるが、業界に於いては石鹼工業とその配給組織が完全に新機構に移行せるのみであつて化粧品界小間物界にはその具體的現れを見るに至らなかつた。斯くて昭和十七年の業界は多事多難、大東亞戰爭完遂の國家目的と、商業翼賛の新理念を逸脱せず、烈々たる報國精神と、確固たる皇民商業者としての決意を以つて黙々敢闘、光輝ある業界の傳統を保持しつゝ、一年の歴史を閉ぢたのであつた。

業界に於ける諸問題

昭和十七年の業界は、大東亞戰爭第一年の緊張した空氣の中に終始したが、その當初に於いては洞濁低迷せる國際關係を一拭する米英撃滅の大詔を拜し、次いで西に南に皇軍の齎す大捷報に、鬱積せる氣分は一時に雲散霧消して豁然、洋々たる前途を望むに至り、業界もまた是れを反映して大いて積極性を發揮、然かも物品税の大増徴、商業再編成の進捗、統制諸物資の範圍擴大、配給量の減少等と抗しつゝ、第三次ソロモン海戦以後は倣米の生産力を睨んで此の戦ひ勝ち抜かずむば已ますの意氣に燃えて、幾多經營上の困難支障を克服、職域奉公の至誠に一貫して來るべき年に備へたのであつた。

企業許可令 公布を見る

長期決戰體制確立の一環としてその實現を要望されてゐる商業再編成は、これが根底を爲すところの營業の自由性によつて著るしくその進行を阻害されるところから、政府に於いては營業免許制を第七十八議會に提出されるものゝ如く傳へられつゝあつたが、昭和十六年十二月十一日に至るや、電撃的に企業許可令を公布するに至つた。これは總動員法第十六條及び第十六條の三に基づいて公布され

たもので、從來の所謂營業免許制が業者の自衛的要求から提唱されてゐたのに反し、今回企業許可令は全く産業再編成の爲の事前の措置として公布されたもので、其處に根本的に大なる相違があり、言はず新規開業のストツプ令とも云はれ、次に來るべき企業整備の豫備工作とも見られるものであつた。

この企業許可令の規ひは

- 一、國民經濟の總力發揮に資するため企業の整備統制の基礎を確立すること
- 二、勞務動員計畫の圓滑なる遂行を助けること

の二點にあり、その全文は別項「法規法令」

欄に掲ぐる通りである。政府はこれが運用に當り大要左の如き方針によるべき旨十二月十日地方長官に於いては昭和十七年一月十二日、濱町の日本橋俱樂部に企業許可令解説會を開催商工省より小出事務官、警視廳より松本警部日本橋區役所より伊藤經濟課長の三氏を招いて業者の認識に備へ、大いなる成果を收むるところがあつた。地方長官宛の通牒全文如左。

一、事業の開始、委託その他に付ては原則として一應全面的に不許可の方針を堅持し、特に許可をなす場合には之を例外的取扱となすこと

- ① 許可をなす當りては、國土計畫、企業整備計畫及び生産力擴充計畫等の客觀的條件を基礎として適正を圖ること
- ② その他申請者の知識經驗技能資力等の個人的條件をも併せて斟酌すること
- ③ 經濟統制法令の違反者に對して許可をなさざること

④ 事業指定の際現に事業の開始又は設備の新設擴張若ば改良等につき準備に着手せるものに對してはその程度により實情調査の上相當程度進捗せるものに就いて許可するも差支へなし

二、事業の開始に關する方針、開始は事實上の開始を意味し工業は現實に加工生産又は修理をなし得る状態に至りたる時に商業は現實に物品の販賣をなし得る状態にあることを指し、その許可は次の方針による

- ① 鐵業及び工業にありては原則として生産力擴充計畫又は國民生活上必要かくべからざるものにして、政府の指示又は行政官廳の認定に基き必要と認めたる以外は許可せざること
- ② 商業にありては原則として全面的に許可をなさざること
- ③ 商業組合、工業組合及産業組合等の事業に對しても一般營業と同一の方針なること
- 三、なほ許可標準としては次の如き項目がかかげられてゐる。即ち
- ① 行政官廳の指示又は指導による企業整備計畫に基き企業の間を爲すため必要な場合
- ② 工業の地方化に依り新規事業の開始を必要とする場合
- ③ 軍人遺家族及び傷痍軍人にして他に適當なる生計の途なきため自活を圖るに必要なる場合

業 界 一 年 史

要なる場合

- ④ 事實上相續に準すべき場合（例へば夫婦間の營業承繼）にして被承繼者が完全に廢業する場合
- ⑤ 發明又は考案の工業化により新興産業として保護助長を必要とする場合
- ⑥ 新興都市の勃興等により特に新規配給機關の存在を必要とする場合
- ⑦ 同一又は同一經營系統の事業に引續き十年以上勤務する者にしてその事業と同種の事業を開始せんとする場合
- ⑧ 時局の要請により行政官廳の指導斡旋により轉廢業をなしたるものにして經濟情勢の變化により原業に復歸せんとする場合
- ⑨ その他主務大臣が業種別に特に指定したる場合
- 四、但し前各項の許可には左の條件が附帶してゐる
- ① 行政官廳の企業整備方針を全面的に遵守すること
- ② 許可を受けたる軍の取扱物資以外の取扱をなさざること
- ③ 一般消費者及び關係業者の公正なる利益を害せざること

④ 正當の事由なくして六月以内に事業を開始せず又は引續き六月以上その事業の全部又は一部を休止したるときは許可を取消すこと

五、事業の委託に關する方針
イ、許可方針

- ① 鐵業及工業に在りては生産力擴充計畫の急速なる遂行並びに受託者の特殊能力を斟酌して特に必要と認める場合に限り許可すること
 - ② 商業に在りては原則として事業の權利化並びに徒食の傾向を抑制するため許可せざること
 - ロ、許可は左の標準によること
 - ① 軍人遺家族、傷痍軍人にして自ら事業を行ふことを得ざる場合
 - ② 應召、長期に互る疾病又は不在（正當の事由ある場合に限る）の爲自ら事業を行ふことを得ざる場合
 - ③ 受託者の知識、經驗、技術及び資力が委託者のそれに比し遙かに優秀なる場合
 - ④ その他主務大臣が業種別に指定したる場合
- 六、設備の新設擴張又は改良の許可に關する件

イ、許可方針
工業及び倉庫營業等に在りては生産力擴充のため緊要なる場合を除き原則として許可せざること

ロ、許可標準

① 行政官廳の指示又は指導により生産力擴充又は經營の合理化を圖るため特に必要なる場合

② 軍人遺家族、傷痍軍人にして作業能力の低下を補ふため改善を必要とする場合

③ 災害又は腐朽のため設備の復舊を必要とする場合にして當該事業の維持を適當とする場合、但し復舊の範圍を超えざること

④ その他主務大臣が業種別に特に指示した場合

組合記念青 年團生まる

東京同業組合では紀元二千六百年の意義ある年を記念すべき事業として記念青年團の結成を決議、種々準備を重ねてゐたが、その機熟して十二月十二日、九段の軍人會館に結成式を舉行した。その趣旨とするところは業界

の中堅青年を結集して、次代の業界擔當者としての實力及び性格の完成に努むるとともに職域精神の昂揚に努むるにあり、恰も十二月八日、今次大東亞戰爭宣戰の大詔を拜して業界青年の意氣頓に揚り、その決意は發會式當日行はれたる左の宣誓にこれを窺ひ知ることが出来る。

一、われ等團員は、業界を一つの字とする兄弟である。大愛協和の精神を以て同志結集の要諦とする。

二、われ等團員は、業界の戦友である。出でては一死國難に殉じ、入りては粉骨、職域に奉公する。

三、われ等團員は、業界の淨火である。烈烈たる熱意と力とを以て新商道の實踐に邁進する。

斯くて結成式を終るや、一同隊伍を整へて靖國神社に參拜、護國の英靈に跪いて大東亞戰爭必勝祈願を爲した。記念青年團は業界最初の青年の團體としてこゝに意義ある發足を爲し、その將來に嚮望されるに至つた。青年團の役員として就任せるは左の諸氏であり、團長は結成當時前組長の小林富次郎氏が就任されたが十七年四月、同業組合役員の改選とともに現組長の板倉安兵衛に代つた。

團長 板倉安兵衛
副團長 天野源七
同 伊東榮
幹事 伊東榮

東野芳一 高橋實
中村重雄 額賀誠
吉田保章 森本郁雄
鈴木堅一 森正三
柳澤義朗 中原新介
塚田要三 鳥海啓太郎
參 與 日南田慶富

鐵製品の猶

餘期間延長

昭和十六年九月二十二日公布、同二十五日より實施された鐵製品製造制限規則により、十六年十二月二十五日を以つて以後販賣禁止となるべき業界關係品に就いては、深く注目されてゐたところ、十二月十七日、商工省では各地方長官に通牒を發して右在庫品を調査するとともに、百品目ほどの物品を指定して昭和十七年十月六日までの販賣を認められることになつた。この中業界關係品としては

▽帶留及び帶挾▽蚊遣器▽髮飾品▽霧吹器

(香水吹金具を含む)▽コルセット用金具
▽尾錠ボタン▽カフスボタン▽カラー止及
カラーボタン

以上の商品が指定され、齒ブラシ入、楊枝
入、燐寸容器等は延期を認められないことになつた。又、化粧品或ひは齒磨等の容器にしても、容器そのまゝであるものに就いては二十五日を以つて販賣出来ないことになり、但し内容を詰めて一個の製品として完成してあるものは本規則には觸れず、従來通りの販賣を許された。又、ハンドバッグ金具も製品として完成してゐるものは同様の措置が採られた。

東京組合出 征勇士慰問

十二月八日の大詔喚發とともに暴戾極まりなき米英に對する憤激は火と燃え、一億總進軍の決意は國民の眉宇に深く刻まれるに至つたが、われ等銃後にあるものの夙夜忘れてならないところのものは前線にある皇軍將士の辛酸勞苦である。東京同業組合は過去三ヶ年に互つて業界出身の前線將士の勞を犒ふべく慰問袋を送つて來たが、此の年も十二月八日

の感激も新たに、十二月十二日開催の組合役員會に於いて第四回出征勇士慰問の計畫を決議、全組合員の熱誠による贖金を得て、北に南に戦へる業界勇士を慰問し、又、護國の英靈を出した遺家族を親しく見舞ひ、白衣の勇士はこれを軍病院に慰問して再起の日の早からむことを祈つた。又、本年からは記念青年團が慰問計畫の實施に際しての一切を奉仕した。

貿易業の整 備要綱出づ

大東亞戰爭の勃發を契機として、わが國の貿易政策は滿洲、北中支、佛印及び泰並びに今後逐次擴大さるべき南方諸地域との圓滑なる物資交流を企圖する方向に轉換しなければならなくなつたので、これが根本を爲す貿易業の整備を必要とされるに至り、商工省では昭和十六年十二月二十二日、貿易業整備要綱を貿易局長官名を以つて地方長官及び關係團體に通牒した。整備の基本方針は新たな貿易機構に即應するため、約二千名に達する貿易業者の七割方を整理して業界を強固にすべく計畫を進められるに至つた。整備要綱は如

左。

- 一、第三國向輸出業者の規模を左の基準以上で達せしめるため企業合同を勧奨す、(イ)綜合基準昭和十四年及び十五年の年平均第三國輸出實績(佛印及び泰向實績を含む)五十萬圓を最低限度とす(ロ)商品別基準、前項の基準に拘らず、商品群別に一定基準(二、三十萬圓見當)を認むること(ハ)特定市場のみを相手とする輸出業者については前二項の基準に拘らず、必要に應じ之を認めらる
- 二、圓域向貿易への參加の割合は統制商品別にその計畫總額の六割を従來の圓域輸出實績者に割當て、二割を第三國輸出業者に左の方法で割當てる(殘餘の二割は申請割當とす)(イ)當該業者の第三國輸出實績(佛印および泰輸出實績を除く)に比例し按分割當をなす、佛印向代商行商社についてはその代行を商品に關する限り圓域輸出への介入より除外す(ロ)前項により圓域輸出に介入すべき物資は現地開發用資材、組合または會社輸出、代行輸出をなしたるものを除きたる物資とす

企業許可令 と小間物界

企業許可令は昭和十六年十二月十一日公布され、昭和十七年二月十一日を以つて指定事業の報告を締切られることになつたが、許可令中には「小間物」の名稱が指定されず、而もその關係する部門が廣く、業者はその報告に迷ひ、當然問題とされるに至つた。

試みに小間物業者の取扱商品を資材別に分類してみれば

【製造の部】 ゴム製品、セルロイド製品、合成樹脂加工業、ガラス製品製造業、革製品製造業

【卸賣の部】 ガラス製品卸賣業、文房具卸賣業、玩具類卸賣業、時計又は眼鏡卸賣業、擬革製品又はヴァルカナイズドファイバー製品販賣業、革製品卸賣業、ゴム製品卸賣業

【小賣の部】 糸、針、卸等裁縫用手藝用品小賣業、洋品及び服裝雜貨小賣業、牛襟細貨小賣業、荒物小賣業、紙製品小賣業、文房具小賣業、玩具類小賣業、貴金屬又は寶石類小賣業、靴襪類小賣業、時計又は眼鏡

小賣業、珊瑚、眞珠又は鼈甲小賣業、革製品小賣業、ゴム製品小賣業

以上のうち小賣關係は細かく業種が擧げられてゐるので問題はないが、製造及び卸賣業者となる指定業種は一部分にとゞまり、業者はその措置に窮する有様であつた。小間物界ではこれに對處するため一月二十一日、四大都市小間物雜貨卸商業組合聯合會を東京に開催し東京、大阪、京都、名古屋の各組合理事長參集のもとに、指定事業中に「小間物卸賣業」及び「小間物小賣業」の業種目を追加指定されたしとの運動を起すことに一決、その理由を詳述せる建議書を商工省振興部に提出したが、當局としては「何の業種に當て嵌めればいゝか不可解なもの強ひて報告するには及ばない、指定事業に入つてゐないことは自由に開業し、又自由に製造しても差支へないことになるのであるから、業者としては寧ろ有利ではないか」との意向を表明、遂ひに業界の建議は容れらるゝところとはならなかつた。

纖維製品の 切符制採用

纖維製品の全面的消費規正を目的とする所謂衣料品の切符制は、總動員法による物資統制令に基き纖維製品配給消費統制規則として一月二十日公布、即日實施となつた。實施に際しては在庫品の調査や衣料切符の配布等があるため、一月中を準備期間として一切の纖維製品の販賣を停止せしめ二月一日より施行された。

この規則は纖維製品配給機構の全面的再編成並びに消費規正を規定されたもので、それまでも輸出入品等臨時措置法に基く商工省令纖維製品配給統制規則により勞働作業衣、嬰兒用品、手拭等には切符制を採用してゐたが部分的個別的處置を以つてしては新事態に對應することが出来なくなつたので、國民の最低消費を規正するとともに配給の公平を期せられたものである。この規則は差當り日本内地のみを對象として朝鮮、臺灣、樺太、關東州の外地には適用されない。

この規則によつて小間物關係で指定された商品は如左。

【和服類】 伊達巻、伊達締

【肌着及び身廻用品】 手袋、肩掛、首巻（ネツカチーフ及びスカーフを含む）牛襟、帶揚、抱き帶、シゴキ、帶締、腰紐、ハンカ

チーフ、袖、袖口

【家庭用品】 縫糸、手編糸

以上の如くであつて、乳バンド、コルセツト、ヘヤネット、リボン、羽織紐、袋物（財布、ハンドバッグ）等は除外された。

商工省第三

回商業調査

資源調査法に基き昭和十四年九月八日、商工省令第四十八號を以つて公布された商業調査規則に基く商業調査は、例年二月を以つて實施されて來たが、昭和十七年度の調査も前年度末を以つて二月末日までに各區役所經濟課宛に報告書を提出した。その概要は大體前年と大差なく左の如きものであつた。

①調査の目的 我が國の商業者の經營狀況及び物資配給の機構を考察して、戦時下に於ける配給機構の整備商業再編成の資料たらしめようとするものである。

②調査の對象 本調査の對象即ち報告義務者は卸賣業者とする者である。この場合の卸賣業者とは「一定の營業所を有し自己の名を以て國內に於いて物品の仕入販賣をするものであつて販賣の相手方がそ

の物品の消費者でないもの」を指す。換言すれば他より商品を仕入れて加工せずその儘消費者や製造業者でない者（即ち販賣の相手方もその商品に手を加へずその儘で賣る者）に販賣する業者が、この調査で云ふ卸賣業者である。なほ卸賣を本業とする以外に製造、加工、貿易などを兼ねる業者も調査の對象となる。

③調査事項 營業所名、電話番号、營業所在地、本支店別、企業組織、卸賣先兼業關係、業種、營業資産總額、營業負債總額、従業者數、營業收入額、仕入價額、營業費總額、手持品價額、商品別仕入商品卸賣額

④調査の秘密保持 この調査は秘密事項を報告するものであるから、内容は絶対に他に洩らさぬことになつてゐり、統計以外の目的には使用出來ぬ規定である。なほ虚偽の報告は嚴罰に處される。

⑤その他の注意事項 提出期限は二月末日であるが、調査票が到達次第記入の上折返し返送せられたい。若し期日までに提出しないと罰を受けることになる。

帝都業界十

三萬圓獻金

大東亞戦争下、駑捷の春を迎へた帝都業界では、赫々たる皇軍の戦果に應へ、業界の赤誠を披瀝すべく獻金の議を練りつゝあつたが一月十二日緊急役員會を日本橋俱樂部に開催して「皇軍將士に對する感謝」の件を上程したる上

決議

忠誠勇武なる皇軍將士に對して深厚なる感謝の意を表す

昭和十七年一月十二日

東京小間物化粧品卸商同業組合 右の決議を爲すとともに「國防獻金に關する件」を決定、同日引つづき開催された組合主催企業許可令解説會の席上に於いてこれを發表の上、直ちに全組合員に通達せるところ絶大なる反響に迎へられて帝都業界人の赤誠は實に十二萬九千五百六十八圓五拾錢に達したので組合首脳部より成る特別委員たる

組長 小林富次郎

副組長 田中吉兵衛

副組長 安藤福太郎

副組長 天野源七
會計監督 長瀬富郎
會計監督 森本善七

以上の六氏は二月十日午前十時、まづ陸軍省に出頭して總額を折半せるものを獻金、續いて海軍省を訪ひ、鹿内少佐に面接して同額獻金手續を完了、業界史上曾つて見ざるの大成果を収めた。

大阪業界も 四萬圓獻金

大阪化粧品界に於いては、十六年十二月十九日開催された緊急組合會に於いて軍用飛行機獻納資金並に陸海軍恤兵金募集の計畫を決議し、直ちに募集に着手せるところ、新春とともに組合員の申込み殺到し一月十五日の締切までに三萬六千二百三十三圓に達したので翌十六日、副組長桃谷順一、同西村新八郎、評議員水上政勝の三氏は石川理事を帶同、大阪師團司令部を訪問して金一萬圓の獻納手續を爲し、翌十七日には大阪海軍人事部を訪れ同じく一萬圓を獻金したが、組合員の赤誠は締切後も殺到し來つたのでこれを受け、二月十六日を以つて遂ひに四萬圓に達するに至

り、同様獻金の手續を完了した。

化粧品工聯 の實績調査

日本化粧品工業聯合會では、原材料配給上の資料として昭和十三年度より昭和十五年間に至る過去三ヶ年間の化粧品實績調査を行ひ、原材料配給の査定基準として來たが、新年度たる四月よりの配給基準に資すべく、昭和十六年度上半期(自四月至九月)の實績調査に着手した。その構想は昭和十七年度上半期に於いては昭和十三年度下半期より昭和十六年度上半期に至る三ヶ年の實績、又昭和十七年度下半期に於いては昭和十四年度より昭和十六年度に至る三ヶ年間の實績を資料とせんとするもので、一ヶ年間を二期に分割する方針のもとに傘下各工組の手を經て調査を行つた。調査要綱如左。

- ① 物品稅納稅額に基づく製造實績として申告し得るものは、自家製造に係る商品のみとすること。
- ② 未納稅移出額として申告し得るものは委託を受けて(下請して)製造せる商品と、未納稅移出手續により委託者に移出

したる製造實績に限ること。従つて壘に充填又は包装を施して未納稅移出するもの、言ひ換へれば製造場を有せざる營業者の移出に係るものはここに云ふ移出實績にはならない。

- ③ 圓域向及び第三國向輸出額は申告者の直接輸出たると輸出代理業者を經由する間接のものたるを問はず自家製造に係る商品の實際の輸出實績を記入すること。

なほ、本調査にはその申告實績を立證するものとして左の各號に該當する書類を添付すべきことになつてゐる。

- イ、物品稅納稅額にあつては所定の様式による所轄稅務署の奥書證明ある書面即ち物品稅納稅額證明書
- ロ、未納稅移出額にあつては所定の様式による申告書即ち未納稅移出高明細表
- ハ、圓域向及第三國向輸出額にあつては所定の様式による申告書即ち輸出高明細表

店頭行列の

防止を通達

生活必要品の相次ぐ消費規正實施から、品

不足を告げつゝある石鹼にも切符制の實施を豫想して、需要家は一月中旬頃から東京市内小賣店は勿論、卸屋の店頭にも行列を爲すに至つたので、警視廳當局は東京同業組合に對し行列解消の措置を命じ來つたので、組合では左の如き通達を全組合員に配布して、業界店としても當局の方針に順應して行列賣を爲さざるやう協力するとともに、需要家にも石鹼切符制實施なる流説の當時としては無根なることを徹底せしめるやう注意を喚起した。同時に石鹼工聯からも同様の趣旨を製造家に對して通達した。

店頭行列防止に付き御協力の事

最近石鹼にも切符制を實施せらる可しの無根の風説を流布するもの有之候爲め、市内に於ける小賣店頭のみならず、遂に卸店の店頭にも行列を見るに至れるは誠に遺憾至極のことに有之、警視廳に於いても嚴重取締りを勵行す可き旨警告有之候に就いては

一、此際切符制の無根なることを需要者に徹底せしめ

一、店頭には絶対に行列せしめざるやう御注意の上、配給業者としての使命に鑑み需給の圓滑適正化を圖らるゝとともに、

銃後の市場強化に御協力願上げ度く、取
急ぎ御依頼迄如斯御座候

香油罐のり

ンク制採用

化粧品容器の回収は事變以來業界の問題となつて來たところであるが、量り賣香油罐は鍍金製であつて、鐵製品製造制限規則の公布以來新規の製造は禁止されてゐるので、業界としては故罐の保存に留意するとともに、リンク制を採用するに非ざれば今後の取引は事實上不可能となることから、東京髮油製造組合では一月以來委員を擧げて研究の結果、二月六日の委員會に於いて左の方策を決定、各取引先に通達して率先して容器のリンク制を採用するに至つた。要項如左。

一、量り香油の生産を確保する爲め爾今取引に際しては總て故罐のリンク制を實施すること

二、これが爲め従來の價格より十五錢安く取引すること

三、注文に際し故罐の送附なき場合は絶対に出荷せざること

四、故罐に對する取扱上の注意を喚起する

鐵製品特免

小間物許可

鐵製品製造制限規則により昭和十六年十二月二十五日以後販賣禁止となつた商品のうち一部特免の許可があり、昭和十七年十月六日まで販賣が認められることになつたので、東京組合では當局の指導に従ひ組合員に各自の手持數量を申告せしめてゐたが、九十二名の組合員から申告があつたので、一月二十日東京府知事あて許可の申請を爲したところ、二月六日附を以つて特免許可の指令があり、特免證紙の交付を受けて各組合員に配布したがその總數は四百萬個に上つた。内譯如左。

- ▽帶留及帶挾三十六萬四千五百三十二個
- ▽髮飾品三百十九萬九千四百二十五個
- ▽アローチ二十萬四千六百二十二個
- ▽安全剃刀ホルダー及容器五萬九百二十四個
- ▽尾錠二十九萬四千個
- ▽カフスボタン百六十八個
- ▽カラーボタン六千二百二十一個
- ▽コイルセツト用金具九十五個
- ▽徽章二十一萬九千個
- ▽バンド用金具三萬五千五百八十個
- ▽蚊遣器六萬一千六百七十七個
- ▽霧吹器九百十六個

▽以上合計四百三十四萬六千七百個

和装細貨類

に公定價格

小間物界に一分野を占むる和装細貨類のうち、襦袢袖地、袖口、帶揚、腰紐、裾除け、和装スカート等五十八品の公定價格は、商工省告示第百六十五號を以つて二月十四日公布即日實施された。その内容は何れも原價計算によつて價格が決められ、各府縣の纖維品査定委員會が仕上から染色まで嚴密に査定して粗悪品や不良品は一定率によつて價格を引下げられることになり、從來の停止價格や地方公定價格よりは總體に二割方の安値となつた。業界關係品の主なるものとしては腰紐、角かくし等で、纖維品を主とする業者及び都下の小賣業者に直接の關聯を持つた。

工業用綿縫

絲追加申請

配給統制を實施されてゐる工業綿縫糸は、東京府綿縫糸配給協議會より東京同業組合が配給を受けて申請組合員に割當て來たが、東

京府協議會からは更らに、工業用綿縫糸を使用してゐながらどの組合からも交付を受け得ない向きがあれば二月二十八日の締切を以つて追加申請を認めるといふ達しが東京同業組合にも來たので、組合では

一、所有のミシン機械臺數及び機械種別、記號番號

一、綿縫糸を使用して製造中の製品名

一、昭和十六年一ヶ月年間の右生産數量

一、一ヶ月平均所要量

以上の各項について申告洩れの組合員より報告を受け、追加申請の手續きをとつた。

新嘉坡陷落

業界の祝賀

英國東亞侵略の據點としてその難攻不落を誇つてゐたシンガポールは、昭和十七年二月十五日、遂ひにわが軍門に降つて大東亞戰爭緒戦の戦果は華々しい一段階に到達、二月十八日は戦捷第一次祝賀日として國を擧げての慶祝に湧き返つたが、帝都業界では二月二十日、日本橋俱樂部に於いて感激の祝賀式を舉行した。祝賀式は東京小間物化粧品卸商同業組合、東京小間物化粧品商業報國會、東京組

合記念青年團共同主催のもとに行はれ、八百名に餘る組合員出席のもとに小林同業組合組長初め各團體代表の感激にあふるゝ挨拶あり出席の全員は小旗を手にしてシンガポール陷落萬歳を唱和、聖壽の無窮と皇國の必勝を祈念して未曾有の盛會を極めた。

日刊商業新

聞遂に廢刊

大阪に本社を有する日刊商業新聞は、創刊二十周年、日刊躍進十年、紙齡三千號を迎へたのを機として二月二十五日號を以つて卒先廢刊に決した。これは新聞統制の趨勢に鑑みたる山中社長が、用紙の節約、廣告の不用を痛感し、豫て一業界一機關新聞の理想を抱けるところに向つて敢然挺身せるもので、同社では大阪、東京兩地に於いて有力業界人を招いて解散の決意を發表し「業界二十年史」の出版を以つて業界に訣別した。

小間物需給

統制協議會

小間物界は複雑な商品の種類を持ち、その

資材を分類すれば多方面にわたつてゐるため、資材別配給統制機構が確立されるに従ひ、小間物界はその何れにも屬せず、資材の配給を受くべき團體への所屬に迷ひつゝあつたが、二月から實施された纖維製品配給統制規則の公布により小間物界は自個の綜合的業態に鑑み、これに對處するために全日本を地區とする小間物雜貨需給調整協議會を設立し、各資材に應じてそれ々の團體より配給を受けこれを全國の小間物業者に配給する方策をとらなければ、纖維品の如きは目前に於いて呉服屋の部門に商品を奪はれんとする危機にさへ逢着するに至つた。此の爲め四大都市小間物雜貨商工組合關係者たる

- 【東京小間物雜貨卸商組】 天野源七、小山平藏、飛川源吉、森本善七、鈴木新吉、後町禎一、栗木昇一、天野利助、日南田慶富
- 【東京金屬小間物工組】 柳澤常吉、後藤昌弘、吉村安太郎、山本三之助、酒井三郎
- 【東京パフ工組】 河合仁平
- 【東京手藝裁縫卸商組】 關日次朗
- 【東京セル工組】 小林正義
- 【大阪裝身具卸商組その他】 所庄五郎、清水清、石丸大吉、菅野誠七、谷重信、門田信喜

【日本整髮具工組】 吉兼留藏
【愛知小間物雜貨統制聯盟】 伊藤賢祐、加藤憲史
【名古屋】 大野喜助

【京都小間物卸商組】 今西彌三郎、笹江幸知
【京都小間物雜貨工組】 青木修三

【京都】 宮川菊太郎、玉谷信太郎
以上の代表者らは二月九日東京組合に會合

商工省振興部商務課山田係官の臨席を得て官民懇談會を開催、當面の問題として纖維布帛材料を小間物界に流して貰ふ途として前記協議會の設立を認められたき意嚮を表明せるところ、係官もこれに對して業界の意嚮に沿ふべき旨の意志表示があつたので、業界代表は更に運動を繼續し、商工省纖維局、日本纖維需給調整協議會とも折衝の上、二月二十五日京橋三原橋際の纖維需給調整協議會の第三分室に於いて官民懇談會を開催

【商工省纖維局】 近藤事務官、山下技師、白須技師、加藤技師
【纖維需給調整協議會】 藤島良輔、清水主事

【日本小間物雜貨需給調整協議會】 ▽東京 天野源七、飛川源吉、小山平藏、金子久治

半澤巖、島田進、▽大阪 清水清、福田源造、谷重信、森田伍郎、今井皓介、門田信喜、▽京都 笹江幸知、▽名古屋 伊藤賢祐、奥村昌介、加藤憲史

以上の諸氏出席のもとに懇談をなしたる結果、當局も小間物に使用される纖維品の範圍と商品の必需性に關し認識を新たにするところあり、當局としては布帛製品として認められる範圍、即ち

パフ、刺繡布、乳バンド、コルセット、襟あて(フェルト地を用ひ全部布製のもの)角かくし、布製マスク等掲げ、布帛製品として認められないものとしては

針差、文庫、針箱、篋板、熨斗板、パイヤステープ、帶揚芯、帶前芯、造花、襟元カラー(内にセルロイド芯等を含むもの)袖入、かまじ、かつら

以上の如き商品を指摘し、各商品別に工業組合、卸商業組合、小賣商業組合の三段階が整備済みであるや否や、又過去の材料配給の徑路はどんな形式によつてゐるか、或ひはこれらの商品の現在の需要及び將來の見透し等の三項目に互つて業者側に訊し、業者側としてはこれに對する資料を整備して提出すること

とを申出て、最後に當局としても纖維布帛材料を小間物界へも配給するやうその徑路を考慮すべきを約して當日の懇談會は散會となつたが、これによつて小間物界は布帛材料の入手に關する限り一大曙光を見出すに至り、小間物需給調整協議會は漸次形を整へて新機構の確立に向つて邁進し始め、その後商工省纖維局綿業課と折衝の結果、三月二十五日、協議會は遂に纖維布帛材料の配給ルートとして認められるに至り、その名稱を日本小間物雜貨配給統制協議會と改め、四月十二日蒲郡の常盤館に於いて創立總會を開催、輝かしい發足を爲した。協議會所屬の團體は如左。

一、卸商側

- ▽東京小間物雜貨卸商組▽東京手藝裁縫用品卸商組▽東京刷子卸商組▽大阪小間物雜貨裝身具卸商組▽大阪手藝裁縫商組▽大阪刷子卸商組▽京都小間物卸商組▽愛知縣小間物卸商組▽京都手藝裁縫具卸商組▽東京婦人子供洋裝附屬品卸商組
- 一、製造側
- ▽東京パフ工組▽東京造花工組▽大阪パフ工組▽大阪裝帶具工組▽大阪造花工組▽大阪和裝小物工組▽京都小間物雜貨工組▽名古屋身邊雜貨加工組

鐵鋼製品工

組の再編成

商工省では機械鐵鋼製品工業の整備要綱を定め、それに基づいて該工業の整備を進めつつあつたが、その後これに關聯して國民生活用その他機器工業の整備を圖ることに必要を認め、舊關地方官宛通牒を發してゐたが、東京府ではこれが具體化の方策に關し研究を進めた結果、これを商工省に答申するとともに二月二十七日府下の關係工業組合理事長を商工獎勵館に招致して整備案の内容を説明した。それによれば鐵鋼製品關係の工業組合を

- 一、建築金物、二、利器、三、軍刀、四、輕車輛、五、鍛冶、六、板金製品、七、鐵鋼製罐、八、熔接、九、電氣機器、一〇、內燃機關、一一、精密機器、一二、文化機器、一三、機械、一四、鐵鋼型、一五、輸出金屬製品、一六、鐵鋼器具、一七、地方統制工組

以上の如く十七の新組合に取纏めて鋼材配給の簡捷化を圖るとともに、原則として一工場は一つの組合にのみ加入し得ることとし、從來の如く商品別に各種の組合に入る不合理

を避けてゐる。新たに設立される組合に加入せんとする者は希望組合を選定し、所屬組合を通じて府工聯に申出づることとなつた。業界關係として唯一のものである東京輸出金屬石鹼容器工業組合は、新たに設立される東京輸出金屬製品工業組合に加入することとなりその資格としては輸出金屬製品の製造を業とし、東京府の指定を受けた者に限られることになつたので、指定洩れの向きは轉業の已むなきに至つた。又、これにより東京輸出金屬石鹼容器工業組合は解散のこととなり、十月十五日臨時總會を開催して、組合解散を決議した。

技能保存の

輸出品指定

商工省では貿易再開時に於ける輸出振興に備へるため、輸出品製造の技能を保存すべく輸出雜貨工業に就いてその特殊技能を存續すべき品目及びこれが存續に關する措置を左の通り決定、各地方廳に通牒したが、指定品目中には多くの業界品あり、小間物化粧品界の將來果すべき役割を示唆するものがあつた。通牒内容如左。

一、實施方法

① 當該雜貨の製造技術優秀な工場を當該買取會社の指定工場とし、タイ、佛印及び南洋地域向雜貨指定工場に注文を集中する。

② 指定工場の製品は全部買取會社が買取り第三國に輸出する。輸出不能の場合には商工省の承認を得て圓域又は國內で處分する。

③ 特殊技能存続のための雜貨品製造に要する原材料は總て日買振により一元的に配給する。

二、特殊技能存続の輸出雜貨品中業界關係品は如次。

鈕釦、バックル及びフツク類、身邊裝飾細工類、ハンドバッグ、銅及び眞鍮雜品、ライター、シガレットケース、カフス、時計バンド、造花、化粧品、腕輪等特殊品、ゴム製品、セルロイド製品、櫛、化粧セツト

貿易業者整

理基準決る

第三國貿易の杜絶によるわが貿易政策の轉

換に對處し、商工省では昭和十六年十二月貿易整備要綱を決定してその概要を示したが本年度に入るや更らにその細部に亙る貿易業整備要綱細則を決定し、三月十六日各地方長官並に各調整機關宛て通牒を發した。細則の主なる點を要約すれば

一、整備要綱による商品別基準を定め第三國輸出業者の商品別による圓域貿易加入の可能な基準を明らかにした。

一、圓域、タイ、佛印貿易業者の最少割當の基準を定め商品別に年一萬圓乃至一十圓以上の貿易をなす者に對してはたとへ圓域業者といへども割當を停止し、各調整機關で適宜處置することとした(但し整合體をつくつて別途整理統合しつゝあるものはこの限りでない)

一、間接輸出業者(輸出組合員である賣込業者)に對しては申請割當への参加を許すがその賣込実績を直輸出実績とは認めず、その実績中の一定量を輸出調整機關が買上げて輸出し、またこれが整理統合については別途考慮する事とした。

一、整理統合の完了時期は一應本年六月末を目標とした。

併して決定された商品別基準により業界關

係品を擧ぐれば、ゴム製品十五萬圓、セルロイド製品十萬圓、輸出振興會社關係のものを除くその他の化學製品五萬圓、刷子(含豚毛)十萬圓、日本貿易振興會社關係のものでは身邊裝飾品及び衣類附屬品の五萬圓等である。又、この整備要綱とは別個の計畫により整備されるものとしては石鹼及び皮革製品が擧げられた。

袋物類の朝

鮮公價決る

朝鮮總督府では三月十三日附を以つて内地産擬革製及び布帛製袋物の公定價格を告示し即日實施した。この公定價格は昭和十六年に發表された公定價格に代るものとして内地に準じて設定されたものである。指定の品種如左。

ハンドバッグ、ハンドバッグ型職業バッグ、買物袋、實用手提袋、常盤袋、底附手提袋、籠附手提袋、籠附千代田袋、蓑口、冠附銀貨入、タフト型銀貨入、札入附銀貨入、札入、蓑口附札入、財布、外入及合財、名刺入及定期券入、シース(皮革製及擬革製のもの)、鏡附櫛入、鍵入(皮革製及擬革製のもの)

のもの) 卷煙草入、腰提卷煙草入、腰提藁口、刻煙草入、叭煙草入、口締煙草入、印籠型煙草入、眼鏡入筒、萬年筆入筒、煙草入筒、煙草入用前金具、煙草入用緒締、煙草入用ハトメ、御守入、御守袋、笥迫、珠數入、鏡入、櫛タトウ、櫛サツク、楊枝入小道具入

商工組合の再編具體化

産業再編成は重要産業部門に於ける統制會の結成により所謂指導者原理、公益優先を理念として進捗をみつゝあるのに對して、統制會の下部機構たるべき商業組合及び工業組合は依然として自由經濟に基調を置く多數決主義によつて運営されてゐる實情にあるので、この矛盾を解消して産業再編成の基幹となるべきものを確立すべく、當初政府は第七十九議會に現行商工業組合法を改正すべき法律案を提出する意向と傳へられたが、結局議會に於いて聲明されたところによれば、將來適當なる機會に總動員法に基く統制團體に改組することにし、從來の方針を一擲せるものゝ如くであつたが、十一月に至るや十日開催の閣

議に於いて第八十一議會に提出さるべき法律案の審議を爲せる際、商業工業兩組合法に代るべき統制組合法の原案について商工省企業局に於いて作成せるものを他の法律案とともに審議、正式決定の上第八十一議會に提出されることになつた。而して當初より傳へられた統制組合法の骨子は左の如きもので、新組合法によれば統制事業に併行して經濟行爲も行ひ、強力なる統制力を賦與されることとなるものと傳へられた。その骨子とするところは如左。

- 一、新に制定する統制組合法(假稱)の性格は重要産業團體令に基く統制組合とは同様な性格を持たしめる。
- 二、從來の商工組合法によれば、組合は組合員の共同利益擁護の機關であり且つ組合の意思決定は多數決による總會中心主義であつたが、これを全く改め公益優先指導者原理に轉換せしめる。
- 三、統制組合は所謂協同組合的なものでなく眞に國家目的に即應した職能的組合とし、且つ統制並に經濟行爲を營ましめることを目的とする。
- 四、統制組合令の制定に伴ひ重要産業團體令に基く統制組合はこれを廢止し、新に

統制組合令の中に吸收の上一本建とする。

五、新に制定する統制組合令の中には單に時局産業のみならず總ての業種をも包含せしめる。

六、統制組合にはフューラー(理事長)を置き且つこれを輔佐する強力な諮問機關の如きものを置く。

新設廣告稅 法施行さる

大東亞戰爭完遂の財源に宛てると同時に浮動購買力の吸收、消費の徹底的規正に資するため、昭和十七年度より直接稅を中心とする劃期的増稅を斷行すべく、政府は一月十六日の閣議に於いて所得稅法中改正法律案等十七件の單行法を決定し、第七十九議會に提出、これを通過せしめたが、新單行法の中には新たに設けられる廣告稅法も含まれ、二月二十三日附を以つて公布、越へて三月二十三日附勅令第九十七號を以つて施行細則を發表するとともにその實施期日を四月一日よりと告示された。これを以つて政府懸案の廣告稅は遂に實現を見たわけであり、宣傳廣告に

多大の關聯を有する業界としてはその及ぼすところ多く、課税對象の研究、税率の算定、申告、納税義務者の解釋等、新設税のことと種々判斷に迷ふところがあつたが、業界は何れも納税義務の履行に萬遺憾なきを期し、東京、大阪に結成された廣告税完納聯盟に加入してその徹底を期する等、萬全の處置に出でた。尙ほ廣告税法は朝鮮、樺太、關東州に於いても大差なき規則を以つて實施された。

【法令法規欄参照】

東京組合の新役員就任

東京小間物化粧品卸商同業組合の役員は、三月を以つて三年の任期が満了となつたので組合では定款の定むるところに従ひ三月二十四日を期して選挙を執行した。此の選挙に際しては組合の現状に鑑み一月の總會に於いて決定せるところに従ひ小間物部三名、化粧品製造部三名、化粧品卸商部一名、合計七名の増員を行はれた結果、小間物部十四名、化粧品製造部二十一名、化粧品卸商部十一名、以上四十六名を一般組合員より選出さるゝこととなり、二十五日開票の結果左の諸氏の當選

を見、互選會は越へて二十九日開催の結果板倉新組長以下左の如き首腦部陣を決定した。よつて組長四選、任期十一年に跨る小林前組長は退任されることとなつたが、これは業界の懇請も春以來示された同氏の辭意を懸へすに至らず、田中前組長も健康勝れざるの故を以つて固辭されたところから、從來の副組長の經歷に重點を置く傳統を一擲して實力、手腕、健康の三點を條件として適格の士を求められた結果、板倉新組長の躍起を見たわけである。新役員は如左。

組長	板倉安兵衛
副組長	三輪善兵衛
同	桑原啓造
同	天野源七
會計監督	鈴木新吉
同	長瀬富郎
【化粧品卸商部・評議員】	千本木彌八、中原久太郎、田中吉兵衛、丸山松治、川野喜四郎、塚田要三、松浦嘉七、芹田林藏、大山勇次郎、井田孝八郎
【化粧品製造部・評議員】	中山豊三、伊東榮、井上太兵衛、小柳朱一、安藤福太郎、松本昇、金原巳三郎、東野芳一、久保政吉、阪本一郎、小林喜一、桃谷順一、森本嘉作

齒刷子舊規格品の延長

齒刷子の公定價格は昭和十六年十月二十五日附の改正規定により、十七年四月一日から日本刷子工業組合聯合會の合格證紙又は證印のないものは公定價格表の半額を以つて販賣しなければならぬことになつてゐたが、三月三十日附を以つてこの規則に再度の改訂が行はれ、半額販賣の實施期日は五月三十一日よりといふことになり、規格外品の販賣猶餘期間が二ヶ月延長された。

井田友平、外池五郎三郎、山岸徳治郎、吉田俊藏、中谷辰藏	
【小間物部・評議員】	飛川源吉、小山平藏
水野善治、鳥飼光三、海渡義一、森本善七、稻垣芳松、天野利助、岩谷竹二、森留藏、川又二郎、栗木昇一	
名譽顧問	小林富次郎
同	平尾贊平
同	宮本庄七

貿易令關係

法規の統一

わが國の對外貿易は支那事變發生以來第二次歐洲大戰、大東亞戰爭の勃發により諸條件の制約から種々變改を受けたが、その都度圓域、南洋、第三國等に對する貿易統制について必要に應じて急速に立案遂行されて來た關係上、貿易統制關係法規はその數も多かつ複雑多岐に互つてゐる。即ち輸出數量統制法規として關滿支向輸出調整に關する件（十四年九月）關滿支向輸出水産物輸出統制に關する件（同年十月）價格統制法規として關滿支に對する貿易の調整に關する件（十五年九月）佛印、泰向貿易統制法規として關滿支に對する貿易の調整に關する件、更に十六年六月には輸出入貿易に關する總動員體制を確立すべく總動員に基く貿易統制令施行規則を公布施行し、又これらの外に貿易組合法第十八條に基く各種統制、命令を隨時施行して事態の進展に對處し來つたのである。然るに大東亞戰爭の勃發とその戦局の進展に伴ひ、共榮圈内の自給自足體制を確立し、圈内に於ける物資交流を尙ほ一層の確ならしめるため先づ貿

易體制の簡易化を必要とし、その一環として貿易業の整備を斷行、他面貿易關係法規の統一簡易化を圖るため、貿易統制令施行規則を改正して多くの關係法令を凡て右施行規則に集中一元化し、四月十三日附商工農林省令第一號を以つて公布、同十六日から施行した。改正の要旨は

一、從來の施行規則は輸入命令と輸入許可制度の規定のみであつたのを、新たに輸入調整機關による調整に關する規定を織込まれたこと。

二、輸出に關する規定は輸出命令、輸出許可制度の規定、輸出調整機關による調整に關する規定等は從來の儘とする。

三、各種報告規定の不備を完備された。等の諸點であるが、これが關係法規の一元化によつて改正施行規則へ挿入すべき諸規則即ち貿易組合法第十八條に基く統制命令及び舊統制法令に基く各種告示は當然廢止となつた。

此の改正規則に基く圓域及び圓域以外の地域に對する指定輸出入品及び輸出入調整機關【別項參照】の指定に關する告示も四月十三日附商工省告示第三百九十七號、同三百九十九號、同四百號を以つて公布、同十六日から施行さ

れた。

又、業界品の關滿支向け輸出の大部分を統制する東亞必需品輸出組合の調整規程にも若干の變更が加へられ、その手續において輸出委託物品の場合は賣買契約書、輸出委託契約書及び東亞向輸出契約書を提出し、また輸出承認物品（賣買契約手續を經ないもの）の場合には東亞向輸出申請書、同控、東亞向輸出承認書及び東亞向輸出報告書を要することとなつた。指定輸出品總數量又は金額の六割を普通割當、二割を特別割當及び殘餘の二割を申請割當となし左の方法によつて輸出業者に割當てる。

一、普通割當は前年同期に於ける輸出実績を基準として割當てる。

二、特別割當は東亞以外（佛領印度支那及び泰を除く）に輸出実績を有するものに割當てる。

三、申請割當は組合に保留し第一號又は第二號の規定に依る割當數額を超えて輸出をなさんとする業者又は第一號の規定による実績割當を受けない業者が、輸出せんとする場合等に於いて定めるところにより之を割當てる。

更に統制料は普通割當が千分の五、申請割

當が千分の十、物別割當が千分の二十五といふことになつた。〔法規法令編参照〕

日本齒磨工

業組合創立

齒磨工業組合の結成に就いては、昭和十五年の末頃、商工省化學局當局の懇意を受けて業界でも結成の意向を固めるに至つたが、齒磨は化粧品工業組合の定款に掲げてあるため化粧工組からの分離に關して業界の一部に反對の意向を表明する向きがあつた。その理由とするところは、各種の統制物資の配給を受けつゝある化粧工組としては、衛生必需品として強力な齒磨が分離することは、化粧工組の弱體化を齎すといふにあつた。併しながら當局の懇意は齒磨並に化粧品に對する確たる認識のもとに爲されてゐた爲め、その杞憂も解消し、東京、大阪の化粧工組がその總會に於いて定款中より齒磨の削除を決議せるを初め、二月二十日開催された兵庫縣化粧工組の總會を最後として全國的に齒磨の分離が成立したので、直ちに創立發起人を擧げて日本齒磨工業組合の結成に着手し、五月五日、東京濱町の日本橋俱樂部に於いて創立總會を開催

した。當日は商工省より池高事務官、多田技手、東京府用品課中川商工主事、菊池係官の四氏を迎へ、組合員總數三十一名中委任狀とも三十名の出席者ありて總會成立、議案としては

第一號議案 定款制定の件

附、統制委員會規定制定の件

第二號議案 事業計劃決定の件

第三號議案 初年度經費收支豫算並に分賦

收入方法決定の件

第四號議案 創立費及び其の償却方法決定

の件

第五號議案 役員選任の任

第六號議案 事務所決定の件

第七號議案 取引銀行決定の件

第八號議案 工業組合中央會及び同東京支

部加入の件

第九號議案 組合設立認可申請に當り定款

及び事業計劃その他に付き字句の修正を

要する時は發起人總代に一任の件

以上の諸議案が何れも原案通り可決確定さ

れ、役員並に統制委員は左の如く決定。

理事長 小林喜一

副理事長 中山豐三

理事 三輪善兵衛

同 松本昇

同 木村頼次

同 監事 守屋賢吾

同 湯淺守平

同 相談役 小林富次郎

同 中山太一

同 顧問 廣田嘉一

同 日南田慶富

同 石川靜三郎

同 統制委員

三輪善兵衛 松本昇

木村頼次 青木眞三郎

岡本信太郎 安田正

堀内利器 川上八十太

企業整備令

公布を見る

企業許可令と表裏一體の關係に立つべくその公布を豫想されてゐた企業整備令は、昭和十六年十二月二十三日總動員法審議會を通過成文化の上五月十三日公布、内地は十五日、外地（朝鮮、臺灣、樺太及び南洋諸島）は六月十五日より施行された。整備令の視ひとするところは企業整備に際し中央で極めた各業

種の整備要綱に基いて地方長官が業界の自主的整理統合を指導する場合、個人的利害關係から整備に協力しない者があつても、これを強制して國家目的の遂行に参加せしめる法的根據がなかつたが、この整備令によつて強制權の發動を可能ならしめたもので、所謂傳家の寶刀と稱されるものであつた。

【法令法規欄參照】

第二回銅鐵の強制回收

政府は昭和十六年九月、金屬回收令を施行して鐵製品及び銅製品の特別回收を行つて來たが、時局の進展と國防上の必要から昭和十七年度に於ける鐵製品及び銅製品の特別回收を一段と強化すべく、五月九日、同令第六條を發動し、閣令を以つて回收物件の讓渡申込期日を六月十日に指定、指定施設内に於ける銅鐵製品の強制回收を五月十二日より實施した。【法令法規欄參照】

この回收の指定施設には

- ① 常時十人以上の使用人を使用する物品販賣業の事業の用に供する店舗その他の施設。

② 常時十人以上の職工を使用する工場の事業の用に供する工場その他の施設（當

該事業の用に供する共同住宅その他の住宅及び當該事業主の所有に屬せざる寄宿舎、合宿所その他これに準ずるものを除く）

③ 同業組合、商業組合またはその聯合會の事務所その他の施設。

④ 前各號以外の資本金十萬圓以上の會社または有限會社の事務所その他の施設。

以上の各項の施設が指定されており、又回收物件としては左の如きものが擧げられた。

▼鐵を主たる材料とするもの（鉄瑯引のものを除く）看板、傘立、喫煙用器具、脚立車裝鐵板、屑入、掲示板、交通標識（信號用のものを除く）廣告板、廣告塔、格子、柵、シャンテリヤ、自轉車置、石炭用パケツ、暖房裝置前飾金物、手摺および欄干（機械、裝置又は橋梁と一體をなしたるものを除く）泥拭器、ネームプレート、コーションプレートその他の標札類、旗竿、梯子（機械または裝置と一體をなしたるものを除く）破損止金物、日除附金物（店舗用のものを除く）扉、帽子掛スタンド、マンホール蓋（機械と一體をなしたるものを除く）

溝蓋、水桶（水鉢を含む）門柱、門扉、床下換口氣金物。

▼銅又は黃銅、青銅その他の銅合金を主たる材料とするもの、押板、置場、看板、壁張板（炊事場、流場または風呂場の羽目板を除く）カーテン用金物（線引カーテン用のものを除く）傘立、花器、喫煙用器具、屑入、掲示板、躉板、格子、柵、日除用金物、帽子掛スタンド、シャンテリヤ、洗面器、暖房裝置前飾金物、吊下手洗器、手摺および欄干（機械、裝置または橋梁と一體をなしたるものを除く）泥拭器、ネームプレート、コーションプレートその他標札類、軒樋、呼樋及び堅樋（内樋を含む）破損止金物、番號札、庇葺板、水桶（水鉢を含む）門柱、門扉、郵便受口。

化粧品界へ

警視廳警告

化粧品の品質が低下してゐるといふ風評のため、警視廳經濟警察部第三課長尾化學係長は五月八日東京同業組合に對し代表者の出頭を求め、化粧品の品質が最近低下してゐるといふことを聞くが、その原因が代用品原料の

爲てあるとすれば、衛生上の見地からも、又價格の點からも當局としては黙視し得ないから、今後は嚴重に品質の検査を行ふ旨の警告の申渡しがあつた。よつて東京組合では十二日開催の役員會の議題としてこれを取上げ、化粧品製造部の全組合員に對して當局の警告を傳へる文書を送附し、萬一にも當局の取締方針に觸るゝが如きこと無きやう萬全を期し又化粧品カードの備付けに完璧を期するやう注意を促した。

大阪化粧品 の地方公定

大阪化粧品組合が府當局に申請してゐた公定洩れの化粧品に對する價格申請は、五月十八日大阪府公報號外告示第七四九號を以つて大阪府公定價格として公布された。價格指定の品種は二十八種、總數一千九百八十點に及んでゐる。告示内容は如左。

大阪府告示第七四九號

價格等統制令第七條の規定により化粧品
パニシングクリーム、コールドクリーム、
クレンジングクリーム、化粧下、ボマード、
香油、プリランチン、チツク、髮膏、煉白

業 界 一 年 史

粉、固型白粉、粉白粉、水白粉、クリーム
白粉、化粧水、化粧液、口紅、頬紅、眉墨
肌洗粉、シャンプー、ヘヤトニック、脂肪
取紙、天爪粉、紙白粉、香袋、美爪料

最高販賣價格左の通指定す。但し本告示
に於いて定めたる額は商工大臣が價格を指
定したるときはこれを適用せず。

昭和十七年五月十八日

大阪府知事 三 邊 長 治

化粧品最高販賣價格

【種別品名價格、略】

註

- 一、製造業者最高販賣價格は買主最寄驛渡
又は最寄港船側渡價格とす。但し製造工
場所在市町村に於ける買主に販賣する場
合に於いては買主店先渡價格とし、樺太
朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島、滿洲又
は支那向の場合に於いては買主最寄港船
積渡價格とす
- 二、卸賣業者最高販賣價格は買主店先渡價
格とす。
- 三、包裝費及び荷造費は賣主負擔とす。

警視廳のビ

タミン調査

警視廳保安衛生部では五月十八日、管下に
於ける藥種關係工業組合にて依頼狀を發し、
ビタミン劑に關する調査を行つた。東京賣藥
部外品協會に對しても同様の依頼があつたの
で、協會では會員に非ざる化粧品業者にして
ビタミン劑を使用してゐる向きの申告も一絡
に取纏めて提出したが、申告の内容は左の如
きものであつた。

▽製品名▽製品の種別▽ビタミンの種類▽
ビタミンの力價▽製品の形狀▽一ケ年間に
於ける製造數量▽同上製造能力▽原料品名
▽原料購入先住所氏名又は名稱▽製造業者
住所氏名又は名稱▽法人の資本金。

小間物協議

會陣容整ふ

日本小間物雜貨配給統制協議會は纖維部門
に於ける事業達成の目標も立ち、五月二十二
日第一回理事會を開催、大阪、京都、名古屋
からも業者の上京を見て協議の結果、左の如

寺陣容を決定した。

▽會長天野源七▽事務理事小山平藏▽常務理事天野寛哉、門田信喜、笹江幸知、加藤憲史

▽理事 【東京】 飛川源吉（東京支部長）

酒井三郎、徳永保之助、島田進、三富平治

郎 【大阪】 島井清吉（大阪支部長）平井

米吉、中井清次郎、清水清、岡本長一郎、

谷重信、石丸大吉 【京都】 今西彌三郎（京

都支部長）宇野原常郎、青木修三、玉谷信

太郎 【名古屋】 森本善七（名古屋支部長）

小林保次郎、吉兼留藏、奥村昌介

▽監事 關口次朗（東京）大島清二郎（大

阪）山川太一郎（京都）淺野忠藏（名古屋）

▽評議員 【東京】 木村秀吉、吉川伊三、

山田豊次郎、小林仁兵衛、石塚興作、伊藤

勉、青木佐八、木村金三、松岡鎌一、島崎

光三、村上幾太郎、岡島豊、中澤源一郎、

栗木昇一、海渡義一

【大阪】 大谷伊太郎、寺澤覺兵衛、小林正

義、森田重藏、川上與三郎、菅野誠七、福

田源造、林員良、今西茂、所庄吾郎、要彌

三郎、今井皓介、今西一郎

【京都】 富川芳太郎、古谷嘉七、谷川幸助

大槻文孝、林外次、上村正二、藤井孝一、

奥野米造

【名古屋】 山田治助、桑山喜重郎、若原六兵衛、大野喜助、加賀鏡一、鬼頭吉二、松永平吉、今村義一

化粧品陶磁

器容器問題

陶磁器は日本陶磁器工業組合聯合會を主體として昭和十六年十一月より計畫生産の實施に移り、次いでその配給部門は業種別販賣會社の設立を見、代用品容器的の販賣は新興陶磁器配給統制株式會社によつて九月より一元的に販賣されることとなつたが、此の間に公定價格の公布を見る等のこともあつて、化粧品界は一喜一憂の事態を送り迎へた。即ち當初計畫生産の發表さるゝ化粧品容器は雜の部に包含されて生産額七割五分減の大削減を蒙らんとしたが、業界の陳情效を奏して代替容器としての指定を受けるに至り、一躍七割増を認められるに至つて愁眉を開いた。然るに五月八日、陶磁器類の公定價格が發表さるゝや、その價格が低廉に失せるため、窯元の採算不利から業界への出荷減少が懸念さるゝに至つた。化粧品界にとつては硝子瓶の逼迫か

ら陶器を唯一のたよりとしてゐるため、斯くしては陶器の實績所有者はまだしも、新規需要者の道は完全に梗塞されるので、化粧品工聯並に東京大阪各化粧品工組ではそれ、對策委員を擧げて日陶聯並に新興陶磁器會社と折衝を重ねつゝあつたが、九月に至り日陶聯並に新興會社側より申出てありて東西代表名古屋に至り、陶磁器業界側の事情を聴取したる結果、十月より向ふ半々年分の所要見込量の集計を提示され、これによつて日陶聯に於いて計畫生産を樹てたき意向なる旨判明し、業界の要望は大體容れられることになり、東西工組に於いて書類作成の上十月六日新興會社に提出した。【原料資材欄参照】

化粧品聯傘

下十三組合

日本化粧品工業組合聯合會は六月十三日開催の理事會に於いて、新潟縣化粧品工組及び北海道化粧品工組の兩組合の加入を承認、越へて十一月十三日の理事會に於いては山形縣化粧品工組の加入を承認したので、工聯傘下の組合は東京、大阪、愛知、京都、兵庫、和歌山、埼玉、福島、岐阜、茨城とともに十三組

合となつた。

小間物協議

會未加入者

小間物雜貨の製造に要する布帛材料の配給團體として發足した日本小間物雜貨生産配給統制協議會では、同協議會を通じて布帛材料の配給を受けなければ小間物の製造は不可能となるので、協議會未加入業者へ通知することとなり、全國の各地方長官に依頼狀を發し左の品名に該當する製品の製造家は直ちに協議會あて通達されることを求めた。依頼狀如左。

布帛雜貨製造業者調査方依頼の件

今般、全日本の小間物雜貨製造業者中材料として布帛を必要とする製造業者には、當日本小間物雜貨生産配給統制協議會を通じて布帛の配給を受けることと相成候。従つて爾今布帛を使用し小間物雜貨の製造を業とする者は、當會に加入せざる限り材料としての布帛の配給は停止と相成る可く因つて當會に於いては銳意當該製造業者の全國的調査を實施中に有之候得ども、何分にも調査員不足のため完全なる調査遂行は不

可能の實情に御座候。依つて甚だ御迷惑なる御依頼に候得ども、當該業者に取りて本件は文字通り死活に關する重大要件に候條事情御賢察被下、貴管下に於ける當該業者御調査の上御示達賜度此段得貴意候。尙御調査上御參考迄に左の點附記仕候。

布帛を材料とする小間物雜貨品名

パフ▽裁縫箱▽コルセット▽ドレスシールド▽月經帶(ゴムを使用せざるもの)▽敦材用布▽運針用布▽基本縫用布▽ヘラ臺▽コテ臺▽アイロン臺▽針箱▽針差▽針入▽布帛造花▽布帛徽章▽布帛桶玉▽バイアスタイプ▽袴腰板▽帶揚芯▽帶前芯

金屬整髮具

工組の問題

小間物に使用される金屬類は各地工業組合を通じて僅かの少量配給を受けつゝあるが、その將來を危ぶまれるところから、日本小間物雜貨生産配給統制協議會に於いては、布帛部門の確立に次いで許される範圍の金屬類の受給徑路を確立すべき豫定であつたが、これ

より先日本金屬整髮具工業組合は東京初め大阪、愛知、静岡、兵庫、京都、奈良、愛媛等

の各府縣の金屬裝飾類の製造家を以つて三月結成され、商工省當局に對して認可申請の手續を爲してゐた。この組合が認可になれば單位組合として小間物雜貨統制協議會に加入して金屬部門確立に寄與する豫定となつてゐるのであるが、當局の認可は容易に下りず、殊に企業許可令公布後は他の線材工業者にして許可令の指定業種に包含されてゐない爲整髮具の製造に轉業する向きが多いので、此の點の壓迫をも恐れて當局の諒解に努めたのであるが、遂ひに年内には認可とならず、金屬類の前途は深刻に懸念される状態のまま此の年を終つた。因に日本金屬整髮具工業組合の構成人員は如左。

▽東京金屬小間物工業組合六十七名▽名古屋輸出金屬裝身具工業組合四十六名▽大阪ヘヤーピン製造業組合五十五名▽大和ヘヤーピン製造販賣業組合十二名▽京都小間物雜貨製造業組合九名▽兵庫縣業者七名▽愛媛縣業者四名▽静岡縣業者六名▽以上合計二百六名。

朝鮮組合の

一元的陣容

朝鮮に於ける有力卸業者を以つて結成されてゐる朝鮮化粧品代理店組合並に朝鮮小間物雜貨服飾品移入組合の兩組合員を打つて一丸とした朝鮮化粧品小間物元卸商業組合は、四月創立總會を開催して認可申請中であつたが六月二十二日正式認可の指令に接したので、代理店組合並に移入組合は六月二十七日京城の朝鮮ホテルに於いて解散總會を開催して發展の解消を遂げ、新組合は統制的色彩も色濃く新發足を爲した。役員陣容は如左。

- 理事 長 宇 惠 吉 藏
- 副理事 長 中 江 和 一
- 理 事 廣 田 健 一
- 同 富 原 胤 辰
- 同 豐 浦 榮
- 同 的 場 榮 作
- 同 松 岡 茂 藏
- 同 南 方 新 一
- 同 山 本 善 三 郎
- 同 常務理事 村 島 清 司
- 同 監 事 小 浦 喜 雄
- 同 夏 川 義 信
- 同 前 田 政
- 統制委員 山 本 善 三 郎
- 同 八 代 音 藏

同 中 尾 甚 吉
同 新 井 俊 二

大東亞貿易 會社の創立

貿易業者の整備により基準實踐に達せざる小間物關係業界に於いては、企業合同による進出準備を進め、團ブロック向貿易を主とする資本金五十萬圓の大東亞貿易株式會社が創立された。この會社は百八十の商社を傘下に有し、その実績をあつめて木製品、竹製品、金屬、ゴム製品、セルロイド、ラクトロイド及び服飾用品類、化粧品、結髪用品等の圓域向雜貨類の主要品を網羅した綜合的貿易統合體で、創立總會は七月五日開催、東京市淺草區淺草橋一の六に事務所を設置して事業を開始した。重役如左。

- ▽常務取締役水口徳之助▽取締役伊藤彌三郎、伊藤房太郎、大塚直藏、金丸文郎、梶田文治郎、田中貞三、多崎由太郎、竹鼻四郎▽監査役岡田吉次郎、後藤源次郎、▽參與伊藤政秀、稻垣芳松、橋本徳三郎、長谷川辰藏、中川敏二、青山鐵三郎、水谷新次郎、篠崎清三郎、鈴木新吉

空壇のリンク 空壇のリンクに注意

空壇のリンク制は飲食料品等に盛んに行はれるやうになつたが、化粧品の場合でも空壇の持參者に限り化粧品を賣るといふことになれば事前に商工大臣の許可を得る必要があることが、東京組合あて非公式に當局から注意があつた。若し許可なしにかゝるリンク制を採れば價格等統制令及び暴利行爲等取締規則に抵觸し處罰を受けるといふのである。即ち空壇を持參しなければ賣らないといふ點で賣惜みとなり、壘代もこめた價格であるのに空壇を持參させた場合は壘代だけ公定價格より高く賣る結果になるからである。又化粧品業界によく行はれてゐる空壇の買上げの際、破損してゐるものを買上げれば硝子屑統制違反となり、完全な容器として再利用されるものを買上げる場合は硝子屑統制違反にはならないが、買上價格が不當であればこれ又價格等統制令違反となるといふ解耦であつた。

業界品と物

價局の所管

商工省物價局は六月二十三日閣議決定、七月一日公布を以つて機構を改革され、生活必需品の適正價格決定と生活必需品物動計畫による需給調整に萬全を期するため、従來鐵鋼化學、機械、纖維などの各局に分散管掌されてゐた消費生活關係の最終製品の生産、配給消費事務を一切一元的に物價局に移管されたとつて一元的に監督されることとなつた。

朝鮮小間物

公定價公布

朝鮮に於ける小間物の公定價格は七月二十一日公布となつた。その形式は朝鮮總督府告示第千三十號ピン類、同第千三十一號毛止類、同第千三十二號毛卷具類、同第千三十四號簪類、同第千三十五號櫛類、同第千三十六號ブローチ類、同第千三十七號すきけ類、同第千三十八號帶止類、同第千三十九號裝身具類の九項に分れ、この中に含まれる規格は全體を

通じて一三二六の多きに及び、その規格番號及び種別の規格は朝鮮化粧品小間物元卸商業組合又は日本小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合聯合會の定むるところによつてをり、その基礎資料は東京小間物雜貨卸商業組合の協定價格に準じたもので、東京協價の二割増見當となつた。従つて又、東京の査定に従ひ格差の設定を申請することとなり、査定開始に備へるため、朝鮮組合の懇請に應じ、東京組合代表として

栗木昇一、後藤昌弘、高橋庄治郎、野村耕一、永原莊吉

の五氏は七月十八日京城着、名古屋一名、京都一名、大阪四名の各代表並に朝鮮側主腦部と査定講習會に關する打合せを遂げ、翌十九日、二十日は府民館に於いて全道より選抜された査定委員七十名に對して査定事務の實際を指導、内地代表一行は二十二日何れも歸還の途につき、朝鮮側はこれによつて各道それ〴〵査定を開始、新公定價格の實施に遺憾なきを期した。

朝鮮小間物雜貨類査定細別如左。

朝鮮化粧品小間物元卸商業組合
小間物類在庫品査定細則

第一條 本組合に於て等級査定を爲す商品

又は製品は朝鮮總督府より與へられたる權限内査定品及び官廳より委囑を受けたるものとす

第二條 本組合に於て査定を行ふ場合は左の書類及び査定品中より見本各一個を提出せしむること

但し必要ある場合は受査定品の全部又は一部を査定場に搬入し個々査定を爲すのみならず係員を申請者の店舗又は倉庫に派し受査定品の點檢を行はしむることあるべし

イ、小間物類査定申請書——一通

ロ、現物見本各種各寸法毎に——一品

第三條 本組合は左の査定料を徴收す

一、卸賣最高販賣價格の百分の三。但し小賣業者の手持品は小賣販賣價格に依る

第四條 受査定者は査定證明書並に所定の證據の交付と引換へに査定料を納付するものとす

第五條 等級の決定は左の諸條件に依り綜合査定をなす

一、規格は朝鮮總督府の承認を得たる規格に依る

二、製品の實質的價值及び耐久力の檢討

第六條 査定の結果規格決定品に對しては

査定證明書並に所定の證紙を交付す

第七條 證紙は査定品の見易き個所に貼付すべし

第八條

左の各號の一に該當するものある時は査定委員長は理事と合議の上六ヶ月以下の期間に於て査定を停止又は之を拒絕することを得

一、査定申請に關し虚偽の申請を爲したるもの

二、査定申請に當り規格明細書に虚偽の記載を爲したるもの

三、證紙を悪用したるもの

四、受査定品販賣に關し法令に依り處斷せられたるもの

五、査定事務に關し故なく本委員の召喚に應ぜざるもの

六、査定事務取扱に關し本委員の照會質問に對して故なく回答をなさず又點檢を拒絕したるもの

七、査定停止處分を受けたる者の商品を代理査定を爲し又名義を貸して査定を受けしめたるもの

八、其他査定に關し不信の行爲ありたるもの

第九條 査定證紙は朝鮮化粧品小間物元卸

商業組合の作製したるものにして朝鮮總督府届出たるものなることを要す

第十條 在庫品査定期間とは昭和十七年九月三十日迄とするも原則としては各道に於いて在庫品査定を完了せる日を以つて期限とし其後の査定に關しては別に細則を設くるものとす

第十一條 一品の價格十錢以下の商品に就ては査定證票は一箱に付一枚貼付するものとす

註 前條十錢は二十錢に訂正の豫定なり

部外品の許

部外品の許

可方針變更

賣藥及び賣藥部外品の願書受理方針については、厚生省の指示により昭和十六年十二月一日附を以つて警視廳保安衛生部より管下各警察署に通牒を發してその方針を明示したが、その後情勢の變化により八月二十二日附を以つて、同様通牒を發して願書受理方針の一部を改正した。即ち從來讓受渡は企業合同の場合には受理されたのを、特に企業整備方針に基く警視廳の指示によるものでなければ

ならないこととなり、又、原料變更の場合、從來は輸入品を國産品に變更する場合のみ許されてゐたのが、その外に入手困難なる原料品を入手容易なる他の優良品に變更する場合も受理されるといふ風に緩和された。通牒の内容如左。

一、新規發賣免許申請は原則として受理せざること

二、讓受渡は企業合同又は企業整備方針に基く警視廳の指示による場合の外受理せざること

但し相續移轉の場合には此の限りに在らず

三、免許事項の變更申請は方名を變更し又は原料品中輸入薬品を國産薬品に變更せんとする場合、或ひは入手困難なる原料品を入手容易なる他の優良品に變更せんとする場合の外受理せざること

四、傷喪軍人又は戦死者(戦病死者を含む)の遺族よりの標記願については一、二の定めに拘らず一應受理の上審査を爲すこと、但し支那事變及び大東亞戰爭に依る者に限るものとす

東西髮油協

議會の陳情

髮油の原料にも使用される流動パラフィン
は六月まで自由販賣であつたが、七月から商
工省燃料局の統制を受けることとなり、商工
省では髮油を目して不急不要の品なりとして
配給を停止するかに傳へられたので、東京初
め大阪、京都の工業組合では化粧工聯と聯繫
のもとに對策を協議、これがため八月二十七
日、關西側代表の上京を見、

【東京】 井田友平、森本嘉作、山梨政平、
朝井清輔、井上太兵衛、酒井幸吉、瀧澤直
治郎、東野芳一、外池五郎三郎、山岸徳治
郎、日南田理事、小川主事、廣田工聯事務
理事

【大阪】 石川理事 【京都】 檜崎理事長

以上の各代表は東京組合に會合、流、パラの
統制を繞つて情報を交換するとともに對策協
議の結果、この際當局の髮油に對する認識を
是正するためその趣旨を詳述した陳情書を作
成して翌二十八日、山梨、龍澤、東野、石川
檜崎の六委員は日比谷の商工省分室に出頭し
て係官に面接、陳情の結果、當局としても業

界の要望を是として化粧品界への配給を停止
せざる旨の意向を披瀝されたので、流、パラを
繞る業界の杞憂は一掃された。【原料資材欄参照】

中小企業研

究會の成立

重工業方面が重要産業團體令施行以來、統
制會の設立によつて新情勢に對應するの形態
を整へつゝあるにも拘らず、わが國産業界に
特異性を有する中小企業は舊態依然たるの實
情にあるに鑑み、帝都に於ける中小企業各種
團體代表及び經濟學界の有志は、この際業者
の自主的新企業機構を作り、業者の創意と責
任とにその存立の基礎を置くとともに既存團
體のもつ原則並びに精神の長所を新制度の中
に盛込まふとの趣旨から、六月より中小企業
指導研究會の設立計畫に着手、この會をして
中小商工業諸團體が當面しつゝある諸問題の
研究指導機關たらしめようとの意圖のもとに
八月三十一日、日比谷松本樓に創立總會を開
催した。總會は先づ發起人總代小島精一氏の
挨拶があつて野田正一氏を議長に議事に入り
河野密氏の経過報告、規約の制定、役員を選
任、豫算の審議等を爲して議事終了、續いて

商工省豐田企業局長、東京府經濟部長代理の
祝辭あり、最後に船田中氏、竹内謙次、高木
友三郎兩博士等の講演があつて散會した。役
員如左。

會長 藤山愛一郎、副會長 船田中、河合
良成、木暮武太夫、理事長 小島精一、常
務理事 河野密、大野信三、竹内謙次、高
木友三郎、野田正一、理事 黒澤清、田中
要人、帆足計、今井忍、中野英夫、沼田嘉
穂、井上達夫、大塚肇、林紋藏、板倉安兵
衛、佐々木眞太郎、山口環、森泉國平、佐
藤力、田野貞次郎、池田文次、澤如英貫、
酒井政勝、法元盛耕、監事 吉村隆作、齋
藤理一郎

大阪化粧品

卸商會創立

化粧品卸商業組合の結成を見てゐない大阪
業界では、時局即應のため大阪化粧品齒磨卸
商會を結成、八月二十五日平野町堺卯樓に創
立總會を開いた。大阪同業組合中山組長初め
桃谷、西村兩副組長、石川理事等の來賓を迎
へ全員二十餘名出席。

①規約決定の件 ②役員決定の件 ③顧問

並に相談役推戴の件 ④申込者に關する件
以上の諸議案を審議可決、大阪に於ける純
卸業者の新團體として發足した。就任の役員
如左。

常任幹事	株式會社角倉商店
同	朝日堂株式會社
同	株式會社二六商店
幹事	蛭子商店
同	宇野達之助商店
同	廣田壽平
同	村田商店
會計幹事	田中清次商店
同	山本說次郎商店
顧問	中山太一
同	平泉平右衛門
相談役	塚本好三
同	西村新八郎
同	石川靜三郎

東亞必需品

輸組の解散

貿易統制令の施行に基く貿易政策の一元化
に伴ひ、日本東亞必需品輸出組合は日本貿易
振興株式會社に合併されることとなり、九月

二十三日京橋明石町の同組合に於いて第二回
總會を開催、組合解散に伴ふ各種議案を可決
發展的解消を遂げた。生活必需品の圓域輸出
は昭和十三年以來、日本東亞必需品輸出組合
聯合會が主體となつてその調整に當り、昭和
十五年二月統制機關に指定されたが、その機
構上に缺陷があつたので傘下の十六組合を合
併して内地一圓を地區とする日本東亞必需品
輸出組合となつて昭和十六年一月統制機關に
指定され、統制品の範圍も擴大されたが、貿
易統制令の出づるに及んで日貿の傘下に吸収
された。

この爲め東亞輸組の傘下にあつた東京東亞
化粧品會は、圓ブロック輸出に關する機能は
そのまゝ日貿に移されることとなり、同會で
は東亞輸組の解散に先立つ九月十九日、全會
員を東京同業組合に召集して懇談會を開き、
板倉會長より此の間の事情を説明してその諒
解を求むるところがあつた。

藥用石鹼の

配給一元化

日本藥用石鹼株式會社ではその本格的事業
開始を控へて、藥用石鹼の生産配給の一元統

制を行ふため、その配給方法に就いて左の如
き條件を考究、その實施を期した。

一、卸賣業者は原則として仲間取引をなす
ことを得ず、直接に公正に配給販賣する
こと(註)直接とは小賣業者、藥種商、
賣藥請賣業者を謂ふ。

二、小賣業者は販賣をなす場合なるべく藥
用石鹼を必要とする症狀のある患者に販
賣することを原則とするも、皮膚病豫防
藥として一般家庭における幼児及び病院
の防疫消毒用を使用する場合は特に販賣
することを得。

三、小賣店に於いて藥用石鹼を需要者に販
賣する場合は一個賣りを原則とし購入切
符に需要者の住所姓名を記入せしむるこ
と、尙本切符はこれを取纏めて卸賣業者
に提出し、これにより次回の配給を受く
ること。

四、卸賣業者は小賣業者よりの切符を取纏
めて當會社に提出し次回の配給を受くる
こと。

小間物見本

展示會開催

帝都小間物界に於ける商品展示會は、永い間問題の解決を見なかつたが、東京小間物小賣商業組合と東京小間物雜貨卸商業組合との聯繫成り、從來の一切の展示會を清算して卸商組合のものに新發足を爲すこととなり、その第十回を九月十五日芝濱松町の美術俱樂部に開催した。警視廳當局への諒解は、同展示會は商品の即賣を行はず見本の展示に止まるといふことで許可され、毎月美術俱樂部を定例會場として月一回開催のことになつたものである。小間物界の品不足は漸やく顯著なものがあるので、小賣組合所屬の組合員は一ヶ所に於いて一時に注文の出来る同展示會を大いに歓迎し、これに對して第一回は卸商組合所屬の組合員三十三店が展示を爲した。

アルミ全面的使用禁止

アルミニウム及びアルマイト製品は一部厨房用品を除くの外、殆んど全面的にその製造並に販賣を禁止された。即ち商工省は八月二十四日附を以つて指定商品以外の製造を禁止し、その販賣は昭和十八年二月二十四日までと指定した。その告示の條文の中には「アル

ミニウム及びアルマイト製器物」なる辭句があり、その「器物」の解釋如何によつては小間物化粧品業界に於いても禁止を免がれるものも相當出て來るので、各方面で疑問とされてゐたが、商工省では此の點の解釋を明確にするため、越へて九月三十日、商工省告示第三千三十八號を以つてその禁止範圍を指示した。その中には業界關係品として

▽身廻用品裝身具並にその部分品
▽理容器具並にその部分品
▽喫煙用具及びその部分品
▽化粧品の容器及びその部分品
等の品目が明示せられ、小間物全般、化粧品容器全般に互つて八月二十四日の禁止條文が適用されることになつた。たゞ此處で尙ほ問題となつたのは齒磨であつて、果して「化粧品容器」として化粧品の中に含めて解釋すべきかどうか疑問があり、日本齒磨工業組合に於いて協議の上當局の見解を訊したところ此の際は齒磨も化粧品として解釋されることとが判明した。

斯くて化粧品界に於いては錫の代用として登場した煉齒磨のアルミチエウブ及びその他の固型、半煉等の特殊齒磨の容器が禁止されたこととなり、煉齒磨の容器は大難關に逢着した。その他化粧品界に於いては口紅頬紅

等の容器が眞鍮と絶縁して以後は専らアルミによつてゐたものであるが、これも又ストック品以外は使用出來なくなつた。

小間物界の打撃は更に大きく、使用を許されてゐた非鐵金屬類中の唯一の輕金屬であつたアルミが禁止されるに於いては、殆んど完全に金屬類から絶縁されたこととなり、一部少量配給を受けてゐるもの以外はその代用品にも見透しがつかない状態となつた。

【原料資材欄参照】

小間物の査定 定府へ移管

帝都に於ける他種の業界に於いて、協定價格の査定を行ひつゝある卸商業組合の査定委員に時局を辨へざる不正者があり、査定品の格上げ等によつて不正利得を爲す業者が警視廳の摘發を得たことから、東京府當局ではその他の弊害も除去せんため此の種團體に委託されてゐる査定事務を府當局の手に於いて行ひ證書を發行すべく、東京府價格査定委員會を設立することとなり、十一月中に完了して十二月より實施する意圖のもとに、九月二十八日、府下の關係團體代表者を招致してそ

の計畫を發表し、委員會の構成品種の分類等について業者側の意見を聴取した。業界に於いて査定を行つてゐるのは東京小間物雜貨卸商業組合、東京手藝裁縫用品卸商業組合、東京刷子卸商業組合の三組合である。

内地(停)商品

朝鮮公價へ

朝鮮に於ける化粧品販賣界に於いては、内地の公定價格品は朝鮮に於いても公定價格の設定があり、何等の支障もないのであるが、東京、大阪に於ける協定價格品及び地方公定價格品は依然として停止價格品として取扱はれつゝあるため、一部に於いて警察當局の疑惑を招くやうなこともあり、取引上種々の支障を來しつゝあつたため、朝鮮化粧品小間物元卸商業組合首脳部は、東京並に大阪府協定價格品を朝鮮公定に引直すべく、總督府の意嚮に徴したところ、中央公定品はこれを基準として朝鮮公定に引直し得るも、協定價格品はその基準に薄弱なところがあり、これを朝鮮公定に引直すことは望ましくない旨の意志表示があつたのであるが、組合主脳部は朝鮮業界の實情を懇へて諒解を求めたるところ

總督府に於いては一定の條件を附してこれを認められるに至つた。即ち内地協定化粧品品の移入に當り規格の査定を行つてこれに證據を貼附せしめて市場に出すといふのであり、規格査定は總督府に設置されてゐる規格査定委員會に於いて執行すべきであるが、それは到底不可能であるので、これを元卸商組の良心の事業に委ねるといふのであつた。よつて組合主脳部は當局の指示通りにことを運ぶべくまづ大阪府の公定價格化粧品に關する資料を提出、次いで東京協定價格品の資料を求め、且つは東西業者の諒解を求むべく元卸組合代表として

▽理事長 宇惠吉藏 ▽副理事長 中江和
一 ▽化粧品部長 山本善三郎 ▽理事
小蒲喜雄 ▽鮮滿粧業社高橋幸一
の諸氏を上京せしめ、九月十五日先づ東京に於いて懇談會を開催、協定價格品を有する有力本舗との間に懇談會を開き、前述の事情を詳述して諒解を求めたる所、東京側本舗は何れも此の朝鮮公價設定に賛同の意を表し價格上の問題は本来ならば本舗側が奔走すべきところ、朝鮮問屋側の活動によつて總督府の諒解を得るに至つた努力に感謝するところがあつた。斯くて朝鮮代表は下阪の上、大

阪側本舗と同様懇談會を開催して既に提出された資料に基づき諒解を求むるところがあつた。

斯くて東京同業組合に於いては、朝鮮化粧品を移出してゐる本舗に通達して價格の申告を求めたる所、百二十本舗の申告一千四百餘點に上り、取纏めの上朝鮮組合に送達した。

シヤンプー

の公定問題

石鹼類の全面的規格統制に伴ひ商工省ではこれとその品質用途が最も近似してゐる肌洗粉・シヤンプーに對しても規格を制定の上、規格外品の生産を禁止せんとする意圖のもとに、九月九日物價局日用品課に化粧工聯事務當局者を招致して、同十二日までに洗粉・シヤンプーの原價計算書を提出すべきことを命じた。よつて工聯では傘下の各化粧品工組に通達して所定書式に必要事項を記入せしめて指定期日までに商工省へ提出した。此の調査は肌洗粉、髪洗粉及びシヤンプーの三種について行はれ、それ／＼品種別に原料別の第一原價と諸經費の第二原價を出し、右の兩者を

合して總原價を出すとともに、現行販賣價格を併記したものであつた。これは一面に於いて當時石鹼類の不足に乗じていかゞはしい名稱を冠した石鹼類似品の横行甚しく、不正商人が横行するのでこれを取締る上から洗粉、シャンプーの規格を統一して價格を安定せしめるものと見られた。

一方商工省では九月十八日價格形成中央委員會雜品部會を開催し、シャンプーの検討も行はれたと傳へられ、その規格は石鹼分の含有量に重點を置かれ、一定のパーセンテージを設定して公道價格を設けられるものと傳へられ、同時に肌洗粉は除外されることが判明した。

これに對して東京化粧品工業組合では十九日洗粉シャンプー部委員會を開催、種々情報を持ちよつて協議の結果、シャンプーに就いては一定の石鹼含有率を設定されるのは當然であるが、大袋小袋の設定を要望、又從來から石鹼分を含まず、専ら白土を以つて製造されてゐる髮洗粉を規格外品扱ひにさるゝに於いては問題となるので、而も當局に於いては此の點に考慮が加へられてゐないことが判明するに及び二十二日、モンココ、藤井ぼたん園、藤村一誠堂、丸見屋商店の各代表は物價

局を訪問して、シャンプーの容量設定に關する要望を粘土質髮洗粉の使用價值と傳統を陳述せる結果、係官の容るゝところとなり、大袋小袋の設定並にシャンプーと併せて髮洗粉も別の見解から公道價格を設けられることになつた。よつて工組の洗粉シャンプー部では廿二日部の總會を開催して全組合員以上の際緯を説明、當局の準備成つて公布を見る日待つてゐたところ、十月二十六日に至り他の石鹼類とともに別項の如く公布を見、シャンプーの石鹼分は二七%、二〇瓦の小袋と六〇瓦の大袋の二種類にして小賣四錢と七錢に決り、粘土質髮洗粉は頭髮洗滌劑類として五十瓦四錢となり、これには水シャンプー等も含まれることになつた。

特免品の販

賣期間延長

商工省では奢侈品等製造販賣制限規則により販賣を禁止した指定物品に對して、地方長官の許可を受けたものに就いては特免品として販賣を許してゐるが、十月六日を以つて許可期限が満了となるので、前日の五日、次官通牒を以つて各地方長官あてその方針を通達

した。通牒内容如左。

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書及び第二條第一項の但書規定により地方長官の許可を受くべき件

一、イ、鐵製品製造制限規則により指定されたる物品中アルコールランプ他七十品目

ロ、銅使用制限規則により指定されたる物品中アイロン他三十品目

ハ、皮革使用制限規則により指定されたる皮革製品。

ニ、ゴム使用制限規則により指定されたるゴム製品。

ホ、鉛、亞鉛、錫等使用制限規則により指定されたる錫製品。

以上については昭和十八年四月六日までの期限を附し地方長官においてこれを許可すること。

二、右以外の物品については近く政府において適當の措置を講ずる見込なるを以てこれが販賣を許可せざること。

以上によつて引つゞき昭和十八年四月六日まで販賣することの出来る範圍が明示され、その中皮革、ゴム及び錫の特免品の賣残りに就いてはすべて昭和十八年四月六日まで販賣

を許され、鐵製及び銅製の特免品については限られた品目だけが半年間販賣期間を延長された。これに對して東京府では十月十九日、經濟部長名を以つて東京同業組合宛て具體的措置に關する指令を爲した。即ち再延長になつた商品は前に發行された證紙の代りに新證票を貼付することとなり、その所要枚數を當局に提示する必要あり、組合では特免品手持の組合員に通過してこれを取纏め、十月三十日東京府へ申請、組合員三十九名よりの物品百一萬五千五個に上つたが、これに對しては十一月十日附を以つて許可となり證紙を交附された。新證票を貼付された物品は如左。

① 鐵製品製造制限規則に依り指定されたる物品(業界關係抜き)

安全剃刀ホルダー及容器、帶留及帶挾、鏡及鏡臺、カフスボタン、カラー止及カラーボタン、髮飾品、蚊遣器、徽章、霧吹器、靴下止金具、炬燵及寢爐、コルセット用具、鍔、バンド用具、プローチ。

② 銅使用制限規則に依り指定されたる物品(業界關係抜き)

アイロン、安全剃刀(片刃用に限る)カラー止、カラーボタン、徽章、靴下止金具、バンド用具、ホック。

③ 皮革使用制限規則に依り指定されたる物品。

④ ゴム使用制限規則に依り指定されたる物品。

⑤ 鉛、亞鉛、錫等使用制限規則に依り指定されたる錫製品。

又、販賣許可を留保された物品に對しては買上げ命令が發せられたが、業界關係品は左の如きものであつた。

① 鐵製品製造制限規則に依る指定物品中鐵を主たる材料とするもの。

喫煙用具、鎖、石鹼入、煙草セット、齒刷牙入、バンド。

② 銅使用制限規則に依り指定されたる物品中銅を主たる材料とするもの。

安全剃刀(片刃用を除く)及同容器、腕輪、帶留及帶挾、鞆金具、カフスボタン、ガマ口金具、髮飾品、蚊遣器、喫煙用具、鏡臺金具、霧吹器、鎖、クリップ類

化粧品又は化粧用具の容器、コンバクト炬燵及寢爐、石鹼入、手提袋金具、ネクタイ止、ネクタイピン、パツチ、齒刷牙入、バンドバッグ金具、髭剃用コップ、プローチ、ヘヤーアイロン、燐寸容器、楊子入

③ 鐵製品製造制限規則に依る指定物品【但し中古品たること明かなるものは販賣が許される】

腕輪、首飾、化粧品又は齒磨用品の容器、コンバクト、シガレットケース、尾錠、ボタン、燐寸容器、メタル、指輪、楊子入、ライター、理容用機械器具、左に掲ぐる物品又はその部分品を製造する専用機械器具。

香水、石鹼、セルロイド及同製品、刷子及刷毛、燐寸。

④ 銅使用制限規則に依り指定されたる物品【中古品の扱ひは前項に同じ】

腕時計バンド、鏡金具、髮飾品、コルセット用具、スライドフアスナー、尾錠、プローチ、ヘヤードライヤー、ボタン、耳飾、指輪。

⑤ 鉛、亞鉛、錫等使用制限規則に依り指定されたる物品中錫製品を除きたる物品

【中古品の扱ひは前項に同じ】
⑥ 其の他の物品【中古品の扱ひは前項に同じ】

化粧品壇の規格單純化

化粧品用硝子壘の規格單純化問題は昭和十六年四月、東京硝子界より提唱されたるまゝ、硝子工業の企業整備澁滞に伴ひ立ち消えとなつてゐたが、昭和十六年夏に至り企業整備は一應完了し、いよゝ計畫生産に着手されることとなつたので、大阪硝子界で化粧品壇の規格單純化を目指して眞劍に乘出し、大阪化粧品界に諮るとともに大和硝子工場石田事務以下二名の代表は名古屋の水野氏とともに、十五日上京して東京硝子界代表とともに東京組合に會合、東京化粧品工業組合代表との懇談會を開催した。化粧工組からは硝子壘研究委員の諸氏が出席した。即ち

- 【化粧品工組】 板倉安兵衛、井田友平、伊東榮、東野芳一、外池五郎三郎、中谷辰藏、中山豐三、松本昇、三輪善兵衛、安藤金平、天野源七、阪本一郎、山岸徳治郎、山梨政平、及び廣田嘉一、日南田慶富。
- 【大阪硝子界】 石田榮治郎、石田鐵治郎。
- 【名古屋同】 水野多十郎。
- 【東京同】 永島硝子、加藤長吉、橋本正

夫、片山純太。

【硝子工聯】 松本氏

以上の諸氏會合のもとに懇談を重ね、石田氏より硝子工業整備の情況と今後實施さるべき計畫生産により、製品別に石炭を割當られるに際して、化粧品壇が舊態依然たる複雑多種類の瓶型を有してゐることは硝子界にとつては固より、化粧品界にとつても不利となる怖れがあり、殊に薬品界に於いては既に壘形品種の大整理を斷行しつゝある際でもあるから、化粧品界も英斷を以つて品種の整理を斷行されたき旨の要望を述べ、硝子界として立案せる單純化案を示した。これに對して化粧品側もその趣旨に賛成して全幅の協力を爲すこととなり、硝子業者側の原案に検討を加へることとなつた。これがため化粧工組に於いては

中山豐三、東野芳一、松本昇 中谷辰藏、山梨政平

以上の五氏を小委員として研究せしめることとし、十月六日第一回小委員會を開催して業界案の素案を作成、十二日硝子壘委員會を開催して報告を行つた。

又、化粧工聯に於いてもこの問題の研究に協力を爲し、同時に大阪化粧品界に對しても

化粧品工組として本格的に研究に乘出されたき旨を要請し、こゝに化粧工聯、東西兩工組によつて化粧品壇規格單純化の問題は本格的軌道に乗出した。

斯くて東京側は十九日の硝子壘委員會に於いて東京側としての成案を得、板倉委員長初め中山豐三、松本昇、山梨政平、中谷辰藏、東野芳一の各委員に工聯廣田事務理事、日南田主事、小川工組主事等は相携へて十月二十四日下阪、大阪側委員の西村新八郎、塚本好三、松本竹次の三氏及び石川理事等と大阪組合に於いて東西聯合委員會を開催、東京、大阪の意見は完全に一致を見るに至つた。斯くて翌二十五日には大阪工組理事長中山太一氏の参加を得、硝子界からは

【大阪】 石田榮治郎、石田鐵治郎、山本重之助 【名古屋】 水野多十郎 【東京】 永島硝子、眞田忠治、硝子工聯松本氏。

以上の諸氏參集、化粧品界案を中心に双方意見の交換を爲したところ、硝子業者側も業界の原案に賛意を表した。よつて兩者協力のもとにこの案の實現達成に邁進することとなり、越えて十一月十一日、上京の中山太一氏初め板倉安兵衛、中山豐三、山梨政平氏の代表は商工省物價局日用品第二課田原事務

官と東京組合に見原案を提示して種々諒解を求めたる結果、當局としては大體業界の單純化案に賛同の意向であつた。

業界案は化粧品壇をその用途によつて廣口と細口の二種に大別し、おの／＼容量CCによつて五瓦づゝの段階を設けられたものであつて、現行の化粧品公定價格には何等の影響もないものである。【原料資材欄参照】

ワツクス懇

話會の創立

コールドクリーム、コスメチツク、植物性ボマード、口紅等の主要原料であるカルナバ蠟及び特殊蠟は、わが國においては從來全く輸入に依存してゐたのであるが、日本油脂で人造合成蠟(高度ワツクス)を完成して供給し初めたので、これが本格的發展を期するたゞめ高度ワツクス製造家、販賣業者並に需要家より成る全國的の團體である高度ワツクス懇話會を結成、十月二日上野精養軒に創立總會を開催した。當日は商工省化學局有機課藤田技師を初め帝國油糧統制會社、日本硬化油グリセリン統制販賣會社の各係員臨席、化粧品業界からは岡崎商店、小倉商店、三和以宇壽

商店、曾田香料店等がこれに出席した外、各業界より九十餘名出席、輝かしい發足を爲した。懇話會の事業内容は如左。

- 一、高度ワツクスの製造並に需給に關し圓滑を期するために連絡を圖ること。
- 二、高度ワツクスの製造並に使用の技術に關し知識の交換並に指導援助をなすこと。
- 三、特殊蠟に關する相互研究を爲すこと。
- 四、その他目的達成のため必要と認めたる施設並に諸設の事業。

三多摩小賣

商組の創立

東京府下三多摩地方に於ける小間物化粧品業者間には、夏以來商業組合の結成準備を進められつゝあつたが、八王子、立川の兩市及び南多摩、北多摩、西多摩三郡の小賣業者四百九十二名の参加を見るに至つたので、これを打つて一丸とせる三多摩小間物化粧品小賣商業組合を設立するの準備進み、十月二十七日午後一時より立川市公會堂に於いてその創立總會を開催した。總會は國民儀禮の後、八王子市片岡英一郎氏の開會の挨拶に始り、横

川十一氏の經過報告、中島卯太郎氏の事業計畫、秋本祐七氏の經費説明の後、橋本龍藏氏を議長として議事に入り、定款の審議、役員の選任、その他數件の議案を議了、臨席の東京府中川係官及び地方事務所の清水保官の訓示並びに東京小間物小賣商業組合平野理事長同業組合日南田理事の祝辭等ありて無事總會を終了、三多摩地方を打つて一丸となす業者の結束は、その半歳の努力によつて實現を見た。選任の役員如左。

理事	長	横川	十一
副理事	長	片岡	英一郎
理事	橋本	龍藏	
理事	内藤	善兵衛	
理事	前田	慎	
理事	原島	善太郎	
理事	秋本	祐七	
理事	宮崎	覺太郎	
理事	田中	廣三郎	

シヤンプー

在庫品調査

シヤンプーの公定價格は十月二十六日公布

され、従来の規格製品は昭和十七年十二月三十一日まで販賣を許されたが、十月二十六日以後、製造家は舊規格品を製造することは出来ない旨の通達が、十月二十八日警視廳經濟第三課から東京化粧品工業組合に齎らされ、同時に製造家のストック量を二十六日現在を以つて申告すべしとの命令があつたので、化粧品組では洗粉・シヤンブー部の組合員に此の旨通達し、十月末日當局へ提出した。

大阪化粧品

商報の廢刊

十月中旬を以つて斷行された産業經濟新聞の整理統合によつて、大阪に「産業經濟新聞」東京に「日本産業經濟」の兩紙が十一月一日附の發行紙より新發足を爲したが、此の整理統合に際し、その影響は果然業界にも及び、産業經濟新聞にも吸収されることとなつた同業大阪化粧品商報は、遂ひに廢刊の已むなきに至つた。大阪商報は業界の機關新聞中でも東京に次ぐの古い歴史を持つて大商報の一つで、業界に遺せる功績もまた大であつたが、統制命令の下さるゝところ、従容として四三年の歴史に終止符を打ち、十月三十日號を

以つて最終刊とした。

紐類リボン

の公定價格

紐類及び細幅織物の最高販賣價格は、十月二十四日附官報商工省告示第千五百五十五號を以つて公布された。紐類としては平打紐類から房類、リボン類、ベルト類、テープ類、ゴム紐類、服飾紐類等あらゆる種類が公定された。

重要物資の

調査と供出

商工省では同省所管重要物資現在高調査規則によつて昭和十六年度から四月一日と十月一日の二回づゝ重要物資の現在高調査を行つて來たが、時局の要請に應じて調査物資申告義務者並に調査様式等、調査の内容を變更する必要から、十一月十日附を以つて關係省令及び告示を改正し、同時に調査規則第一條の規定によつて十月十五日現在で右の改正に基く調査を行つた。改正の要點は如左。

- 一、調査物資は從來の百十品目に對し種々

入替があつた結果、銑鐵以下百廿品目となつた。新に加へられた品目は卅種である。

- 二、調査方法は從來一種であつたものが二種となつた。即ち一つは銑鐵以下五十二品目の一般的な、業種の如何に拘らず所有されてゐる物資について行はれる調査で、これは申告義務者が銑鐵以下五十二品目の調査物資の全部について物資毎に所有數量及び保管數量を申告する方法である。今の一つは製鋼原鐵以下六十八品目の特殊物資について行ふ調査で、これは從來同様個個の調査物資について申告義務者が申告する方法である。

- 三、調査の内容については最高標準在庫數量、餘剩數量、保管事由、調査時期前六ヶ月の受入數量並に使用數量等について新に調査することとなつた。

- 四、申告書は從來一通であつたのを三通とした。

併して第一種の調査には金屬類、毛糸等の業界關係物資も掲げられてゐるが、個人たる商業者は申告義務を除外されてゐるので關係なく、第二種調査には左の如きものが掲げられてゐる。

グリセリン 申告義務者 倉庫營業者、生産業者、卸賣業者、三井物産株式會社、前掲以外の者にして百疋以上を所有し又は保管する者。

カルナウバ臘 申告義務者 倉庫營業者、販賣業者、輸入業者。

石鹼 申告義務者 倉庫營業者、生産業者、卸賣業者。

前掲以外の者にして浴用石鹼にありては十打以上粉末洗濯石鹼及び固型洗濯石鹼にありては六貫以上、工業用石鹼及びその他の石鹼に在りては百疋以上を所有し又は保管するもの。

商工省では越えて十月十五日總動員法に基く統制物資の讓渡制限等に關する件を公布、統制物資の所有者は十一月十五日までに重要物資管理營團又はその代行機關に所有の統制物資を讓渡すべく命じたが、民間側の協力に缺くるところありしたため、その期日を一ヶ月延長して十二月十五日までに供出せしめることになつた。

右法令中の業界關係品はアラビヤゴム、グリセリン、硼砂、硼酸等があり、左の要項を以つて供出が命ぜられた。

▽アラビヤゴム、制限數量 〓 零、讓受機關

〓 重要物資管理營團（東京府は小網町館野榮吉商店、深川小倉實業會社）

▽グリセリン、制限數量 〓 昭和十七年一月一日より昭和十七年六月三十日に至る期間に於ける配給割當量の月平均額の三倍に相當する數量、讓受機關 〓 重要物資管理營團
▽硼砂、硼酸、制限數量 〓 昭和十七年一月一日より昭和十七年六月三十日に至る期間に於ける配給割當量の月平均額の三倍に相當する數量、讓受機關 〓 重要物資管理營團（東京府は本町武田長兵衛商店東京出張所）

化粧工聯の

自肅警告書

化粧品を持つ保健衛生的使命の重大さと、戦時下に於ける國民生活に及ぼす效果の絶大であることは云ふまでもないところであつて政府當局に於いてもかゝる觀點から化粧品の生産力を維持育成しつゝあり、統制下にある貴重なる原料資材を化粧工聯を通じて配給しつゝあるのであるが、業界の一部に於いてはかゝる點に些かの考慮も拂はず、舊態依然たる販賣政策に出づる者あり、甚だしきは一般

商品がその品質を低下しつゝあるの傾向に便乘して、不正、粗悪なる製品の發賣を爲し、又新製品は第一次化粧品公定以來禁止されてゐるにも拘らず、まぎらはしき停止價格品等の發賣を爲す傾向あるに鑑み、日本化粧品工業組合聯合會では十一月十三日開催の定例理事會に於いて此の問題をとり上げ、健全業界にあるまじき現象の絶滅を期して警告を發することとなり、全文左の如き「業界の自肅に關する警告書」並に「自肅實踐要綱」を發表し、一部業者の猛省を促した。

業界の自肅に關する警告書

戦局の推移は漸く長期持久戦の様相を呈し銃後産業の一翼を擔ふべき吾等業界人の責務も亦一段と重加せらるるに到り更らに一層の努力と覺悟とを要するは言を俟たざる所であります。

當業界にありても國民生活上の必需品として、將亦その保健衛生的商品使命に鑑みその經營方針に幾多の改善を加へ時局順應の態勢を整ふるとともに生産部門に於いては各種困難なる事態を超克し、品質の改善進歩を圖りつつあり、是等の點に對しては關係御當局に於かれても、夙に認識せられ例へ充分と言ひ難しとするも、特に各種重

ORIGINAL PERFUME

國產第一品

原料香水

オリヂナル

オリヂナル化粧品

安福石脛

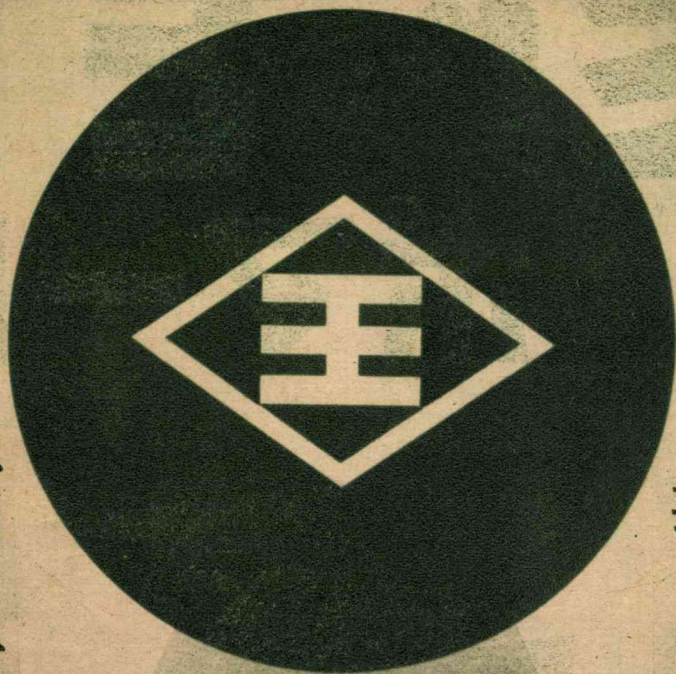
衛生錠口

力大ール

KAOL

本舖安藤井筒堂 株式會社

東京・水天宮前



商業

報國

石鹼化粧品問屋
田中花王堂

東京市日本橋區馬喰町三丁目
電話浪花(67)三三二・三三三
振替口座東京三三四

ミトモ ポマード

・ 純植物性 ・



本 舗
齋 藤 三 友 堂

川品 部業營
 崎大 番九七八四(49)崎大 醫醫
 區白 一八ノ一町臺金白區芝 部造製

明色アストリンゼン



キメ細かな

素肌美をつくる
科學的化粧水

明色化粧本品舗

株式会社 桃谷順天館

用藥

日本で初めて完成された

液体綜合クリーム

明色クリーム

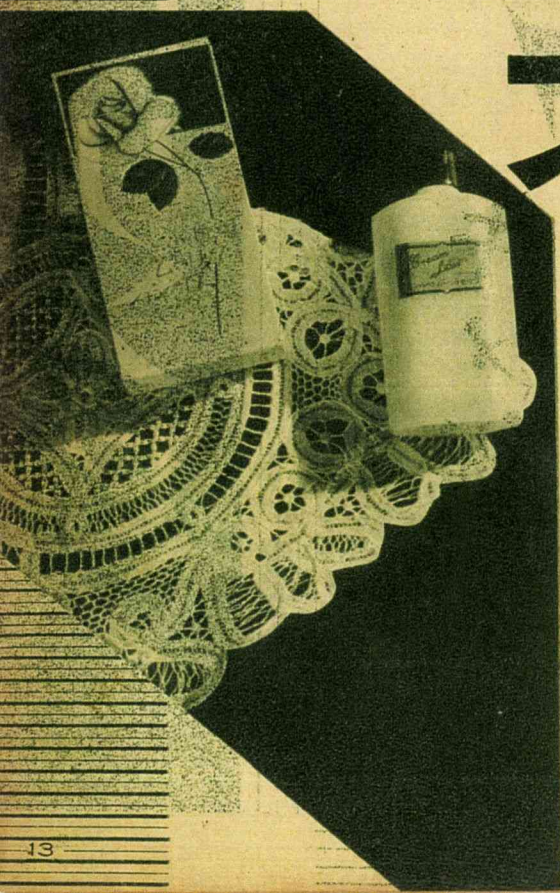
ローション

アレ止めに……

榮養に……

化粧下に……

清掃用に……



長年海外遊水
素肌美の心得

明色化粧本品舗

桃谷順天館 株式會社

紅口スリナ
 紅、ホスリナ
 クツニト用薬スリナ
 ムラーベスリナ
 ンヨシーロツセスリナ
 水香スリナ

ンチンアリブスリナ
 トンゼンリトスアスリナ
 ドーマボ物植スリナ
 ルイオスリナ
 クツチスリナ
 粉洗煉糖砂黒スリナ

ムーリクヱーリオスリナ
 ムーリクドルーコスリナ
 粉白水スリナ
 粉白粉スリナ
 ーキルミクンコスリナ
 クンコスリナ

料粧化スリナ



健康・知性の美を

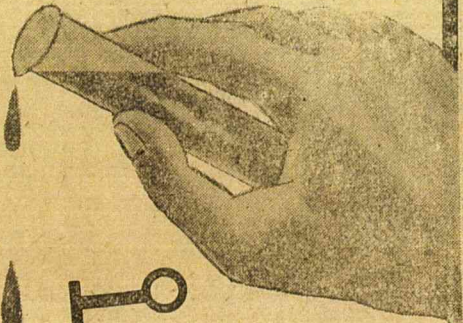
つくる、栄養性豊かな
新研究の科学化粧品



クレンジング ローション
ホルモン配合レモトーン
ビタミンセーフトーン
ビタミンコールド
ビタミンバニシング

大阪市東區小橋東之町 大東化學工業所 東京・名古屋・上海・北京

ピオネ



果実から出来た

獨特の化学品!

ピオネ特殊香料品

多く賣る商品よりも

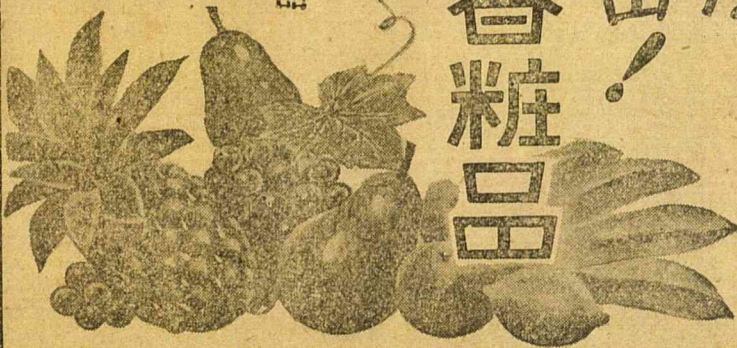
權威ある商品を創る

日本薬理化学研究所の製品

製造元 日本薬理化学研究所

發賣元 ピオネ特殊香料品本舗

東京市本所區横川橋一ノ四
電話墨田(74)六四〇八番
振替東京一六八七八六番



美

オ

世界に伸びゆく
日本製品

カ

粧

オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ
カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
プ	プ	プ	プ	プ	プ	プ	プ
	粉	ア	洗	乳	コ	ナ	バ
口		ス			レ	リ	ニ
紅	白	ト	リ	ン	ス	ン	シ
・		リ	ン	顔	テ	シ	ン
頬		ゼ	ン	状	リ	ン	グ
		ン	ト	ク	リ	ド	グ
紅				ク	リ	ク	ク
粉				リ	リ	リ	リ
				ム	ム	ム	ム

ツ

料

フ

オカッ美粧料・オカッ齒刷子
 本舗・平尾 喜三郎商店
 大阪市東淀川區中津本通一ノ八
 東京市日本橋區矢ノ倉町四



おん毛のよきもの

おん毛のよきもの



手藝材料裁縫具、縫針
小間物、婦人子供洋装雜貨
染糸、毛糸、打紐

現金問屋

◆ 近 利 商 店

天 野 利 助

東京市日本橋區横山町五番地

電話浪花(67)二三二〇番

振替口座東京五七九五番

マーの四製品

萬能皮膚薬でお化粧料になる!

マーシレックス

齒と齒ぐきを丈夫にする専門家推奨の!

マー・煉齒磨

マー煉齒磨の姉妹品!

マー・準煉齒磨

齒と口中を清潔にし聲をよくする(吸入にもよし)

マー・ローション



大東亞の建設になふ
若々しさ、健やかさ
逞しさは!

マー製品の
御愛用に
依つて...

本舗 守屋化學工業株式會社

東京市芝區本芝
二丁目二十三番地



一ゴゴ

の油香髪洋し出やつ毛養
品逸の評定の中

椿黒一ゴゴ



るくつを髪黒康健
ノ油髪の性物植良純

水香髪頭

りほかの一ゴゴ

堂英昇 舖本料髮整一ゴゴ

町部南區見伏市都京

原料の精選して常に良いものを製り自信を以てお薦めするこの名品

クレオ化粧品

ラハソクリーム
(コールド)

フレオ

セツトローション

クレオコーンクリーム
(バニシング)

薬用

獨逸專賣
特許ホル
モン配劑

リデールクリーム
(バニシング)

クレオ研究所

本 舖 東京市品川区北品川三ノ二四一
(電話高輪一九七九)

小賣部 東京丸ビル二階二八五・二八七號
(電話丸ノ内五七六五)



毛髪の生成發育と

禿髮豫防に力強き薬效

をもつホルモンの母體リポイドを應用してつくられた新毛髮劑です。フケ、抜毛を防ぎ、カユミを止め、毛髮の生長と強化に非常に優れた效果を見られますので、毛髮の生育不満をもつ人達に大層喜ばれて居ります。

新しい

ホルモン

學說に基く

毛髮生育促進劑

ミクロゲン



—發賣元—

啓芳堂

東京市本郷區千駄木町

新製品三百番御使用法



キヤツプの
霸王
イリザキヤツプ。



イリザキヤツプ

イリザキヤツプ本舗

東京市浅草区千束町一ノ三八
電話 根岸 (87) 一九七二番
振替 東京九〇六八六番
新装開店イリザ美容室(浅草・千束)



香料

石 鹼 · 化粧品
製菓用 · 食料品

人造並天然香料

有 限 社 會

宮 坂 商 店

東京市日本橋區本町三丁目

電話日本橋(24) 三 七 五 番





竹編棒販賣店ノ大商利ハ此ノ一扇ニアリマス。
即ち品質最上ト新案ノ包装

この扇子は、竹編棒製、
手藝裁縫用品卸商業組合員
の手による、品質最上之

新製天下に於
家々屋々必多品
女子学生裁縫用品
用糸を産産高品質

(呈贈表格價定協・定公)

東京小間物雜貨卸商業組合員
同 縫針卸商業組合員
同 手藝裁縫用品卸商業組合員
同 卸卸商業組合員
同 刷子卸商業組合員
同 婦人子供洋裝附屬品卸商業組合員

不二印竹編棒發賣元
扇印竹製編棒發賣元
巴花コトバ待針發賣元

總 關 口 次 朗 商 店

東京市日本橋區橫山町七
電話浪花(67)一三六〇番
振替口座東京五一九〇番

……るれ賣で質品

ツユキ髪洗粉



香りがヨクテ落ちノヨイ
ホーサン・フノリ入り

ツユキシャンプー

氣持ヨク
キレイニ仕上ル



本 舗
露木助藏商 店

道國濱京市崎川
三二七二崎川話電

最 高 級

カーニバル 化粧パフ

工場完備
技術卓絶

河合化粧パフ製造所

東京市板橋區板橋町二ノ五三八
電話大塚(86)一一六五番
振替口座東京四九六六三番

東寶ルビナ化粧料
 レオン洗顔クリーム
 ハリウッド化粧料
 全
 國
 東
 日
 本
 藥用クレーム
 アモ染椿香油
 お染椿香油
 ゴー整髮料
 テルミ化粧料
 伊豆椿頭髮香油
 シヤベトニック化粧料
 蜂研化粧料
 イオス洗顔クリーム
 ユゼ化粧料
 ロビオ化粧料
 元賣發京東大及東關

有名化粧品問屋

アキラ化粧料
 蜂研蜂蜜石鹼
 發賣元
 ユニード化粧料

株式會社

塚田商店

東京市本郷區湯島天神町三ノ十一

電話下谷 (83) 二二五六番
 七二二五番
 振替東京七九二四四番



商知品需必物間八人婦



万新商店

東京市日本橋區馬喰町三丁目

電話浪花(67)二〇一六番

振替東京三七五三番

許 特 法 製

イオス

洗顔クリーム



製法特許に
よる特殊極
微硫黄含有

色黒・ニキビ・吹出物
シミ・小じわ・タルミ
肌アレ解消に好評噴々



鏡一圓一小 鏡八十七圓一中 ㊤ 込税價定

所 究 研 ス オ イ

地番八二一町片東區郷本市京東

舗本造製

良品は輝く☆豊香園製品

國産 カッピ化粧料

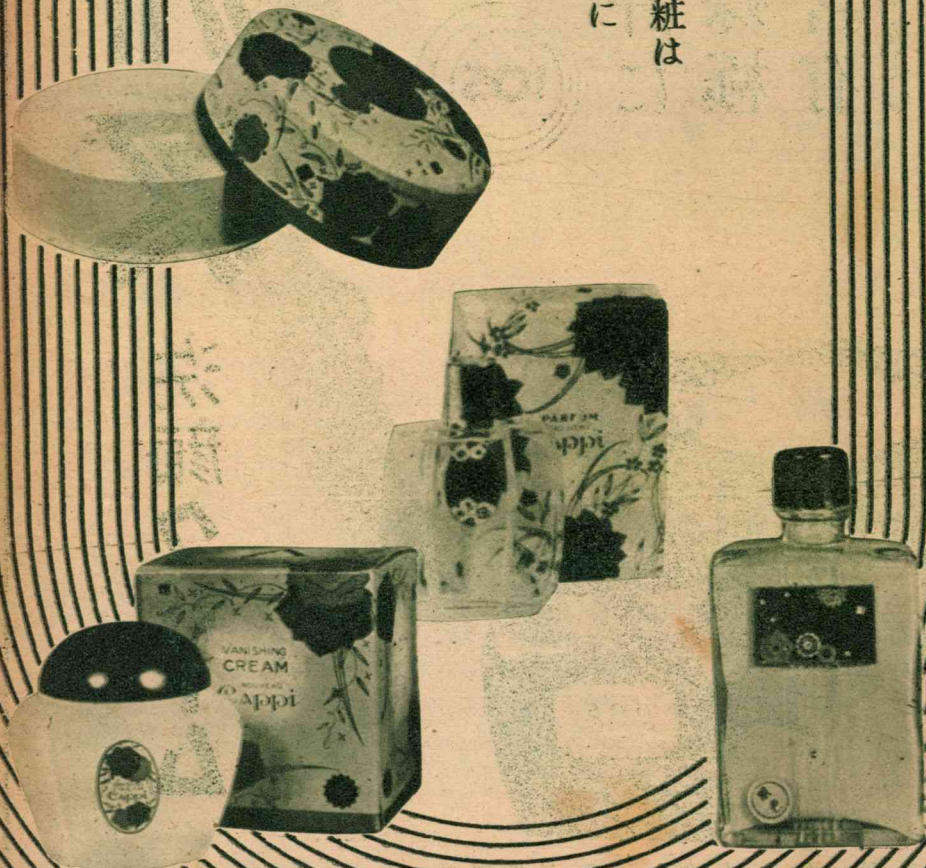
常に

適度の化粧は

銃後職場に

明朗さを

加へる！



グンシニバ級高 許特賣專

ホシノイタ

用薬

一年を通じて
手放せぬ薬効

★強力賦活酵素が多量に配合されてますのでニキビ・荒肌・吹出物・ソバカス等凡ゆるお肌の悩みに効果的です。

全国各百貨店・化粧品店・有名薬店にあり。品切の節は本舗へ



要物資の配給を行はれつつあるは既に各位の熟知せらるゝ所であります。然るに若し業者中、今尙舊態依然たる販賣政策を採るもの或ひは合法的と否とに拘らず高價なる製品の發賣に移行しつゝあるもの、若くは購買力の膨脹に便乘して不正粗惡なる製品の横行等、不健全、不明朗なる業者の跡を絶たざる如きことありとすれば急迫せる現下の重大情勢下に於いて誠に不謹慎至極と申すの外なく、殊に斯る一部業者の行爲が資材配給當局を刺戟し、今後の配給指令上にも不測の影響を及ぼすことなきを保せず斯くては一般業界の蒙る迷惑は頗る大にして誠に寒心に堪へざる次第であります。

就いては關係當局より屢々御注意の次第もあり、此の際嚴に各位の自肅自戒を要請し左記の通り業界自肅實踐要項を相定め、之が實效を期することと相成りたるを以て同業各位に於かれては充分之が趣旨を體し本要項の實行に全幅の御努力相成可、茲に本工聯理事會の決議を以て特にその善處方を要望する次第であります。

自肅實踐要項

一、當業界品は國民保健上の必需品として關係當局の充分なる御認識を得、特に戦

時下重要物資の配給を行はれつつある次第なるを以て、當業者は飽迄もその趣旨を體し、努めて實用品の生産に重點を置き華美、奢侈的色彩の強き製品の發賣を自肅的に制限すること。

二、自治的に更に一層品種の整理を行ふとともに容器包装材料等の簡素單純化の徹底を期すること。

三、不正、粗惡なる製品の發賣を一掃し一層品質の改良進歩を圖ること。

四、現下の重大情勢下に於いて苟くも各種景品附發賣その他之に類似せる不健全、不謹慎なる販賣政策を採るが如きことは今後絶對に行はざること。

五、物品税法に依る申告並に所定の帳簿備付義務の勵行を圖るとともに、納稅義務者たる製造業者の責任に於いて、誓つて物品税の完納を期すること。

六、新製品の發賣については現行公定價格の告示但書に於いても「本告示後新ニ發賣セラル、モノノ價格ハ銘柄番號一ノ價格ニ依ルモノトス」とあり、銘柄番號一の價格、即ち一〇錢以下に非ざれば新に發賣出來ざること規定せられ居り、右は同種製品の再發賣を事實上禁止するこ

とに依り公定價格品の勵行維持を圖るの趣旨に出でたる次第なるが、近時總價格を附し發賣せられたるものの中には、その合法的と否とに拘らず、一般的製品に比し高價なるものあり、是等のものは該公定價格制定の趣旨に反する次第にして斯くの如き製品は今後自肅的に發賣を停止するとともに、苟くも大衆的製品の生産より高價品への生産へ移行せんとするが如きことなきやう充分留意し、業界製品の信用保持に一段の努力を期せられたること。

昭和十七年十一月 日

日本化粧品工業組合聯合會

以上の如く、化粧品職の發せる警告書は、化粧品製造界に於ける核心的問題にふれるものであり、同時に銃後の業界として必須の注意項目のみを擧げられてゐるので、業界本舖では何れも化粧品職の意のあるところを掴み同業一致のもとに自肅業界の建設に邁進し、原材料各般に亘る入手困難を克服し、同時に一部に於いてはその無用の販賣政策を抛棄する決意を示し、眞の決戰體制的布陣を以つて昭和十八年を迎へた。

原料資材

大東亞戰爭と業界資材

大東亞戰爭開戦劈頭のハライ眞珠灣急襲によるアメリカ太平洋艦隊の撃滅、香港、フィリピン、マライ半島の攻略、シンガポール要塞の陥落等、皇軍の勇戦奮闘により、大東亞戰爭開始以來僅々七十日の間に米英の東亞侵略據點は悉く覆滅され、紀元二千六百年十二月八日を境として世界に於ける我が國の地位は一變した。

しかしながら戦ひはこれからであり大東亞共榮圈確立の雄渾なる施策が皇軍の作戰と併行して遂行されるためには、支那事變勃發以來苦心經營して來た高度國防國家體制確立への努力を一層高度に續けなければならなくなつた。その第一着手は先づ輕工業の重工業化であり、民需工場の時局産業への切替である。このために物と人との動きに未だわれわれが經驗したことの無いやうな大きな變化が現れ、中小商工業の世界には企業再編成と云ふ大問題が現實の姿となつてのしかかつてきた。支那事變が長期にわたるにつれて平和産業部門は

- 一、廣範圍にわたる民需品の製造禁止乃至製造制限
- 一、商品全般の價格統制實施
- 一、資材の不足、包装材料及び容器類の缺乏
- 一、軍務その他轉職等による勞力の不足

いては各種の新機軸が試みられる手筈になつてをり、また國民生活に關係深い生活必需品については別個に生活必需品物動をこの物動に基づいて早急に立案されることになつた。かくて物動計畫は大東亞戰爭を契機に飛躍的にその相貌を一新した。以下企畫院總裁談に藉り、その内容の一端を紹介する。

「昭和十七年度物資動員計畫は、企畫院に於いて關係官廳と協力の上計畫の基礎要件に關し萬般の思索と検討とを遂げ鋭意これが速かなる完了に努力中であつたが、各省特に陸海軍との協力によりここにその設定を完了し、本日閣議に於いてこれが決定を見るに至つた。今次計畫は大東亞戰爭完遂のため絶対必要なる軍備の増強を中心として立案せられ、特に左記の諸點に關し特別の考慮を加へたのである。

- ① 従來は年度計畫を設定し各四半期毎にその都度實施計畫を定めてゐたのを改め、年度計畫及び各四半期實施計畫を同時に策定し、計畫の實施に當り生ずる不可避的修正を最小限度に止めんとした
- ② 供給力の確保を一層確實ならしむるため地域別、期別、物資別の配船計畫を設定した

等の原因として商品の不足を來しそれは延いて取次販賣人たる中小商業者に直接間接密接な影響を及ぼし、取扱品の減少によつて生じた餘剩人員を軍需産業へ供出すべき役目を背負つて中小商業人の縮減が計畫されるに至つた。即ち民需産業は昭和十二年七月北京郊外蘆溝橋畔の銃聲一發以來徐々にその活動範圍を狭げられてきたが、今や大東亞戰爭の勃發とともに聖戰完遂の一路を目指す國策はますます平和産業をして時局の要請する方向に向はしめられべく、あらゆる機會に於いてこれが力強く叫ばれるに至つたのである。かくしてわれわれが經驗した昭和十七年の一ヶ年は、中小商工業者を重大な岐路に立たしめた非常な意味のある一年であつた。

昭和十七年の 物資動員計畫

大東亞戰爭下に於ける計畫經濟の中核をなす昭和十七年度の物資動員計畫は、日本經濟の再編成ばかりでなく、大東亞共榮圈建設に重大な關係あるものとして全產業經濟人の關心の的であつたが、これが立案に當る企畫院は陸海軍はじめ各省、各統制會の協力計畫を得てその設定を完了し、四月二十四日の閣議にかけて原案通り正式決定を見た。それによれば物動の基礎をなす物資の供給は、國內の生産力擴充、資源回收の強化、滿支開發の進展、南方からの取得、大東亞戰爭に備へて貯藏せる在庫の吐き出し利用等の好條件によ

り、第三國貿易の喪失のため惡影響を受けた昭和十六年度に比し著しく改善が見込まれるが、その物資を次の三目的に集中的に配分するところに十七年物動計畫の重點がある。

- 一、來るべき對米英決戦に備へて軍備の増強であり、艦船、航空機の建設に必要な鐵鋼、アルミニウム等の生産には特に意を用ひる。
 - 二、世界的な海運戰に對抗する海上輸送力の増強であり、このため船舶建造資材のみならず造船設備の建設資材供給も配慮する。
 - 三、米國が敗戦糊塗のため行ふ空襲に對する防空設備の充實であり、特に必要資材の供給は上半期中に行ふ方針である。
- 以上三大目的達成のため採るべき措置に就

- ③ 重要物資の一部を南方占領地より期待しこれが確保を期した
- ④ 鐵鋼、アルミニウム等直接軍需生産の外食糧の確保及び造船の促進並に防空に關しても意を用ひた
- ⑤ 生活必需品に付ては特にその需給を計畫化することとした
- ⑥ 石油類の需給に付ては南方占領地域よりの取得を見込み特別の考慮工夫をしてある

⑦ 本計畫を骨幹とする大東亞交易計畫を設定して共榮圈の建設にその歩を進むることとした

昭和十七年度に於ける物資の供給については國內の増産、回收の強化、滿支よりの期待増、南方よりの取得、在庫の利用等あらゆる手段を盡してその増強に努めたる結果相當國力の強進を見てゐるのであるが、その配分においては國家の環境に應ずる物資動員計畫の性格に鑑み、官需一般民需等に付ては依然窮屈であることはやむを得ないのである。然しながら總力戰の眞諦に鑑み本計畫に於いても戰時國民生活の確保に就ては特別の考慮を拂ひ、またこれが實施に當りては各般の政策と照合しその萬全を期せんとしてゐるのである。

る。これを要するに大東亞戦争完遂には物資
 動員計畫の適性と、その圓滑なる實施とが絶
 對に必要である。これがためには一に大東亞
 戦争完遂に關する強力なる國民意識の昂揚
 と、これに立脚する官民の不斷の協力一致と
 を必要とするのである。國民は昨年十二月八
 日の大詔奉戴時の感激を以つて常に政府と一
 體となつて各々その職場を通じて本動員計畫
 の目的貫徹に協力邁進せられんことを切望し
 て已まないものである。」

以上物動計畫に次いで、戦時下國民の生活
 を保證するための生活必需物資綜合計畫が、
 企畫院第四部に於いて練られつつあつたが、
 六月二十六日の閣議に於いて鈴木企畫院總裁
 より原案を説明の上正式の決定を見た。

生活必需物資 の綜合的計畫

在來の物動計畫は鐵、石油、アルミ等原料
 を對象とするものであるが、この生活必需物
 資動員計畫は食糧、家庭燃料、衣料の三大部
 門にわたつて直接の消費品を取扱つてをり製
 品物動の色彩が強い。いふまでもなく生必品
 物動は、本物動に照應するのであるからその

建方には二本立となつてをり、米等の重要食
 料就ては食糧管理營團の運用と關聯して詳細
 な計畫を設定し、蔬菜、魚介、牛乳等の地域性
 の強い食糧については全國の主要消費地別に
 計畫を樹立した。米麥を始めとして味噌醬油
 野菜魚介等國民に馴染の深い物資が國家計畫
 に取上げられたことは、これまで國民生活と
 遊離して考へられ易かつた計畫經濟の缺陷を
 是正し、他方國民の國家計畫に對する關心と
 期待とを増大せしめるものと見られ、役所の
 物動から國民の物動に飛躍した精神的意義は
 大きい。その内容は閣議決定の當日發表にな
 つた企畫院總裁談によつて大略を知ることが
 出来る。

『戦時國民生活の安定を圖り國民活動力の強
 化を期するため、日常生活に直接不離の關聯
 に在る重要生活必需物資につき、これが周到
 なる需給の計畫化とその圓滑なる實行を圖る
 を緊要と認め、政府においては從來これが遂
 行をなし來つたが、今回本年度生活必需物資
 の綜合計畫を策定し本日閣議でこれが決定を
 なすに至つた。』

本年度における生活必需物資動員計畫は米
 穀、麥類、諸類、野菜魚介類、肉類、食用油
 脂、食料鹽、味噌醬油、牛乳等の食料品、木

炭等の家庭燃料及び衣料等重要生活必需物資
 につき立案し、左の諸點につき特別の考慮を
 加へたのである。

- 一、物資動員計畫に照應せしめたこと
- 二、米穀等重要食糧につき詳細の計畫を設
 定しこれが確保を期したこと
- 三、蔬菜、魚介類、牛乳等については生産
 集荷、配給の實態に即し主要消費地に對
 する需給を考慮し計畫をなしたこと

而して本計畫を實施する上に於いてこれが
 萬全を期するため、所要資材の確保を圖るは
 勿論、集荷配給につきその公正的確を期し、
 又品質規格等の適正を圖る等各般の施設工夫
 が必要なることは當然のことであり、政府と
 しては銳意努力致し度き考へてである。

特に國民生活必需物資の供給確保について
 は陸海軍の多大なる協力を得てきてある次第
 であつて、本計畫の樹立及び實施によつて生
 活必需物資の需給に綜合的なる目標が定ま
 り、戦時國民生活の安定を確保する上に於い
 て極めて大なる効果を期し得ると存するので
 ある。併しながらいふ迄もなく現在は大東亞
 戦争の最中であり、この大戦争を勝ち抜いた
 めには國民としてまず、質實剛健にして清
 新簡素なる戦時生活を營むべきであつて、こ

の點に關し國民各位は大東亞戰爭の完遂と大東亞の建設といふ大業を冀望し奉る國民的感激を以つて、自主的に物心兩面にわたりその生活の戰時體制化を圖られ、本計畫の目的達成に協力せられんことを望んで已まない次第である。』

以上に引いた二つの計畫を通じて昭和十七年度の政府の方針が奈邊に傾むいてゐるか十分に感知することが出来る。

物の消費に就いてかくの如く重點的に計畫配給が實施されることになつた以上、不急物資に屬する業界品への原材料配給が前年度にも増して窮屈化してきたことは當然考へられるところであつて、それはこれから述べる各種物資別の統制によつて仔細に知ることが出来る。

新規開業の制

限令公布さる

戰時國民經濟の總力發揮を目的とする企業の全面的統制を強行するため、商工省は關係各省と協力して條文の整理を急ぎ昭和十六年十二月十一日企業許可令を公布、翌十三日より實施した。この立法目的は戰時に於ける企

業整備の促進と勞務動員の圓滑なる實施を指したもので、行政官廳と統制會とがこれを運営する主體となり鑛業一、工業二〇三、商業二三八、交通業一合計四四三の廣汎なる各營業部門にわたつて強力なる統制を爲し、企業開始並びに委託及び設備の新設改良擴張等を制限整備することを狙ひとしてをり、これが實施はわが戰時經濟の再編成に當つて重大なる役目を果すものである。

次に昭和十七年五月十三日には右の企業許可令と表裏一體の關係にある企業整備令が公布され、六月十五日より實施といふことになつた。

これは企業整備に際し中央で定めた各業種の整備要綱に基づいて地方長官が業界の自主的整理統合を指導する場合、個人的利害關係から整備に協力しない者があつても、これを強制して國家目的の遂行に参加せしめる法的根據がなかつたので整備の遅延を免れなかつたのを是正するためのもので、この整備令の制定施行によつて整備に従はない者に對して強制的に命令することが出来るやうになつた。しかし實際の施行方針としてはつとめて本令の發動を避け業者の自主的整備に俟つことを主とし、頑冥にして協力を肯んじない業

者がある場合に限つて傳家の寶刀たる本令を發動させるといふことになる。

企業許可令と企業整備令の二つが施行されたことは、今まで自由に開業出來た各種の企業が大きな統制の網をかぶつたに等しく、許可令によつて新規業者の増加を防止する一方に於いて整備令を後盾として各業種の再編成が好むと好まざるとに拘らず徐々に及んでくることが示唆するものである。

勞務新體制の確立全く成る

昭和十六年八月二十九日の閣議で勞務緊急對策の決定を見、それから九月十一日の總動員審議會は①國民徵用令の改正②國民職業能力申告令の改正③勞務調整令④國民勤勞報隊令⑤醫療關係者徵用令⑥勞務管理令の勞務關係六勅令案を可決、それぞれ制定公布を見ただけである。これら關係法令の制定及び改正は當時の企畫院總裁談にもあつた如く

- 一、勤勞報國精神の昂揚
- 一、勞務配置の調整
- 一、勞務管理の刷新強化
- 一、勤勞奉仕の組織化

の四項目を眼目としたものであり、これを推進するために職業指導所を中心とする中央地方の勞務行政機構の整備強化が計畫され、同時に産業報國會、翼賛會等の民間團體の積極的協力が求められたのであつた。この緊急對策を樹立した理由はいふまでもなく勞務需給關係の極度の逼迫と、獨守開戦を契機とする國際情勢の深刻化及び支那事變の遂行に伴ひ、益々強行しなければならぬ生産擴充力要請との矛盾を解決しなければならなかつたからである。試みに支那事變勃發直前と昭和十五年との勞務者數を比較してみるならば工場勞務者に於いて四割方、鑛山勞務者に於いて五割方の増加があり、交通、通信、運輸勞務者及び日傭勞務者もまた顯著な増加を示してゐるが、就中機械金屬工業部門に於いては約二倍にまで膨脹してゐる。これは勞務者需要がいかに激増しつつあるかといふ端的な指標であつて、その後昭和十六年、殊に大東亞戰爭勃發以後はこの趨勢が一層の上昇傾向を辿つてゐることは想像に難くないところであるが、この激増する需要に對して供給状態はどうなつてゐるのであるか。

第一に從來鑛工業勞務者のほとんど唯一の供給源であつた農村は、事變の進行とともに

漸次勞力の不足を來し、長期戦下における國民食糧確保の觀點から農村勞力の流失は嚴に戒められる實情となり、鑛工業にとつて金城湯池とまでいはれた勞力の源泉は全く枯渇するに至つた。そこで産業再編成による轉廢業者を重要産業部門に吸収することが今後に於ける勞務補給の頼みの綱であるが、職業轉換に當つての技術的諸條件を考慮するならば現下の勞務不足はこれによつて解消するとは考へられない。また外地及び外國からの勞力移入は未だ多くを期待することが出來ず、昭和十六年上半年期の状態に於いてすら求職者一に對して求人數は二若くはそれ以上といふ不均衡振りであつた。政府はこれに對處して昭和十三年以來學校卒業者使用制限令、國民職業能力申告令、技能者養成令、工場就業時間制限令、賃金統制令、賃金臨時措置令、國民徵用令、青少年雇入制限令、從業者移動防止令

醫療關係者特殊技能者職業申告令等と相次いで公布したのであるが、その後の内外諸情勢の緊迫によつて政府はつひに劃期的な勞務臨戰體制を確立する必要に迫られ上述の勞務關係六勅令案の可決となつたわけである。このうち直接勞務者に影響を及ぼす法令の最も重要なものは勞務調整令と重要事業場勞務管理

令とである。勞務調整令は

一、厚生大臣の指定する工場事業場の從業者は國民職業指導所長の認可なくしては退職または解雇し得ない

二、技能者（技術者、熟練工）國民學校修了者及び一般青壯年（十四歳以上四十歳までの男子または十四歳以上二十五歳までの女子）は國民職業指導所長の認可または國民職業指導所の紹介なくしては雇入、就職をなし得ない

ことを骨子として全面的に勞務者の移動防止を圖り、從來の從業者移動防止令及び青少年雇入制限令、勞務手帳法等の諸法令を統括包含したところのより徹底した勞務の移動防止として立ち現れてゐるのに對し、これと同時の勞務管理令は

一、事業主の恣意抑制

二、勞務者の就業條件の適正化

三、福利厚生施設の完備

を主要項目として勞働能率の増進、生産力の高度發揮を狙つてゐるのであつて、勞務調整令を消極的抑制とするならば勞務管理令は積極的な勞務育成の手段であり、自由主義經濟時代からの多年の懸案であつた勞務厚生確立への國家權力の乗出しが肇國未曾有の戰

時に於いて實現されたわけである。

更に大東亞戰爭の戰果によつてわが國の統治下に入った南方諸地域の經濟開發問題が具體化するや、戰爭完遂上重要な役割を受持つ諸事業の性質に鑑み、勞務不足の中から、これら諸會社に對する勞務充足を圓滑ならしめため厚生省職業局では七月二十八日勞務調整令中第七條の指定事業、指定する者の一部を改正し、新たに南方關係諸會社とさらに現在重視さるべき諸事業を指定事業として追加した。なほ從來指定事業となつたものは除外の取扱ひを受けた。以上の概要は即ち次の如くである。

【指定事業として追加されたもの】

- 一、針布製造業
- 二、水産業用機械器具製造業
- 三、工業用及商業用の度量衡器製造業
- 四、軍需用及生擴用、亞鉛華、軍需用、生擴用鉛丹製造業
- 五、豆炭及煉炭製造業
- 六、活性白土製造業
- 七、生擴用及生擴附帶用セメント製品製造業
- 八、アミノ酸製造業(醬油増産確保のため)

原 料 資 材

九、軍需用乾燥野菜製造業

十、印刷業中國債、勸業債券、國定教科書を追加

十一、クラフト紙製製造業、紡績用紙管製造業

十二、取引所營業

十三、有價證券引受業

十四、船舶解撒業(南方方面に於ける引揚船の解體業)

十五、大東亞共榮圈地域における物資の生産、集荷配給

十六、法令により物資の生産または金融統制を行ふ各統制會

【指定除外となつた事業】

從來指定されたもので、現在比較的、不急と認められる公益法人(但し産業報國會、東亞旅行社、大日本體育會等を除く)並びに一般裁縫業(但し、軍需用の勞務作業衣等を營むものを除く)が、今回の改正により全部除外された。

ここにいふ指定事業を營む者は國民職業指導所の紹介を受けずして一般青壯年(即ち年齢十四歳以上四十歳未満の男子及び年齢十四歳以上二十五歳未満の女子をいふ)を雇入れる場合、その雇入員數を豫め國民職業指導所

に届けてその認可を受ければ、届出た範圍内に於いて自由に雇入れることが出来るといふ特典がある。ではその指定事業は戰時下に於けるいかなる事業を指すかといふと鑛工業、化學、ガス、電氣業、紡績工業の一部、食糧品工業のうちの一部、物品販賣業のうち米、蔬菜、鮮魚商、新聞社、銀行、信託、保險業、運輸、通信、土木建築、學校、醫療衛生、學術研究事業等百數十種がある。なほ指定する者の中には市町村及びこれに準ずるもの、神社、特別の法律により設立された團體、例へば住宅營團の如き、また産業報國會、大日本體育會、東亞旅行社のやうな公益法人等がある。

以上の如く勞務管理は國策遂行上の大きな仕事として國家的使命を帯びるに至り、勞務の補給乃至新規雇入に就いては指定事業を除く他の業種は著しい制約を受けるやうになつたので、指定に洩れた業界關係の事業は石鹼工業を除いて、何づれも勞務不足に苦しむこと甚しく殊に販賣部門に至つては少店員の雇入等につき殆どその方法を絶たれたも同然で資材難商品不足もさることながら、この勞力不足には並々ならぬ苦勞を營めねばならなかつた。

纖維製品の切符制實施さる

政府は支那事變の勃發とともに逸早く木綿織物の統制に手を染めたが、事變の長期化に伴ひここに纖維製品に對する全面的且つ綜合的の統制を企圖し、商工省を中心として慎重研究を進めつつあつたところ、十二月八日、大東亞戰爭の幕が切つて落されるや急速にこれを具體化することになり、一月二十日總動員法による物資統制令に基き纖維製品配給消費統制規則を公布即日實施した。しかし在庫品の調査や切符の配布等があるのでその完了する一月中を準備期間とし、實際は二月一日より實施といふことになつた。この統制規則は纖維製品配給機構の再編成及び消費部門に於ける衣料品の點數式綜合切符制を旨としたもので、わが戰時經濟の躍進上眞に劃期的意義を持つたものである。これによつて都市では一ヶ年を通じて一人百點、地方では八十點が衣料品を購入し得る最高範圍と規定された。點數制に含まれる商品中業界關係としては小間物雜貨方面に左の如きものがあつた。

和 服 類

- | | | |
|----|-----------------------|---------|
| 10 | 伊達巻、伊達締
肌着及身廻用品類 | 一本八點 |
| 16 | 手袋 | 一双五點 |
| 18 | 肩掛、首巻(ネツカチーフ及スカーフを含む) | 一枚十五點 |
| 19 | 半襟 | 一枚一點 |
| 20 | 帶揚、抱き帶、シゴキ帶締、腰紐 | 一本一點 |
| 27 | ハンカチーフ | 一枚一點 |
| 28 | 袖 | 一組八點 |
| 29 | 袖口 | 一組一點 |
| | 家庭用品類 | |
| 15 | 縫糸 | 一〇匁迄一點 |
| 16 | 手編糸 | 一オンス迄二點 |

あるから、小間物雜貨業界は業界独自の配給網をつくり、その團體を特別に當局から公認の布帛地卸團體と同じやうに認めて貰はねばなといふ運動が起り、これが結實して日本小間物雜貨生産配給統制協議會の結成にまで發展したのである。即ち纖維製品配給機構の示す流れによれば小間物業界は布帛製品の原材料に使用する布地を手に入れることが出来ないやうになつて終つた。製造方面の人がその實績を以つて布帛統制會社に加入すれば配給を受け得る方法もあるが、小間物雜貨で必要とするのは布帛だけでなくあらゆる種類の資材が結合して小間物界を潤してゐる關係上、一箇の布帛統制會社へ加入して見ても業界の満足する結果は得られない。そこで昭和十六年暮から翌年初めにかけて全國小間物雜貨商工聯盟が主體となつて當局に折衝、小間物雜貨とは如何なる系統の商品であるかを理解して貰ふことに努力した。そしてその力點を最も緊迫した情勢にある纖維品に置いて二月二十五日商工省纖維局の近藤事務官、山下白須、加藤三枝師等と懇談その後數次の折衝をへて日本小間物配給統制協議會を小間物業界に對する布帛地の配給機關と認めるといふことに諒解が成立、人絹及び絹人絹交織地の

配給を受けてそれを加盟組合傘下の業者に手渡すことに成功したが、それも二回に過ぎないで情勢の變化から日本小間物雜貨生産配給統制協議會(後にその名稱をこれに變更す)の改組問題が起り、事務所まで新設してその活躍を期待されてゐるうちに半ば機能を停止したやうな形勢に陥つた。

ゴム引製品の生産配給統制

商工省ではゴム擬革布及び工業用ゴム引布以外のゴム引布製品に就いて、生産から配給に至るまでの一元的統制を圖るために五月二十五日化學局長、纖維局長の連名を以つて左の十四項より或るゴム引布製品生産配給統制要綱を地方長官並に關係方面宛通牒した。

一、商工省は毎月ゴム引布製品用生ゴム及び其の數量を用途別に決定しこれを日本護謄工業組合聯合會(以下ゴム工聯と稱す)日本護謄布製品工業組合聯合會(以下ゴム布工聯と稱す)及び水産用護謄引布製品共販株式會社(以下水産共販と稱す)に通知すること、但しゴム擬革布及び工業用ゴム引布等に付ては別に指示す

るところに依ること

二、ゴム布工聯及び水産共販はゴム工聯と協議の上右通知に依り製造すべき製品の用途別、品種別、規格別數量を決定し商工省の承認を得てゴム工聯に通知し、ゴム工聯はこれに基き所屬組合の組合員をしてゴム引布、附屬品及び手貼ゴム引布製品を製造せしむること

三、ゴム工聯所屬組合の組合員は右製品の中心ゴム引布及び附屬品はゴム布工聯に、手貼ゴム引布製品は水産共販に譲渡すること

四、ゴム布工聯は前項に依り譲受けたるゴム引布、附屬品及び纖維製品配給消費統制規則(以下規則と稱す)第六條の規定に基き纖維需給調整協議會の發行する割當票と引換へに譲受けたる生地を所屬組合を通じ其の組合員に割當配給し、第二項に依り決定したる製品の製造を爲さしむること

五、ゴム布工聯の所屬組合の組合員は前項に依り製造したる製品をゴム布工聯に譲渡すること

右の場合ゴム引布製品にして規則第二條の指定纖維製品に該當するもの(以下指

定ゴム引布製品と稱す)に付ては規則第二條但書第五號の地方長官の許可を受くること

六、商工省は毎月地方の實情を參酌しゴム引布製品の道府縣別配給數量を決定し道府縣に通知するとともにゴム布工聯及び水産共販に通知し出荷の指示を爲すこと醫療用ゴム引布製品の配給に關しては厚生省の別に定むる要綱に依ること

七、ゴム布工聯は差當り道府縣に地方配給代行機關又は其の出張所を設置して之に配給するものとし、又水産共販は差當り日本護謄被服類卸商業組合聯合會を經て道府縣護謄被服卸商業組合に配給すること

右の地方配給機關は其の配給業務に付き當該道府縣の指示を受くること

八、ゴム引布製品を取扱ふ生活必需品小賣商業組合(これに準ずる小賣商業組合を含む以下同じ)日本百貨店組合の組合員及び大口需要者は購入せんとする品種、數量其の他必要な事項を記載したる申

請書を道府縣に提出すること

九、道府縣は當該道府縣に割當配給せられたる數量の範圍内に於いて申請數量を査定し其の配給數量を決定し第七項の地方配給機關をしてこれに配給せしむること

十、規則第七條の指定團體又はこれを組織する者が指定ゴム引布製品を譲受くる場合は規則第八條の地方長官の許可を受くること

十一、規則第七條の指定團體又はこれを組織する者以外の者が指定ゴム引布製品を地方配給機關より直接譲受け、これを消費者に譲渡する場合規則第十一條の衣料品に該當するものに付ては衣料切符の小切符と引換に譲渡すること

十二、第七項の地方配給機關が指定ゴム引布製品にして規則第十一條の衣料品に該當するものを規則第七條の指定團體又はこれを組織する者に譲渡したるときは、其の都度其の品種別數量を當該地方纖維製品配給株式會社（以下丁號會社と稱す）に報告すること

十三、指定ゴム引布製品にして規則第十一條の衣料品に該當するものを販賣したる場合に引換へたる衣料切符の小切符は規

則第七條の指定團體又はこれを組織する者以外の者と雖もこれを丁號會社に送付すること

十四、前各項に依り生産せらるるものの外特にゴム工聯にゴム引加工を委託せんとする者は凡て商工省の指示に依らしむること

以上に依れば、ゴム布工聯及び水産共販はゴム工聯と協議の上毎月製造すべき製品の用途別、品種別、規格別數量を決定し、商工省の承認を得てゴム工聯に通知する。ゴム工聯はそれに基づいて所屬組合の組合員にゴム引布、附屬品及び手貼ゴム引布製品を製造させる。ゴム布工聯はゴム工聯所屬の組合員の製造したる製品の中、ゴム引及び附屬品を譲受け、それを所屬組合の組合員に割當配給して製品を製造させてそれを一旦全部受ける。次に道府縣に地方配給代行機關又はその出張所を設置し、商工省の指示に依つてその新たに出来る代行機關に配給する。その代行機關は更に當該府縣の指示を受けて生活必需品小賣商業組合、日本百貨店組合又はこれに準ずる組合の組合員及び大口需要者に流す。また水産共販はゴム工聯傘下の組合員の製造したる手貼ゴム引布製品を譲うけ、これを日本護謨

被服類卸商業組合の手を経て道府縣被服卸商業組合に配給する。道府縣被服卸商業組合は當該府縣の指示を受けて組合員に配給する。以上の如き配給順路を経て流れるのであるが、この外に全國的需要者團體及び特定の需要者に對してはゴム布工聯及び水産共販から直接配給することが出来る。また醫療用ゴム布製品の配給に關しては厚生省の別に定むる要綱に依ることになつてゐる。尚ほ本要綱は六月一日より實施することになつてゐるが、六月卅日迄一ヶ月の猶豫期間があるから、手持品は五月卅一日現在で登録すれば從來通り賣ることが出来る。

木材統制法實 施と木箱統制

業界品の荷造り及び運搬用の木箱を製造するに多量に使用される木材は、昭和十六年五月三十一日公布翌六月一日より實施された法律第六十六號木材統制法によつて全面的統制を受けることになつた。即ち中央の日本木材株式會社が木材全般の需給統制を掌り、その下に各府縣單位に地方木材株式會社が設立され、これが地方に於ける木材の生産並びに

その需給の圓滑及び價格の公正を圖るため必要な事業の一切を行ふことになり、ここに從來の材木商はこの新會社に吸収されて彼等の營業はなくなつたわけである。但し暫定的の便法として木材統制法施行の昨年六月一日現在に於いて、既に三月以上引續いて木材業又は製材業を營んでゐる者には、統制法によつて營業許可を受けたものと看做し一年間を限つてその事業を繼續することを許した。ところがその期限も五月末日を以つて終了し、六月一日から東京府下の卸、小賣三千數百軒の材木商に代つて東京市及び北多摩郡を包含して資本金千五百萬圓の東京木材株式會社が生誕、木材の集荷並びに配給の衝に當ることになつた。木材統制會社は國策に従ひ重點主義の配給を行ふことを建前とするので、業界用として振向けられる分に就いては最初から多きを期待出來ず、木箱調達難の暗い影が業界を覆ふに至つたわけである。木材統制法中の主なる條文を抜萃すれば次の通りである。

第一條 本法は木材（薪炭の用に供せらるるものを除く以下同じ）の生産を確保し其の需給の圓滑及價格の公正を圖ることを目的とす

第二條 行政官廳木材の需給調整上必要あり

原料資材

りと認むるときは勅令の定むる所に依り立木の所有者に對し價格を指定し其の所有する立木を地方木材株式會社（第七條第四項の場合に於ける日本木材株式會社を含む）に賣渡すべきことを命ずることを得

第三條 行政官廳木材の需給調整上必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り木材の生産、販賣、移入又は輸入を業とする者に對し樹種又は材種を指定し其の生産、販賣、移入又は輸入に係る木材を日本木材株式會社又は地方木材株式會社に賣渡し又は販賣の委託を爲すべきことを命ずることを得

第四條 行政官廳木材の需給調整上必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り木材を使用又は消費する者に對し木材の樹種又は材種を指定して其の使用又は消費する木材の數量、用途其の他の事項に付制限又は禁止を爲すことを得

第五條 行政官廳木材の需給調整上必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り製材業者に對し其の行ふ製材に關し材種其の他の事項を指示することを得

第六條 主務大臣必要ありと認むる時は勅

令の定むる所に依り木材の買入若は賣渡又は其の代理店若は媒介の業務、製材業又は木材を原料若は材料として使用する業務を行はんとする者に對し行政官廳の許可を受くべきことを命ずることを得

第九條 日本木材株式會社は木材の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲に必要な事業を營むことを目的とする株式會社とす

第十七條 日本木材株式會社は左の事業を營むものとす

- 一、木材の移入及移出
- 二、移入木材及輸入木材の買入及賣渡
- 三、移出木材及輸出木材の買入及賣渡
- 四、地方木材株式會社に對する資金の融通又は投資

五、地方木材株式會社に對する木材の生産に必要な資材の配給

六、前各號の事業に附帶する事業

七、前各號の外會社の目的達成上必要な事業

日本木材株式會社前項第六號又は第七號に掲ぐる事業を營まんとするときは主務大臣の認可を受くべし

日本木材株式會社は其の目的達成上必要ありと認むるときは主務大臣の認可を受

地方木材株式會社の所有に係る木材の買入及賣渡を爲すことを得

日本木材株式會社は勅令の定むる所に依り主務大臣の認可を受けたるときは第三十四條第二項に掲ぐる事業を營むことを得

第三十四條 地方木材株式會社は地方的に木材の生産並に其の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲に必要な事業を行ふことを目的とする株式會社とす

地方木材株式會社は左の事業を營むものとす

- 一、立木の買入及伐採
- 二、木材の生産
- 三、木材の買入及賣渡並に販賣の受託
- 四、前各號の事業に附帶する事業
- 五、前各號の外會社の目的達成上必要な事業

以上の統制に對處するため木箱を專業とする東京包裝用木箱工業組合では、七月十五日を期して木箱製造に要する資材の共同購入規程を設け、その後九月五日から木箱の共同販賣を實施した。その方法は先づ東京府經濟部長を會長同資材課長を副會長、とする東京府包裝木箱統制協議會なるものを作り、これに

木箱工業組合、釘針金協議會、大東京木材株式會社、帶鋼統制株式會社等より理事を、また木箱の大口消費者中より府の指名する二十名の協議員を出し配給の根本方針を決定するといふことになる。業界からは板倉安兵衛及び小林喜一の兩氏がこの協議員に選ばれた。

これによつて木箱の需要者は今まで取引關係のあつた木箱製造業者を通じて毎月分の使用量をその前の月の五日までに統制協議會に申請すると、協議會はそれに對する配給量を取決め木箱工業組合に傳達する。そこで各需要者は割當決定になつただけの量を最初に申込んだ木箱業者から受取るといふ段階を経ることになる。業界に於いても商品別の各商業組合及び工業組合が何れもこの木箱異變に備へて用意意りなくそれぞれ實績を調査して資料を提出した。

消費部門に對する抑制策は以上の通りであるが、一方これに對して翼賛政治會政務調查會では農林委員會内に臨時木材増産對策委員會を設けて生産増強資材としての木材増産に就いて調査研究をつづけ、十二月二十四日阿部總裁の決裁を得て企画院、大藏、農林、商工、鐵道、厚生關係各省に木材増産對策要綱を進言、これが實施方を要請した。同要綱

は現行の木材統制改善策に重點を置き、その具體の方策としては生産配給機構の整備を行ふためこれが指導監督に法的根據を與へ萬遺算なきを期すべきことを強調してゐる。

木材増産對策要綱

戰時物資動員計畫に基く木材の需要は、その軍需たる生産擴充用たるを問はず日に激増の一途を辿るの情勢なり。然るにその供給これに伴はずして刻下の喫緊事たる木材需給の圓滑を期し得ざるは遺憾なりと言はざるべからず。その由つて來るところこれが生産確保に須要なる勞力、資材、輸送等これに即應せざるのみならず木材統制法に依る生産配給機構の整備未だ成らず、その運用も亦宜しきを制せざるに在りと認むるが故に、速にこれが適應の方途を講じ、以つて木材の需給調整を期するの要あり。

一、生産配給機構の整備

① 府縣木材會社は地方木材會社の中核體として、過渡的にその設立を見たるも地方に依りては機構未だ整備せず、運営亦現下の實情に適せざるものありて木材の生産配給に甚大なる悪影響を與ふるものあり。依つて速にこれが指導監督の法的

根據を規定するとともに、これが打開の方途を講じて府縣木材會社の地區木材會社取扱、從來の企業者を傘下の適所に包攝してその適材の活用、森林組合及び山林所有者の資本參加の擴大並びにその協力の促進強化等に萬遺算なきを期すべし右の如く府縣木材會社を整備しこれに依り速に地方木材會社の設立を馴致して木材の生産配給に關する機能を最高度に發揮せしむることを要す

② 地方木材會社と日本木材會社との關係に就ては適切なる措置を講じてその聯繫を緊密にし、以つて木材の需給統制、融資投資、生産資材の配給、人事の交流等に萬全を期すべし

③ 素材業者の許可に就いては地方に依りその披ひ區々にして適正を缺き隨所に物議を醸生せるが如きは遺憾なり、仍つてその許可の適正を期し地方の實情に即してこれを廣範圍に認め、以つて素材の生産に關する創意、經驗、努力を活用せしむべし

④ 木材統制法の立法趣旨に背馳して木材の生産増強並びに配給の圓滑を阻害するの法規並に運用方針は、速かにこれを改

廢するを要す

⑤ 前諸項の實施に當りてはこれに關聯して尙次の事項に留意するの要あり

1、製材所の存廢及び配置に就いてはその緩急宜しきを制するとともによくその立地條件に適應せしむること、生産地に於いて特に然りとす

2、製材業の統制に因りて廢止の已むなきに至りたる工場に就ては、その製材並びに附帶設備の評價を最も適正にし、又最も有利なる轉用を企圖するとともにこれが融資並に共助金の貸付等に就いても速に的確なる計畫に基き更生金庫等關係機關を通してこれを適切に處理し以つて業者をして安定せしむること

3、從來の企業者を簡拔して活用するに當りてはその業績に應じ報償の途を拓くなど適切なる措置を講ずること

4、府縣木材會社の幹部に依る現行の委任經營は速にこれを廢止し以つて製材業統制の適正を期すること

5、府縣木材會社に依る生産配給の實情は動もすれば各府縣劃一主義、割據主義の弊に墮せるを以て前諸項の改善に

依りてこれを是正するとともに日本木材會社をして全國を一元的に調整せしむること

二、民有林の出材促進

1、計畫生産量の確保

木材の生産費がその最高販賣價格公定當時に比して著るしく昂騰したるに對し、發驛販賣價格より生産費を控除して逆算する立木價格は、これに逆比して不可避的に低落するが故に森所有者をして立木の賣却を躊躇せしめ、或ひは立木の再生産に甚大なる悪影響を及ぼさざるを得ず、仍て根本對策としては現行價格形成の基準を改訂すべくも、この際應急措置として民有林の出荷の促進とその再生産とのために適當なる施設を講じ計畫生産量の確保を圖ることを要す

2、未利用森林資源の開發獎勵、木材需要の激増は、既定の計畫生産量の絕對確保を要するのみならず從來經濟的不採算等の故を以つて未伐採状態に放置したる奥地の出材をも要求するが故に、搬出距離の遠隔、生産條件の惡化等の事情を考慮しこれに對して適切な増産施設を講ずることを要す

三、國有材の斫伐量増加

今や民有林の生産條件漸次悪化して計畫増産と相背馳するの傾向著しきものあり、仍て所期の目的を達成せんがためには官林斫伐量を増加し若くは立木拂下げ等の方途を講じて他に垂範するを要す

四、立枯松樹の伐載處理

近次東海道以西の各府縣に於いて虫害に因る松樹の立枯れ續出し逐次蔓延してその害毒恐るべきものあり、仍つて速かに官公力を發動して善後措置を立案し既に枯死せるものは勿論苟も病蟲毒に罹れるの兆あるものは直ちにこれを伐載して害毒の傳播を防止するとともに用材利用の效を全うするを要す

五、木材増産の勞力確保

木材増産の勞力確保は作業の重労働なると、作業地の山間僻地に於いて福利厚生施設に恵まれざる等の理由に依り、他の事業に比して著るしく困難なるが故にその対策として勞務者の適性登録を行ひ木材増産報國手帳を與へて督勵に資し、或ひは國民徵用令の適用、勞務者の優先割當、企業再編成に依る餘剩勞力の運用、熟練勞務者の養成等各般の處置を要す

六、生産資材の特配

立木の伐載、造材、集材、搬出、製材、輸送等に必須なる釘、鐵線、針金等の鐵鋼材、ガソリン、機械油、ゴムベルト、電力軍手、地下足袋等の配給を圓滑にするは勿論必要に應じてその特配を行ひ或ひは土地の狀勢に依りては簡易製材機の利用を便にするを要す

七、生活必需物資の特配

木材生産に要する勞力の特異性に鑑み米味噌、醬油、酒、燒酎その他畜類の飼料等を特配するを要す

八、輸送力の増強

木材輸送の迅速圓滑を期するため鐵道、船舶、貨物自動車等に依る木材の計畫輸送を行ふとともに自家トラック業の許可、トラック積載量並びに輸送距離の制限緩和、運賃の適正化を圖るを要す

九、木材増産運動の強調

戦時下木材の重要性に鑑み農林省を始め關係各官廳、大政翼賛會、中央林業協力會等相協力し、更に日本木材會社、地方木材會社、森林組合、その他系統團體、素材生産業者等を指導督勵して木材増産、木材再生産の強調期間を設定し、木材生産の増強

勞務技術の向上、作業能率の増進、木材の消費規正等の急務なる所以を徹底せしむるとともに木材増産の功勞者並びに優秀技術者を表彰するなど機宜の措置を講じ以つて木材増産態勢の確立と消費節約の徹底を期するを要す

一〇、その他施設の擴充整備

木材規格の簡易化、公定價格の是正、貯木場その他木材搬出施設の擴充整備とその助成等各般の措置を講ずるを要す

石炭木炭等の燃料消費規正

石炭は兵器を造る燃料であると云はれるやうに、石炭がなければ一片の鐵鑛石といへども熔すことができないのであつて、石炭は石油とともに戦時下の緊要な基礎原料である。製鐵用コークスは鐵鑛石一吨に對しほぼ同

量の一吨を必要とするが、このコークス一吨を製造するためには二吨乃至三吨の良質炭を要するといふことである。平時に於ても石炭はあらゆる産業の基礎原料となつてゐるのであるが、戦時に於いては兵器軍需品の生産のため石炭の確保は戦争遂行の最大の要件とさ

れてゐる。東條總理大臣は生産擴充の基本である石炭の増産には殊に意を用ひ、自から炭坑を視察して増産戰士を激勵したり、成績優秀にして増産に貢献するところの多い戰士に對しては黒十字章を贈つてその功勞に酬いたりしてゐる。

この石炭は單に鐵への結びつきに止らず戰爭遂行上必須な化學工業の急速な發達に伴ひ一種の原料として重大な役割を果してゐる。

例へば石炭からコークスを造るときに同時に出来る硫酸アンモニア、コールタール、ベンゾール、トルオール等が爆薬や毒ガス等の兵器の生産に取つて重要な素材である事實を考へればこのことは容易に理解される。

最近わが國の化學工業方面の石炭消費量が十年前に比較して莫大な數量に上昇してゐるといふことは、かうしたことも含まれた結果である。このやうに石炭は諸産業の基礎原料として必須なものであり、従つて一國の石炭消費量はその國の工業力の一種のバロメータとさへ見られ、特にその國の工業が輕工業中心主義から重工業化學工業中心時代に移行せんとするときは、燃料としての用途の外重工業に於いては鐵を造る素材として、化學工業の部門に於いては一種の原料として大量の

石炭を要求する。生産擴充の内容をなす自動車、航空機、造艦船、兵器工業及びその基礎たる精密機械、工作機械工業並びに化學工業等はすべて終局に於いて鐵を通じて石炭の基礎の上に立てられてゐる。

従つて長期戦であり消耗戦である大東亞戰爭を勝ち抜き、米英の巨大な生産力に對抗して最後の勝利を得るためには石炭の確保といふことが最も大切な問題となつてくる。

以上の如く石炭と戰爭とは切つても切れない關係にあり、現下の生産擴充方面がこれを要求する量は莫大なるものであるから政府は早くから石炭配給統制法及び石炭配給調整規則を制定して消費規正を行つてゐるが、このため業界に及ぼせる影響は先づ第一に製塩業者の能率減退である。燃料石炭の入手難、ソルダ灰の減少等が原因をなして昨年末硝子壘の規格統一及び硝子工業の企業整備が表面化し、昭和十七年中には最後の決定を見る段取りになる所であつた。このため化粧品業者は容器難に見舞はれてその前途に對し暗い豫想を抱くに至つた。また主として一般家庭で消費されてきた木炭に就いても、自動車の代用燃料に使はれ、その他燃料不足を緩和すべく時局的な用途が種々と開けて來たので、政府

はこれに對しても増産運動を起してその生産獎勵に努力してゐる。そのうち業務用木炭は各地方廳を通じて業者團體に配給される仕組みの統制があり、然もその量が漸減の形勢にあるのでこれも安心がならず、燃料不足はますます頭痛の種となつて業界にかぶさつてくるばかりである。

流動。ハラファイ 受給の危機

香油、ブリアンチン、クリーム等の主要原料として化粧品の製造にはなくてはならない流動ハラファインが、五月頃から遽かにその出廻りを減じて八月から九月にかけては殆ど供給杜絶の状態に陥つた。然かもその原因として傳へるところによれば統制の鍵を握る商工省燃料局が、流ハラの需給承認制を實施するに當つて化粧品に對しては配給の必要なしと斷定して、從來の實績を無視してこれを抹殺したことから起つたのであるといふ説があつた。眞偽は固より不明であるが、實際入手不可能の状態にある業者に取つてはその恐慌一方ならず業界の問題となつてきた。

そこで八月二十七日東京大阪兩都の油業者

代表は東京組合事務所に於いて聯合協議會を開催の上、情報の交換を行ひ對策を練つた後燃料局に油政課長を訪問して具さにその實情を具申業者の窮狀を訴へた。一方折から上京中の貴族院議員中山太一氏も燃料局長官面に會して懇談を遂げ、情勢は極度に好轉して流バラ配給に關する一道の光明を期待し得ることになつた。流バラはもともと醫藥用として

その重要性を持つてゐたのであるが、醫藥用には代用品を以つて補ふことが出来るので今日の使用としては製菓用、香油用等に局限され戰時生産上に於ける重要性が稀薄となりつ

つあつたといふことを忘れてはならない。なほ原油の手當に就いても現状から推せば樂觀は許されず、業界への供給が豊富になるといふやうなことは到底考へられなかつた。流バラ配給の徑路に就いて一言すれば、現在は需要者より各特約店に集まつた注文が昭和石油株式會社によつて取纏められ、次に日本石油配給統制株式會社の手を経て商工省燃料局にその査定を申請するといふ段取になる。燃料局は配給し得る流バラの總額と睨合せて業種別にその割當量を決定することになるのであるが、化粧品業界に對する分には前述の諸運動に續いて日本化粧品工業聯合會

が、燃料局に再三再四交渉した結果、十一月から割當査定を受ける仲間に入ることが出来た。これを機會に化工工聯は化粧品用流バラの一元の統制を行ふため、業界に割當てられる總額を工聯が受取つてそれを實績に基づいて傘下の各工組別に配給しようといふ案を樹て、これが實現を期して當局の諒解を求めべく折角折衝中であつた。

その後化工工聯では流バラ配給の圓滑公平を期するため商工省の認可を得て左の統制要綱を制定、昭和十八年度一月からの配給をそれに基づいて實施することになつた。

流動パラフィン配給統制要綱

一、配給統制の範圍並びに方針

1、本工聯は内地一圓に於ける化粧品工業組合を打つて一丸とせる化粧品製造業者の全國的配給統制機關にして、現在の所屬組合數は十五組合なり

2、化粧品工業組合の設立認可を得たるものにして本工聯に加入し居らざるものは

神奈川縣化粧品工業組合、福岡縣化粧品工業組合の二組合あるも、右は目下適法の手續を履み本工聯に加入手續中にしてこれが加入に至らば既設化粧品工業組合は全部本工聯に網羅せらるべし

3、目下化粧品工業組合設立認可申請中のもの、若くは設立準備中の府縣を舉ぐれば左の如し

秋田「石川、富山、福井」三縣にて一組合設立認可申請中、愛媛、廣島、岡山等

4、化粧品工業の生産分布狀況を地域的に概觀すれば東京、大阪兩都市に全國の總生産高の九十數%を占め居り、右兩都市を除くその他の府縣の生産高は10%を出でず、その大部分のものは既に本工聯に加盟したれば本工聯未加入組合及び工組未結成地區に於ける業者の生産高は、化粧品の總生産高に比すれば極めて僅少なるものと謂ふを得べし

5、流動パラフィンの配給統制に當りては本工聯未加入組合及び工組未結成地區に於ける業者に對しても、本工聯所屬組合と同一比率、同一條件に依り公平なる配給統制を行ふべし

① 本工聯未加入組合に對しては本工聯制定流動パラフィン配給基準に準據し配給統制上必要な資料の提出を求むること

② 工組未結成地區に於ける業者に對し

てはその所在を調査し前號と同一方針に依り資料の提出を求むること

③ 右資料の提出ありたるものに對しては本工聯所屬組合と同一比率、同一條件に依り配給割當を行ふこと

6、前項の所謂アウトサイダーの調査は直ちに着手すべきも一月分配給割當に於いては、配給統制基準となすべき資料なきを以て本工聯の受給總量の中より毎月三乃至五%宛を右配給引當分として留保すべし

7、配給引當分として留保せる數量に過不足を生じたる場合は後日ブル計算を爲してこれが調整を圖るべし

二、配給統制の基準

1、本工聯に於いては配給統制上の資料として物品稅法所定の手續に依る製造販賣実績調査を行ひ、これを以つて原材料配給上の基準となし居れり、右は組合員の營業形態に極めて適應せる方法にして配給統制上紛争を惹起するが如きことなく極めて圓滑に事業の運営に應じ居れり而して現行配給基準は

自昭和十四年度 三ヶ年平均実績
至昭和十六年度

原 料 資 材

なるを以つて流動バラフィンも右に依りこれが配給基準數量を算定すべし

統制アルミニウム等に及ぶ

金屬類の使用を全面的に封じられた形の業界は、少量の特別配給による金屬資材を徑とし、それに配するに使用上には制限なく最後まで残つた唯一の活路たるアルミニウムを緯として辛うじて資材難を切抜けてきたところ、商工省は八月二十四日奢侈品等製造販賣制限規則に基きアルミニウム及びアルマイト製品中、公定價格の規格に該當する指定商品以外の製造を一切禁止する旨を左の通り告示して業界に大きな衝動を與へた。但し製品の販賣は昭和十八年二月二十四日まで認めることになつてゐた。

商工省告示第九百十八號

奢侈品等製造販賣制限規則第一條の規定に依り物品左の通指定す

昭和十七年八月二十四日

商工大臣 岸 信 介

アルミニウム及アルマイト製器物にして昭和十七年七月商工省告示第七百七十九號に

掲げたる品種及規格以外のもの

商工省告示第九百十九號

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項の規定に依り同條同項第一號に掲ぐる物品及其の中古品に付ての年月日左の通指定す

昭和十七年八月二十四日

商工大臣 岸 信 介

昭和十七年八月商工省告示第九百十八號に依り指定したる物品及其の中古品に付ては昭和十八年二月二十四日

即ちこれによれば昭和十七年七月商工省告示第七百七十九號に掲げられてある物品の

寸胴鍋、段附鍋、牛乳沸、湯沸、飯蒸、辨當箱、飯盒、水筒、コップ、共柄杓子、標準釜、片手煮込鍋、兩手煮込鍋、兩手外輪鍋、天盤、片手鍋、大杓子、中釜

等にして定められた規格に合つたものだけが、今後アルミニウム及びアルマイト製器物として製造並びに販賣を認められることとなるのであつた。ところが告示第九百十八號に謳つてある器物の解釋に就いてその意味する範圍に絡んで若干の疑義があり、これは器物を差すのであつて業界品の容器や身邊裝飾具などはこれに入らないといふ意見が有力に行はれてゐた。しかしながら所管官廳

の商工省物價局日用品第二課ではその範圍を廣義に取つて所定の規格品以外のものは何でもそれをアルミニウム及びアルマイトで製することを禁止するといふ意味に解すべしと主張してゐた。すると約一ヶ月後の九月三十日にアルミニウム及びアルマイト製品の禁止に關する前の告示に改正が加へられ、今度は一つ一つ商品の名稱を擧げてそれ等のものは製造が禁止になつたのであると明瞭に規定してしまつた。これによつて身廻用品及び裝身具並びにその部分品或ひは化粧品、容器及びその部分品等にアルミニウム又はアルマイトを使用することは明白に禁止されて了つた。

商工省告示第千三十八號

昭和十七年八月商工省告示第九百十八號

(奢侈品等製造販賣制限規則第一條の規定に依る物品指定の件) 左の通改正す

昭和十七年九月三十日

商工大臣 岸 信 介

左に掲ぐるアルミニウム及アルマイト製品

一、厨房用器具、調理用器具及飲食用器具

(昭和十七年七月商工省告示第七百七十

九號に掲げたる品種及規格のものを除

く) 並にその部分品(附屬品を含む)以下

同じ)

二、家具什器

三、身廻用品及裝身具(時計、眼鏡縁を除

く) 並にその部分品

四、洗濯用器具及其の部分品

五、家庭用照明器具及其の部分品

六、文房具及事務用品

七、美術裝飾品及其の部分品

八、玩具及其の部分品

九、理容器具及其の部分品

十、喫煙用具及其の部分品

十一、飲食料品又は化粧品、容器及其の部分品

分品

商工省告示第千三十九號

昭和十七年八月商工省告示第九百十九號

(奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項

の規定に依り同條同項第一號に掲ぐる物品

及その中古品に付ての年月日指定の件) 中

左の通改正す

昭和十七年九月三十日

商工大臣 岸 信 介

「昭和十七年八月商工省告示第九百十八號」

を「昭和十七年九月商工省告示第千三十八

號」に改む

以上の如く業界が使ひ得る唯一の金屬資材

として最も頼みにしてゐたアルミニウムも透ひに手の届かない統制圏内の中に入り込んでしまつたのであるが、かうした措置が取られるに至つた理由は奈邊にあるのかその一端を紹介して置く。

アルミニウムは作戦遂行上の重要資材としてその需要が加速度的に増大しつつある趨勢に鑑み、政府は第二次生産力擴充五ヶ年計畫の最も緊要なる一環として、銳意増産の研究を進めてゐるが、さらに右恒久計畫と併行して非常増産計畫を實施すべく大體次の如き方針を骨子とする具體案の作成を進めてゐた。

イ、非常時増産計畫は少くとも差當りの目標生産設備建設を一ヶ年乃至一ヶ年半くらゐの短期間に完成操業を開始する。

ロ、右設備建設計畫は原料入手、電力並びに勞働力の供給その他の立地條件において最も優れてゐる朝鮮に集中する。

ハ、この計畫は實行力ある既設の優秀企業に特命することとし從來のやうな共同企業綜合企業の新設を回避する。

ニ、政府は右計畫を完遂するために必要な原料、資材、電力、勞力などについては超高度の重點配給を保障する。

しかして右計畫を擔當すべく特命される候補企業としては昭和電工、住友化學の兩社が有力視される。勿論このやうな非常増産計畫の強行によつて第二次五ヶ年計畫の着手は多少繰延べを餘儀なくされようが、政府は第二次五ヶ年計畫を恒久體制確立のための基本國策と見て、當面の非常増産計畫とは自ら別個の課題として検討する方針であり、次のごとき構想のもとに立案すると見られる。

(イ)生産目標の大半はホーキサイトを原料とするバイヤース法による

(ロ)礬土頁岩を原料とする國産法の計畫的生產を併行する

(ハ)重點會社に集中的増産を行はしめる

(ニ)原料たるホーキサイト、礬土頁岩、副原料たるヒツチコークスの入手に有利であること、電力並びに勞働力が豊富であることを條件として重點會社を指定すること、バイヤース法による重點會社として日本輕金屬、住友アルミ、昭和電工、東洋輕金屬、日本アルミの五社、國産法は重點會社として日本窒素が指定されるものとみられる。この際、特に問題視されるのは國産原料によるアルミ企業問題が如何なる展開を示すかである。國産原料による會社として日滿ア

ルミ、滿洲輕金屬、日東化學、淺田化學、大阪窒業、東北振興、朝鮮理研金屬、日本窒素などが挙げられるが、そのうち企業化されてゐるのは日滿アルミ、滿洲輕金屬だけであり他は何れもいまだ研究の域を脱するに至つてゐない。しかも既に企業化されてゐる日滿アルミ滿洲輕金屬にあつてもバイヤース法に比較するときは、その企業基礎は著しく薄弱であり、今後の改良に俟たねばならぬ實情にある。では重點の對象外に置かれるこれらの國産法企業を如何に整備するか、勿論、他の産業部門における機械的な資本合同やブロック

結成とは自ら異つた觀點から考究され、各企業體の實情特に原料設備、技術などを睨合せて最も合理的な整備方針のもとに進められなければならない。要するにそれは飽くまでも「國産アルミニウム技術の確立方策」としての企業整備でなければならぬ。

以上を基本的な問題として最も無理のない整備方式として取りあげられるのは原料別製法別統合である。すなはち特殊原料によるもの、一般的に礬土頁岩によるもの、アルカリ法によるもの、酸法によるものに分け技術の指導統制を通して企業整備へ進むといつたやり方である。

重要物資管理 營團設立とる

大東亞戰爭の完遂を目標として一面戰爭、一面建設の困難な事業を達成するためには、何んなに苦勞しても戦力の充實増強を怠ることは出来ない。戦力増強の基礎を爲すべき物資の供給源としては現下の情勢に於いては

- 一、國內で生産される物資
- 二、滿支及び南方諸地域よりの輸入物資
- 三、國內保有物資

の三つ以外には考へられず、その供給源を増加すべく政府はあらゆる努力を拂ひつつあるわけで、昭和十七年度生産擴充計畫、同物資動員計畫、同貿易計畫、同資金計畫及び同國民動員計畫等を決定して戦力の増進に努力してゐる。しかし聖戰滿五年を經過した本年度に於いて、從來輕工業中心の産業構成を持ちその上海外依存度の高かつた日本が、國內生産力の擴充に各種の制約を受けてゐることはまことに當然である。また南方諸地域よりの物資輸入も船腹その他の問題からいま直ぐに大きな期待を持つことは許されない。そのためここに國內保有物資の動員といふことが

重要な問題となつてきた。政府の手にあると民間の手にあるとを問はず、國內物資の管理及び利用を國家的見地から統制し最高効用に驅り立てなければならぬ。

そこでこの重要物資の貯藏管理及び徹底的活用を圖る中心機關のために、去る第七十九議會に於いて重要物資管理營團法が制定され、これに基づいて資本金二千萬圓（政府全額出資）の重要物資管理營團の設立を見ただけである。その首腦部陣容は次の如し。

理事 住井辰男、副理事長 黒田鴻五、理事 加藤徳善、吉武徳三、山崎龜之助
本營團の業務は主に何であるか、それは同法第十六條に次の如く規定してある。

- 一、重要物資の保有
 - 二、重要物資の買入、輸入及び賣渡
 - 三、その他目的達成上必要なる事業
- これを更に具體的に説明するとこの營團はい、従來特別輸入、繰上輸入などによつて輸入された物資

- ロ、市中に於ける過剰在庫品
- ハ、輸出不能品輸出滞貨

- ニ、南方より輸入すべき物資

以上の物資を買入れそれを保有しておいて物資動員計畫、生産擴充計畫などが何等かの

支障により圓滑なる遂行が不可能になつた場合とか、空襲その他不慮の事件が起きた時に備へるものである。管理保有の對象となる物資の種類は先づ次の如く見られてゐる。

- 一、鐵鋼、同原材料及び製品
- 二、非鐵金屬類、同原材料及び製品
- 三、化學工業原材料及び同製品
- 四、醫藥品、衛生材料その他醫療用資材
- 五、防空用及び災害復舊用資材

營團が保有を必要と認めた物資についてはその物資の所有者に對して當該物資の讓渡請求權を持つてゐるし、又指定物資の所有者は制限量以上の所有物資を營團に對して讓渡すべき義務を負ふことになつた。

このやうにして計畫的在庫管理を實施せねばならぬものに就いては、營團自身保有すべきであるが、倉庫設備を持つてゐないので實際の保管は既存の倉庫業者にやらせる方針を執り、石炭、ボーキサイト、アルミニウム、マグネシウム、紡績用棉花、羊毛、纖維製品等それぞれ整備された統制機關のあるものはそれに保有させることにして、營團は貯藏の綜合計畫化を確保するやうに監督するにとどまり併せて保有に要する經費を補助することにしてゐる。

營團が最初に手を染めた仕事は退藏物資及び遊休資材の在庫調査並びにその買上である。即ち、或る材料を手に入れたが他の材料がないために折角持ちながら使ひ物にならない物、國內の何處かで眠つたり遊んでゐる物、差當り使ひ道のない物、闇取引等て入手したが賣ることもならず困つてゐる物」等を探し出して買上げるわけである。産業設備營團が遊休未働設備を買取つたり、鐵鋼製品などを回收するのと違つて、管理營團は倉庫、工場或ひは商品にある物を目標として買上げようとするものである。五月十五日から七月末日までの二ヶ月間にわたつて内地一圓を地域にこの買上げが行はれ、銑鐵鑄鐵管、大形及び中形軌條及び繼目板、小形繼目板等の鐵鋼製品、非鐵金屬類、輕金屬、皮革、纖維原料及び同製品、化學藥品、ゴム等がその對象に上り、成績は概ね良好であつたが未だ十分とは云ひ難いので、十月十五日別項の如く「統制物資讓渡制限等に關する件」を公布即日實施した。これによつて重要物資管理營團の存在は全く明確になり、戦時下に於ける重大使命達成のため強力な權威を以つて國家の必要とする物資の管理保有に乘出してきたわけである。

重要物資供出 命令公布さる

大東亞戰爭がいよいよ長期戦の相貌を呈してきたこの際、物資の豊富を誇る米英を對手の長期戦に對處し、併せて高度國防國家の不勳の地位を確保せんがためには急速にして躍進的なる生産力の擴充を圖ることが絶對に必要である。而して戰爭の現段階に於いては生産力擴充に必要な資材、或ひはその原料を南方又は大陸にのみ期待すべきでなく國內在庫の活用といふことが必要になつてきた。ところが國內在庫の状態は、物資が必ずしも合理的にそのところを得てをるとは限らず、謂はば偏在のために折角の設備作業能力を持ちながら最高能率を發揮し得ない事情にある。これが對策は國內在庫物資の綜合化乃至は共同在庫化を圖つてその活用を企圖する外に道がないが、かかる事業は強力なる國家機關に於いて行ふのてなければ迅速にして適確なる運用を望み得ないので、政府はその目的のために重要物資管理營團を設立し、五月十五日より七月末日までの二ヶ月半にわたつて任意供出による買上げを行はしめたが、その成績完

原 料 資 材

全とまで行かなかつた。そこで更に一層の徹底を期するため十月十五日附を以つて左の如く「商工省令統制物資讓渡制限等に関する件」を公布、即日實施した。これが公布によつて事業者（生産業者、輸出入業者、販賣業者、需要者等）たと否とに拘りなく商工大臣の指定する物資を一定量を超えて所有する者はすべてその超過量を重要物資管理營團に引渡さねばならなくなつた。その時讓渡申込期限は十一月十五日までと規定されてゐたのであるが、一部にはなほ内容を理解せず手續を怠る者のあるのを考慮して事業者の申込締切期限は更に一ヶ月延長されて十二月十五日までとなつた。

商工省令第六十四號（昭和十七年十月十五日）

統制物資の讓渡制限等に関する件

第一條 國民經濟の運行を確保する爲必要な統制物資にして商工大臣の指定したるもの（以下指定物資と稱す）は他の法令に拘らず本令の定むる所に依り之を讓渡することを得

第二條 本令に於て事業者とは指定物資の生産（加工を含む）若は修理を業とする者、販賣その他賣渡を業とする者、輸出入業者及輸入業者、業務用の原料若は材料

として又は業務用の設備の新設、増設若は修理の爲指定物資の使用又は消費をなす者、指定物資に關し擔保權の取得を業とする者並に商工大臣の指定したる者を謂ふ

第三條 事業者にして商工大臣の指定したる者はその指定ありたる日（以下指定期日と稱す）に於いてその所有する指定物資にして指定期日に於て制限數量を超ゆる數量に付商工大臣の指定したる價格を以て商工大臣の指定したる期日迄に重要物資管理營團又はその指定したる者（その者の指定したる者を含む以下同じ）に讓渡の申込をなすべし、但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合はこの限に在らず

前項の制限數量は商工大臣之を指定す
第四條 前條の規定に依り指定物資の讓渡の申込を爲したる事業者は指定期日に於てその所有する指定物資にして指定期日に於て制限數量を超ゆる數量に相當するものに付重要物資管理營團又はその指定したる者の請求に應じ遅滞なくその引渡をなすべし

第五條 事業者以外の者は指定物資にして

商工大臣が讓受禁止物資と定めたるもの（以下讓受禁止物資と稱す）を事業者より讓受け又は指定物資にして商工大臣が讓受制限物資と定めたるもの（以下讓受制限物資と稱す）に付讓受に依り商工大臣の指定したる數量（以下所有制限量と稱す）を超えて所有するに至る場合は之を事業者より讓受くることを得ず、但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合はこの限に在らず

第六條 事業者は事業者以外の者に對し讓受禁止物資を讓渡し又は讓受制限物資に付讓渡に依り事業者以外の者の所有する數量が所有制限量を超ゆる場合は之を讓渡することを得ず、但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合はこの限に在らず

第七條 事業者以外の者にして讓受禁止物資の指定ありたる際又は讓受制限物資に付所有制限量の指定若し變更ありたる際現に讓受禁止物資を所有し又は讓受制限物資を所有制限量を超えて所有するものは讓受禁止物資の指定ありたる際現に所有する讓受禁止物資に付又は所有制限量の指定若し變更ありたる際現に所有する

讓受制限物資にして當該指定若し變更の際所有制限量を超ゆる數量に相當するものに付讓受禁止物資の指定又は所有制限量の指定若し變更ありたる後一月内に商工大臣の指定したる價格を以て重要物資管理營團又はその指定したる者に讓渡の申込をなすべし、但し特別の事情により地方長官の許可を受けたる場合この限に在らず

附 則

本令は公布の日より之を施行す

右法令に云ふ指定物資は銑鐵、普通鋼、鐵線、鐵板、ニツケル、モリブデン、タンクス、コバルト、電線、銅又は銅合金の板、銅地金、アルミニウム地金、亜鉛板、故銅、故鉛、故亞鉛、カルナバ蠟、セラック、タンニン、カリ鹽、アラビヤゴム、グリセリン、カゼイン、硼砂、硼酸、綿絲、人造絹絲、毛絲、雲母等百餘種類に上つてゐるが、その中で業界關係品としては

カリ鹽、アラビヤゴム、グリセリン、硼砂、硼酸、綿絲（除縫絲屑絲）、毛絲（除手編絲）等があつた。よつて前記の物資を所有する業者にして左の制限數量を超える場合には、その超過量を重要物資管理營團又はその指定

代行機關に供出するといふのが即ち業界として果すべき事項であつたので、東京化粧品工業組合及び東京小間物雜貨卸商業組合等では旁々東京府經濟部長よりの注意もあり、全組合員にその要項を傳達して遺漏なきを期した。

▽カリ鹽 制限數量—昭和十七年一月一日より昭和十七年六月三十日に至る期間に於ける配給割當量の月平均額の三倍に相當する數量、讓受機關—日本カリ鹽販賣株式會社

▽アラビヤゴム 制限數量—零、讓受機關 重要物資管理營團

▽グリセリン 制限數量—昭和十七年一月一日より昭和十七年六月三十日に至る期間に於ける配給割當量の月平均額の三倍に相當する數量、讓受機關—重要物資管理營團

▽硼砂、硼酸 制限數量—昭和十七年一月一日より昭和十七年六月三十日に至る期間に於ける配給割當量の月平均額の三倍に相當する數量、讓受機關—重要物資管理營團

▽綿絲（縫絲及屑絲を除く）人造絹絲（縫絲刺繡絲手編絲及屑絲を除く）毛絲（手編

絲及屑絲を除く) 制限數量—絲配給統制
規則に依る割當數量(保有數量を含む)

統制會出揃ひ 機能發揮す

第二次近衛内閣の下に基本國策要綱が決定したのは昭和十五年七月二十六日のことであつて、その要綱の「國內態勢の刷新」といふ中に「官民協力に依る計畫經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備」といふ項目があつたが、これが統制會組織の萌芽と稱すべきものである。

次いで經濟新體制確立要綱が昭和十五年十月七日の閣議に於いて決定を見、その要綱の第三「經濟團體」の部で新經濟團體の組織職能等の輪郭が決定した。これが今日にいふ統制會の具體的な基礎となつたのである。更に統制會に關する基本法規は國家總動員法に基つき昭和十六年八月三十日制定公布九月一日より實施となつた重要産業團體令であつて、同年十月三十日それによつて第一次指定十二業種に對して統制會の設立命令があつた。これまでの産業團體は營業者の任意によつて作られるのが普通であり、工業組合や商

業組合の如く法律に基づく團體でもこれを結成するかしないか、その範圍をどうするかは原則として當事者の自由に任せてあつた。ところが統制會は當事者の隨意の設立といふことは認められず重要産業として指定された産業についてのみしかも政府の命令によつて設立される。その指定を受けた第一次の業種は鐵鋼、石炭、鑛山、金屬加工、セメント、産業機械、電氣機械、精密機械、車輛、自動車、造船、貿易の十二であつたが、その後少し遅れて昭和十七年四月八日に地方鐵道軌道が同様の指定を受けた。次いで七月二十八日の閣議で左の九業種が第二次に指定され九月十日統制會設立命令が發せられた。

即ちそれは輕金屬、化學工業、ゴム、皮革、油脂、綿スフ、絹人絹、羊毛及び麻の九種で、これにより重要産業團體令の適用を受ける重要産業は合計二十二業種に及びわが國に於ける重要産業の大部分を網羅することになつた。その首腦を紹介すれば次の通りであつて、經濟新體制確立要綱に豫定された經濟團體の組織が一年半の歳月を経てその實を結んだのである。

▽鐵鋼統制會

會長 平生鈺八郎、理事長 小日山直登

理事 桃木長治、渡邊政人、井村竹市、山縣愷介、水津利輔、永野重雄、梅根常三郎

▽石炭統制會

會長 松本健次郎、理事長 植村甲午郎、理事 茂野吉之助、山川良一、七瀬善吉、瀬尾健二、永田彦太郎、林田善、佐藤棟造

▽セメント統制會

會長 淺野總一郎、理事長 河内通祐、理事 中川博、迹見富司、島剛、小柳勝藏、高橋一郎

▽鑛山統制會

會長 伊藤文吉、理事長 津田秀榮、理事 吹原彌生三、齋藤平吉、葉山建二郎、藤井三郎

▽車輛統制會

會長 島安次郎、理事長 秋山正八、理事 池田勝三郎、長橋茂男、橋本新助、木村知彦、乗杉研壽

▽自動車統制會

會長 鈴木重康、理事長 鈴木英雄、理事 岡野榮三、木村靜一、宮田應義、三木吉平、朝倉每人

▽精密機械統制會

會長 原清明、理事長 原清明、理事 三根繁太、金田健太郎、久富佛彌彦、備藤

三郎、山座道雄、松田徳太郎

▽金屬工業統制會

會長 鈴木元、理事長 久島精一、理事

増田憲造、山口貞雄、田中伊三次、小杉雄

二、岩佐恭二郎、杉浦稠三、山口三郎、木

村謙三

▽産業機械統制會

會長 大河内正敏、理事長 氏家長明、理

事 中村一徹、山岡祐章、三村金の助、楠

本直美、中安閑一

▽電気機械統制會

會長 安川第五郎、理事長 小林康治、理

事 服部勝雄、宮島文吾、柳澤芳次郎、伊

藤文壽、伊島仁佐

▽貿易統制會

會長 南郷三郎、理事 阿部重兵衛、黒田

鴻五、南治之助、吉武徳三、一宮晃、衣

川毅夫、齋藤辰之助、齋藤吉臣、佐治長丸

杉村廣藏、瀬川成一、高木龜久次郎、福田

廉三、水島信人

▽造船統制會

會長 斯波孝四郎、理事長 桑原重治、理

事 湊一磨、蔭山金四郎、野村千助、木

梨律馬、岩井祐文

會長 中川正左、理事長 吉田浩、常務理

事 日淺寛、高井信一、君島清吉、理事

五島慶太、藍川清成、種田虎雄、山口吾一

村上巧兒、神津藤平、山本豊次、助川貞利

▽輕金屬統制會

會長 大屋敦、理事長 小畑巖三郎、理

事 宮野春之進、安生浩二、島田乙駒、篠

原照一、高山徳、杉村盛一、福原豊三、野

田清、内野正夫

▽羊毛統制會

會長 鶴見左吉雄、理事長 古川義次、理

事 伏原湛一郎、安部莊吉、名取義一

▽麻統制會

理事長 菱島彦二、理事 伊藤正雄、納富

喜雄、黒田常清、森周一

▽人絹統制會

會長 辛島淺彦、理事長 辻謹吾、理事

大幡久一、大原巖一、岸武八、相良周吉、

島村芳三、森信明

▽綿スフ統制會

會長 井上潔、理事長 本位田祥男、理

事 八代武次、原藤右衛門、山脇虎彦、有

元憲、山田榮一、大和藤七

▽油脂統制會

會長 藤田政輔、理事長 周東英雄、理事

松本伊織、藤川貞三郎、丸山勉、福島正雄

三浦遊龜、片山直亮

▽皮革統制會

會長 鈴木熊太郎、理事長 中川以良、理

事 中林朝吉、大倉豊四郎

重要産業團體令を見るとその第四條に「統制會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲當該産業の綜合的統制運営を圖り且當該産業に關する國策の立案遂行に協力することを目的とす」として統制會の目的が掲げられてある。その趣旨は統制會をして政府施策の立案遂行に緊密に協力させるとともに、その施策の大綱に基づいて自律的に當該産業の綜合的運営を行はしめ、以つて國家の産業經濟總力の最高度發揮を期さうとするのである。このやうな團體としての統制會は自らこれまでの團體とは種々な點に於いて相違してゐる。即ち

- ① これまでの經濟團體は、組合といはずカルテル團體といはず、いづれも結局に於いては同業者の共同利益の維持増進をその本旨とするのであるが、統制會は國家目的の達成を第一義とし常に國家要求の充足を念とする

- ② これまでの經濟團體では、構成員たる

個々の企業者の意思と利益が尊重され、團體の事業はすべて多數決で決定實行される建前であるが、統制會では當該産業の全體を常に國家目的の方面に強く生かしてゆくために指導者原理による高邁な指導をもつてその團體運営の中樞とする

③ またこれまでの經濟團體が業種別業態別に細かく分れてゐるため、却つて統制の圓滑な實施とその綜合的調整とが妨げられてゐたのに反して、統制會は重要産業別に生産配給を一貫して縱斷的に大きく編成される。

で、與へられた原料資材資金勞力をもつて生産設備をどう利用すれば、最高の能率を發揮し最大の生産を確保することが可能であるかといふ點が、終始考慮されてゐなければならぬ。國家の立場から全體の有利性といふことが常に目指さるべきであつて、構成員個々の利害存廢に拘泥して大局の利益を害ふことは許されない。換言すれば統制會ではこれまでの團體と異なり、その構成員はもはや互に相對立する個と個とはなくすべてが全體の一部として有機的に相提携しつつ共通の國家目的に奉仕する、いはば統制會は國家的精神で貫かれる企業協同體であり産業の協力組織である。

工業組合と原料受給

日本化粧品工業組合聯合會を主體として、これが傘下に收まる十五工業組合は化粧品關係の原料資材の配給を仰ぐ有力な機關であるが、昭和十七年度に於ける原材料の受給状態はどうであつたか、今、その主なるものについて回顧し、これを概説すれば次の如くである。

植物油

植物油のうちで配給を受けてゐるのは大豆白絞油と落花生油であつて、昭和十七年度第三四半期まで化粧品聯の割當は決定してゐる

が、輸送その他の關係から現物は第二四半期の大部分が年末に入荷した實情である。

また水晶油は第二四半期の割當が決定したところて年を超えた。そこで東京化粧品工業組合では第二回半期分から用途別割當を實施することになり、ポマード、チックスは、大豆白絞油及び落花生油を配給することにし、香油、水油、ピン付、梳油に對しては水晶油を割當るといふ方法を取つたところが水晶油は大豆白絞油及び落花生油に比較して量が少く、個別割當を行ふ上に於いて、バランスが取れないで困つてゐる。また最近の情勢に於いては船舶その他の關係から南方の油脂資源を期待することは難しく、油脂類の重點配給が強化されるに至れば化粧品に對する配給狀況は悲觀的にならざるを得ない。なほ今後の見透しとしては次の如き情勢が豫測される。即ち昭和十七年頭初の計畫では、南方諸地域がわが支配下に入つた以上それ等の地方に産する油脂資源はそつくりそのまゝわが油脂工業を賑はすことになるといふ、明るい見透しの下に、油脂の需給は昨年比べてゆるやかにとなると考へられてゐた。ところが椰子油の原料であるコブラの集荷は主に華僑の手によつてなされてゐたので、現在の軍政下にあつて

は従來の如き能率を擧げることが出來ず、集荷用の小舟の不足等も手傳つて、豫想通りに内地の需要を充すほどのものは入つて來ない。また椰子油と同じく南方に産するパーム油に就いては、原料のまゝで持つて來ることが出來ないのでそれを搾油して油として積んで來るのであるが、その中繼港の貯藏タンクが蘭印軍によつて破壊されてしまつたので、これも計畫通りの量を運び込んでくることが望めず、なほ内地産の菜種に就いてはそれが裏作になつてゐる關係から、食糧増産の緊要な今日では直接食用に供する麥類に作付段別を食はれて、生産額は徐々に後退して居る。なほこれまで石鹼原料の大部分を占めてゐた鰯油は、重油の消費規正のため漁獲高が減退してゐるのに加へて、鰯を食用に廻す分量が多いのでこれから採る油に期待をかけることは難しい。然るに油脂を要求する部門は戦力増強を唯一の目的とする大東亞戰下に於いてはますます廣く大きくなり、まづ第一に油脂を分解して出てくるグリセリンの需要は、鑛山開發のダイナマイトとしてまた海の第一線に使用する火薬の原料としてますます多きに望まれてゐる。續いては航空機の潤滑油に、また軍需工業に不可欠な燒き入れ油、或ひは

鑄造油として油脂の用途は意外のところまで發展し、これ等の需要に對しては何としてでもこれを充足せしめなければならぬ。そのためには油脂の重點配給を一層強化することになるのは當然であつて、軍需關係及び食用を確保した餘分の配給に就いては、十八年度は嚴格なる再檢討があるものと見なければならぬ。いままて統制外にあつた糠油、鰯油、醬油等に就いても近く配給統制が行はれるらしく、かくて生産量の少しでもまとまつてゐる油脂は、これを計畫的に配給して時局産業に振向けることになるので、戰爭遂行から縁が遠い業種に就いては、その距離に正比例して油脂の配給量はますます少くなると見るべきであらう。

椰子油

大東亞戰爭の輝く戦捷によつて多くの物資が、わが支配圏内に入つて來たがとりわけ椰子油は南方油脂資源の王座に位するものであり、これを縦横に活用することは今後のわが國油脂工業に課せられた大きな命題である。その數ある産地の中でも比島は土質が石灰分に富み、且つ海岸線が長いため椰子の成熟に

最も好適の條件を具へ、全島に於ける栽培面積は六十萬七千ヘクタールに及び株數約二億本、價格にして三億ペソを下らないと見られてゐる。ココ椰子の生産に従事してゐる比島人は全人口の三分の一にあたる四百萬人に達してをり、その中の大部分は椰子樹の栽培及びコブラの乾燥に従つてゐる。残りの一小部分、即ち數千の者だけがコブラを壓搾して椰子油を製造する工場に備はれてゐる状態にある。

その生産高は一九三七年の統計によればコブラ二十三萬六千五百トン、椰子油十六萬三千二百トンに上つてをり、そのうち比島内で使用されてゐる椰子油の量は極く僅かに比島人、特に婦人が髪油として用ひてゐる程度でその大部分が輸出に向けられてゐたことはいふまでもない。主なる産地を擧げればタヤバス、ラグナ、セブ、ミサミス、サムボアンガ、サマール、アルバイ、レイテ、ボホール等で、中でもマニラの南方サン・パブロ市の周邊一帯は見渡す限り椰子林に蔽はれてゐること有名である。又ミンダナオ島のサムボアンガ附近も豊饒な椰子の生産地として知られてゐる。椰子油は椰子の果肉を天日で乾したコブラから搾取したもので、これまでも石

至らなかつた。

蓖麻子油

ポマーードの主要原料として業界が何より珍重してゐた蓖麻子油は、支那事變勃發以來潤滑油としての用途が開けたために急激に逼塞を告げ、一時は蓖麻の自家栽培によつて原料を獲得しようといふ計畫が整髪油業者の間に實施されたけれども、事變の長期化に伴ひ蓖麻子そのものが統制を受けるやうになつて、栽培して收穫したものである日本油料統制會社の手によつて收買され、それから搾油した蓖麻子油はこれを國家目的に應じて重點的に配給するやうになつたので、蓖麻の自家栽培も結果的には何等効果のないことになつた。そこで業界は數年來代用油を主軸としたポマーードの生産を續け、嘗ては工業組合を通じて若干の配給を受けたこともあつたがそれすら永續せず、優秀なる代用蓖麻子油の創製發見は戰時下に於いて業界が夙うから惱んできたところの宿題である。

そもそも蓖麻子油はこの二三年來、特に大東亞戰爭後に於いては全國の空閑地利用によつてまでその増産が叫ばれてゐるくらゐの重

要油脂で、戰爭に際して潤滑油として消費される量は莫大である。その主要産地は印度、ブラジルその他南米地方であるから現在の如き戰時下にあつては是非とも共榮圈内で増産が計畫されねばならないことになる。潤滑油を除く用途とすればポマーード、化粧品等の製造を初め下劑、セルロイド、塗料、擬革製造用の柔軟劑、可塑劑等の各方面にわたつてをり、その需要はますます増しつゝある。滿洲、臺灣はもとより内地に於いても増産のため絶え間ない研究は續いてゐるが、一方今日に及んでなほ蓖麻子油の代用油が容易に求められなかつたのは、蓖麻子油が優秀な不乾性油で親水性に富み、且つアルコールに溶け易いといふ特徴を具備してゐるからである。この故にポマーードにすれば乾かず固らず、トニツク類に使用すれば水に親しみアルコールにも溶けたのである。

ところが、ライオン油脂株式會社の研究部では右の如き特徴を備へる蓖麻子油の代用油の研究に乘出し、先づ半乾性油の大豆油及び醬油油に着目した。

そして苦心研究の結果有機溶劑に溶け易い脂肪酸アルコール・エステルを主成分とする醬油油を原料とすれば、その製造工程が他の

鹼に取つては大切な原料であつた。しかしそれは牛脂や魚油を主要原料としそれに配合する意味に於いて重要視されたのであつて主役を勤めたのではなかつたが、戰爭の擴大に伴ひ魚油が著るしく不足して來れば椰子油を原料とする石鹼が出現せざるを得ない情勢に立ち到つたわけである。椰子油を石鹼に使用する場合にその量を多くすると非常に泡は立つが刺戟の強い硬い石鹼が出来るので、洗濯石鹼にはよいが化粧石鹼には向かないといふ意見が強かつた。しかし今後の油脂原料を見渡したところ椰子油が一番多いわけで、その椰子油を一番多量に消費してをつた部門が石鹼界であるから、刺戟の少々強いくらいは問題にならず、四割も五割も椰子油の入つたものから椰子油ばかりの石鹼さへ出来る状態であつた。また椰子油は牛脂以上の榮養價を持ちバターに匹敵し得るほど消化も良好であるといふので食用としても高く評價されてゐたが、化粧品原料としてそれを使用する場合は何んな効果があるか、一時工業組合を通じて試験用の椰子油が多量的に配給され、實驗の結果は相當見るべきものがあつた如く、相當食指を動かした方面もあつたのであるが、本格的に化粧品原料の中に使用するまでには

植物油を原料とする場合に比べて著るしく簡單なる上に、それを適當な温度で攪拌又は振盪しながら酸化させると、有機溶劑に溶け易い原料油の特性を變へることなく適度に粘度を高めることが出来るばかりでなく、低温度に於いても粘度が過大とならず、その他一切の性質性狀に於いて胡麻油に遜色のない優良な代用品の得られることが確認された。これによつて完成の結果得られたものは蓖麻子油と同等の粘度を有し、工業用九四度酒精にも冷温に於いて如何なる割合にても透明に溶解しその他どんな有機溶劑にも容易に溶解する。然かも蓖麻子油に勝る點は、礦物性油にも溶け易い特殊性を有してゐることである。この代用油はウザイルと云ふ商品名を以つて昭和十四年に完成されたものであるが、昭和十七年秋十月特許局主催で開かれた發明展覽會に優良賞を授與されたことから名聲を博したわけであつて、蓖麻子油と同じく硝酸纖維素とも透明に混和するため擬革レザー用として、またラツカー塗料用として、從來蓖麻子油のみが使用可能とされてゐた方面にも好成绩を有し、まさに蓖麻子油を凌ぐ優秀なものである。

従つてこの代用品は皮革缺乏の今日レザー

の分野に大量に消費されて家具、袋物、敷物類等の需要に應じてゐる。又ラツカー塗料としては機械、機具、家具、電気機具等の方面に蓖麻子油の缺乏を補つてゐる。その他これまた蓖麻子油を使用してゐた化粧品、ボマード、鉛筆芯、代用パナマ帽、或ひは特殊硫酸化油等の製造にも一部使はれてゐる、又新用途としては礦物油と混合して特殊の油紙等にも使用されてゐる。

グリセリン

帝國油統制會社並びに油脂統制會では、グリセリン對策協議會を設置して油脂の需給關係逼迫下に於けるグリセリンの供給確保の對策に就いて攻究した結果、グリセリン代替品の研究を進めるとともに高度の重點主義供給を行ふことに方針決定した。即ち前記協議會に於いてグリセリンの消費狀態の檢討を行つたところ右の如き結論に到達した。

一、醫藥(浣腸、濕布用) 人造樹脂、合成酒、ビール、齒磨、煙草、セロファン等の民需品は何れも代替可能若くは使用しなくとも差支ない。従つてこれらに對するグリセリン配給を停止する。

二、火藥類、染料、寫眞用等は代替不可能なのでこの方面に對しては所要量の確保を圖る。

三、右の方針に従ひ醫藥代用グリセリンに就いては厚生省が攻究し、煙草用は使用せざることに大藏省專賣局に於いて諒解した。

これによりグリセリン配給については調期的な高度重點主義を實施することになつたわけ、この方針は第四四半期から實施することになつた。

なほグリセリンの供給確保を期すべき火藥類向け配給に就いてもその消費を合理化するため、火藥用グリセリンの消費狀態を聽くことになり十二月末商工省はじめ關係各係官並に火藥統制會社ほか關係製造業者代表者の出席を求め、主として民需用火藥即ち鑛山開發用火藥について比較的不急不要と認められる金山方面の火藥には、グリセリンを使用せざることなどの具體的問題について意見の交換を行つた。

更に今後の油脂需給關係の見透しから工業用並に食用油脂を通ずる油脂政策の上にグリセリン増産第一主義を徹底すべきであるとの意見が、政府及び統制會方面に於いて有

力に主張されるに至つた。即ち従来はグリセリンの増産に就いては工業用油脂の割當總量内に於いて考慮されてゐたが、輸送關係その他により油脂需給關係はいよいよ樂觀を許さぬ状態にあり、しかもグリセリンの需要が特需、鑛山開發、醫藥用方面に増加の一途を辿つてゐるので、それ等必需方面の供給確保を期し今後は工業用油脂割當の枠内にのみ限定することなく、油脂全體の需給計畫編成に當りグリセリン増産第一主義を以つて臨むべきであるといふやうな説が有力化してきた。しかしかかる方針の下に増産されるグリセリンとしてもその行き先は勿論直接戦力増強に關係のある方面であつて、業界への配給がより多きことを望むのは難しく専ら代用品によつて必要を満足さねばならぬ要求にかられてゐた。

澱粉・小麥粉

業界が配給を受けてゐる澱粉には甘藷澱粉と馬鈴薯澱粉とがあり、昭和十七年産第一回の割當決定を見ると、前年の第一回分に比較して僅かながら増加してゐる。ところが小麥粉の方はこれまで相當減つてゐた上に十一

月分から更にまた減つてきた。小麥粉は十七年度は増産の筈であるが、農家が出さないことも一半の理由はあるが、澱粉といひ、小麥粉といひ現下の食糧問題と深い關係があるので増配方を期待することは無理な話である。しかし組合としては一應東京府經濟部食品課及び東京府食糧營團第二業務部へそれぞれ實情を具して陳情した。

亞鉛華

亞鉛華はこれまで商工省の指令の下に日本鉛鋅アンチモン統制組合から日本亞鉛華工業組合を経て化粧工聯が配給を受けてゐたが、昭和十七年春アンチモン組合は日本金屬配給株式會社とその形態を變へた。また昨年十一月分までは單位組合別に配給されてゐたが、十二月からは化粧工聯が業界向けのものの配給はこれを一括申請してゐる。

なほ特筆すべきことは、化粧品はそれまで「その他」として取扱はれてゐたのが、六月の申請分から「國民生活用品」の中に編入されたことである。然し實際の受給量は昭和十五年一月分に比べれば十七年二月割當はその三割にも達せず、ビルマ産の亞鉛華が入る頃

になれば幾分緩和を見るだらうと期待されてゐたが、それも空しく毎回五割程度の配給割當を受けてゐる。本年第三四半期以降はその査定期間に變更があり、これからは四半期毎に査定があるやうになつた。

粉末石鹼

昭和十七年八月から洗粉、シャンプー用として粉末石鹼が化粧工聯に配給になるやうになつた。これは商工省化學局有機課が必要量を査定して、日本石鹼配給統制株式會社から現物の配給を受けることになる。洗粉、シャンプー用には一號品であるが、齒磨用としては特號品の配給があり、四半期毎に割當査定を受ける。

タラカントゴム

輸入なく、國內のものは重要物資管理營團の管理下にあつて、所有者もその供出を申出ねばならないほどであるから業界への配給なく、タラカントゴムとは縁が切れたやうなものである。

タ ル ク

粉白粉、天花粉等の原料に使用するタルクは日本滑石配給統制會社が全國的の統制團體となり、滑石を必要とする需要者團體が業種別にそれぞれ四半期毎の需要量をこの統制會社に對して申請すると會社ではそれに基づいて配給割當案を作成の上商工省化學局無機課の査定を受け、それが決定するのを待つて割當量を業種別團體に通牒してくるといふ系路を取る。

大口需要者に對しては製造業者から直接需要者の手に渡るのであるが、小口のものは販賣組合を通じて配給される仕組みである。化粧品業界に對しても四半期毎に百四五十噸の割當があり、困らない原料の一つである。

葡萄糖及薄荷

日本齒磨工業組合では創立當初より葡萄糖の配給を申請してゐたが、昭和十七年十一月から配給年度の更新されるのを機會に日本葡萄糖配給統制協議會より配給されることになつた。即ち葡萄糖は年六回の配給で十一月十二

日が第一 第一回の配給となつてゐるので、その配給年度から配給を受けることになつたわけである。また薄荷に就いては薄荷製品の最高販賣價格が決定して、その一元的配給を大阪の日本薄荷卸商業組合が行ふことになり、關係各團體に對して昭和十八年度に於ける薄荷消費豫想數量の提出を求めてきた。そこで日本齒磨工業組合等に於いてはその配給方を薄荷卸商業組合に對して申請中のとこゝろ、年末に至つて農林省並びに日本輸出農産物會社の承認を得て特別配給として齒磨工組へは明年度より每期配給されることになつた。

曹達及苛性曹達

曹達灰及び苛性曹達は商工省化學局無機課及び日本アンモニア法曹達會社等へ度々運動した結果、十七年四月から配給を受けることになつた。初めは相當量の配給があつたけれども年末に近づくにつれて曹達灰は激減し、苛性曹達に至つては配給がとまつてしまつた。これに就いては曹達會社並びに化學局無機課へ向つて種々陳情してゐるが、シヤンプーの原料として曹達灰を含まない一號品の粉

末石鹼の配給を受けてゐる關係上、曹達灰をある程度入れなければならぬので曹達灰の受給はどうしても缺かすことが出来ない。一方苛性曹達については苛性加里の配給を受けてゐないために、それ等の代用品といふ意味から配給停止になつては困るので陳情してゐるのであるが、何れも國家の必要とする資材であるから前途の樂觀は許されない。

ステアリン酸

ステアリン酸は輸送その他の關係から二月分及び三月分と續いて化粧品業界に對する配給が暫保された。しかし年度變りの四月からまた割當が復活したので愁眉を開いたわけであるが、このステアリン酸は他の原料に比較すると業界に對する配給率が高く廻りの良い原料の一つに數へられてゐるのである。ところが十月になつてぐつと割當量が減り、十一月に入ると全然配給がとまつてしまつた。

しかし十二月には寒さに向つてクリームの原料たるステアリン酸がなくては困るといふことを當局が認識して、十月分以上の割當が來ることに内定した。ステアリン酸は從來植物油及び牛脂の二通りの配給を受けてゐたの

であるが、原料不足のためにそれが難しくなり、③級のステアリン酸が化粧品に使用出来るならばそれを廻してやらうといふ話が、硬化油統制會社からあつた。その旨を享けた化粧品工業組合では技術委員會を開いて研究した結果、或る程度使へるといふ結論に到達したので、その由を答申した。よつて十八年一月分ぐらゐから魚油から採つたステアリン酸の配給を受けることになるやうな形勢である。一時南方から来るパーム油系のステアリン酸に期待をかけ、これが出来ればと思はれてゐたことがあつたが、輸送その他種々の現地の事情からこれはさう容易に然も大量のものが入る見込みは立たなかつた。

昭和十七年秋油脂統制會が成立して各業種別の需要量査定は、油脂統制會の手によつて行はれることになつたため、配給系統も従來の日本硬化油統制株式會社から割當てられた當時とは若干の變更があるものと見られてゐるが、その具體的の現れはまだなかつた。

ベークライト

ベークライトの配給は、指定需要者團體に行くものと、準特配といふ二つの流れがあ

原料資材

り、毎月その量を割當てるのであるが、指定需要者團體は優先的にその必要量を確保して行くために、準特配に廻る分はどうしても減退の傾向にある。そこで準特配の中から更に認定需要者團體といふものを選んで、これに準特配の割當を流して行かうとする制度が設けられることになり、昭和十七年末に認定需要者團體として指定すべき團體候補の銓衡があつたが、化粧品業種は幸ひにその候補の中に擧げられた。これから東西のベークライト工業組合が會合して聯合協議會を開いた上て認定團體を取極め、それには指定需要者團體

化粧品容器と企業整備

化粧品の原材料關係に於いて容器の問題も此の年に於ける重大なものゝ一つであつた。即ち硝子界は企業整備を斷行し、硝子に代つて登場した陶磁器容器も一段と重要性を加へ、且つ新生産組織の誕生に伴ひ化粧品業界もこれと密接な關聯を保つに至つた。又、硝子瓶にあつてはその計畫生産の實施により規格の單純化が要請さるゝに至り、これは化粧品品の公定價格にも影響を及ぼすことのあるべきを豫想されて、慎重な態度のもとに善處さるゝ等、容器問題は昭和十七年度の化粧品界にとつては最も重大な問題の一つとなつた。

硝子工業整備

昭和十六年十月四日商工省より硝子工業整備要綱が發表されて以來、硝子業界再編成の

に次ぐ割當配給を行ふことになる筈である。

木

蠟

木蠟は農林省山林局林政課内にある木蠟統制聯合聯合會の自治統制を受けてこれまで來たのであるが、昭和十八年早々からその取締りが商工省に移管され、化學局無機課の手によつて給配統制が實施されることになつた。業界ではそれに備へて化粧品工聯が主體となり實績調査書類を作成してそれを提出、配給の割當を申請した。

問題は軌道に乗り、翌五日より商工省の關係官は東京、名古屋、大阪、九州、金澤の順で要綱趣旨の説明會を開催、業者の協力方を要望した。それに續いて商工當局は日本硝子工業組合聯合會に對し全國業界に幾何の統合體を結成するを以つて妥當とするや又遊休自動製塲機を如何に利用するやの二點に就いて諮問があつた。そこで硝子工聯では事の重大性に鑑み、企業整備委員會並びに品種別専門部會を設けて諮問事項に對し慎重協議を重ね十一月末當局に答申案を提出した。それ等を資料に當時の形勢を綜合すれば塲類業者は統合の結果大略次のやうにまとまるものと豫想されてゐた。

一、東京地區（東京府、神奈川縣、千葉縣）

①塲類 合同體の數 六

イ、タンク窯使用業者を以つて一合同體

但し自動製塲機業者を除く

ロ、坩堝使用業者を以つて三合同體

但しイ、ロの四合同體は自動製塲機を使用することを條件とす

ハ、その他の塲類業者を以つて一合同體

但しその他の塲類とは硝子工業整備要綱の三企業の合同一イに掲げたる品種以外

の塲類

ニ、コークス窯製塲業者を以て一合同體

二、大阪地區（大阪府、京都府、滋賀縣）

①塲類 合同體の數 五

イ、自動製塲機業者を除くタンク窯並びに坩堝窯使用業者を以つて三合同體

但し自動製塲機を使用することを條件とす

ロ、その他の塲類業者を以つて一合同體とす

ハ、小塲業者を以つて一合同體

三、中部日本地區（愛知縣、三重縣、靜岡縣、岐阜縣）

①塲類 合同體の數 二

イ、その他塲を除きたる業者を以つて二合同體、但し自動製塲機を使用することを條件とす

ロ、一般塲類を除きたる他の全製品業者を以つて一合同體

但し電球硝子を除く、靜岡縣は山梨縣、長野縣を合體して一合同體

四、西日本地區（兵庫縣、四國、岡山縣、廣島縣）

イ、四國の業者を合體して一合同體

ロ、兵庫、岡山、廣島三縣下業者全部合體して一合同體、廣島硝子及び大下の二自

動製塲工場を含む、但し日本電球、川西製作所、山村、日本硝子は單獨殘存

五、九州地區（九州一圓、沖繩縣、山口縣）

合同體の數 三合同體

イ、鹿兒島縣、沖繩縣業者を以て一合同體

ロ、九州硝子及び長崎硝子にて一合同體

ハ、その他の全縣にて一合同體

但し特殊硝子業者を除く

概要以上の如き計畫の下に全國千餘の事業主體が合同體數六十二三、單獨工場三十内外に縮少されるといふ豫想であつた。その後當局に於いてはなほ具體的研究を進め、十二月中に整備要綱に次ぐ整備實施要綱を振興部長、化學局長の連名を以つて左のごとく各地方長官宛通牒した。

硝子工業整備實施要綱

一、要綱三の（一）の合同體（遊休自動製塲機活用の合同體）

イ、東京硝子塲工業組合所屬該當業者四合同體

ロ、大阪府硝子工業組合所屬該當業者及び西日本硝子工業組合所屬業者中兵庫縣内の該當業者四合同體

〔註〕 右合同體はそれぞれ徳永硝子株式會社、日本硝子株式會社、講崎硝子株

式會社、山村製塋所の阪神地方に所在する遊休設備を活用するものとす

ハ、中部日本硝子工業組合所屬該當業者

(静岡縣内の業者を除く)二合同體

二、要綱三の(二)の合同體

1、塋類(要綱三の(一)に掲ぐるものを除く)業者

イ、コークス窯製塋業者

東京硝子塋工業組合所屬該當業者一合同體

大阪府硝子工業組合所屬業者中昭和十六年八月分資材配給の實績に基きて算定したる一日生地熔融量五十貫以下の者は右に準じ一合同體

ロ、醋酸塋業者全國一合同體

ハ、その他の塋類(品種に就ては別紙(一)参照)の業者

東京硝子塋工業組合所屬該當業者一合同體

大阪府硝子工業組合所屬該當業者一合同體

2、コップその他家庭用硝子器業者(整備要項に食器用硝子器とあるを家庭用硝子器と改訂す)

東京硝子器工業組合所屬業者にして

イ、コップその他家庭用硝子器業者(文具業者を除く)一合同體

大阪府硝子工業組合所屬業者にして

イ、コップ業者(押型コップ業者を除く)一合同體

ロ、その他の家庭用硝子器業者(押型コップ業者を含む)一合同體

ハ、株式会社島田硝子製造所は單獨殘存せしむるものとす

3、照明及び機械用硝子器業者

東京硝子器工業組合所屬該當業者

イ、照明器具業者一合同體

ロ、照明用レンズ類及び機械用器具の業者一合同體

ハ、岩城硝子株式會社及び東京芝浦電氣株式會社は單獨殘存せしむるものとす

大阪府硝子工業組合所屬該當業者

イ、一般照明器具業者一合同體

ロ、照明用レンズ類、機械用器具、特殊硝子(顯微鏡用硝子の松浪定吉工場を除く)及び魚燈の業者一合同體

ハ、株式会社島田硝子製造所は單獨殘存せしむるものとす

4、電球用硝子業者

イ、東京電球硝子工業組合、大阪府硝子工業組合及び中部日本硝子工業組合所屬該當業者四合同體

ロ、電球口金用黒硝子業者一合同體

ハ、東京芝浦電氣株式會社及び日本電球株式會社は單獨殘存せしむるものとす

5、燈火用硝子(火合、油壺、佛具、誘蛾燈、國旗玉)の業者

大阪府硝子工業組合所屬該當業者一合同體

6、理化學醫療用器業者

東京硝子器工業組合所屬該當業者

イ、厚物業者一合同體

〔註〕製品種目は厚物理化學醫療器及び從來同部内に於て製造しありたる製品にして他部門に於いて製作をなすを不適當なりと認められたるもの

ロ、薄物業者二合同體

〔註〕製品種目は薄物理化學醫療器、硬質ゲージガラス、リングル硬質試験管細工用管とす

大阪府硝子工業組合所屬該當業者

〔註〕電槽業者は照明用器具、機械用硝

子器、理化學醫療用器の孰れかの合同體に選擇加入することを得るものとす

イ、東京電球硝子工業組合、大阪府硝子工業組合及び中部日本硝子工業組合所屬該當業者四合同體

ロ、電球口金用黒硝子業者一合同體

ハ、東京芝浦電氣株式會社及び日本電球株式會社は單獨殘存せしむるものとす

5、燈火用硝子(火合、油壺、佛具、誘蛾燈、國旗玉)の業者

大阪府硝子工業組合所屬該當業者一合同體

6、理化學醫療用器業者

東京硝子器工業組合所屬該當業者

厚物及び薄物の業者一合同體

〔註〕 製品種目中に細工管、念珠管及び

量器を含む

7、漁業用浮標業者

北海道硝子工業組合所屬該當業者及び新

潟縣硝子工業組合所屬業者中東北地方所

在該當業者一合同體

8、硝子管業者

東京硝子器工業組合所屬該當業者

イ、アンブール管業者一合同體

〔註〕 製品種目中にリングルを含む

ロ、その他の管業者一合同體

〔註〕 製品種目は注射管、錠劑管、細工

管、ゲーシグラス、その他當部門に

於いて製造すなを適當と認めらるるも

の

大阪府硝子工業組合所屬該當業者

イ、硬質硝子管業者二合同體

〔註〕 製品種目はアンブール管、リング

ル硬質試験管等の硬質硝子管に屬する

もの

ロ、曹達硝子管業者一合同體

〔註〕 製品種目は細工管、ゲーシグラス、

電球用管、人絹用管、念珠管を除きた

る曹達硝子管

9、眼鏡及び時計硝子生地地の業者

イ、眼鏡硝子生地業者（整備要綱全國一

合同體を左の通り改む）

東京硝子器工業組合所屬該當業者一合同

體、大阪府硝子工業組合所屬該當業者一

合同體

ロ、時計硝子生地業者

東京硝子器工業組合及び大阪府硝子工業

組合所屬該當業者一合同體

10、人絹用硝子業者

全國一合同體とす

〔註〕 一、九州硝子工業組合所屬該當業

者前田三四吉工場はその製品を一般市

販せざることを條件として單獨残存せ

しむるものとす

〔註〕 二、人絹用硝子とは左記を總稱す

人造絹絲、天然絹絲、ステイプルファ

イパー、人造羊毛、絹絲紡績、麻絲紡

績、綿布紡績、絹布紡績の各製造工程

に使用される硝子管

11、硝子卸、魔法壘、硝子腕環、光珠生地

人造眞珠生地、硝子マーブル玉の業者全

國各一合同體

12、硝子玩具業者はコークス窯、文房具、

人造眞珠生地の合同體その他適當なる合

同體に選擇加入することを得るものとす

三、要綱三の（二）の合同體（地域別綜合的

合同體）

イ、石川縣醫療理化學器械工業組合所屬

業者一合同體

ロ、富山縣藥壘工業組合所屬業者一合同

體

ハ、新潟縣硝子工業組合所屬業者（東北

地方所在業者の漁業用浮標部門を除

く）一合同體

ニ、北海道硝子工業組合所屬業者（漁業

用浮標部門を除く）一合同體

ホ、中部日本硝子工業組合所屬業者（壘

業者及び静岡縣内を除く）一合同體

ヘ、中部日本硝子工業組合所屬業者中靜

岡縣内の業者、山梨縣及び長野縣の業

者一合同體

ト、西日本硝子工業組合所屬業者中兵庫

縣（要綱三の（一）の合同體に参加すべ

きものを除く）岡山縣及び廣島縣内の

業者一合同體

チ、西日本硝子工業組合所屬業者中四國

地方所在の業者一合同體

リ、九州硝子工業組合所屬業者中山口縣

福岡縣、佐賀縣、熊本縣及び大分縣内

の業者一合同體

〔註〕長崎硝子製造所は九州硝子株式會社と合同するものとす

×、九州硝子工業組合所屬業者中鹿兒島縣及び沖繩縣内の業者一合同體

四、要綱三の(四)の特殊硝子とは別表(二)に掲ぐる如き品種を謂ふ

五、藝の認定を受けたる者は單獨殘存せしむるものとす

六、加工業者に就いては硝子鉚、魔法塚等の如く生地製造と製品加工を一貫作業的に行ふを適當とする業種に在りては、生地業者とともに合同體を結成せしむべきも〔整備要綱三の(十)参照〕加工業者多數に上りその大部分を合同體に参加せしむること困難なる業種に在りては工業組合制度に依る組織化を圖り、以つて生地業者の結成する合同體より素材の共同購入を爲さしむるものとす

別紙

要綱三の(二)の1塚類の中ハその他塚類とは次の如きものを謂ふ

1、陳列塚、斤塚、封度塚、キロ塚、角塚
標本塚

2、焼付線哺乳塚(人口吹)

3、衛生用塚、尿管塚、尿管、手洗、カール塚

4、試藥塚、魚獲塚、瓶栓及びリベット、ゴム型、藥吸吞、消火塚

別紙 二

特殊硝子とは次の如きものを言ふ

一、船舶安全法による遞信省指定の製造免許資格者の製造する左記硝子

1、甲種橋燈用硝子、乙種橋燈用硝子

2、甲種舷燈用硝子、乙種舷燈用硝子

3、甲種兩色燈用硝子、乙種兩色燈用硝子

4、白燈用硝子(甲種、乙種、丙種、丁種)

5、紅燈用硝子、三色燈用硝子

6、操舵目標燈硝子、燈筒

二、陸海軍省指名登録工場の製造する同省使用左記硝子

1 覆硝子、2 水面計硝子、3 碍子、4 艦船燈(前項の如きもの) 5 海軍特殊食器

6 羅針儀硝子

三、船舶用覆硝子

四、航空機用硝子(覆硝子、油量管、計器レンズ)

五、國營鐵道及び南滿洲鐵道株式會社の指

名工場の製造する左記硝子

信號硝子、車輛用燈火硝子、計器硝子、結油見送硝子

六、エツキス線防禦用含鉛硝子

七、厚板硝子(但し艦船用衡器用その他特殊用途にして色、厚さ等板硝子工場にて製造せざるもの)

八、レンズ(但し光學的性能を必要とするレンズにして焦點距離を規定せるもの)

九、反射鏡及前面硝子(但し光學的性能を必要とするものにして焦點距離を規定せるもの)

一〇、特殊表示燈用硝子(但し電機、計器機械等に附屬する特殊の色及び形狀を有するもの)

一一、特殊真空管及び同用管並に棒(但し家庭用ラジオ受信バルブを除く、無電用真空管及び輕流管、プラウン管、光電管

エツキス線管球、ナトリウムランプ、カドニウムランプ、水銀ランプ等の硝子素材)

一二、高周波碍子

一三、顯微鏡用硝子(デツキガラス、オブセクトガラス)

一四、光學用硝子

- 一五、燈臺レンズ及び色硝子
- 一六、フィルター及び特殊眼鏡
- 一七、高級メーターカバー
- 一八、色板硝子
- 一九、鑛山安全燈硝子
- 二〇、鐵道その他蒸汽機關部に使用する最高級のゲーシガラス

〔例示〕海軍用（高級のもの）

- 二一、比色計標準硝子
- 二二、兵器用硝子（軍の機密に屬するもの）
- 二三、體溫計、溫度計
- 二四、新製品及び新規格品の試作品
- 二五、他の合同體にて技術的に製作不可能なるもの

右の如き實施要綱の決定とともに整備の輪郭は動かす可からざる域にまで進み、化粧品壇の大量生産地である東京及び大阪に於いては、左の製造業者が委員となつて壇類業者の企業整備を急ぐことになつた。

東京硝子壇工業組合

- 佐藤又次郎、石井春幸、椎名榮太郎、加藤米太郎、廣瀬久三郎、落合太七、永島壽太郎、名取硝子小須田孝之佐、橋本正夫、永井愛次郎、一松駒次郎、直田忠治、今井源藏、太田健次郎、谷崎金治、山崎半五郎、

瀧波才助、坪内硝子坪内梧樓、山本孚、出口新吉、日本硝子稻森佳夫、櫻井平太郎、榎本謙八、山崎勝弘、大川實、岡田吉太郎、大阪府硝子工業組合壇類委員

清水清三郎、徳永善四郎、日本硝子庄田米吉、講崎元明、越田喜八、毛利久治、石田鐵治郎、竹島五三郎、山田繁夫、酒井陸夫、酒井延三郎、永井勇龜、田村伊藏、山川迪吉、山本重之助、山村茂、宮崎常吉、井上光男、中島久雄

かうした陣容の下に、商工省當局の指示せる整備實施要綱に従ひ、それぞれの地區に於いて原材料及び燃料の優秀能率工場集中を建前として苦心研究した結果、東京より先に大阪に於いて七月初め殘存企業體の概要が決定した。そのうち單獨に残つた會社は左の通りである。

徳永硝子（資本金三百萬圓、純投資一千萬圓）製品（飲料、藥用、調味劑、食料、染料等の壇）日産能力六萬貫、現在一萬八千貫

日本硝子（資本金三百萬圓）製品（飲料、藥用、文房具、食料等の壇）日産能力は六萬貫、現在一萬二千貫
島田硝子（資本金二百萬圓）製品（食料代

用壇）日産能力二千百貫、現在二千貫
清水硝子（資本金二十萬圓）製品（食料、飲料、文房具、藥用等の壇）日産能力三千貫、現在千五百貫

西田硝子（資本金四十萬圓）製品（飲料、藥用、食料等の壇）日産能力四千貫、現在千二百貫

興亞硝子（資本金十九萬五千圓）製品（飲料、食料、藥用等の壇）日産能力五千八百貫、現在五千貫

講崎硝子（資本金十八萬圓）製品（藥用、飲料等の壇）日産能力六千貫、現在四千貫
田村硝子（資本金十八萬圓）製品（食料、飲料、文房具、藥用等の壇）日産能力一萬八千貫、現在六千貫

次に小規模企業の合同して殘存企業體となつたものに左の四社がある

大和硝子工業株式會社、資本金百八十萬圓
參加二十三名、代表者石田鐵治郎、製品牛乳、藥用、化粧品、インク等の壇類、年産二百七十一萬圓

第一硝子工業株式會社、資本金百五十萬圓、參加十六名代表者酒井陸夫、製品牛乳、藥用、化粧品等の透明硝子壇、年産二百七、八十萬圓

第二硝子工業株式會社、資本金百六十萬圓
參加十八名、代表者山川迪吉、年産百七八
十萬圓

三和硝子工業株式會社、資本金百萬圓、參
加三十名、日産能力は七千貫であるが、日
産二千貫二十萬本として徳永硝子より機械
を持ち込み、技術の指導等一切を援助するこ
とになつてゐる

一方東京硝子業界に於いても、春以來企業
整備の完成につとめ、殘存企業體の數その他
に就いては内定を見たが、大阪と事情が違ひ
自動製壘機を有せざるため合同體の結成に手
間取り、十一月頃にはまだ公表するに至らな
かつた。

なほ商工省では硝子企業のエ整備完了を急
ぎ、昭和十七年中に合同體の設立を完了せぬ
ものに對しては昭和十八年度より原料燃料材
の配給を停止することとなし、更に十二月二
十日までに合同未了のものに對しては十八年
一月分の硝子屑配給を停止する方針を採つて
整備の促進に臨んだ。

合同體設立認可申請中のものに對しては主
務省よりこれが利用工場へのみ配給し、十二
月二十日以後三十一日までに認可申請をなし
たるものに對しては、更に一月六日以後に於

いて購入票の發行をなす豫定で、大阪府では
更に右商工省の指示よりも嚴格に大阪地方の
合同促進を行ふため、登記完了するも會社經
理令に依らずして經營せるもの及び委託生産
を行つてゐるものに對しても十二月二十日以
後は硝子屑配給を停止することになつた。

硝子界と化 粧品用壘類

これよりさき、工業鹽の減少、ソーダ灰そ
の他主要資材の缺乏及び燃料等の不足から業
界品用硝子壘の生産は次第に窮屈となり、先
づ昭和十六年四月日本硝子工業組合聯合會は
商工省の懇諭に基づいて計畫生産を実施する
ことになり、東京及び大阪の化粧品業者に對
しても協力を求めてきた。ここに化粧品業
界は初めて硝子壘の問題に關して生産者團體
と交渉を持つたわけである。その最初に持上
つた問題は壘形の整理統合であつて、硝子工
聯は左の五ヶ條を提示した。

- 一、大阪東京以外の地方組合の有無並びに
これとの連繫關係
- 二、硝子壘を使用する化粧品種別明細並び
にこれに對する意見

三、硝子壘品種（生地及び色別）並びにこ
れが取捨選擇に關する件

四、形狀口附等の決定に關する件

五、消費実績の品種別統計

これに對して化粧品業者側に於いては現下
の狀勢上自肅已むなしと認め、化粧壘の單純
化に併せて三割方の自肅によつて硝子工聯の
計畫生産に順應する旨を應へた。然るにその
後硝子工聯では化粧品の容量と壘の目方を基
準にした規格の設立に着手し、商工省の内諾
を得た上で七月下旬その硝子工聯が作成した
化粧壘規格單純化案に就いて化粧品業者の同
意を求めてきた。そこで東京化粧品工業組合
の硝子壘委員は硝子工聯専門委員と會談の上
規格單純化案に賛意を表し、化粧壘の單純化
が大分研究が進んでゐるところへ前項の企業
整備が商工省より持込まれ、その後は専ら整
備問題が中心となつて規格の件は一時沙汰止
みの形であつた。

ところが、大阪硝子業界の企業整備が大體
一段落を告げるや、この問題は再燃して昭和
十七年十月五日東京化粧品工業組合容器委員
は東西の硝子業界代表を迎へて懇談を遂げ、
硝子工聯が新たに樹てた化粧壘規格單純化案
を參考として可及的速かに東京工組案を作成

することを約束した。それより化粧品業界では東京化粧工組、大阪化粧工組及び日本化粧工聯の三者が協力して壘の規格單純化研究に當り、十月二十五日大阪に於いて化粧品、硝子兩業界の代表が慎重協議の後規格單純化に關する兩者の意見は一致を見、これから後はこの業者案を商工省當局に承認せしむるため共同歩調を取つて進むことになつた。案の内容は現行の公定價格化粧品二千七百餘種を廣口、細口の二つに大別した上更に容量C Cによつて幾つかの種類に分けたもので、要は壘形を統一しても化粧品公定價格には何等變更のないことを狙つたものである。

陶磁器製容器

各種重要物資の統制強化に伴ひ化粧品容器に代用品利用の傾向が昂まるヤクリーム、ポマード、齒磨等の容器として陶磁器製のものゝ次第に重きを加へ、有用な材料として珍重されてゐたが、昨年秋頃から燃料不足が原因として先行き不安を見せ初めた。

即ち統制團體たる日本陶磁器工業組合聯合會は昭和十六年十月六日、十月一日より昭和十七年三月まで向ふ五ヶ月間の計畫生産を發

表した。それによれば昭和十五年十月一日から十六年九月三十日までの數字を基本實績に取リ、これに對して指定代用品は七割増の生産を認めるが、クリームの容器の如き一般品は實績の七割五分減とするといふのである。

化粧品容器は初め指定代用品の中に入つてゐたが、嘗く經て金屬の使用禁止のためその代用品として採用した量に就いては、指定代用品の扱ひを認めるが、それ以外のものは一般品と同様にすといふ商工當局の見解から、これまで安心してゐた陶磁器製容器の分野まで脅かさざるに至つたわけである。

ここに於いて事態を重視した東京化粧品工業組合では大阪化粧品工業組合と歩調を一にして、陶磁器製品制限緩和の陳情書を商工省及び日本陶磁器工業組合聯合會に提出、業界の實情を窺へた結果、指定代用品に準ずるの用心が加へられることになり、漸く愁眉を開いた。

クリーム、ポマード、齒磨用
陶磁器容器に關する陳情書

現下内外情勢の緊迫化に伴ひ陶磁器工業の計畫生産實施に依る適正なる需給調整を期せんとせられつつある御當局の御方針に對しては戦時下國民として深く銘記致すとこ

ろに有之候

然るところ下名等の製品たるクリーム、ポマード、齒磨（潤製又は牛煉）の容器たる陶磁器の生産が「その他の製品」として七割五分減をなすべく計畫せられ居り候様に拜承仕候へども斯くては下名等の營業上に至大の打撃を蒙むるのみならず實に國民大衆の皮膚毛髮口腔の保健衛生上に係る由々しき問題にも有之候に就いては是等製品が國民生活上に必需なる理由の一端を左に申述べ御清鑒に奉供候

一、クリームの必要なる理由

クリームは皮膚の乾燥、龜裂、病毒侵入等を防止するの效力を有し所謂荒れ止めとして皮膚の保健衛生的必需品たるは今更贅言を要せざるところにして、殊に冬季に於ける勞務者等には不可缺の醫藥的常備品なり而して是が重要原料たるグリセリン及びステアリン酸を正式に日本化粧品工業組合聯合會として受給しつあるは御當局が如上の御認識を得られたる結果に外ならず

二、ポマードの必要なる理由

頭髮油は我が國古來の生活必需品にしてポマードは之が現代化せるものなり。即ちポマードはその適當なる粘濕性に依り毛髮に

整容及び養養的效果を興ふるのみならず頭皮を保護して頭熱を發散せしむるの效能を有する保健衛生的必需品にして、之が原料たる植物油は日本化粧品工業組合聯合會及び東京及び大阪化粧品工業組合として正式に受給しつゝある次第なり。

三、齒磨(潤裂又は半煉)の必要なる理由
齒磨が口腔衛生の一般必需品たることは論を俟たず、特に潤裂品(半煉)は粉齒磨を經濟的且つ衛生的に改善したるものにして、粉齒磨が使用の際飛散し易きため之が缺點を除去すべく適度の湿度を加へ更に保健上の藥品的工作を施したる最も進化せる齒磨なり。尙是が原料たるグリセリンは日本齒磨工業協會として正式に受給しつゝあり。

クリーム、ボマード、齒磨の必要性は以上申上候通りに有之候處之が容器としての陶磁器に就いては、業者中既に數年前より指定代用品としての実績を有し、事實是のみに依存せる者も少からず、尙之が使用に當り一方ならざる技術的苦心と多額の研究費とに依りて漸く今日に到りたるに拘らず、突然指定代用品の圈外に置かれ是が使用の激減致され候ことは、陶磁器に代るべき何

物も之無き現在、業者の苦痛はより大なるは無き次第に有之候條、右事情御酌量の上何卒右三品目陶磁器容器を指定代用品として御認可賜るやう御高配相仰き度此段及陳情候也

然るに昭和十七年五月八日別項の如き陶磁器容器類の公定價格が公布されるや、化粧品容器はその價格の低廉に過ぎたる爲窯元の採算不利となり化粧品業界の需めに應ずる能はざるの窮狀に陥るに至つた。よつて化粧品工聯並に東西の化粧品工組では、これが對策に腐心し、六月四日には東西代表名古屋に落合つて現地製陶業者代表と懇談を重ねたる上、日陶聯を訪問して出石事務理事、山口主事、林課長等の主腦部と會見、業界の要望を傳へたるころ、日陶聯に於いても這般の事情を充分諒解してゐるので、適當考慮の上出荷の促進に努力すべしとの意嚮を表明した。一旦公布を見たる上からは公定價格の改訂を望むことは容易なことではないが、現状のまゝ推移したのでは、陶磁器容器使用の實績所有者は勿論、硝子瓶の逼迫により陶磁器に轉向せんとする新規需要者は完全にその門を閉ざされることとなるので、東京工組に於いては此の際共同の計畫によつて新規需要者の道を開整

せんとし、組合員たる各製造本舗に諮り、七月二十九日東京組合に陶磁器容器需要者懇談會を開催、本問題の委員として選任されたる板倉理事長初め井田友平、外池五郎三郎、三輪善兵衛、北村秀夫、中谷辰藏の諸氏より事情を説明、懇談の結果日陶聯並に窯元とも折衝を重ね、委員を増員して業界の要望貫徹に邁進、化粧品工聯、東京工組、大阪工組共同のもとに検討をつづけることとし、東京側委員には更に中山豊三、松本昇、小柳朱一、東野芳一の四氏を選任した。

かゝるうち、一方陶磁器界に於いては計畫生産を掌る日陶聯の下部組織として業種別共販會社の設立が進捗し、代用陶磁器類の配給部門を掌る新興陶磁器配給統制株式會社は逸早く創立を見て九月九日より業務を開始するに至つたので、わが化粧品界の折衝すべき對象もこゝに明確となり、同社では業務開始に先立つて化粧品界の大口需要者と打合せを遂げるため、日陶聯との連名を以つて九月二日化粧品工聯にあつて、その旨通達し來つたので、

業界は

〔東京〕 中山豊三、中谷辰藏、伊東榮(代理北村) 板倉安兵衛(代理八木) 三輪善兵衛(代理横井) 外池五郎三郎(代理村地)

〔大阪〕 西村新八郎、塚本好三、岡憲一
及び工聯廣田事務理事、日南田主事、石川
主事、東京工組小川主事等の代表は九月七日
名古屋に日陶聯を訪ひ、鈴木検査長、吉野企
畫部長、新興陶磁器會社山口事務、沼田支配
人、山崎營業課長等の主腦部と會見を行つ
た。その結果、現地側の事情より一般容器の
代行人十六人に新たに増加された三十七名を
加へた五十三名の代行人、若くは新興陶磁器
會社に限つて化粧品容器の注文を引受けるこ
とが出来ることとなり、而して新興會社は指
定代用品全般の販賣統制を行ふ機關となつた
のであるから、直接代行人に注文した分も新
興會社を経ることとなり、その價格は公價に
規定された販賣業者最高販賣價格を以つて取
引されることとなつた。而して新興會社とし
ては差當り化粧品業界が十七年十月より十八
年三月までに使用すべき容器の見込數量を集
計して報告を受け、それによつて計畫生産を

樹て、希望數量の二割（後に五割に改正）に
當る金額を保證金として供託されたいといふ
のであつた。

こゝに於いて陶磁器問題は急回轉を爲して
業界の要望が容れられることとなり、而も大
口實績所有者は従來の系統を辿つて取引を行
ふことが認められ、新規購入者にも道が拓か
れることとなつたので、東西組合に於いては
新興會社の希望する書類を作成するため、そ
れぞれ組合員の申告を求めて數量、形狀、中
味、品種等について細密な集計を作成の上、
十月六日、東京大阪ともこれを新興會社に提
出した。

日本陶磁器工業組合聯合會では更に十二月
初め計畫生産實施以來第二回目の組合別計畫
生産の下半期分割當額を決定したが、急激に
増加する金屬代替用品はこれを除外してある
のであるから前期に比し相當大幅の増産が見
込まれてゐる。そのうち愛知縣の分は如左。

商工省告示第五百二十四號

價格等統制令第七條の規定に依り陶磁器製容器の最高販賣價格左の
通指定す

昭和十七年五月八日

商工大臣 岸

信 介

六、〇〇〇立方糶以上

一〇〇・八

一四三・九

同

並

六四・八 九六・二 六六・七

一、蓋附のもの

體 積 等 級
日本陶磁器工業組合
最高販賣價格

(單位)
同 同
同 同
同 同

四、五〇〇立方糶以上
六、〇〇〇立方糶未滿

並 中
五〇・四 八九・四
八六・五 二九・五

（單位圓）
愛知縣 瀬戸六、九三七、一五五▽品野五
四一、〇九〇▽名古屋二、二八〇、七七八
愛陶一八一、五四六▽常滑二、二一二、〇
七五▽犬山一八〇、七四三▽河土器七六
五、二七三
尚ほ此の外特殊製品代用品等は左の如く、
化粧品容器は指定代用品一千四百萬圓中に包
含されてゐる。

工業用（清酒瓶）一、二九五、〇〇〇（其
他）五、三六九、〇〇〇▽指定代用品一
四、〇〇〇、〇〇〇▽代替用品（佛具代替
品）八、八〇〇、〇〇〇▽代替用品（硬質
陶器）保留分一〇〇〇、〇〇〇▽焜爐その他
三、七七八、〇〇〇▽陶管三、一六〇、〇
〇〇▽火鉢（保留）七、八〇〇▽輸出品四、
〇〇〇、〇〇〇圓、今期總合計七千二百十
萬千圓

生産販賣

苦難超克の一路

昭和十六年十二月八日、わが國は隱忍に隱忍を重ねた勘忍袋の緒を切つて宿敵米英兩國に對して開戦の火蓋を切つた。この日早朝のラデオによつて米英兩國と交戦状態に入れりといふ報道を耳にした全國民は、昂奮緊張の真只中に長くも宣戦の大詔を拜していやが上にも感激の度を加へ、勝たずんば已まじの信念を深くするばかりであつた。支那事變勃發以來五年、高度の統制經濟下にあつて不自由勝ちな營業を續けながら、傳統の底力を發揮しつゝ確固たる歩みを歩んで業界に於いても、ここに於いて緊禪一番更に滅私奉公の誓ひを新たにしなければならぬ緊急事態に直面するに至つたので、時の東京同業組合組長小林富次郎氏は内容左の如き檄をとばして全組合員を激勵し、千五百業者の奮起を要望した。

組合員に告ぐ

米英二國を正面の敵として、いよいよ新なる戦端が太平洋上に展開せらるゝに至りし。宣戦の大詔を拜し奉りて、われ等はたゞ

肅然として心振ひ決然として起つあるのみであります。

今次の戦ひは、帝國自衛の戦ひであります。暴戻飽くなき兩國を膺ち、彼等の經濟封鎖線を擊碎して日本の生くる道を切開くために、

斷乎國運を賭して起ち上つた曠古の大戦であります。日本は今、生死存亡の關頭にあるのであります。此の雄渾壯烈なる大作戦に呼應して今ぞ一億總進軍の秋であります。

一億の總進軍は、先づ一家から、先づ隣組から開始せらる可きであります。同業組合は一つの大きな隣組であります。業界に於ける事業上の協力協同體であると同時に一朝有事の際に於ける銃後奉公の挺身隊であります。

況や帝都の市民として輦轂の下にその生を營み、その組合を結ぶの光榮を荷ひ五十年の歴史を持ち、一千五百の組合員を擁するわれらの同業組合は全く一個の隣組として今日迄その親善協和をつづけ、美しく共助協力の實を擧げて參つたのであります。近くは事變下五年にわたる組合並びに組合員の努力は全く滅私奉公、赤心報國のそれに外ならなかつたものと信するのであります。

太平洋作戦はその火蓋が切られたばかりであります。此の戦争が今後如何に進展するか又如何に長期に亘るであらうかは固より逆睹し得可くもありません。たゞ云ひ得ることは必勝不敗、常に輝かしき日本の勝利のみであります。それにつけても日夜われ等の念頭を去らざるは、わが同業組合及び組合員はこの

際如何に處す可きであるか、如何にして報國隣組としての實を擧ぐべきであるかの一事であります。

然しながら銃後の覺悟は既に業界にも出來て居る筈であります。爲す可きことも、行く可き道もみな既にその心構への中にあることと信じて居ります。今更ら多くを繰返すの要もないと存じます。たゞ然し情勢の重大變化とともにその決意その覺悟にも又自ら非常重大なものが加へらる可きであると存するのであります。

即ち滅私奉公の道には變りなしとするも從來は事變といふ名に怛れて動もすれば緩み勝ちでありました心の緊張を締め直した上「戦はこれから」の覺悟を固め「今こそ勝たなければならぬ」といふ鐵石の信念を持ち直して頂き度いことであります。

戦ひは長期にわたるであります。業界の苦難は一層その拍車をかけるであります。

然しながらそれは國民の總てが背負ふべき苦難の十字架であります。國家の安危、民族の榮辱の前には忍び得ざる何ものもない筈であります。如何なる試練にも堪へ得るもののみが最後の勝利を得るのであります。

業界と致しますれば原料資材の窮乏は、い

よいよ益々その甚しきを告げるのであります。然し假令生産が半減されてもわれわれは爲に苦情を言ひ、その爲めに争ふ可きではないのであります。一滴の油も分ひ合ひ一本の資材も譲り合ふといふ互譲の精神さへあれば業界の生命線は確保されると思ひます。

然しそれは勿論最悪の場合を指すのであります。われわれの努力はさういふ事態に陥らない前に必ずや業界を救ひ得るであらうことを信じて疑はないのであります。業界には業界が多年にわたつて養ひ來つた協力精神があり、力があります。故にその精神を而してその力を積極的に用ひることによつて苦難超克の道が開かれ得ると信するのであります。心配は無用であります。報國隣組としての同業組合を生かすの道はたゞその協力精神を生かすにあります。

帝都一千五百名の組合員諸君にお願ひ申上げます。われわれは今、徒らに業界の前途を

のみ考へて兎や角その心を勞することを止めませう。その前に先づ一つになりませう。互ひに互ひの心を虚しうしてその魂を一つに固め合ひませう。そしてその生死をともしながら與へられたる銃後の職域を守り、國策に協力邁進致しませう。

不肖富次郎齡七十に近く、老軀ながらも幸ひに頑健、加ふるに絶大なる組合員諸君の支援あり、これを力として光榮ある帝都業界を護りつづけ以つて最後の御奉公を致し度いと念願致して居ります。

それから一ケ年間、即ち昭和十七年度に於ける業界活動のすべては、いづれも右の趣旨に沿つて行はれ、小間物界に於いても化粧品に憊みながら毅然として業界が歩むべき方向を誤らず、決戦體制下の國民生活に一掬の潤ひを與へる業界品の使命達成に搖ぎなき而も苦難に充ちた歳月を過したのである。

小間物界

小間物界の一年は、原材料の入手を如何にして確保すべきかの一點に全力を結集した年であつた。戦時財政の膨脹に伴つて各方面に浸潤した購買力は、自由に買ひ得て而も相當程度の必需性を持つ小間物雜貨の類ひに集中され間屋、小賣店を通じて賣らんがための懸念は少しもなかつた。心配は手持品を持出した後の補充をいかなる材

料を使つて詰めるべきにあり、業界活動のすべてをあげてこれが対策考究に捧げた
と云つても過言ではない。

小間物雜貨統制協議會

政府は支那事變以來重要性の多い資材を選

んでは、各物資毎に一定の配給経路を設置する方針を進んできてゐるために、鐵、非鐵金屬、布帛生地、ゴム、合成樹脂等のあらゆる資材の上に綜合業態としての特色を持つてゐる小間物雜貨服飾品業界は、事變の長びくに伴ひこのまま放置すれば資材別に分裂して業態の維持が不可能になるのではないかと見られるに至つた。ここに於いて小間物業界では製造及販賣部門の業者を一九とする全國的な組織を結成して原材料の需給調整をはかり、臨戦下の統制經濟に即應すべき機構を確立しようではないかといふ一部の意見に従ひ、昭和十六年十月二十七日東京、大阪、京都、名古屋以上四大都市の小間物雜貨關係商業組合及び工業組合の代表者六十餘名が大阪に會合して準備打合會を開き、翌二十八日の代表者會議に於いて滿場一致商工一體の統制聯盟を結成すべきことを決議した。

その組織並びに具體的な運営方法等に就いては加盟組合より實行委員を送つてこれを決

定することになつたが、この會議に代表を出席せしめた組合は左の如くである。

- ▽愛知縣小間物雜貨統制聯盟▽大阪造製造卸組合▽大阪バフ工業組合△大阪裝身具雜貨卸商業組合▽大阪和裝小間物製造同業會
- 京都府小間物雜貨工業組合▽大阪電甲組合
- 大阪婦人洋裝手藝材料卸商業組合▽大阪刷子卸商業組合▽大阪布帛造花製造組合▽大阪洋襪協會▽名古屋小間物雜貨卸商業組合
- ▽大市裝帶具製造組合▽大阪セルロイド締締同盟會▽大阪時計附屬品卸商組合▽大阪電甲製品工業組合▽兵庫縣手工手藝材料用具卸商業組合▽大阪丸造形製造組合▽大阪木桶製造業組合▽京都府小間物卸商業組合
- ▽名古屋輸出金屬裝身具工業組合▽東京小間物雜貨卸商業組合

次いで運動の進展するとともにその機構の整備を圖り全日本小間物雜貨需給調整協議會と稱するやうな全業者を網羅する一大機關を結成して、その大同團結の力により資材の獲得或ひは製品の配給に當らうとする計畫にまで進んだところへ十二月十日企業許可令の公布があり、その後幾干もなくして昭和十七年

一月二十日には纖維製品配給消費統制規則が公布實施になるといふやうな具合に、重要な統制規則が相次いで出て來るので、いよいよ事態容易ならずと見た小間物業界では、二月十四日東京組合事務所に全日本小間物雜貨需給調整協議會準備委員會を開き、四大都市業界代表五十餘名出席の上商工省振興部商務課山田係官の臨席を得て懇談を遂げ、小間物業界一つの綜合的な業態として永い傳統を有し婦人服飾の一切を扱つて來たのであるが、各種物資の統制實施以來政府は資材別にその配給機構を整備してゐるので、綜合業態たる小間物が資材毎に分裂するやうな危機にある。業者はその対策として全國を地區とする小間物雜貨需給調整協議會なる團體を作つてその内部に商品毎の部門を設けこの機關を通じて資材の配給を受ける計畫であるから、當局に於いてもわれわれの團體に、國策に基き設立された資材別の統制團體と直接交渉する權利を認めて貰ひたいと主張した。これに對して山田係官は、

當局の方針は現に各物資を資材別に統制してゐるが、決して小間物業界を忘れてゐるものではない。しかし小間物は原材料が各物資にわたつてゐるから物資別に關係局

課と連絡を取り、物價の方面及び工務の方
面とも話合はればならぬのでなかなか難し
い。協議會を設けるといふ意見であるがさ
ういふ機關を作るとすれば、配給會社か商
業組合に生産的色彩を帯びさせることにす
るか或ひは又配給と生産とを區別すること
にするかいまのところ分らない。何れ各方
面とも相談して方針を立てたいと考へる。
以上のやうな見解を披瀝した。それでこの
日はまともつた收穫もなく終つたが、纖維製
品配給消費統制規則の實施とともに布昂生地
の入手は全く困難となつたばかりでなく、そ
れから出来る商品は小間物業界に渡らずに異
服業の分野に移るかの如き形勢になつた。こ
こに於いて小間物業需給調整協議會を中心
とする業界の進路打開運動はとみに激烈化し
二月二十五日業界の浮沈を賭けた官民合同懇
談會を京橋三原橋際之纖維需給調整協議會第
二分室に於いて開催の上、業界各代表から熱
心に業者の實情を説明、當局の諒解を得るこ
とに努力した。當日は商工省纖維局の近藤事
務官、山下技師、白須技師、加藤技師等が顔
を揃へ、業界からは、

東京 天野源七、飛川源七、小山平藏、金
子久治、半澤巖、島田進

大阪 清水清、福田源造、谷重信、森田伍
郎、今井皓介、門田信喜
京都 笹江幸知

名古屋 伊藤賢祐、奥村昌介、加藤憲史
が出席して小間物業業者の扱つて來た纖
維製品の緊要性並びに業界との關聯を當局に
認識せしめようと現品及び過去數年間の販賣
統計まで取揃へて、纖維需給調整協議會藤島
良輔氏並びに清水主事の斡旋の下に、大阪福
田源造氏先づバフの見本を提示して説明をな
し全國の關係組合名及び過去の實績を記録し
た書類を參考資料として係官に手交した。次
に大阪森田伍郎氏が手藝裁縫用具類の紵臺、
針箱、針差し、刺繡用布地等を取出して技師
連の閱覽に供し、東京金子久治氏は帶揚心、
帶前芯の現物によつてその用途を説き日常生
活上の必要性を強調した。それから大阪谷重
信氏は造花徽章の概況を、又東京島田進氏は
コルセット、乳バンド等の輸出上に占める役
割に就いて業者側の意見を述べ、更に角かく
し、襟カバー、襟當て、マスク、櫛入等小間
物業者が永い間扱つてきた布昂使用製品を披
瀝して、小間物業需給調整協議會を通じて
小間物業界に布昂生地の配給が行はれんこと
を懇請した。ところが上に述べた數々の説明

は生産統計及び配給系統の詳細を明示する苦
心の調査資料に基づいて具體的に行はれた結
果當局側も納得が早く、組合の整備狀況、そ
れ等商品に對する現在の需要及び將來の見透
し等に關して問ひ訊したる後、小間物業方
面に於いて取扱つてきた纖維製品に對して材
料布地を配給するため適當の配給系統を考
慮すべきことを言明した。これによつて纖維
製品配給消費統制規則實施このかた織物を材
料とする商品の扱ひは殆どその命脈がないか
の如く見られてゐた小間物業界にも「道の光
明が射し込むに至り、日本小間物業需給調
整協議會の存在は漸く意義附けられることにな
つた。なほこれに續いて金屬關係及びセル
ロイド關係等の取締當局とも懇談を遂げ原材
料確保の道を拓いて行かうとする機運が業界
を覆ひ、この懇談會の好成績に業者は一樣に
生色を取戻した。

然るに當局はこの協議會を配給ルートと認
めてもそれを商工省の何の部課に歸屬せしめ
るかといふ問題に於いて判斷に迷ひ、こと新
らしく新規のルートとして認めるよりも既存
の配給ルートに合流して、配給統制上に於け
る乙號會社として機能發揮に當ればよいでは
ないかといふ見解を執るに至つた。それに對

して業者の一部は小間物業界の特殊性を強調
 これまでの運動は實に業界独自の配給ルート
 を獲得せんがために外ならなかつたのではな
 いかと所信を枉げず、信念を以つて職域奉公
 の誠意を述べたわけである。それで當局も三
 月二十五日その希望を容れて小間物雜貨需給
 調整協議會を布帛生地配給の一ルートとする
 ことを容認した。なほこれを機會にその名稱
 も日本小間物雜貨配給統制協議會と改め原料
 資材の配給並びに製品需給の圓滑を期して出
 發することになり、四月十二日蒲郡の常盤館
 に於いてその創立總會を開催、規約その他を
 決定した。その構成は次の通りである。

- ▽會長 天野源七▽専務理事 小山平藏▽
- 常務理事 天野寛哉、門田信喜、加藤憲史
- 笹江幸知▽理事 飛川源吉、徳永保之助、
- 島田進、三富平治郎、島井清吉、平井米吉
- 中江清次郎、清水清、岡本長一郎、谷重信
- 石丸大吉、今西彌三郎、宇野原常郎、青木
- 三、玉谷信太郎、森本善七、小林保次郎、
- 吉兼留藏、奥村昌介▽監事 關口次郎、大
- 島清二郎、山川太一郎、淺野忠藏

加盟組合名

- ▽東京金屬小間物工業組合▽東京パフ工業
- 組合▽東京造花工業組合▽東京女子裁縫教

- 材用品組合▽東京ヘラ臺製造組合▽横濱文
- 具工業組合▽會津若松飾箱工業組合▽名古屋
- 屋身邊雜貨加工協會▽愛知縣鉦裁縫用具製
- 造組合▽愛知縣裁縫用臺製造組合▽大阪裝
- 帶具工業組合▽大阪和裝小間物製造同盟會
- ▽大阪布帛造花製造組合▽大阪パフ工業組
- 合▽大阪裁縫用臺製造同業組合▽大阪洋裝
- 附屬品工業組合▽靜岡縣造花工業組合▽東
- 京婦人子供洋裝附屬品卸商業組合▽東京身
- 廻品金具組合▽東京貴金屬裝身具工業組合
- ▽東京髷人毛商工組合▽名古屋輸出金屬裝
- 身具工業組合▽大阪金屬美藝品工業組合▽
- 東京小間物雜貨卸商業組合▽東京刷子卸商
- 業組合▽東京手藝裁縫用品卸商業組合▽東
- 京造花卸商業組合▽群馬縣綿糸商業組合▽
- 愛知鉦裁縫手藝用具卸商業組合▽愛知縣小
- 間物雜貨卸商業組合▽京都府小間物卸商業
- 組合▽大阪婦人洋裝手藝材料卸商業組合▽
- 大阪小間物雜貨裝身具卸商業組合▽和歌山
- 縣小間物雜貨卸商業組合▽兵庫縣手工藝
- 材料用具卸商業組合▽神奈川縣刷子小間物
- 卸商業組合▽東京擬甲工藝品卸商業組合
- 事務所 東京市日本橋區馬喰町三の三
- 東京支部 同右
- 大阪支部 大阪市東區北久寶寺町一の一七

京都支部 京都市下京區萬壽寺通堺町東入
 愛知支部 名古屋市中區門前町三の五
 支部長 東京飛川源吉、大阪島井清吉、京
 都今西彌三郎、名古屋森本善七

これまでの経過によつて纖維部門の確立に
 成功した協議會は、更にその範圍を擴げて金
 屬部門を設ける方針を樹て五月六日組合事務
 所に委員會を開催して先づ材料配給の基準と
 なるべき實績調査から始めることになつた。

かうした基礎工作が進んでゐる一方に於い
 て、六月初め絹、人絹及び絹人絹交職地の第
 一回割當が纖維需給調整協議會を通じて配給
 されることに決定したので、統制協議會では
 六月五日布帛部協議會を開催して、小間物業
 界獨自のこの統制團體に權威を持たせるため
 全業者は歩調を一にして同一行動に出で布帛
 の配給を受けるに就いても必ず業界の統制機
 關を經てからにすることを申合せ、なほ本日
 を期してその名稱を日本小間物雜貨生産配給
 統制協議會と變更、いよいよ第一回の布帛配
 給準備に着手した。そして七月二日各支部に
 屬する常務理事の會合を催し絹、人絹の支部
 別割當票を手交した。

右の配給経路が確定するとともにこの協議
 會を經由せずには小間物雜貨の製造に使用す

る布帛類は一切配給されないことになつたので、その結果協議會に關係のない業者は何れも配給停止の厄に遭ふべき危機にさらされた。之が対策として協議會は未加入業者の調査を急ぎ六月二十六日全國の地方長官に左の如き依頼狀を發して該當業者の加入方を勧誘されたいと懇望した。

布帛を使用する小間物雜貨

製造業者調査方依頼の件

今般、全日本の小間物雜貨製造業者中材料として布帛を必要とする製造業者には、當日本小間物雜貨生産配給統制協議會を通じて布帛の配給を受くことと相成候。従つて爾今布帛を使用し小間物雜貨の製造を業とする者は當會に加入せざる限り材料としての布帛の配給は停止と相成可く困つて當會に於いては銳意當該製造業者の全國的調査を實施中に有之候へども、何分にも調査員不足のため完全なる調査遂行は不可能の實情に御座候。依つて甚だ御迷惑なる御依頼には候へども、當該業者に取りて本件は文字通り死活に關する重大案件に候條事情御賢察被下、貴管下に於ける當該業者御調査の上御示達賜度此段得貴意候。尙御調査上御參考迄に左の點附記仕候

布帛を材料とする小間物雜貨品名

バフ、裁縫箱、コレセット、ドレスシールド、月經帶（ゴムを使用せざるもの）、教材用布、運針用布、基本縫用布、ヘラ臺、コテ臺、アイロン臺、針箱、針差、針入、布帛造花、布帛徽章、布帛補王、パイアステープ、袴腰板、帶揚芯、帶前芯

昨年十月運動を開始して以來今日に漕付けらるまでに約十ヶ月を要したが、これによつて業界の努力も布帛地に關する限り一應酬いられたかたちになつたわけである。續いて九月に同じく絹、人絹及び絹人絹交職地の追加割當があり、更に第二回分の配給申請を準備してゐたところその後於いて商工省當局より該協議會を法人格を有つ一層強力なる組織に改組してはどうかといふやうな意思があり、パイアステープ或ひはシルなどの特殊生地の配給はあるが、一般用のものの配給を受けるに就いてはいままでの組織では地方配給會社の位置に轉落する惧れがあるので、首腦部はこれが改組方に就いて種々研究中であつて傘下の各商業組合及び工業組合をそれぞれ二つの陣營に分けて商業組合聯合會及び工業組合聯合會を結成せしめ、協議會はその上に立つて全業者を率ゐて行かうとする案と、全國

を地區とする強力な商業組合及び工業組合を設立して、その兩者を協議會が統率しようとする案とがあつた。それ等に對して一部には會社組織で押さうといふ説もあり、混沌たる形勢のうち年末に近づいたが、最初の華々しきにも似ず約半年の間にすつかり地味な存在になつてしまつた。これは昭和十七年を通じて業界の各方面に見られる決戰體制下必然の動きである。

セルロイド

セルロイドは硝酸、木綿等を主要原料と

する關係上國運を賭けての大戦遂行中にあつては、その増産は到底望むことは出來ず、問題は窮屈な統制經濟の許す範圍で生産される生地を何うしたならば最も有効に働かして、然も廣い需要に應へ得るかといふ點にかかつてくる。これを解決する鍵として生地を合理的に公平に國家目的に沿つて配給すべく日本セルロイド生地統制株式會社が設立され、昭和十七年五月一日より業務開始豫定のところ代行機關その他の決定に手間取つて七月一日より第一回の配給を開始した。これによつて生地の配給機關は整備されたわけであるが、それを受取つて加工する加工部門に於いては三月十七日商工省化學局長のセルロイド加工

業整備要綱を受取つて以來企業再編成の計畫に着手し、本年の大部分をこの問題に費しながら年末に及んで漸くセルロイド加工業整備實施要綱の決定を見た程度である。先づ化学局長より日本セルロイド製品工業組合聯合會理事長宛通牒になつた整備要綱は、當局の再編成方針を明示するものでその全文は次の通りである。

セルロイド加工業整備要綱

一、根本方針 セルロイド原料の供給減少の傾向に鑑み加工業者全般に互り企業經營の合理化を圖り企業單位を向上せしめて技術設備等優秀なるものに生産を集中し、原料の重點的配給を行ひ以つて製品の優良化資材の有効利用に資するとともに餘剩勞力を國家の要請する方面に向くるため本要綱によりこれが整備を實施するものとす

二、實施方針

①整理統合の對象 設備、技術の劣惡にして非能率的なるものとし、別に定むる企業整備實行機關に於いて商工大臣の承認を得て決定せる基準に達せざるもの

②整備統合の方法 整備統合の對象となりたる企業の處置に對しては、左に依るものとす

イ、原則として廢業せしめその設備は國民更生金庫をして引受けしむ

ロ、設備、技術が殘置する價值あるものなるときは適當にこれを合同せしめたる上殘存せしむ、この場合合同の形式は能率工場を中核とする合併又は企業譲渡とし經營の委託は特に必要ある場合に限りこれを認むるものとす

三、轉廢業資金 イ、廢業せんとする者に對しては日本セルロイド製品工業組合聯合會に於いて轉廢業資金を交付するものとす 轉廢業資金の標準は別に定むる企業整備實行機關に於いて商工大臣の承認を得て決定するものとす

ロ、日本セルロイド製品工業組合聯合會は前項の轉廢業資金に充つるため商工大臣の承認を得て殘存企業より醸出金を徴し又は借入金となすことを得るものとす

ハ、原料割當權（營業權）を當事者間に於いて財産權として賣買することはこれを認めざるものとす

四、整備實行機關 イ、日本セルロイド製品工業組合聯合會に企業整備中央委員會を置き、商工大臣の指名する委員若干名を以つて組織す

ロ、各府縣に企業整備地方委員會を置き地方長官の指示を受け、企業整備中央委員會長の指示する者若干名を以つて組織す

ハ、企業整備委員會は常に關係官廳と密接に連絡し整備の促進、企業形態の合理化、製品規格の統一化を圖るとともにこれ等に關する調査轉業の斡旋指導に當るものとす

ニ、企業整備中央委員會に審査委員を置き實績原料割當權、轉廢業資金等の査定を行はしむるものとす

五、整備完了期日 實施は可及的速かなるを要し概ね昭和十七年四月末日までに完了するものとす、完了の上は商工省に報告するものとす

以上にもある如く最初の完了豫定は四月三十日とあつたのであるが、それが意外に遅れて年内には片附かなかつたわけである。その理由の第一はセルロイド加工業はこれまで家内工業として成立つてきたものが多いので、實績の判定に當つて正確な資料を得ることが難しく、生地を中間業者から受取つて加工のみに専念してゐたやうな業者の設備なり能力なりを生地の消化量によつて算定することは正確な數字を得る上に困難を極めてゐた。しかし要綱が出た以上整備はこれを怠ることが

純粋
椿製

すき油
びん附

為
此

香油

井筒ポマード
イツツコスメチック
イツツ養毛トニック
井筒艶出し香油



本舖株式會社 井筒屋商店

東京日本橋人形町



香味が
爽か
清掃力
が強く

然かも
經濟的

半煉

の

仁丹齒磨

姉妹品

仁丹煉齒磨

仁丹粉齒磨

仁丹齒ブラシ



町堀玉區東市阪大

店商下森

社合才株

業界第一の信用と賣行



品質保證

ゴサマー印へヤーネット

ゴサマー印 孔雀印

東髮まげネット

東京 大阪
ゴサマー本舗

實用小間物婦人雜貨

かもし毛髮製品

問屋

會社
合資

ヤマキ商會

東京市日本橋區橫山町七番地二

電話浪花(67)三二四〇番

振替東京六六二七番

毛養
メヌマ
チツク

よい 効果	よい 整髪	よい 香り
----------	----------	----------



！に髪整生衛

メヌマポムズ



ドーマポ 製特 マヌメ



ドーマポ オネ マヌメ

婦人の整髪必需品

千代田ぬれはピン

銀座クリーム

ウッドビーズ
ハンドバグ



全 國 各 問 屋 に あり

東京 銀座 一 本 舗



本椿つや出し香油

本椿トリック

オイル

リリス

洗顔クリーム

登録商標

黒椿

好評噴霧
髪油界ノ寵兒



三宅堂

大阪東成区東小橋北三

KJK

八三カキ

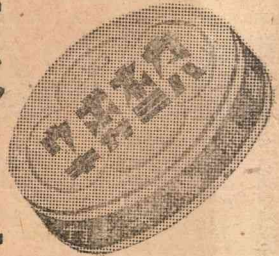
はカキボウ

十八年初頭より三大工場増設飛躍的大増産

御注文は
全国總業売元

榮商事株式会社

齒磨部へ



東京市日本橋區小網町三ノ十一
電話茅場町(66)〇九〇九番



3つの繊維美強品

いろは強染劑

いろは染

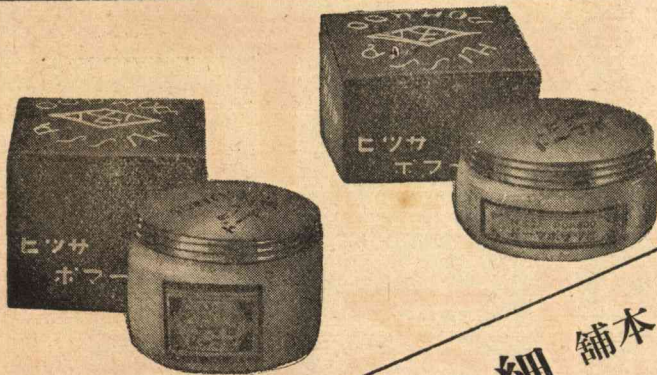
いろは糊

總配給元

三 明 社

東京市淺草區向柳原町一

ヒツサポード



純
植
物
性

本舖 東京 深川 區 富岡 町 一丁目 六番 店
 振替 東京 深川 市 一〇二番 所
 電話 〇九八 〇二九 〇二九

忠田 商店

品質
卓絶

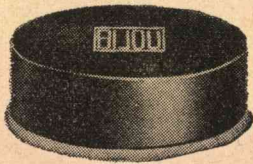


ヒツサ香油

ビチュー

品質を誇る

化粧料



ビチューパーフューマー

合資社

卯野貴史商店

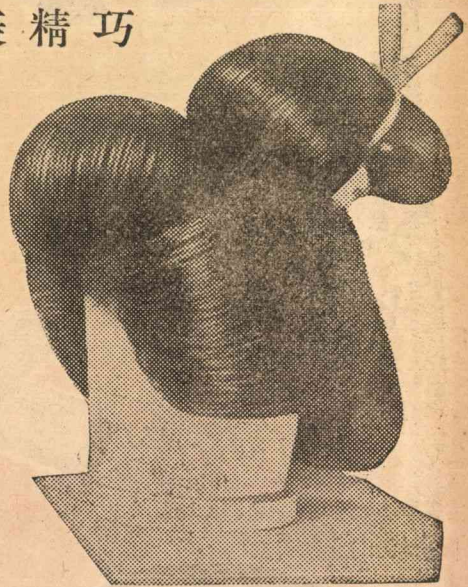
東京市荒川区日暮里八ノ九四三

電話 下谷 (83) 一二三八番

カツラ

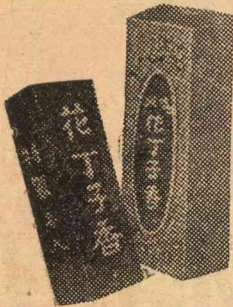


優美精巧



實用新案登録二四〇二六一番

當代隨
花丁香子



日日本髮用田保カッ
日日本髮用前髮カッ
洋髮用總カッ
網製ミハヤリ各
ア一バ一ハヤリ各
稽古毛用バハヤリ各
ヘヤツ毛用バハヤリ各
花丁字印水カスガ
花丁字印黒ヒン
花丁字印水
美丁字印水
ア容子印水
イロ師印水
各種用油引

營業品目

結髮用品小間物雜貨も同じ料一切
マーバ印花丁子小間物雜貨本舖

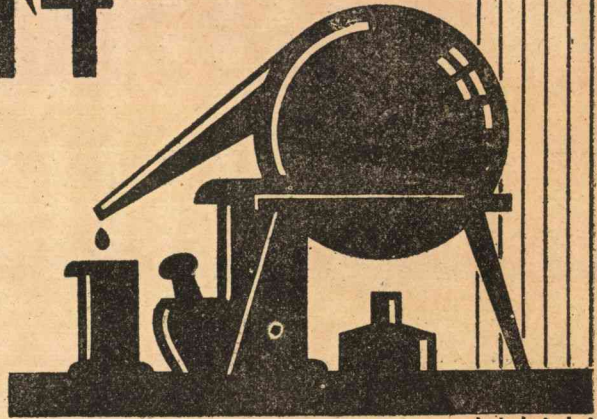
濱守利商店

東京東區壽町二ノ一
電話淺草(84)七九一四番
振替東京八四七三六番



各種原料並香料一般

香 料



高級配合香料
 飲食料水
 製菓

篠崎四郎商店

東京市日本橋區本町四丁目十五番地
 電話・日本橋(24)965番
 振替・東京66161番



株式會社 花生堂 取扱品目

(イロハ順)

- 井筒養髮料 ベジリン香 水 レート化粧料 柳屋整髮料 ユニーク香 水
- イースト整髮料 ベルマン化粧品 レポスキ マー化粧品 ユニスカ化粧品
- ロダン化粧品 トーホー香 水 ライオン齒 磨丸善化粧品 明色化粧品
- ロイヤル化粧品 トーホー^顔クリーム ライオン齒 刷子 マーナベニール^{化粧料} メグ ミ液
- ハトムギ洗 粉 千代花香油 ラ・ルーナ美爪料 マイヤー化粧品 ミゴト整髮料
- ハニローション リーガル化粧品 ランラン油 化粧品 フレックル化粧品 ミステック化粧品
- パパヤ洗 粉 ルーブ化粧品 ウテナ化粧品 フレックル^{ベーム} みづ ほ家庭染料
- パラデント オシドリ香 油 ウエスト化粧品 國產 カツビー みづ ほ糊
- パリーラン化粧品 ワカミ ツ ノビルスキン テクノクリーム 仁丹 齒磨
- 巴里院化粧品 花 王クリーム クリソン化粧品 アモレ化粧品 ジュジュクリーム
- 白 美 液 花 王シャンプー クラブ化粧品 アヅキ洗 粉 ジョアン化粧品
- ニード洗 粉 加美乃素 クラブ齒 磨 アモンバヤ 美顏化粧品

ホワイトハニー	加美美容水	クモ印整髪料	あかのはね美容料	ビタオール整髪料
ホルタミン	タカネ洗顔クリーム	黒	若	サ一ワ化粧品
ボントリオ	ダイナー化粧品	クロイギン	キンワ化粧品	モンココクリーム
ヘチマコロソ	タンゴドーラン	クラブ糊	キューテックス	ゼオラ薬用齒磨
ヘチマクリーム	レオン洗顔クリーム	クレオ化粧品	ユニオン香水	スチルマン化粧品



齒磨・藥品
化粧品雜貨
問屋

株式會社

花 生 堂

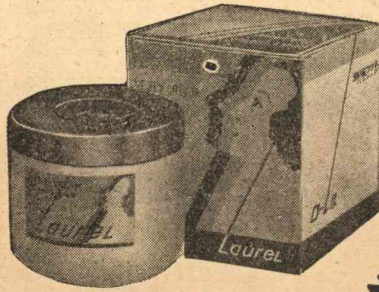
東京市日本橋區横山町

電話浪花 (67)

八〇八〇番
八〇〇〇番
八〇〇番

振替口座東京八〇〇〇番

ローレル化粧料



Brajan
ブラジャン化粧料



Laurel

ローレル化粧料本舗
ブラジャン化粧料

太田榮治郎商店

東京市淺草區柳橋二ノ十一ノ十七
大阪市東區内淡路町二ノ二五

株式會社

第九八四六四號

東洋紡

ビスコ

デンボス

專賣特許

おりよ **ゼーガ** 時の粧化お
便利



に粧化お
に呂風お
にんやち赤

進見
呈本

部貨雜社會式株商江
社會式株績紡洋東

島之中・阪大

元賣發
元造製

カネヨクレンザー

斯界の逸品！

アルミニウム器具の艶出し磨き・食器の油氣落し・硝子・タイル・セトモノ・工場用手洗等を使用して効果萬能



東京市豊島区西二丁目二六一番
電話大塚一五九番

製 造 元 鈴 木 三 陽 堂

化粧品問屋

商
業



報
國

白毛染
ツヤクルミ巾着
アロハトニツク
海素養毛料
ワカサ洗粉
ベルボン化粧料
白樺化粧料
ナリス化粧料
ルーフ化粧品
クラヤ化粧品

大 東 京 配 給 元

大山勇次郎商店

東京市日本橋區橘町五番地
電話浪花(67)二三五五・二五四七番
振替東京一五三六二一

土 部 化 藥 賣

クラヤ

クラヤ	蜂蜜クリーム	一・六七
クラヤ	基礎コールドクリーム(大)	一・七八
クラヤ	薬用洗顔クリーム	〇・八三
クラヤ	自然色粉白粉(七色)	〇・八三
クラヤ	クリームドローラン(七色)	一・五五
クラヤ	美肌化粧水	一・〇一
クラヤ	スミツク蜂蜜乳液(薬用)	大四・六七 小一・三三
クラヤ	栄養クリーム	一・八一
クラヤ	レンゼン	〇・八三

出来ないから、一工場の製造品目を二品種の程度に抑へる極度の分業化を建前として努力の分散と資材の濫費とを防止しつつ、生産能力を四五倍に高めることを實現しようと業界幹部は苦心を續けてゐた。このセルロイド加工業整備を直接に指導する中央委員會の構成は次の通りである。

▽委員長 八木卯三郎（セル製品工聯理事長）
▽常任委員 永峰兼松（同副理事長）
杉山保象（東京セル雜貨工組理事長）
西川重吉（東京輸出セル玩具工組理事）
渡邊金一（大阪輸出セル玩具工組理事）
植木義三（大阪セル雜貨工組理事）
霜村盛郷（セル刷子工組理事）
▽幹事 六尾好雄（セル製品工聯）
岩崎友雄（同）
丸山音吉（同）
島津清水（東京輸出セル玩具工組）
本下毅一郎（大阪セル雜貨工組）

かうした企業整備の滞滯並びに原料生地の不足によつて小間物雜貨の主要なる部分を占めてゐた各種セルロイド製品は漸次その影をひそめ、再生生地の小桶や洗面器などの細かいものが多少出廻つてゐるに過ぎず開屋に取つてはこれは何よりの痛手であつた。それでも秋口までは何とか手持品を喰延してきたがその後は手持の残つてゐるところも殆どなく

とりわけ實用品たるセル櫛の不足には販賣業方面でもほとほと困却した。

それでセル櫛が足りないといふのでその代用に木櫛で間に合せようといふやうな動きが起つて、問題は全然あべこべになつてしまつたほどである。然もなほ戦争は國家の存亡をかけるころの大東亞戦争となつて、日夜凄烈な決戦が續いてゐるのであるからセルロイド生地の増産などは考へられさうもなくセル製品の前途は矢張り悲觀材料で充たされてゐたが、セル加工業整備の方は押詰まつて十二月十九日に至り左の如き整備實施要綱の發表がありやつと残存すべき企業體の輪廓が浮上つてきた。

セルロイド加工業整備實施要綱

一、方針

セルロイド加工業の家内工業的形態並びに地方的特異性を考慮しつつ企業單位の向上經營の合理化、餘剩施設努力の供出を圖るものとす。

二、實施方策

(一) 整備基準

① 技術優秀にして一貫作業をなし得る設備を有するものにして昭和十七年三月十七日現在に於いて三十坪以上の加工場（危険物

貯藏庫を含む）を有するものを單獨殘存企業體とす

前項の一貫作業をなし得る設備は概別規定むるところによる

② 前項の基準に該當せざるも技術優秀にして十五坪以上の加工場（危険物貯藏庫を含む）を有するものは之を中核工場とし合同又は統合に依り前項の基準に達せしめたる上殘存せしめるものとす

③ 軍利用工場（下請工場を含む）にして技術その他の關係上特殊の取扱ひをなすを必要とするものは前二項の基準に拘らず關係官廳の協議の上殘存せしむるものとす

(二) 整備統合の方法

① 整備基準に達せざる企業體は原則として轉廢せしむるもセルロイド加工業以外に轉出の能力なきものと認めらるる者又は技術保存上特殊の必要ある者は之を殘存企業體に吸収せしむるものとす

② 彩色、研磨等所謂一部加工業者は地方的又は加工の實情に依り殘存企業體に吸収し又は專屬下請業者として結合せしむるものとす

③ 轉廢業者の設備は殘存企業體に讓護するものを除き國民更生金庫等の施設に依りこ

れが處分をなすものとす

④新企業體は個人企業、商法上の會社又は有限會社とす

(三) 轉廢業資金

①轉廢業資金は殘存企業體よりの融出金及び國民更生金庫よりの借入金等を以つて之に充つるものとす

②轉廢業資金の標準、借入及び賦課徵收方法は別に定むるものとす

(四) その他

①整備計畫の樹立及び實施に就ては地方廳に於いて業者團體の協力の下に實情に即し積極的に企畫指導しその適正なる實施を期するものとす

②本整備は昭和十八年三月末日を以つて完了するものとす

なほこれと前後して中央委員會では共助金交付要綱を決定したが、それによれば轉廢業者には最低六百圓の共助金を組合より交付することになつてをり、その總額は三百四十五萬圓である。而して右金額を更生金庫に償還する方法は、殘存企業體より源泉賦課と製品賦課の二方法により徵收することになつてゐるが、製品賦課率は千分の五の豫定となつてゐた。

頭飾雜貨

アルミの使用禁止は小間物界に取つては十七年度

に於ける最も大きな打撃の一つであつた。鐵非鐵金屬類のすべてが統制を受けて使用禁止になつてをり、一部の少量配給まで頼みにならぬくらゐに細つてしまつたので最後に殘されたアルミニウムだけが業界の使用し得る唯一の金屬であつた。それが九月三十日附を以つて小間物化粧品の兩部門にわたつて使用禁止となり、既製品の販賣だけが昭和十八年二月二十四日まで許されるといふことになつたわけである。小間物界は各種物資の統制實施以來實に多種類の代用材料を駆使して今日までやつて來たのであるが、代用品には利用の限度があつてどうしても代用では間に合はないところがある。一例を取ればブローチにしてもその大部分は禁制材料を使はずに新資材に考案を加へて裝飾的効果を多分に盛り込んでゐるが、それを衣服に止めるピンとなると金屬以外のものでは役に立たない。ここに特免配給に頼らなければならぬ理由があるのであつて、アルミニウムに就いてもこの特典に預りたいと東京金屬小間物工業組合が當局に對して躍起の運動を續けてゐた。

金屬類の裝身具を主として扱ふ鋳屋にはア

ルミニウムが文字通り最後の材料であつたため、これが使へなくなると仕事を廢めなければならぬことになる。しかも鋳職は金屬をこなす技術があるので若い職人は軍需工業方面へ轉向してしまひ、踏留まつて在來の仕事をしてゐるのは技巧には長けてゐるが年齢的には先の短い五十歳以上の老人ばかりである。かうして見ると材料の上でまた人間的に小間物界の前途はともすれば寂寥の感を隠し切れないのが十七年度の業界相であつた。

この間にあつて南方のわが支配圏からもたらされる引合の増加が業界を活氣づける大きな福音であつたことは注目すべきである。南方市場を小間物雜貨で戦前まで占領してゐたのは獨逸であつて、彼等の優秀な製品が進出してゐた後へ日本製品が行くとなると盟主日本威信に關するやうな下級品は持つて行けない。そこで業界は指詰め南方諸地域に關する研究と見本品の送出しに懸命になり、販路開拓の方法としては現地當局と協力提携する道をつけるのに奔走を惜まなかつた。その一つの現れは産業文化協會の結成であつて海軍少將匠蓬胤次氏を會長に鈴木新吉、栗木昇一、森本善七、小山平藏(以上東京)馬場寛一、楠正敏、青木専次(以上大阪)玉谷信太郎、

宇野原常郎、宮川芳太郎、奥井榮藏（以上京都）奥村直治郎、山田治助（以上名古屋）の主要業者が役員となり、南方事情の研究に打ち込む一方に於いて身邊裝飾品の市場を新地域に確立すべく最初の一歩を降した。

齒刷子

齒刷子も十七年度に入るともにすつかり品薄になつてしまつた。十六年にはまだ他の商品に比べると多かつたために他の業種に於いて抱合せ用に齒刷子を買込んだりした結果すつかり値段が強氣に傾むいて製造業者最高販賣價格一杯といふところで取引されてゐるのに、品物の動きは本當にバラバラになつて終つた。豚毛のうちの内地毛はもう少し豊富に出廻らなければならぬのにそれが振はないのは、軍の方で皮を要求すること急なるがために毛を考慮してこれを町撃に處理する邊がないためであらうと見られてゐる。

支那毛は入つてこず、露毛もどうなつてゐるのか明白でないが、ゴマ毛といふ霜降り物や黒い豚毛が、秋口になつてポツ／＼出初めた。なほ齒刷子界の問題は何よりも柄の不足してきたことで、これまで最も頼みとしてゐたセルロイドの新規生地は殆ど入つてこず、ストツク物或ひは再生生地を使用して凌ぎを

つける程度に過ぎない。そこでセル柄の不足を補ふ方法として木や竹の齒刷子が十七年は目立つて多くなつてきたが、これ等はセル柄を造るのとはその工程が全然異なる上に職人も全く別系統に屬するので配給経路まで違つてゐるやうな有様である。

木や竹の柄の最高販賣價格は十八錢といふことになつてをり、セル柄の最も出足の早いものは三十錢、四十錢といふところである。それがために木及び竹などを使用した代用齒刷子では商内高が上らず業者も氣乗りがしない。これは齒刷子の公定價格が出来上つた當時はセル柄が商品の主體で、今日のやうなセルロイドの窮乏を見越すことが出来なかつたために、セル柄本位の値段を設定して木や竹の齒刷子は添へ物ぐらゐにししか考へなかつた影響が及んできた結果と見れば見られるわけである。

大阪方面の製造界ではこの一、二年非常に景氣が好かつたので製造家も職人も鷹揚に構へ、セルの配給がなければ配給があるまで待たうといふやうな氣組みであるが、それでも不可なりから製造部門を組織化して筋の立つた方法によりセル生地の配給を申請しては何うかといふ意見が漸次有力化しつゝあつた。

木や竹を使用しても齒刷子は出来ることは出来るが、全工程を通じて機械で出来るセルロイドに代つて竹や木を材料にする場合は機械に頼ることが不能になるから製造能力が何分の一かに落ち、それが人手の少いこの際であるからなほ更業界の憤みとなつてくる。

造花

小間物屋の店頭を美麗に飾り立ててそれあるが故に客足を吸引するに役立つ花簪の類は古くから業界品の王座を占めるものであり、時代の變遷とともに多少の消長はあつたが矢張りその生命は連續として續いてゐる。季節的に云ふならば一、二、三、四月が造花の時季、五、六、七、八月が開散季で何の商品にも取立てて云ふほどの賣行がなく九、十、十一、十二月がリボン摘みの出る時季である。支那事變勃發以來、殊に大東亞戰爭開始以來大人物のこれ等裝飾品の賣行が減切り減つた。事變の起つた當座は収入の増加するのに委せて工場に通勤する女工員までが簪や造花を盛んに買込んだが、戦火の擴大とともに一般婦人の間にも自肅の風が漲つて昭和十七年は大人物の賣行不振といふことになつた。しかしそれに代つて子供用のものは可なりの好調である。大人は自肅して控へてゐるが、子供だけは出来るだけ飾

つて喜ばせてやりたいといふ親心の現れからか、十一月十五日七五三の祝ひを前にした頃の動きは目立つて活気があつた。それが暮に近づくに従つて大人の簪まで賣れるやうになるのは昔も今も變りなく歳末から新年へかけての日本製の氾濫を一見すれば十分納得の行くことである。繊維製品の不足はリボンのやうな小さいものにまで及んで、この十七年はリボン簪類とともに不足勝ちであつた。一方これを材料方面から見ても、造花にしても布帛を主要材料としてゐることは、他の資材から出

來てゐる商品のことを考へるとまだまだ非常に有利な立場にあつた。別項日本小間物雜貨生産配給統制協議會を通じて布帛生地が廻つてきたことは斯の種の商品に取つては實に好都合の結果をもたらした。かうして多少の窮屈さはあつても材料は廻り、出來た商品はよく賣れたのであるが、一方これを生産する能力はどうであつたかといふと、これは明かに落ちてきた。軒數にすれば下職が減つてゐない計算になつても、その内容に立ち入つて見れば人數が減つてゐる上に若い働手は他の産業部門に移るのが多く、内職に家でコツコツやつて居る年配の女達の能率にしてからが、

十六年暮から増加した買物行列のための時間の空費を考へれば、その影響たるや並一通りでないことがわかる。

手藝裁縫用品

裁縫用具等の實用小間物又は學校に於ける教材として役立つ手藝材料にしても、各方面に於ける資材の不足が原因して安閑たることは許されない。セルロイドの缺乏はかかる部面にも影響して小型の容器或ひは裁縫箱等の出廻り不足をもたらし、商取引の上には大きな不自由を與へてゐる。又貝殻ボタンのやうな小さい物にしても、これは四川省の川

採取される貝殻があつて出來るので内地の貝では優秀なボタンが採れないから重慶政府がその土地を占據してゐる間はこの種のボタンの補給がつかないといふことになる。刷毛の柄や裁縫籠になる牛骨はといふとこれは洋服の卸になる木材などと一緒に濠洲から來てゐたのであるが、大東亞戰爭の結果輸入杜絶となり材料に苦んでゐる有様である。そこでそれ等に代る代用品を探すことになるのであるが、戰爭に少しでも役に立つ物はそちらの方へ廻さねばならないので代用品があるからと云つて安心は出來ず、例へばセルロイドに安住した業界が情勢の急迫によつてそれから

縮出されたやうな具合に、材料的には常に不安を感じながらも、ともかく營業が續いてゐるのは幸福なことであつた。すべて小間物界に於いてはこれまで種々の資材に多少の實績を持つてゐるので、それを融通し合ひまた手の届く限り統制外の資材を求めてそれを活用することによつて不自由を補ふ便法を取り苦しいながら無難な取引に送つてきた。

袋物

この業界は物資の豊富だつた時代はあらゆる方面から材料を取

ることが出來て賑かであつたが、戰時體制の確立とともに原材料が次々と統制を受けて品種も少なくなり、剩へ人手不足や小賣業者の整備問題などが起つてきて時局は次第に袋物にも險しくなつてきた。かうした新情勢に對する準備を兼ねて日本袋物卸商業組合聯合會では各地の組合單位に業態調査を實施し、商工省より何かの諮問があつた場合何時にてもそれに應じ得るやうな資料を用意した。また四大都市の商工業組合を構成員とする日本袋物統制聯盟は各地支部毎に等級認定委員會を組織して價格の認定に大きな貢獻をしてきたが、更にこの機關を強化して生産より配給までの一元化を圖るならば業界の健全なる發達のために最も良い道になるのではないかとい

ふやうな説も漸次有力になりつつあつた。業界の取扱ふ品種としてはハンドバック、墓口札入等の生活必需品が主で、許される限りの廣範圍から新規材料を蒐集し、出来るだけ實質的な低廉なものを作つて國策に協力しようとする態度を示してゐた。東京袋物工業組合

が組合員を一部布帛、革製品、二部革製品、三部雜材と三部制に分けて材料の配給を行つてゐるうちで、一番順調に配給があるのは布帛類で、一回分の配給が三十二萬圓に上るといふやうなこともあつた。それに比較すると皮革類の配給は羊革、鹿革が主となつてゐる關係上布帛類に劣り沈滞氣分は免れないが、統制外品の活用或ひは手持品の利用でその不足を補つてゐる。口金類は鐵銅組合から資材の供給を受けそれを東京墓口金具工業組合で製品にして袋物業者に廻すといふ制度を採つてゐるので少ないながら順調に運んでゐる。袋物類をとすれば奢侈的な不必要品の如く考へる傾向があるが、現在では業者が自肅して實用品本位に走り、價格も七・七禁令以來一定限度で抑へられてゐるから型の珍奇を競ふといつたやうな風は微塵もなく、纖維品の不足で風呂敷が自由にならない不便を補ふための役を買つて出てゐるところに新しい袋物の

妙味がある。輸出は殆ど止まつてしまつたがこれから開けてくる南方市場に對しては大きな野心を持ち新販路開拓の用意には怠りないものが見受けられる。

擬甲工藝品

本物の鼈甲製品は資材

及び價格の兩側から挾撃を受けて苦しくなり、今や業者は殆ど牛蹄或ひはラクトロイドの擬甲物を扱ふやうになつた。もともと鼈甲といふと贅澤品の感じを與へるから不可なりとその組合名にさへ擬甲の名稱を冠したほど時局に遠慮した商品であるから、大東亞戰爭後の一ケ年に於いてその隆昌を期待することは望むべくもないが、それでもある限りのものはよく賣れ、販賣部門では品不足に苦しんだ。なほ鼈甲地の不足につれて取扱品にも變化が現れ頭飾品の範圍から身邊裝身具にまで擴大して木彫物が増加してきた。次に材料問題にも増してこの業界が惱んでゐるのは生産方面を引受ける技術陣の貧弱になりつつあることで、新入の徒弟志望者がなく現在は親方連中によつてその技術が維持されてゐるやうな實情にある。永い間黙々と修業して初めて一人前の腕になるかかる業種に今時多數の青年が入つてくることは無理な話であつて問屋の方でもこの對策に就い

ては心を碎いてゐる。東京擬甲品卸商業組合では技術獎勵のため春秋の二回展示會を開催して優良品には賞をつけ、獨特の工藝技術の保存並びにその向上發展策に就いて意を用ひてゐることは注目に値ひする。南方諸地域がわが勢力圏に入つた今日では、本物の資材が豊富に獲れるのであるから將來は大いに發展の見込が付いてゐるものの、戰爭遂行中の現状ではまだそこまでに到らず、他の品目と同様この商品も結局は雌伏の一年であつた。

代用品の普及

金屬やセルロイドが不自由になつて來るに連れて、その補ひをつけるために整髮用具にしても木や竹を材料にしたものが多くなつた。しかし木竹と雖も統制を受けて自由には入手出來ないのであるが、小間物の材料として使用するのには少量あればこと足りるので木や竹の入手にまで不便を感じるほどには到らない。生産者の側から代用品で出來た小間物を眺めるに昭和十七年度に於いてもまだ立派に一本立になつたと言ひ切れないものがあつた。技術の方で苦心して得心の行くものを作り、それを問屋に持込んでも新しい資材のものとはなかなか歡迎されない。同種類の古い

商品が種切れとなつてその後の補充がつかず
 賣物に困つてきてやつと代用品のものがそれ
 ではと顧みられる程度である。しかし十七年
 も末になるに従つて商品の逼迫はいよいよ加
 はり、取扱品の激減に抗し切れない状態にな
 ると代用資材で製つた商品が徐々に問屋の庇
 護を受け、今度は進んで問屋が小賣業者に對
 して代用品の長所を説明するやうになつた。

更にこれがもう一步前進して小賣屋が消費者
 に向つて代用品教育を施すやうになればそれ
 によつて新規資材の商品にも活路が拓かれる
 ことになる。目馴れた資材で出来た古い商品
 がある間は切角の苦心考案も取上げられない
 のが今までの慣例であるが、さうした古い資
 材に執着することが斷然許されない戦時下の
 今日では威勢よく舊套をかなぐり捨てて、製
 作者も販賣業者もともに一體となつて代用品
 の普及のために協力すべしといふ意見が、業
 界の各方面から昂つてきた。ない物探しに熱
 中すれば勢ひの赴くところ闇取引を助長する
 やうな動機を作らないとも限らないが、この
 點業界の總力から考案した新規資材を驅使し
 て目新しい堅實な用途のものを育てて行けば
 業界は常に安泰である。

價格査定の新機構成る

東京府管内に於ける日用品雜貨關係の各業
 種別組合が、協定價格或ひは地方公定價格に
 則りこれまで實施して來た價格査定事業が、
 昭和十七年十二月を期して東京府の監督の下
 に出來上つた、東京府價格査定委員會に二括
 移管といふことになり、ここに價格を査定す
 る上に於いて大きな變革がやつて來た。

即ち十一月十八日以來日本橋區堀留町の東
 京府纖維雜品査定委員會事務所に於いて連日
 關係業者の協議會が開かれ、十二月三日の設
 立準備委員會の結果この新機構に吸收さるべ
 き六十五組合の商品部屬が決定した。

第一部 機械器具金屬製品、第二部 木竹
 籐製品、第三部 皮革とその製品、第四部
 神佛祭典具、第五部 雜貨類、第六部 化
 學工業及び窯業品、第七部 その他
 以上によつて知らるる如く小間物雜貨關係
 は全部第五部に包含され、その内譯は即ち次
 の如くである。

- 第五部 雜貨類
- 第一課 身邊雜貨—一類纖維雜品、二類小
 間物雜貨、三類手藝裁縫用品、四類擬甲工

- 藝品、五類貴金屬裝身具、六類その他
- 第二課 用品雜貨—一類靴用附屬品、二類
 スリッパ、三類草履

- 第三課 學藝趣味雜貨—一類釣具、二類學
 術標本、三類手工藝趣味雜貨、四類その他
- 第四課 紙製品—一類荷造用包裝紙、二類
 紙製遮光幕、三類紙工品、四類名入手帳、
 五類その他
- 第五課 雜品

そしてこの部に編入された商品に關係ある
 組合を業界關係から拾ひ上げて見ると左の如
 き數に上り、これまでそれ等組合が主な事業
 としてきた査定事務は新機構の機能發揮と同
 時にそちらへ引上げられるものと考へられる
 に至つた。

- ▽東京美容器具卸商業組合▽東京小間物雜
 貨卸商業組合▽東京手藝裁縫用品卸商業組
 合▽東京擬甲工藝品卸商業組合▽東京金屬
 裝身具工業組合▽東京空氣囊工業組合▽東
 京刷子卸商業組合▽東京ヘヤーネット工業
 組合

かうした統一した機構のもとに査定が行は
 れれば、その結果は頗る合理的になり、例へ
 ば或る種の商品があつてそれが二つの組合に
 共通する場合標準の甘い方の組合に持込んで

査定を受けようとする業者が多くなるのは當然で、同一種類の商品でありながら二様の價格が生ずるやうな矛盾はこの新制度の運用によつて解消されるわけである。また價格の決定に當つて東京府の係官が直接これに關係するから原材料高の製品安といふ無理な價格の決め方も漸次改善されるものと業者側では期待してゐた。ところが準備の都合上豫定の十二月一日には事業開始に到らず、機構整備が完了するまで今まで通り組合別に査定を行ふといふ暫定措置が取られてゐて、新機關が何んな動きを示すかは未定であつた。

なほこの委員會に査定委員として、東京府から任命された業者の顔觸れは以下の通りである。

第五部（雜貨類）

- 部長 天野源七
 同 第一課（身邊雜貨）
 課長 森清之助、副課長 小山平藏
 同 同 第二類（小間物雜貨）
 主査 小山平藏、副主査 海渡義一
 査定委員
 第一班 栗木昇一、天野源七、天野寛哉、福澤富雄、渡邊光造
 第二班 高橋庄治郎、水野善治、濱時次郎

生 産 販 賣

第三班 野村耕一、後藤昌弘、稻垣芳松、鈴木堅一

第四班 小山平藏、鳥井正次、高谷傳一、吉村安太郎

第五班 長坂泰藏、三澤昌五郎

第六班 永原莊吉、鈴木堅一、中村松五郎

第七班 海渡義一、長谷川鐵太郎、長谷川亮次郎

第八班 高橋庄治郎、安藤精之助、清水銀次郎、川又二郎

同 同 第三類（手藝裁縫用品）
 主査 白鳥米吉

査定委員
 第一班 白鳥米吉、阿部清三郎、鈴木慶次郎、三松英治、水野武、春日井寛次、二ッ橋保一、櫻井晴吾

第二班 伊藤賢次郎、高柳政雄、須田新吉、青木佐八、中谷秀雄、木曾操月、沖野英治

同 同 第四類（擬甲工藝品）
 主査 森清之助

査定委員

第一班 竹野要三、野田善一郎、牧野權作

第二班 金子傳八、滑川欣佑、菊地茂兵衛

黒崎清次郎、長島孝

第三班 湯淺長三郎、鈴木義七郎、太田次郎、山田政治、木村金三、青山鐵三郎、大橋正一

第四班 福本金藏、岩松虎雄、内野豊司、森清之助

同 同 第七類（副子）
 主査 宮崎軍二

査定委員

第一班 渡邊吉五郎、林勇一、黒川藤卷、和田友吉

第二班 菊地新三郎、志村照重、小林弘一

第三班 大内重雄、長谷川宗一、阿部庸秋

第四班 福田彦正、宮崎軍二、大野木傳、富士太郎

小間物小賣業の整備

勞務の供出及び物資配給機構の整備を眼目とする中小業者の整備は先づ小賣業の部門から取上げられ、十七年の夏以來各小賣業者團體は當局の諮問に應じてそれぞれ業者の再編成計畫を立案研究中であつたが、東京小間

物小賣商業組合に於いても國策に即應する組合としての整備計畫を東京府當局に答申後十月十一月とその準備を續け、洋品雜貨販賣業者の整備と關聯して小間物小賣業者の一部がその對象に該當するに至るや、組合内に企業整備委員會を設けて理事長平野恒三氏が陣頭に立ち十一月から十二月初めにかけて地區内を數プロックに分けて連日座談會を開き國策の要請する企業再編成の重要性を説き、傳統の矜節を國家に返上して時局産業部門に率先挺身するやうに勸めて歩いた。

この業種はその特殊事情から整備の方法に於いても他業種と行き方を異にし、業者の意志を尊重して轉廢業希望者を第一義的に扱はうといふ手段を取つた。それだけに希望者の意志内容は利己的な考へ方から出發したものであつてはならず、整備の國家的要請がどこにあるかを十分認識してその要請に副ひ得る資格のある者のみが即ち轉廢業希望者であることを欲してゐたわけである。座談會その他組合側の啓蒙運動は可なり效を奏して業者間の轉廢機運は著るしく促進され次第に個人的に轉廢業の相談を持ち込む者が多くなつてきたことは業者の時局認識が進んで來たことを證するもので、ここに轉廢業すれば手持品は小

賣値段で買取られる上に組合及び政府より補助金の交付があり、更に税金にも手心が加へられることになるのであるが、殘存業者となれば轉廢業者に對する共助の負擔がある上に取扱商品の漸減は免れず、しかも人手不足及び利益率の低下は營業の不振を招くことが必定であり、業者としては、眞に左すべきか右すべきかその動向に迷ひ勝ちであつた。

惱みはひとり小賣部門ばかりでなく、小間物雜貨の卸部門に於いても商品不足並びに人的資源の缺乏から、これまで通りの形式で店を張つてゐることに無理を感じてきたところが多く、何とか新らしい體制に建て直さなければ業界の進路がなくなるのではないかといふやうな意見も行はれるやうになつてきた。

東京府に於ける小賣業整備の轉廢業選定方針によれば「家庭金物、陶磁器、荒物雜貨、小間物等の如く日用品なるも生活必需品（主として食料品）の如く需要頻繁に互らざるものにおいてはその店舗數を相當に減少せしむるを得ること」とあり、小間物業者の整理が相當な範圍に行はれることは動かし得ない事實となりつつあつた。

和裝品紐類 の公定價格

商工省では襦袢袖地、袖口、帶揚、腰紐、裾除け、和裝スカート等と裝細貨五十八品目の最高販賣價格を一月十四日指定、即日實施した。その内容はいづれも原價計算によつて價格が決められたもので、各府縣の織維雜品査定委員會が仕上げから染色まで嚴密に檢査して、品質粗悪品や仕上げ不良品の價格は五分以上に於いて商工大臣の定むる基準に従ひ道府縣織維雜品査定委員會の査定する格差額を設けてそれだけを公定價格より引上げる規定がある。従來の停止價格や地方公定價格に比較すると總體に於いて二割方の安價となる勘定であり、小間物關係では腰紐、角かくし等がその主なるものである。

次いで十月二十四日紐類及び細幅織物の最高販賣價格が商工省告示第千五百五十五號を以つて指定された。今回の告示は紐類の各種各様にわたるものでその中業界に於いて扱はれる種類は次の通りである。

丸打紐類（本絹、スフ絲、油紙又は更生絲
芯入） テープ類（綿、カス、綾、荒目、平
打、交織） 眞田紐類（本絹、厚地人絹、人

絹、スフ單) 結髪リボン、ガロン、腕時計
リボン、手藝用リボン、ゴム紐類(ゴム入
組紐、ゴム入織紐、ゴム入時計紐、コルセ
ット用ゴム紐) 帶締(手組、機械組、織腰
紐) 飾紐(手組、機械組) 平紐(スフ、再
製麻、セロファン) 結髪用丸打紐

更に東京縫針卸商業組合が當局の諮問に應
へて、廣島を初め全國業者より多數の資料を
蒐集して商工省物價局に提出した縫針の公道
價格に關する件は、十二月十六日商工省告示
第千二百九十九號を以つて本極りとなり、從

化粧品界

大増税の實施に新年を迎へたのであるが、戦果の擴大
と相俟つて左ほどの苦痛もなく第一四半期は過ぎた。し
かしその後急激に昂まつた原料資材難は業界の前途に對
して漸く樂觀を許さざる見透しを擡頭せしむるに至つたが、他の業界に比すれば企業
整備も配給機構の變革も問題化せず、殺到する購買力に支へられて大中小となく各本
舗は相當の成績をあげることが出來た。販賣陣もそれに伴つて賑かに動いたが、戦局
の重大化とともに苦難の色を深め明年の多難を思はせるところで終止符を打つた。

化粧工聯の 發展及活躍

昭和十六年五月創立總會を開催の上組織を
整備した日本化粧品工業組合聯合會は、昭和
十七年度に入るや前年度に於いて用意した資

來二百八十餘種に上つた規格が縫針、特殊縫
針合せて二十五種の規格に整理されるとも
に全國生産高の九割を占める廣島縣の協定價
格に比し製造業者販賣價格で約一割六分、小
賣價格で約一割の値下げとなつた。なほこれ
から後の規格品には公道表所定の商標を明記
せしめることになり、その二十種類の商標の
何れにも該當しない針は公道價格の五割下げ
で賣らねばならない。但しこの告示が出る前
に製造されたものについては昭和十八年一月
三十一日までその適用が延期となる。

料或ひは機構を通じて、化粧品業界の綜合機
關として指導的役割を勤め、全業者を組織化
する上に於いて積極的に働いた。

即ち結成當初の加盟組合は、東京、大阪、
兵庫、和歌山の四組合にしか過ぎなかつたが
その後京都、愛知、茨城、埼玉の四組合を加

へ、更に昭和十七年三月福島、岐阜兩化粧品
工業組合の参加を認め、續いて六月には新潟
縣化粧品工業組合及び北海道化粧品工業組合
がその傘下に入り、それより九月靜岡、山梨
の兩組合、十一月山形縣化粧品工業組合とい
ふ順で合計十五化粧品工業組合を擁し聯合會
としての内容を次第に充實して來た。

それに比例して事業方面に於いても統制物
資にして化粧品の製造に緊要なるものは殆ど
聯合會を通じて傘下の各工組から組合員へと
いふ流れを取るに至り、小間物界に於ける日
本小間物雜貨生産配給統制協議會と同じく十
七年度に於ける化粧工聯の動きは、業界活動
の主要なる部分を占めるものである。

先づ二月初め四月の新年度からの原材料配
給査定基準更新に備へて昭和十六年度上半期
(自四月至九月)の實績調査に着手した。即
ち昭和十七年度上半期に於いては昭和十三
年度下半期より昭和十六年度上半期に至る三ヶ年
間の實績、又昭和十七年度下半期に於いては
昭和十四年度より昭和十六年度に至る三ヶ年
間の實績を原料配給の基準にするといふ構想
の下に、時間的にも事務的にも調査が短時日
で完了するやう前述の如く一ヶ年間を二期に
分けてそのうちの上半期分を取敢へず調査す

ることとしたわけである。その方法としては左の要綱により傘下各組合が責任を持つて、その組合員たる業者から調査事項を申告せしめた。

① 物品税納税額に基づく製造実績として申告し得るものは、自家製造に係る商品のみとすること。

② 未納税移出額として申告し得るものは委託を受けて（下請して）製造せる商品を未納税移出手續により委託者に移出したる製造実績に限ること。従つて壘に充填又は包装を施して未納税移出をするもの、言ひ換へれば製造場を有せざる營業者の移出に係るものは、ここに云ふ移出実績にはならない。

③ 圓域向及び第三國向輸出額は、申告者の直接輸出たると輸出代理業者を経由する間接のものたるを問はず自家製造に係る商品の實際の輸出実績を記入すること。なほ、本調査にはその申告実績を立證するものとして左の各號に該當する書類を添付すべきことになつてゐる。

イ、物品税納税額にあつては所定の様式による所轄稅務署の奥書證明ある書面即ち物品税納税額證明書

ロ、未納税移出額にあつては所定の様式による申告書即ち未納税移出高明細表

ハ、圓域向及第三國向輸出高明細表

定の様式による申告書即ち輸出高明細表
續いて十七年五月には、豫定の通り昭和十六年下半期の調査を急ぐことになり五月二十日を期限として上半期同様の形式内容を持つ調査を實施した。これより先二月下旬には洗粉シャンプーの原料に使用する粉末石鹼の入手に奔走、日本石鹼工業組合聯合會を通じて團體として受給のことに決定したが、その後石鹼配給機構の變革に遭ひこれは日本石鹼配給統制株式會社を経て圓満に配給を受けてゐる。なほ活動範圍の擴張に伴ひ定款の一部變更を認めて三月四日臨時總會を開き統制手数料の改正その他を決定した。越へて四月の年度代りを迎へるや原材料の統制機關と意志の疏通を圖り、化粧品業界の實情をそれ等の責任者に認識せしめるため工聯代表は

日本澱粉統制株式會社、日本油料統制株式會社、日本亞鉛華工組東京事務所、日本金屬配給株式會社、日本アンモニア法ソーダ販賣株式會社、日本コルク工業組合聯合會、農林省資材部油脂課、日本大豆統制株式會社、商工省化學局有機課、同無機課

等を歴訪今後の原材料割當に就いて諒解を求めた。

なほ六月十三日第一回の定時總會を開催、監事の改選に續いて理事の増員を諮つた結果新監事に山梨政平、河合喜三郎兩氏の當選を見、増員一名の理事にはこれまで常任顧問の椅子にあつた廣田嘉一氏が當選した。更に總會終了後開催された理事會に於ける事務理事互選の結果廣田氏が事務理事に選ばれ、工聯の機構は一段と強化された。この日來賓として總會の席に臨んだ商工省化學局多田技手は請はれて要旨左の如き訓辭を述べ、監督の立場にある當局が業界並びに化粧品に對して何んな注文を持つて居るかを明かにした。

昨年五月本聯合會を結成してよりここに滿一年。當局としてはその成長に多少の力を竭して來たのであるが、今日の健全なる發達を目のあたりに見る事が出来るのは慶賀の至りである。發足以來これに關與して來たわれわれとして今後の工聯に望むことは、第一に品種の單純化である。これは國內資材の非常に貴重になつた今日殊に業者の覺醒を促したい品種に於いて容器に於いて眞純なる研究を遂げられんことを望む。次には化粧品の健全化運動を積極的に展開

して貰ひたいと云ふことである。要するに國民の保健衛生に必要な品種に力を注いで奢侈的製品は斷然その製造を中止して欲しいと思ふ。第三には、これは工業組合の指導者に希望したのであるが、單にその地區的工業組合の理事として共存共榮に盡力するだけでなしに、廣い意味に於ける業界の發達に貢獻せられるやうに新指標を確立して貰ひたい。さうすることが即ち國策に協力することであるとともに、東亞共榮圈の確立に貢獻する所以でもあるから、この點を篤と考慮して斯業に邁進せられたい化粧品品の製造に直接必要な原料の獲得に絶えず各種の統制機關と折衝を保つてきたこともさることながら、化粧品聯として全國業界の意向取纏めに努力した仕事に陶磁器容器の實績調査及び化粧品用硝子壘規格單純化案件成問題がある。

陶磁器製容器は、統制經濟の進展とともに金屬製容器の使用が不自由になるに従つて、業界本舗がこれをその代用品に採用する風潮が高まり、業界はこれがあるがために容器難を免れてゐるといつた有様であつた。ところが燃料不足に端を發して陶磁器の計畫生産問題が持上り、化粧品容器はその生産量に大削減

が加へられることになつた。よつて化粧品聯は東京化粧品工業組合及び大阪化粧品工業組合と三位一體になり、商工省並びに日本陶磁器工業組合聯合會に對して種々陳情した結果指定代用品の取扱ひを受けることになつて量的の問題は解決され、新興陶磁器配給統制株式會社を通じて、實績或ひは使用豫定數量に應じた容器が業界にも廻つてくることになつた。

硝子壘の規格單純化は、燃料、ソーダ灰等の入手難打開の方策として商工省より壘製造業者に相談があつたことが切掛けて、これまで銘々の本舗が好むまゝに吹かしてゐた壘形を一つの方向に統一して貰ひたいといふ意向を壘業者から持込まれたわけである。

そこで業界では業界独自の自肅案を提示して、その要求に應じたのであるが、その問題の片附かないうちに硝子業界は企業整備に當面することになつて規格單純化は一應表面から姿を消してしまつた。

然るに十七年夏、硝子業界の企業整備が體裁を整へてくると同時にこの問題が再燃、硝子工聯責任者と化粧品界の代表者が數次におたつて折衝した結果、現行化粧品公定價格に觸れないで、化粧品容器壘の規格を大幅に壓

縮することに成功した。その案が實現するかしないかは、商工省當局がそれを容れるかどうかによつて決定するのであるが、業界案作成にまで漕付けた東京大阪兩化粧品組並びに化粧品聯の骨折りは注目されてよい。その案によれば化粧品壘を、

化粧水、化粧液、水白粉、香油、プリアンチン、ペーラム、ローション、ヘヤトニツクなどに使用する細口壘と

セツトローション、ボマード、パニシシグクリーム、コールドクリーム、クレンジングクリーム、洗顔クリーム、煉白粉、固型白粉、白粉下、クリーム白粉、襟白粉

などを使用する廣口壘とに分け、細口壘ではその内容を三十五立方糎から二百五十立方糎に至る二十二階段に限定し廣口に於いては同じく十立方糎から二百立方糎までの二十三階段に區切つて、各階段毎に二種乃至五種の範圍の壘型に整備することにしたものである。これによつて従來の形態では數千種に達するものが細口で四十九種、廣口で六十三種合計百十二種に整備されるわけだ。前回の型から見れば五十分の一といふ自肅振りになる。

原材料方面ではなほベークライトの受給に當つて化粧品業界が有利な位置に立つために

準特配認定需要團體の指定を受けるやう關係筋に陳情し流動パラフィンの危機に際しては燃料局を説得して配給の方途を講ずるなど常に化粧品業界に原料資材を導き入れる第一線部隊として働いてきた。そしてまた一面に於いては重要物資を業界に配給して呉れる當局の親心に酬ゆるべく化粧品部の保健衛生的效用維持に細心の注意を怠らなかつたが、業者中にはともすれば舊態依然たる販賣政策を改めず或ひは購買力の膨脹に乗じて高價なる製品の發賣にのみ専念してゐるやうな向きも見受けられるので、十一月中旬それ等不謹慎者を戒める意味に於いて別項の如き警告書を發表業者の私利追求行爲に鐵槌を與へた。(業界一年史参照)

化粧品

一、生産部門

昭和十六年十二月一日から實施の化粧品税五割課税は、それまでの二割課税から見ると實に三割方の引上げてあつたので、この増税發表後それが實施に移るまでの期間といふものは化粧品販賣界は空前の活況を呈し、國を擧げての長期戦下にも拘はらず商品の賣行は

素晴らしく、小賣店頭はいづれも黒山の人だかりであつた。それは延いて問屋及び製造本舗にもひびき何處の店でもストック出拂ひの盛況で、ともかく活氣に充ちた年の瀬を越へて昭和十七年に滑り込んだ。

十二月八日大東亞戦争が開始となるや國民は異常な緊張のうちに米英撃滅の臍を堅めつつあつたが、勇猛果敢なる陸海將兵の奮戦によつてハワイ眞珠灣に於ける米國太平洋艦隊の撃滅、マライ沖に於ける英國東洋艦隊の壊滅、或ひは香港陥落、新嘉坡攻略等の快報を次々と受取るに及んで米英組し易しの空氣が次第に頭初の緊張を柔らげ占領地域の新資源を計算に入れた樂觀論があちこちに見え初めた。それにつれて政府が前年から計畫を樹て徐々に實行に移してゐた各種業界の企業整備などはその要がなくなるんではないかといふやうな説が出て、化粧品業界にも明い色彩が流れ込んでくる氣配が幾分かあつた。

しかし現實はいよいよ困難なる様相を呈して軍需産業方面への勞務並びに物資の補給はます／＼急を要するに至り各種の統制は相次いで強化されてきた。

七月三十日の第一回全國商業報國大會に於いて東條内閣總理大臣はその祝辭の中で企業

再編成の重要性を左の如く説いてゐる。

政府は昨年十月二十二日中小工業再編成ならびに商業轉換に關する基本方針を決定し、爾來今日まで生産力の擴充強化物資配給の圓滑適正化を圖るとともに緊要生産部門に對する人材の集中、特に重要産業部門の勞務の充足に資する方針の下に企業の整理統合を行ふために銳意努力を續けてきた。これらのことたるやあるひは父祖傳來の家業を廢しあるひはその生計の基礎を改變するなど及ぼすところ洵に重大なるものがある。それにも拘はらず政府が敢てこの事を行ふ所以のものは一に宣戰の大詔を奉戴して戰爭遂行力の急速なる擴充強化を圖るためであり、眞に止むを得ざるに出たものである。

かやうに勞務の重要生産部門集中に併せて各種物資の重點配給はいよいよ強化された結果、戰爭遂行力から直接には縁の遠い化粧品業界は人と物との兩方から次第に壓迫を受けて商品の調達に苦痛を感じるに至り、辛うじて工業組合から配給になる少量の原料に手持を加へて渴き切つた市場へ製品を送り出す程度であつた。この結果各本舗とも自家製品に再檢討を加へて主力商品に餘力を集注する策

に出たためにクリーム、ボマー、香油等國民生活と切つても切れない關係にある商品が比較的出廻りのよい現象を見せてゐた。しかし在來から有名品と稱されてゐる類ひは、盛り上る需要に應じ切れずにもすれば品切の期間があつて、それに續く新興商品の賣行も決して悪くはなかつた。原料資材の項に於いても觸れて置いた通り、植物油にしてもグリセリンにしても亞鉛華澱粉等にしても、それが化粧品用として配給される量は四半期毎に減少の方向を辿り、代用品といつても物資の豊富であつた當時はいざ知らず今日では手に入るものがすべて主要原料であるといつた具合で、生産を増加せしめるやうな方法は皆目なかつた。

なほ容器の硝子壺又は陶磁器等にもそれぞれ計畫生産が實施され、規格の單純化と同時にその數量にも制限が加へられることになつたため、各本舗とも従來の方針を或る程度變更せざるを得ない事態に逢着して業界全般が慎重なる考慮を強いられたわけである。一方努力の方面では勞務調整令の制約を受けて若い工員を雇備することは勿論その募集廣告さへも殆ど許されず、絶えず移動する男女工員の補充が利かないのであるから勞働力の不足

は慢性的現象となり、原材料の供給難が反つて幸ひしてくるやうな皮肉な結果を生んで品物があれば原料が間に合へばいくらでも賣れるのに生産力がこれに伴はず目先は明るいが前途の暗い思に閉ざされてゐた。しかし中には香水が潜水艦乗組の水兵に喜ばれてゐるとか、煉油が特殊の用途に役立つなどの朗報もあつて、戦時下ながら化粧品は化粧品としての使命を十分に持つてゐた。ただ反省すべきは自由主義時代に業界が身につけた販賣政策や高價な贅澤品を誇るやうな傾向に就いてであり、これ等の弊風は日本化粧品工業組合聯合會の警告にもある通り、十七年度を期して完全に拂拭さるべき運命にあつた。

二、販賣部門

販賣方面に於いて第一に目立つ變化は廣告の減少であつて、特に新聞は讀賣と報知の合併による讀賣報知の出現、國民新聞と都新聞との合同體たる東京新聞の刊行、或ひは中外商業新報を主體とする産業新聞の合同が日本産業經濟に凝結するなど紙幅の激減と同時に新聞自體の數が半減してしまつたので、さなきだに窮屈な廣告はいよいよ小型に回數が少なくなつて商品名を標示する程度に止まり、

半頁大一頁大の廣告は完全に昔話しの過去に入つてしまつた。それに續いて雜誌類も用紙の不足からその頁數が縮減されて廣告を收容し得る紙面の減退を見、媒體を通じての廣告宣傳は全く一變の時期に際會したわけである。なほ四月からの廣告税の徵收も業界の派手な宣傳を抑制する辨となつたやうであり、賣る品物が間に合はないのが根本的に於いて廣告宣傳陣の後退した原因であつた。需要はあるのに品物がこれに伴はないのであるから賣らんがための努力はあまり必要でなく、従つて各本舗とも廣告及び販賣の陣容は著しく減少され、需要者が望む商品を購入するのに骨折ると同じく、小賣店及び問屋は本舗から品物を廻して貰ふべくお百度を踏み、本舗は原材料の入手に奔走するといふ有様で、取引の現象が二三年前とはすつかりあべこへになつてしまつた。

需要が多く必需性の強い商品ほどこの傾向が甚しく、このために石鹼の如きは配給機構の大改革が行はれ、商業者個人の恣意によつて販賣することは許されず一貫した計畫配給の實施とともに販賣業者はその取扱品から石鹼を完全に抹殺されてしまつたわけである。それに對しては各段階に於ける石鹼の統制機

隣からそれぞれ實績補償を交付することになつてゐるが、その犠牲たるや相當に大きいと見なければならぬ。

しかし化粧品全般を通じて見れば荷物は品切れのない程度に動いてゐた。賣行きのよい品物ほど不足の度が強いのは當然のことではないと言はれる有名品でも一つの種類がなければ、他の有名品があると言つた具合に大體消費者に迷惑をかけるほどのことは先づなかつた。製造に追はれてゐる本舗から割當て問屋へ廻つてくる荷物を、問屋から更に小賣屋へ卸す場合は前の率に做つて賣渡すから流れの絶えることはない。

品不足もさることながらすべての業界を通じて最も困惑した問題は、輸送の圓滑を缺くことであつた。都心に集結して問屋街を形成してゐる問屋はその配達區域が何づれも遠方まで延びる關係上、中心地を離れてその周圍に得意を持つてゐる問屋の方が優利な立場にあつた。急ぐ注文は先方から取りに来るのが普通となつたばかりでなく、近隣の無理が利く問屋は自分から貨物自動車を仕立てて本舗の工場に乘込ませるなど、何ごとにも買手が積極的に出なければ商品を手に入れることが難しくなつたのが、十七年はその度が殊に烈

しかつた。かかる情勢であるから販賣上の競争はなく、公定價格品にしても協定價格品にしても許される範圍一杯の賣買が支拂ひもキチンと行はれ、業者としては商賣の仕易い年であつた。

問題は生産地である都會を離れた地域にあるB級問屋の仕入難で、本舗から品物の廻りが悪いので自分がわざわざ出て来て直接談判の末にいくらかでも買付けられる間はよかつたが、商品の廻りが次第に悪くなる傾向に鑑み、地方問屋の中には東京に蒐荷部を設置して各製造本舗との連絡を密にし、出來得る限り品物を確保してそれを地方に吸寄せとんずる動きさへ現るに至つた。支那事變後も暫くは本舗の販賣部員が常に地方問屋を歴訪して賣込みやら連絡やらに努めてゐたのであるが、次第にその足が遠のくにつれて、今度は帝都近邊では問屋は勿論小賣業者まで東京の本舗或ひは問屋に買出しにくるやうになつたことは前述の通りである。このため當然の結果として荷物は地理的に有利な生産地の近隣に引かれることになり、遠隔地の業者はますます不利な情勢に陥るので、ここに東京に出張所を設けて、地元で蒐荷に奔走し僅かづつでも手に入れたものを本店に送つて地方を潤

さうといふ窮餘の策が生れ出たわけである。なほ十七年末から小賣業の整備が本格的に行つて小問物化粧品小賣業もその對象の一部に入り、十八年二三月頃を目標にその具體化が急がれてつた。かうして十七年度は商品不足といふ經濟界の變動と、企業整備といふ國策の部面から化粧品販賣界にも今までに見ない動搖の色が現れ、次年度の益々ならぬ重大性を示唆してゐた。

クリーム クリームの使命は肌を柔かく且つ滑かにすることにあるのであつて、これをつけると表面に薄い皮層が出來て外氣或ひは紫外線の肌に及ぼす種々な影響を少なからしめ、ニキビ、吹出物などを製造の際入れられる藥效によつて豫防し皮膚を保護する作用を持つてゐる。殊にホルモン、ビタミンを混入するものは皮膚科學の上から塗擦による効能が立證されたためホルモン入りのものが出現したわけであつて、白粉の附着を便ならしめる作用もあるが、それにもましてクリームを常用すれば皮膚の榮養となるので、戦時下に於いても重寶の藥粧品として大いに歡迎されてゐるわけである。各製造本舗に於いてもクリームはそれぞれ主力品であるから足りない原料に工夫を加へて、その出荷につとめ

有名品は殆ど配給制のやうな形で小賣屋に廻つてくるのであるが、待構へてゐる消費者が多いのでそれを買ふのに足を棒にして探し廻るほどである。

ポマード・香油

ポマード及び香油

はその原材料が化學的に精製されてゐて、毛髪に榮養を與へ脱毛、毛切れを防止して整髪が思ひのまゝに出來て、しかも髪を洗つた際落ちの好いものが良質なのであるが、これ等頭髮用品の原料に使用される油脂類はいづれも戰爭遂行上の重要な物資が多いので、化粧品業界で入手することが頗る困難となり、代替品の研究によつて製品化を維持してゐる状況であつた。従つて新しく出來たものより製造年月の古いものほど品質が確りしてゐるといふので、前に製つたものほど喜ばれ、古いストツクなどは何處の店でも飛ぶやうに出た。次に頭髮香水はアルコールの關係で製造能力が鈍り大型の容器に詰めたものは全く姿を隠してしまつた。

化粧水

適當な化粧液はほこりや悪い

ガスから皮膚を保護し、これを清淨にする効果がある殊に若い婦人の肌を美しくするには缺くべからざるものであつて、一般に常用される率が高い。その他白粉の解き水として、

男子の髭剃りあとに愛用される。かように化粧水は肌の地をととのへる作用がある上につけても目立たないから廣い範圍の人に使はれ需要は減らないが、原料關係で品不足は免れなかつた。

白粉

白粉はクリームに次いで需要の多

い化粧品であるが、戰時下濃い化粧は差控へるべきであるといふ氣持が一般に行き互つて煉白粉の方は減つてゐるが粉白粉は相變らずの動きであつた。しかし前に比べるとその色の數が減つて本當に華美にわたらない化粧に必要なものだけになつてきた。殊に原料關係では亞鉛華の節約に有機性白粉末、例へば特殊加工澱粉の如きものを混入したものが現れた。

齒磨

齒磨を化粧品工業組合の定款から削除してこれを以つて單獨の工業組合を設立しようといふ案は商工省當局の態度もあつて、昭和十六年度から日本齒磨工業協會を中心に寄々準備が進められてゐたのであるが、各地化粧品工業組合の諒解を得てそれぞれの組合から齒磨が除外されるのを待つて昭和十七年五月五日濱町の日本橋俱樂部でその創立總會が開催

された。當日參集の業者は、

大日本油脂、リール商會、岡本信太郎商店、東西電球、小林商店、純美堂商會、大福齒磨、酒井幸雄、丸見屋、丸善商事、中山太陽堂、守屋化學工業、鐘淵實業商事部、森下仁丹、壽毛加、祖父江芳子

等にして監督官廳よりも商工省池高事務官東京府中川主事その他の臨席があり、豫定の議案を何れも原案通り可決して別項（業界一年史參照）の如き役員陣を決定日本齒磨工業組合の結成を終つた。

かくして齒磨業界も一つの工業組合にましまりを見せ、全業者の組織が法的に完成したわけであつて八月十三日組合の設立が商工大臣より正式に認可された。なほこの團體は前身の日本齒磨工業協會時代より原料資材の入手その他齒磨製造上の必要な措置に就いては活動を怠らなかつた關係から、工業組合はその後を承繼して直ちに機能を開始し業界の結束は一段と緊密の度を加へた。次にかうした組織を持つに至つた背後の業界情勢はどうであるかといふと、決戦體制下の影響は矢張り多少に拘はらずここにもその窮屈な影を落してゐる。即ち齒磨は錫製チューブの禁止以來アルミニウムをその代用品に使用すべく

各本舗とも智囊の總動員を行つて研究に精進した結果アルミ製チューブを以つて煉製の容器とすることに成功したのであつたが、十七年九月三十日の商工省告示によつてアルミニウムが小間物化粧品關係の全商品にわたつて使用禁止となつたため、アルミニウムチューブも齒磨から引離されて了つた。この告示内容の解釋に於いて齒磨は化粧品の中に含まれないと云ふ建前から齒磨工業組合では齒磨の化粧品と異なる所以を明かにし、化粧品にはアルミの使用が禁止になつても、煉齒磨にはそれが許されて然るべきであると商工省物價局日用品第二課に諒解運動を試みたけれども所期の結果を得ることが出來ず、アルミ製チューブの製造は遂ひに禁止となり、その販賣も昭和十八年二月二十四日を以つて一應打切りとなる筈である。

しかしチューブがなくなれば専ら半煉と粉齒磨に力を集中する道が残つてをり、その主要原料なる炭酸カルシウムは日本内地に殆ど無盡藏と云はれるくらいにあるばかりでなく、その他の藥品副材料等も商工省當局から優先的に配給されてゐる。また工業組合の活躍によつて水飴、葡萄糖、薄荷、特號生地粉末石鹼等の配給が確保されてゐるので東京大阪の

齒磨製造本舗は比較的樂な操業をつづけ、惱みは勞務の不足といつたところである。これについては勞務調整令の指定事業に加へられることによつて、この難問を解決しようと努力したのであるが、まだその指定事業に追加されるまでには至らなかつた。しかし軍關係の注文を多量に引受けてゐる本舗筋に對しては、商業者の勤勞奉仕などもあり忙しければ忙しいだけに勞力補給の道は拓けるやうであつた。炭酸カルシウムを粉末にする工程に要する石炭の入手に一點の惱みを残してゐるけれども、チューブこそなければ半煉の容器には陶磁器が控へてゐるので心配はなく、その徳用には廣口の硝子壺が動員されてゐるのが多い。かくして衛生必需品の第一線にある齒磨は、化粧品等と比較すると枯渴の様子もなく地味ではあるが堅實な業界相を維持してゐた。ただこれに附隨する齒刷子の柄に使用する骨又はセルロイド地の逼迫には手の下しやうがなく、竹を以つて代用せしめるか、或ひはまた各家庭に意味もなく轉がつてゐる古い柄を回收してそれを再び役立てようなどといふ考案が廻らされてゐるに過ぎない。

香 料

昭和十七年度に於ける香料界の收穫は世界の寶庫と云はれる南方各地がわが勢力圏内に入つたことである。

即ち南方共榮圏は世界有数の天然香料圏の一つであつて、南歐アフリカ地區、東アフリカ印度洋地區、印度地區、濠洲地區、中南米カブリ海地區等とともにそれぞれ香料圏を形成してゐるが、歴史的に見た場合南方共榮圏は古くから香辛料の産地として多くの物語りを殘してゐる。

一九四八年のヴァスコダガマのアフリカ周航、一五一九年に於けるマゼランの世界一周或ひは英國及び佛國の東印度會社の惡辣なる搾取の中に香料資源のあつたことは言ふまでもない。かように南方共榮圏に於ける香料はその淵源に於いても産額に於いてもその地域と離して考へることの出來ないほど重要な存在であり、貴重な資源であるが、遺憾ながらそれ等は約三百年間先進國たる歐洲民族の支配に委ねざるを得なかつたのである。ところが大東亞戰爭の勃發とともに一夜にして世界轉換の偉業が完成され、太平洋に待望の黎明がもたらされた結果十億の民衆と二十五億圓の資源が英米蘭の桎梏から解放されたわけである。このうち香料資源は四千萬圓と見られ

てゐるが、これを今後どう云ふ風に處理し經營してゆくかは南方開發の基本方策であつて先づ緻密なる調査と周到なる計畫がなされねばならぬために有力なる香料商はそれぞれ當局の諒解を得て調査隊の如きものを現地に派遣し、資源の調査或ひは工場敷地の選定等の準備工作を開始してゐる。日本の香料界はこれまで、ただの知識として南方の香料園を眺めてきたのであるが、十七年度からは單なる知識でなくして北海道の薄荷や和歌山縣のオレンジ油などと同じく、實際自分のものとして共榮園の香料を見直さねばならなくなつた。その主なる種類を紹介すると大體次の通りである。

フィリッピン イラスイラン、レモングラス、ヂヤムバカ、カミー
佛印 スターアニス、レモングラス、カヤブト、シトロネラ、ニオリ、ユーカリ、パジリカム、イランイラン、パツチュリ、桂皮、ヂヤムバカ、オレンヂ、ジャスミン、ムスクシード、チミアン、カルタモム
マライ パツチュリ、シトロネラ、レモングラス、ベチパー、イランイラン、肉豆蔻丁字、カルタモム、コリアンドル、山胡椒
蘭印 シトロネラ、パツチュリ、ベチパー

生 産 販 賣

カナガ、カヤブト、バルマローザ、肉豆蔻、丁字、桂皮、白檀

以上業界の大躍進に備へて、内地業界に於いてもその機構を整備強化する必要に迫られ支那事變以來外産香料の輸入統制機關たる日本輸入香料統制會の内部機構整備を研究し始めた。この統制會は事變下、香料の圓滑なる輸入の自治的統制機關として結成されたものであるが、大東亞戰爭の進展と共榮園の確立により南方の豊富な香料資源が、前述の如く日本の活用に委ねられることになり、將來これが交流の圓滑化を圖ることは香料界の施策に止らず國策上必須なる條件として登場してきたので、ここに輸入香料統制會を強化して法的統制實施の中樞機關たらしめる必要が起つて商工當局ともどもその準備を進めることになつたものである。

一方これに對して全國を地區とする合成香料工業組合新規結成の計畫が、東京合成香料工業組合の加盟者を中立として研究され、七月頃設立を見る豫定であつたところ伸び伸びになつて八月中旬から漸く軌道にのつた。

當初業者より當局へ單一工組結成の意見を開陳した當座は、當局に於いても業者の希望を容れてこれに積極的支援を與へその實現を

急いでゐたのであるが、エツセンスの所管に就いて商工省と農林省との打合せが手間取つてゐたため豫定より遅れたわけである。

新工組の構成員は合成香料メーカーとエツセンス業者に限定され、天然香料業者はこれに關與せず、將來調合業者が編入される計畫であつた。

ところが準備の進捗につれて、その頃進行して居た大阪合成香料工業組合の設立を取止め、東京合成香料工業組合を發展的に解消せしめてここに日本香料工業組合を設立することに方針がまとなり、高砂化學工業外十一名の準備委員が、九月始めから一齊に動き出した。その機構は部制を取つて合成部門、エツセンス部門に大別し、將來は天然香料業者をも包含することに變更された。

かくて東京合成香料工組は九月二十九日をもって解散、左の資格者を以つて新工組加入者と定め各地方廳に依頼してこれが調査を行つた。

一、全國を單一地區とする日本香料工業組合を設立すること、右工組は合成香料並びに可溶性香料製造業者を以つて組織すること

一、組合員たるべき者は當該地區内に於い

て一定の工場施設を有し前記香料の製造業に現に従事する者

以上の経過を経て十二月十日大東亞會館に於いて遂ひに創立總會を開催するに至つた。

即ち發起人總代高砂化學より経過報告の後議事に入り、

① 定款決定の件 ② 役員選任の件 ③ 事業計畫に關する件 ④ 創立費償却に關する件 ⑤ 出資口數承認の件 ⑥ 取引銀行指定の件

以上の諸議案を審議何れも原案通り可決確定を見、役員は官選指名の高砂化學平泉定吉氏以下左の如く決定を見た。

- ▽ 理事長 平泉定吉▽ 理事 日本香料會社
- ▽ 同 豐玉化學工業▽ 同 高砂化學工業▽ 同 日本香料藥品▽ 同 鹽野化工會社▽ 同 小川化學會社▽ 同 湖南香料工業▽ 同 田村香料會社▽ 同 三榮會社
- ▽ 組合員 高木炭酸會社▽ 日本香料會社大星化學研究所昭和香料化學工業所▽ 湖南香料工業所▽ 代々木化學工業會社▽ 不二化學研究所▽ 豐玉化學工業所▽ 高砂化學工業會社▽ 丸見屋商店▽ 小林腦行▽ 保土谷化學工業會社▽ 小林化學工業所▽ 昭和農藝化工會社▽ 丸菱香料工業所▽ 山崎香料店▽ 岳南化學興業所▽ 富士果精工業會社▽ 日本香料藥

品會社▽ 山陽果工會社▽ 北海道理化學工業會社▽ 日本染料製造會社▽ 鹽野化工會社▽ 小川化學會社▽ 田村香料會社▽ 三榮會社▽ 日華化學▽ 永廣堂本店▽ 齋藤理化學研究所

なほ新設された日本香料工組の事業計畫は次の通りである。

日本香料工組事業計畫

一、第一期事業（設立後直ちに著手するもの）

(一) 統制

(1) 原材料の配給割當 本組合は定款の定むる所に依り組合員の使用すべき一部原材料の配給割當をなすものとす、右割當に關し左の手續料を徴す

一、配給手續料 割當購入額の百分の三

本事業の一ケ年の收支豫算は九千圓である

(二) 營業に必要な物の供給 本組合は定款の定むる所に依り組合員の委託により營業に必要な左のものを供給するものとす

- (イ) 生産に必要な機械、器具、消耗品
- 並にその修繕材料(ロ) 生産に必要な燃料(ハ) 原材料となるべき藥品試劑類(ニ)
- 營業に必要な包装材料(ホ) 生産者に必要なる被服類、手袋類、靴類(ヘ) その他

營業に必要なもの

二、第二期事業（本事業は昭和十八年度より實施するものとす）

(一) 取締

本組合必要ありと認むるときは組合員の製品、原材料設備その他事業經營に關し取締を爲す

(二) 營業に關する指定、研究及び調査

(1) 本組合は組合員の營業に關する指導の目的を以て左の施設をなす(イ) 學識經驗あるものを招聘して行ふ講習又は實地指導(ロ) 見本品並に參考品の蒐集(2) 本組合は組合員の營業に關する目的を以て左の施設をなす(イ) 組合員の製品と内外各地に於ける優良品との比較(ロ) 原料及材料の試験(ハ) 製品の製造及び加工に關する研究並に試験(3) 本組合は組合員の營業に關し左の事項の調査をなす(イ) 市況並販路(ロ) 海外輸出入事情(ハ) 組合員より委託ありたる事項

次に香料界は今や世界有數の資源地域を共榮圈内に收めて將來の飛躍を待ち望んでゐるところであるが、その土地は殆ど軍政下であり、且つ當局から香料資源開發のことに就いて未だ何の發表もないので、日本輸入香料統

制會、日本香料工業組合、東京香料商業組合及び大阪香料商業組合の四團體では、香料植物の開發に着手の際は、以上業者の團體にその事業を擔當せしめられたいといふ陳情書を商工省當局に提出した。その内容は大要次の通りである。

南方香料移入取扱に關する陳情書

我國に於ける香料資源はその本來の氣候風土の關係上多く栽培育成するに適せず、偶々臺灣北海道等に産するを見るもその品種數量は微々として振はず只僅かに近年臺灣産シトロネラ油が努力の結果として内需を満すに足る以外他の多くは擧げて南方資源に依存し或ひは第三國人を通じて之を輸入し、需給均衡を得つつありし實情に有之候、而も事變前は同地域が歐米人の管理下に置かれたる關係上我國への輸入は彼等の獨占的優位に委せられ不利なる輸入に甘んぜざるを得ざる状態に有之候處爾來當業者の奮起と努力に依り近年は是等中間業者を排除し直接原住民より之を輸入しその間技術の進歩は設備資本の充實と俟つて飛躍的本邦香料工業の發展を促し戰前既に需給自立の域に到躰、業界今日の基礎を築き上げ

たる次第に御座候

南方香料は概して直接賦香に適するも近時化學の進歩に依り之を合成香料用として加工再生産に用ひ、優秀多種なる香料を製出するの外精油の分餾に依り重要釀産物の増産に不可欠なる浮鏝油或ひは塗料の溶劑を生産する等その應用範圍は益々擴大の趨勢に有之候、而して品種は別表の如く多くは植物性油にして種類は多種多様に互り然も生産高の豊富と俟つて多量需要に應じ得る特徴は他に匹儔を見ざる處に有之、是れ一面に於て原住民の經濟生活上忽緒に附せざる有力財源を爲す所以に御座候、隨て之が我國への移入は當に現住民生計保證上極めて堅切なるのみならず又他面には軍票の裏付とも相成旁我香料業界への貢獻は蓋し淺少なからざるものあるを顧念し即ちその速かなる實現を待望して已まざる次第に御座候

而して香料が他製品と異なり頗る複雑微妙なる特性を有し、その品種と品質の鑑別に特異なる専門的知識經驗を必要とすることは、既に御賢察の如くに候得共更に進んで製品の處理には適正且迅速なるを要する刻下の情勢に照し専門業者の手に俟つ以外

その方途なきを確信致す次第に候隨て南方香料の調整處理にはその取扱に多年の經驗を有する同業を網羅せる下名團體をして運行せしめるを最も適切なりと思考致す次第に御座候

而して當該團體として現在業界に設立しあるものは

イ、日本輸入香料統制會口、日本香料工業組合ハ、東京香料商業組合ニ、大阪香料商業組合

前記四團體に有之、各香料専門業者を遍く網羅し戰時下國策に協力するを念とし共同施設の下に圓滑なる事業を運営致居候へば必ずや御下命の完遂に萬全を期し御負託に副ひ得べきを堅く信じ申候

以上縷述の如く南方香料の移入は我業界の消長に關する重要問題に有之候に付今後當該品の移入乃至御處理に關し御方針決定の曉には何卒之が配給及調整機關として右團體を以てその運営に當らしめられ候様特に御配慮を賜り度偏へに御賢慮を仰ぎ奉る次第に御座候

日本小間物雜貨生産 配給統制協議會規約

第一章 總 則

第一條 本會は小間物雜貨の需給關係の調整をなすと共に、商工大臣の認可を受け生産計劃による原材料の割當並に製造及製品の配給統制をなすを以て目的とす

第二條 本會は日本小間物雜貨生産配給統制協議會と稱す

第三條 本會の本部は之を東京市に置き東京、大阪、京都、名古屋に支部を置く

第四條 本會は全日本に於ける小間物雜貨關係の生産團體及配給團體を以て組織し第一條の目的達成のため必要の部課を置く

第五條 本會の公告は本會の掲示場に掲示之をなす

第二章 加入及脱退

第六條 本會に加入すべき團體は左に掲ぐる書類を添付したる加入書を差出すべし

一、定款又は規約
二、設立の年月日
三、主たる事務所並に代表者氏名住所を記載したる書面、本會に於

て前項の加入届を受理したる時は直に會員名簿に登録す

第七條 會員は左の事由に因りて脱退す

一、資格喪失 二、解散

第八條 會員は本會に對し左の權利を有す

一、總會に出席し其の議決權を行使すること
二、本會の業務及財産の狀況に付理事の説明を求め又は本會の書類及帳簿の閲覧を請求すること

第九條 會員は本會に對し左の義務を有す

一、規約及決議を遵守すること
二、第六條の記載事項に變更を生じたる時は直に其旨を届出すること

三、役員の召喚に應じ又は照會若は質問に對し回答を爲すこと

第十條 本會は小間物雜貨の需給關係の調整に關し必要なる決定をなし之が實施に付必要なる生産、配給の業務を行ふ

第十一條 前條の業務を行ふため會長必要と認むる時は理事會の承認を経て委員會を置くことを得

委員會規定は別に之を定む

第五章 役員及顧問

第十二條 本會に左の役員を置く

會長 一名
理事 若干名
監事 四名

理事の内一名を専務理事、四名を常務理事とし理事の互選を以て之を定む

第十三條 會長、理事及監事は總會に於て會員たる法人の役員又は會員たる團體の代表者の中より之を選任す、但し特別の事由あるときは會員たる法人の役員又は會員たる團體の代表者に非ざる者より之を選任することを得、前項の選任は總會員の半数以上出席し其の議決權の三分の二以上を以て之を決す

第十四條 會長理事又は監事に選任せられたる會員たる法人の役員又は會員たる團體の代表者は正當の理由あるに非ざれば之を辭することを得す

第十五條 役員本會に對し、不正の行爲あり又は不適任と認めらるるときは總會の決議を以て之を解任することを得、前項の決議に付ては第十三條第三項の規定を準用す

第十六條 役員に缺員を生じたる

ときは通常總會の時期迄猶豫すること能はざる場合に限り臨時總會を召集して之を補缺す、總會に於て役員の解任を決議したるときは同時に其の後任者の選任をなす

第十七條 會長及理事監事の任期は一箇年とす、但し再任を妨げず補缺の爲選任せられたる者の任期は其の前任者の殘任期間とす。役員は任期滿了後と雖も事務の遂行に支障ある時は後任者の就職する迄其の職務を行ふものとす

第十八條 會長は本會を代表し本會の會務を總理す理事は會長を補佐し會務を執行す

第十九條 監事の職務左の如し
一、本會の財産狀況を監査すること
二、本會の業務執行の狀況を監査すること
三、財産の狀況又は業務の執行に付不整の態あることを發見したるときは之を總會又は監督官廳に報告すること
四、前條の報告を爲す爲必要あるときは總會を召集すること
五、本會と會長又は理事との間に於ける契約又は訴訟に付本會を代表すること

六、會長及理事缺けたるときは總

會を招集すること

第二十條 本會に顧問若干名を置く、顧問は總會、理事會、評議會その他本會の會議に出席し意見を述べることを得

第二十一條 役員は名譽職とす、但し専務理事及常務理事は有給と爲すことを得

第六章 職員

第二十二條 本會に左の職員を置く

書記 若干名

第二十三條 職員の任免は會長之を行ふ

第二十四條 書記は役員の命を承け庶務に従事す

第七章 會議

第一節 總會

第二十五條 總會は會員を以て之を組織す

第二十六條 通常總會は毎年二回六月、十一月に之を開く

臨時總會は左の場合に於て之を開く

一、會長必要と認めたるとき

二、監事第十九條に依り必要と認めたるとき

第二十七條 總會に於いては法令又は規約に別段の定あるものの外左の事項を議決す

一、規約の施行に關する規約の制定又は改廢

二、其他會長に於て必要と認めたる事項

第二十八條 總會は法令又は規約に別段の定ある場合を除くの外會長之を招集す

第二十九條 總會の招集は適宜の方法を以て會議の目的たる事項、日時及場所を會員に通知して之を爲す

第三十條 總會は會長を以て議長とす、會長事故あるときは其の代理者議長とす其の多數なる場合に於ては其の互選に依る

第三十一條 總會の議事は法令又は規約に別段の定ある場合を除くの外出席したる會員の議決權の過半數を以て之を決す

第三十二條 會員は代理人を以て議決權を行ふことを得此の場合に於ては之を出席と看做す、代理人は代理權を證する書面を會長に提出すべし

第三十三條 會員は總會に於て各一個の議決權を有す

第三十四條 總會の議決録は議長之を作成し少くとも左の事項を記載し議長及出席者二名以上記名捺印すべし

一、開會の日時及場所

二、會員數及其の議決權總數

三、出席者數及其の議決權總數

四、議事の要領

五、議決したる事項及賛否の議決權數

第二節 理事會

第三十五條 理事會は會長及理事を以て組織す

第三十六條 理事會に於ては左の事項を議決す

一、總會に提出すべき議案

二、其他會長に於て必要と認めたる事項

第三十七條 理事會は會長之を招集す、理事會の議長は會長之に當り會長事故あるときは其の代理者議長の職務を代理す

理事會の議事は理事の過半數の同意を以て之を爲す

理事會の議決を経べき事項にして輕微なるものに付ては會長は書面に依る理事の表決を以て理事會の議決に代ふることを得

第三十八條 理事會の議決録に於ては第三十四條の規定を準用す

第三節 評議員會

第三十九條 評議員會は評議員を以て之を組織す

第四十條 評議員は總會に於て會

員たる法人の役員會員たる團體の代表者又は會員の推薦したる者の中より之を選任す。但し一團體より二名以内とす

前項の選任に付ては第十三條第三項の規定を準用す

第四十一條 評議員の任期は一ケ年とす。但し再選を妨げず

第四十二條 評議員會は會長の諮問に依り當該物品の需給調整の決定に關し總會附議以前に於て議決をなし又豫算其他重要事項の審議をなす

第四十三條 評議員會の議長は評議員の互選に依り之を定む

第四十四條 評議員會の議事は出席したる評議員の議決權の三分の二以上を以て之を決す

第四十五條 評議員會の議決録に於ては第三十四條の規定を準用す

第八章 計算

第四十六條 本會の事業年度は一箇年とし毎年五月一日に始り翌年四月十日に終る

第四十七條 會長は毎年事業年度の終に於て左の書類を調整し通常總會の會日より少くとも一週間前に監事に提出し且之を本部に備ふ

一、業務報告

二、收支決算報告

會員は前項に掲げたる書類の閲覧を求むることを得

第四十八條 監事前條第一項に掲げたる書類を受理したる時は遅滞なく之を監査し意見書を附して之を會長に送附することを要す。會長は前條第一項に掲げたる書類及監事の意見書を最近の通常總會に提出し其の承認を求む

第四十九條 本會は毎年左の引當金を計上す

一、退職給與引當金 總俸給額の十二分の一以上

引當金に關し必要なる事項は總會の決議に依り之を定む

第五十條 會員にして本會に對する債務を期限内に完納せざるときは日歩四錢の割合に依る延滞金を徴し且つ更に期限を指定して催告を爲す

催告を爲したるときは一回に付金五十錢の督促手數料を徴す

第五十一條 本會の經費は之を會員に分賦す第五十二條前條の經費の收支豫算及賦收入方法は少くとも毎事業年度開始の月より二箇月前に總會に於て之を議決す

前項の決議は總會員の半數以上出席し其の議決權の四分の三以上を以て之を爲す

第五十三條 本會解散の場合に於ける殘餘財産の處分は總會に於て之を決す

第九章 規約變更及解散

第五十四條 本規約を變更せんとするときは總會に於て總會員の議決權の三分の二以上を以て議決す

第五十五條 本會は左の事由に因りて解散す

一、總會の決議

二、解散命令

前條の規定は解散の決議に之を準用す

第五十六條 本會の使用する印章の雛形左の如し「略」

東京府價格查定委員會規程

第一章 總則

第一條 東京府價格查定委員會（以下委員會と稱す）は生産者卸賣業者、小賣業者其の他の業者及び學識經驗者にして東京府知事より價格查定事務を囑託せられたる者（以下委員と稱す）を以てこれ

を組織す

委員は名譽職とす

查定會は東京府知事の監督を受く

るものとす

第二條 委員會は事務所を東京市に置く

第三條 委員會に左の部を置く

第一部 機械器具、金屬製品

第二部 木竹藤製品

第三部 皮革、毛皮及び其の製品

第四部 神佛祭典具

第五部 雜貨類

第六部 化學工業及び窯業品

第七部 貨食品

第二章 事業

第四條 委員會は公定價格及び協定價格に基き價格の查定及び認定を爲し適正價格の維持勵行を計るを以て目的とす

第五條 委員會は目的達成の爲左の事業を行ふものとす

一、公定價格及び協定價格の範圍内に於ける適正なる價格の查定事務

二、公定價格、協定價格の何れに該當するやの認定事務

三、查定及び認定に關する宣傳調査施設指導

四、其の他目的達成上必要な事項

第三章 役員

第六條 委員會に左の役員を置く

委員長 一人

副委員長 若干人

部長 若干人

副部長 若干人

第七條 役員は東京府知事の指名に依るものとす

第八條 委員長は委員會を代表し會務を總理す

副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは委員長の定むる順位に従ひその職務を代理す

第九條 部長は委員長の指揮を承け部を代表し部に屬する事務を掌理す

副部長は部長を補佐し部長事故あるときは部長の定むる順位に従ひ其の職務を代理す

第十條 役員は名譽職とす

第四章 會議

第十一條 會議を分ちて總會及び役員會とす

第十二條 總會に於いて決議すべき事項左の如し

一 經費の收支豫算及び決算

二 本規程の變更及び改廢

三 其の他委員長に於いて必要と認めたる事項

第十三條 總會は委員長これを召集し其の議長となる

會議の招集は委員の參集に必要な期間を豫定し日時場所及び會議

の目的たる事項を記載したる書面を以てこれを通知するものとす、但し議長に於いて緊急と認めたる事項にして出席せる委員の半数以上の同意を得たるときはこれを議題と爲すことを得

第十四條 總會の議事は多數決により可否同數なるときは議長の決するところに依る總會の議事録は議長及其の指名する委員署名捺印するものとす

第十五條 總會の決議は役員會の決議を以てこれに代ふることを得役員會は委員長、副委員長、部長、副部長を以つてこれを組織す役員會は委員長に於いて必要と認めたるるときこれを開く

第十六條 第十二條及び第十三條の規定は役員會にこれを準用す

第五章 經費及會計

第十七條 委員會の經費は左に掲ぐるものを以てこれを支辨す

一 事業收入

二 補助金

三 寄附金

四 其の他の收入

第十八條 委員會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十九條 委員會の收支豫算及び

決算は總會の承認を得て東京府知事に届出づるものとす

第二十條 會計年度の終りに於いて剩餘金を生じたるときはこれを翌年度に繰越し又は積立つるものとす

第六章 職員

第二十一條 委員會に主事及書記若若干人を置く

主事及び書記は委員長これを任免す

主事及書記は上司の命を承け庶務に従事す

第二十二條 委員會は目的達成上必要あるときは前條職員の外囑託其他の職員を置くことを得

囑託其の他の職員は委員長これを委囑又は任免す

第七章 雜則

第二十三條 委員會は東京府知事の命令又は總會の決議に依りこれを解散す

前條の場合に於ける財産の處分は總會の決議に依るものとす

第二十四條 印章雛形(略)

第二十五條 本規程に定むるもの外必要な事項は役員會の定むるところに依る

第二十六條 本規程は創立總會に於いて決議の日よりこれを施行す

第二十七條 委員會は左の事項に付ては東京府知事の承認を得るものとす

一、規程の制定及び改廢

二、解散の決議

三、豫算の編成

日本齒磨工業

組合同定款拔萃

第一章 總則

第一條 本組合は齒磨工業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲すを以て目的とす

第二條 本組合は日本齒磨工業組合と稱す

第三條 本組合の地區は内地一圓とす

第四條 本組合の事務所は東京市に置く

本組合は大阪市に出張所を設く

第五條 本組合は地區内に於て工場設備を有し且齒磨の製造を業とする者を以つて之を組織す

第六條 本組合の公告は本組合の揭示場に揭示し且東京小間物化粧品商報並に大阪化粧品商報に掲載して之を爲す

第五章 事業及其の執行

第一節 總則

第三十條 本組合はその目的を達する爲左の事業を行ふ

一、統制 二、製品の販賣 三、營業に必要な物の供給 四、營業に關する指導研究調査 五、組合功勞者の表彰

第二節 統制

第一款 總則

第三十一條 本組合は必要に應じ統制資材の配給割當及びその取締並びに價格協定を爲す

第三十二條 本節の事業の施行に關し必要な事項に付ては總會の決議を経て別に規程を定む、前項の決議は總組合員の半数以上出席しその議決權數の四分の三以上を以て之を爲す

第三十三條 本組合に於て前條の規程を定めたるときは行政官廳の認可を受けたる後之を施行す

第三十四條 本組合に統制委員會を置き統制に關する左の事項を諮問す

一、統制資材の配給割當 二、價格の協定、統制委員會に關し必要な事項は第三十二條第一項の規定に依る規程を以て之を定む

第二款 統制資材の配

給割當並にその取締

取締

第三十五條 本組合は組合員の必要とする原材料中輸入制限、配給統制若し消費規正を受けたる統制資材にして本組合に割當ありたる物に限り配給割當並に之に必要なる取締を行ふ

第三十六條 前條に定むる配給割當は組合員の申請に基き三ヶ月毎に割當數量を決定し之を組合員に通知することに依り之を行ふ

第三十七條 本組合員の受くべき割當數量が前條に依り割當つべき數量に充たざる時は組合員の基本使用數量に準じて按配するものとす

本組合の受くべき割當に關し使用目的毎に差等を付せられたる場合には本組合の行ふ割當も亦之に準ずるものとす

組合員前二項の規定に依りその割當を受けたるときは之を他人に販賣又は譲渡することは勿論該目的以外に使用することを得ず

第三十八條 前條の基本使用數量は毎年一回その前年度の組合員別設備能力、生産實績、製作品種の重要性を參酌し理事會に於て之を

算定す

理事會に於て前項に據り難きか又は據ることを不適當と認むる場合は他の方法に依り之を決定することを得

第三十九條 本組合は必要ありと認むるときは各組合員に對し前條の生産實績及び設備能力その他之を生立證書及び設備書類の提示を求め又は實地調査を行ふことを得

第四十條 本組合は事業遂行上必要ありと認むるときは組合員を招致し若し本組合より配給を受けたる統制資材の受拂に關する帳簿その他の書類を閲覧し之に封印を施し若し搬出停止その他の處分なすことを得

第四十一條 組合員左の各號の一に該當するときは統制委員會に諮り理事會の決議を以て第三十六條第三十七條第一項の規定に拘はらず統制資材の割當數量を削減し又は停止することを得

一、虚偽の申請をなし原材料の割當を受けたるとき

二、第三十七條第三項又は第四十四條の規定に違反したるとき

三、第四十條の規定に依る役員

の招致に應ぜず統制資材の受拂

に關する帳簿その他の書類の閲覧若し之に封印を拒み又は搬出その他の處分を拒みたるとき

四、經濟統制關係の法令違反に依り罰せられたるとき

第四十二條 本組合は本統制に關し左の手續料を徴す

一、配給手續料 割當價格の三分

第三節 價格協定

第四十三條 本組合は必要に應じ組合員の製品に關し價格協定を爲すことあるべし

第四十四條 協定價格は一定基準に依り標準價格を算出し市場その他を參酌して之を定む、前項の價格の決定ありたる時は組合員は之を遵守すべし

に關する帳簿その他の書類の閲覧若し之に封印を拒み又は搬出その他の處分を拒みたるとき

第四十二條 本組合は本統制に關し左の手續料を徴す

一、配給手續料 割當價格の三分

第四十三條 本組合は必要に應じ組合員の製品に關し價格協定を爲すことあるべし

第四十四條 協定價格は一定基準に依り標準價格を算出し市場その他を參酌して之を定む、前項の價格の決定ありたる時は組合員は之を遵守すべし

第四十五條 本組合は組合員の製品に付その委託ありたるときは之を販賣す

第四十六條 組合員はその委託品の賣價、賣却時期及び取引先を指定することを得ず但特別の事由に依り理事會の承認を得たる場合はこの限に在らず

第四十七條 販賣代金の收納は本組合その責に任ず

第四十八條 本組合は第四十五條

の規定に依る委託販賣に關し左の手續料を徴す

一、販賣手續料 販賣價格の三分

第四十九條 本節の規定の外製品の販賣に關し必要な事項は總會の決議を以て別に之を定む

第四節 營業に必要なる物の供給

第五十條 本組合は左の物を組合員に供給す

一、齒磨の原料たる化學藥その他の藥劑

二、包装及び荷造用材料等

三、其他他組合員の委託ありたる物

第五十一條 前條各號に掲げたる物は組合員の委託に依り輸入し之を供給す

第五十二條 本組合は前條の購入に關し左の手續料を徴す

一、供給手續料 購入價格の三分

第五十三條 本節の規定の外組合員の營業に必要なる物の供給に關し必要な事項は總會の決議を以て別に之を定む

第五節 營業に關する指

第五十四條 本組合は組合員の營

業に關する指

導研究調査

業に關する指導の目的を以て左の施設を爲す

一、學識經驗ある者を招聘して行ふ講習又は實地指導

二、見本品並に參考品の蒐集

第五十五條 本組合は組合員の營業に關する研究の目的を以て左の施設を爲す

一、組合員の製品と海外優良品との比較

二、原料材料の研究並びに試験

三、製品の製造に關する研究並びに試験

第五十六條 本組合は組合員の營業に關し左の事項の調査を爲す

一、市況並びに販路

二、海外輸出入事情

三、組合員より委託ありたる事項

第六節 組合功勞者の表彰

第五十七條 本組合は左の各號に該當する者に對し總會の決議を以て表彰を爲す

一、組合に功勞ありたる者

二、組合員の從業者にして他の模範とするに足る者

東京小間物雜貨

卸商業組合事業

執行規程

第一條 本規定は定款第三十六條の定むる處により事業執行に關する大綱を定む

第二條 本組合の事業管轄區は大東亞圈一圓とす

第三條 本組合は組合員の委託により組合員の取扱商品及び營業用品を工業組合及び製造團體又は製産者より共同仕入れをなすものとす

第四條 本組合は前條の共同仕入れに付、手数料として仕入價格の千分の五以内を徴収するものとす

第五條 本組合は組合員又は他組合團體より申出ありたる場合及び本組合主催或ひは他組合團體と協調の下に組合員をしてその取扱商品に付共同販賣を爲さしめ得るものとす、共同販賣の方法は即賣展示會共同販賣所に依る販賣及びその他とす

第六條 第三條の規定により組合員取扱商品の仕入れをなさんとする時及び第五條の規定により共同販賣をなさんとする時はその方法

品目數量その他必要なる事項を記載したる書面を理事長に提出すべし、理事會は前項の申込に對しその諸否を決し之をその組合員に通知するものとす

第七條 本組合は第五條の共同販賣に付手数料として販賣價格の千分の五以内を徴収するものとす

第八條 本規定は總會の議を経るに非ざれば改正することを得ず

第九條 本規定は昭和十七年六月より之を施行す

小間物卸組

見本展示會

東京小間物雜貨卸商業組合ては、五月二十三日の臨時總會に於いて定款第三十六條の規定に基く事業執行規程を定め、その第一着手として九月より見本展示會を開始した。即ち九月十五日芝區濱松町の美術俱樂部に於いてその第一回が開催された、

- 原櫛店、春宮直三郎商店、大橋大吉、東京支店、花生堂物産、吉村商店、吉澤商店、田中三郎、高津商舖、長島孝商店、村越茂商店、卯野商店、上田嘉一郎商店、野澤屋商店、久保力商

- 店山口直助商店、安田商店、丸竹兄弟商店、丸三商店、眞々田黨商店、福山福太郎、藤本隈吉商店、光陸商店、小松原商店、小泉梅次郎、寺内喜榮堂、新井丈長店、青山鐵三郎、木村金三商店、近彦商店、油井安之助、宮本商店本店、水野善治商店、島田茂商店

以上各商店がそれぞれ商品を陳の上東京小間物小賣商業組合加盟の小賣業者六百名を迎へて活潑な取引が行はれたこれを皮切りとして回を重ねること六回に及んだがその度毎に展示會そのもの内容が堅實味を加へて、仕入れる側では欲しい品物でもその日を待つて一遍に契約するほどになつた。取引方法は會場内に見本を展示して、それによつて豫約注文に應ずるのである。即賣はしないことになつてゐる。人手の不足商品の不足が徐々に昂まつてくる業界情勢から見て、この展示會は卸業者にも小賣業者に取つても簡便な取引方法であるがために、その施設を利用する堅實な業者は次第に増加して、小間物雜貨卸商業組合の事業としては昭和十七年度に於ける收穫の一つであつた。

石 鹼 統 制

昭和十七年度に於ける石鹼界は、油脂統制會の設立によつて原料部門の綜合的需給計畫が樹立され、同時に石鹼工業の企業整備によつて製造部門の再編成を斷行、最後に日本石鹼配給統制株式會社の創立によつて全國に跨る配給機構の整備を完了した。従つて石鹼に關する業界の再編成は完全に終了を告げた譯で、これに伴ひ幾多の工場が閉鎖或ひは合併され、又、卸業者は大小を問はずその業務を新機構に譲渡するに至り、石鹼界はこゝに劃期的改革を遂ぐるに至つた。即ち本年鑑に於いては「業界一年史」中より石鹼を分離し、從來の慣例に従はず單獨の項目として取上げた次第である。

一、製造部門整備

企業整備好調裡に完了

石鹼工業は、昭和十六年七月商工省より日本石鹼工業組合聯合會に諮問があつたことに

端を發して、ここに企業整備の問題に突入、工聯當事者は自ら各地方石鹼工組に出張して地區別懇談會を開催しては、當局の意嚮を傳達するとともに業者の希望を聴取することに努めた。

かくて各工組より整備案の提出を求め、それを綜合して當局への答申を作成、業者側の具體案を申達した。次いで十月三日企業整備

要綱の發令となるや工聯は直ちに企業整備常任委員會を構成し、また整備推進の中核體として企業整備委員會及び評價委員會を各工組に設置して殘存企業體の銓衡を第一次第二次と進める一方、中心工場の資格を得たもの以外の工場に適用すべき能力査定標準を決定してこれが調査を進めた。

最初の整備は、小企業濫立のため相當の波瀾を豫想されたのであるが、業者の理解と協力によつて意外に順調に進捗し、整備要綱發令以來五ヶ月目の昭和十七年二月二十五日を以つて完了した。これにより整備前五百二十を數へた企業體は僅々八十三に縮少された。(個々の殘存企業體に就いては) (完備體質本體欄参照のこと)

その整備狀況を組合別に見ると、

北海道は二十一企業體が一企業體に壓縮新潟は八企業體が一つになる。東京は百三十六業者が三十企業體にまとまつた。また長野では二十二を一企業體に整備し、神奈川では三十二工場が一つに合同した。中部に於いては五十六業者が六企業體に減少し西日本の百八十四名は四十一企業體に整備され、なほ組合外のアウトサイダー六十一業者が二企業體に統合された。

その整理率を工場數から見ると八十五%に

あたり、人員に於いては八千五百餘人が四千二百二人即ち約五十二％に減減した。次に資産方面では四百六十八萬五千圓即ち一人當り一萬二千八百七十圓が整理されたことになる。

石鹼工業組合の一元化

商工省では石鹼工業整備の完了により、從來五百有餘を算した工場が全國を通じて八十二企業體に縮小されたので、それに伴ふ業界機構を整備するため既設の日本石鹼工業組合聯合會及びそれに屬する東京、神奈川、中部、北海道、新潟、長野、西日本の各石鹼工業組合を發展的に解消せしめて、新たに内地一圓を單位とする日本石鹼工業組合を設立することを方針を定め、四月四日商工省化學局長及び同振興部長の連名を以つて左の如き通牒を地方長官並びに石鹼工業組合聯合會理事長宛通達した。その内容を一言にして言へば新組合の組合員たる資格は企業整備後の殘存業者に限られ、浴用石鹼、固形洗濯石鹼、粉末石鹼及びその他の石鹼等の部制を組合内に設け、生産並びに配給に關する統制の萬全を期し事務の簡捷を策したものである。また地區

内を二つに分けて愛知縣以東を東部支部、それ以外の地を西部支部となしそれぞれ組合員間の連絡を圖るための施設を設けることになつてゐる。

昭和十七年四月四日

商工省化學局長
商工省振興部長

石鹼工業組合

結成に關する件

石鹼工業に關しては今般生産統制の必要上左記要領に依り全國單位の石鹼工業組合を結成せしめ、全國的生產機構の整備を圖ること、相成り同時に既設日本石鹼工業組合聯合會及び所屬工業組合（東京、神奈川、中部、北海道、新潟、長野、西日本）を解散せしむること、相成候に付ては、これが設立及び解散に關し至急何分の措置相成度此段及通牒候也。

追而組合員たる資格を有する者は昭和十六年十月三日附一六振第七、一五〇號石鹼工業の整備に關する件通牒に依る殘存者に有之候條右該當者に對し資格證明相成度申添候。

記

一、組合の名稱 日本石鹼工業組合

二、組合の地區 内地一圓
三、組合員の資格石鹼の製造を業とする者（纖維工業用石鹼を除く）

四、統制に關する部制及び連絡に關する地區制

イ 本組合員の製造する石鹼の品種別生産統制を圖る爲本組合に左の部を設くること

① 浴用石鹼部

② 固型洗濯石鹼部

③ 粉末洗濯石鹼部

④ 其の他の石鹼部（纖維工業用石鹼を除く）

ロ 本組合員間の連絡を圖る爲左の支部を設くること

① 東部支部（愛知縣以東地區）

② 西部支部（東部支部以外の地區）

工業組合整備の問題は企業再編成の進捗につれて業者の間に漸次有力化してきたのであるが、その機熟しここに當局の通牒となつて現れたのであつた。よつて東京石鹼工組では五月一日、日本石鹼工聯では同日、大阪石鹼工組では同日と相次いで總會を開催の上組合解散を決議、新體制へと歩調を早めた。

そして日本油脂社長村山威士氏を委員長とする設立準備委員の努力により、一切の準備を完了して六月一日大東亞會館に於いてその創立總會が開催された。當日參集の業者は有資格者七十六名中五十二名にして、來賓としては商工省化學局志村有機課長、池高事務官、藤田技師及び振興部工務課篠原事務官等が顔を見せ、村山氏を議長に推して経過報告の後議事に入るや

第一號議案 定款制定の件

第二號議案 事業計畫決定の件

第三號議案 理事及び監事選任の件

第四號議案 組合の負擔に歸すべき創立費及びその償却方法承認の件

第五號議案 各組員よりの出資口數承認の件

第六號議案 事務所決定の件

第七號議案 取引銀行決定の件

第八號議案 決議の本旨に反せざる範圍の字句の修正を發起人總代に一任するの件

等を審議原案通り可決した。事務所は當分の間本所區江東橋の舊東京石鹼工業組合内に置かれ、左の役員陣容がこれを率ゐることに決定した。

理事長 久保田四郎、副理事長 保々誠次

郎、常務理事 佐治忠吉、高橋鐵治、理事 石川正勝、小池一郎、杉浦與一郎、竹井俊郎、藤川貞三郎、松本昇、宮崎寅四郎、山崎高晴、監事 泉彌一、三木巳之吉、顧問 村山威士、參與 長瀬鐵男
事務責任者としては佐治常務理事が本部、高橋常務理事が西部支部を主宰することになり、石鹼の製造部門を統制すべき重大使命を帯びて再出發の第一歩を踏み出した。

二、配給機構整備

東京石鹼臨 時配給協會

石鹼工業再編成の進捗に伴ひ、業界の動搖、原料及び勞務等の不足も手傳つて浴用、洗濯或ひは粉末の種類を問はず石鹼類の入手難は、昨年末より今年にかけてますます甚だしく、勢ひの赴くところ情實賣りや抱合せ販賣が横行して一般消費者の窮狀をこのまゝ放置するに於いては衛生上由々しい問題にまで進展しざうな形勢にあつたので、これが取締りの任に當る警視廳經濟警察部經濟第三課では、一月十七日東京石鹼化粧品卸商業組合の

田中、桑原正副理事長並びに日南田事務理事の出頭を求め、化學係長長尾警部より最近の市場に於ける石鹼配給の不圓滑に就いて種々懇談があり、特に品物拂底につけ込み抱合せ又は條件付販賣等が盛んに行はれてゐるからその是正に就いて組合としても極力協力されたいといふ話があつた。當局のこの態度は懇談的とは言ひながら警告の意味を含むもので、故意に儲けの多からんことを圖るやうな行爲があれば容赦なく峻嚴なる取締りに出る旨を言渡された。小賣部門に關しては醫藥品小賣商業組合聯合會及び小間物小賣商業組合等の首腦者がそれぞれ招致され同様趣旨の注意を受けたわけである。かうして石鹼の配給をどうにかしなければこれは大變な問題になるといふ氣運が次第に濃厚になりつゝあつた。その後石鹼飢饉の風潮はますます甚しく、石鹼が手に入らないといふ聲が全國を風靡するに至つたので、警視廳では指詰め府下の窮狀を何等かの方法によつて打開すべく、東京府、東京市等と諮つて日本油脂、大日本油脂ライオン油脂、旭電化等、主なる石鹼生産業者を招致して業者側の意嚮を徴するなど對策を考究中であつた。これに歩調を合せて業界でも三月三十日濱町の日本橋俱樂部に於いて

東京石鹼工業組合主催の下に石鹼の配給統制に關する官民懇談會を開催、警視廳、東京府、東京市の各係官をはじめ、生産業者代表及び配給業者代表三十有餘名が出席の上、石鹼工組竹井理事長よりこの協議會を開くに至るまでの經過に就いて報告があつて後、花生堂桑原啓造氏を座長に推して一、配給機構の問題、二、割當の問題、三、配給方法の問題、四、實行期間の問題、五、その他の問題等に關して意見を交換の結果東京石鹼工業組合指名の配給業者を以つて東京石鹼臨時配給統制協議會を結成することになり、四月二日及び同六日の二回にわたり京橋のニッサン石鹼販賣株式會社で準備委員會を開き、消費者に對し石鹼を公平に配給し得る具體的方法に就いて慎重な研究を遂げた。その結果

一、切符制を採用すること

二、現存の配給機構を尊重すること

以上の二項目に就いては意見の一致を見たが、切符の種類を何にするかに就いて單券案と註文券案とが對立して容易に結着を見ず、委員會は右兩案を作成して四月十日日本橋俱樂部に開かれた二度目の官民懇談會にその採決を求めたのである。いまそれぞれの得失を要約すれば

石 鹼 統 制

第一案 單券制の特長

1、現在の配給機構に變革を加へずして運用可能

2、最も迅速實行可能

3、他府縣よりの移入量の確保可能

第一案の缺點

1、現品の數と切符との數が地區的不一致を來すの虞れあり

第二案 注文券附の特徵

1、現品の數と切符の數との一致が地區的に可能

第二案の缺點

1、現在の機構に大なる變革を來すの虞れあり

2、準備期間に相當の日數を要し急迫せる現在の事態に即應し難き憾みあり

3、他府縣よりの移入量に變化を來し確保量減退の虞れあり

然るに十日になると委員會作成の二案の外に花王石鹼より卸商業組合並びに小賣商業組合を活用すべしといふ別個の案が提出された。ここに於いて懇談會はその三案の内何れかの一つを選ぶといふことになり、前回同様桑原啓造氏を座長として委員會の苦心になる二案を發表後、併せて花王石鹼案をも紹介し

て各案の忌憚なき檢討に入つたが、註文券付切符は複雑過ぎるといふ理由からこれを取消すことになり、更に研究の上單券案及び花王石鹼案の兩者からその一つを選ばばいいふことになつた。ところがこの計畫を知つた商工省は、目下石鹼配給機構の根本的整備を研究中の矢先に當つてかかる切符制を實施することは好ましくないといふ態度に出て來た。そこで懇談會から三名の陳情委員が商工省を訪問、今回の切符制は市民の不安を解消するための臨時的措置であつて、現在の石鹼難を合理的に解決するにはこれより外に方法がないことを情理を盡して具申した。しかしながら、この東京石鹼臨時配給協議會による石鹼の切符配給は、どうしても商工省當局の賛意を得ることが出来なかつた。即ち商工省自身の配給機構整備要綱が近々中に發表されようとしてゐる時に、このやうな配給制度を暫定的ながら實施することは、商工省の整備案と喰違ひを生ずる虞れが多分にあり、且又東京府下だけはこの切符制によつて圓滑に行くにしても、他府縣の場合を考慮に入れれば中央官廳たる商工省の立場上、東京府のみの便宜を容認することは出来ないといふのである。そして若し協議會が何うしても活動した

い望みを捨てないならば、配給切符によらず他の方法に依るべしと強硬に主張して熄まなかつた。よつて業者側は當局の意嚮に従ひ種々研究を重ねたが、配給切符利用を除いては早急に石鹼配給の圓滑を期し得るやうな手段を見出すことは困難なので、寄々協議の結果、東京石鹼臨時配給協議會の解散を決議、本問題は一應白紙に還ることになつた。

以上の経緯によつて警視廳の恣意に基づく石鹼の配給案はその實を結ばなかつたけれども、これが契機となつて商工省の石鹼配給機構整備は著るしく促進され、やがて次に來る配給機構の全面的革新へと發展したのである。

配給機構整備 通過牒出づ

時日の経過とともに昂まりくる石鹼の入手難を防止する唯一の希望は、かくして當局の石鹼配給機構整備要綱の發表を待つより外に方法がなく、全業界が鶴首してそれを待望中のところ、五月二十日商工省は業者代表を魚油統制會社會議室に招致して當局案の内示を行つた。即ち商工省側よりは化學局有機課志

村課長、同池高事務官、藤田技師及び振興部根岸技師等臨席の上、志村課長より當局の原案を示して説明を加へ、業界代表よりの質問に對してもそれぞれ應答があつた。當日の業者側出席者は次の通りである。

▽生産者 日本油脂久保田四郎、日華製油藤川貞三郎、大日本油脂山崎高晴、旭電化小池一郎、ライオン油脂竹井俊郎、舊工聯理事長保々誠次郎、同理事室宮崎寅四郎
▽元賣業者 清水信三、小畑百合藏、長瀬六郎、館野榮吉、角倉秀雄、中村茂八、島田新助、森友徳兵衛、桑原啓造、田中吉兵衛

この日示された當局案の内容は、中央に日本石鹼配給統制株式會社を設立して、これに製造業者の營業部門及び元賣業者を株主として参加せしめ、その下部機構として府縣單位の商業組合若しくは販賣會社を設立するといふ骨子を持ち、中央の配給統制機關に参加し得る元賣業者は昭和十六年度に於いて二十萬圓以上の元賣実績あるものに限るとあつた。次いで六月六日商工次官名を以つて各地方長官あて石鹼配給機構整備に關する通牒を發してその方針を明かにした。即ち

一、石鹼、洗劑及び石鹼生地の製造業者及

び元賣業者を以つて日本石鹼配給統制會社を設立する

二、石鹼等の卸賣業者を以つて道府縣別に地方石鹼卸賣商業組合を設立し、各道府縣の實情によつては既存の荒物雜貨卸賣商業組合を活用する、又他府縣の卸賣業者が當該府縣の實績を有するときはその府縣の卸賣商業組合に加入できる

三、石鹼の小賣については既に改組整備した商業組合を活用するが、已むを得ざる事情があれば從來の商業組合等を利用することができらる。

以上によつて當局は何んな形態の下に配給組織を整備しようとしてゐるか、その大綱が略々明かになつてきたので、東京石鹼化粧品卸商業組合では、來るべき新事態に對して注視を怠らぬ連日のやうに役員會を開催して情報の蒐集意見の交換に努めてゐた。

一方商工當局では次官通牒を以つて傳達したこの機構整備を圓滿に遂行せしめるため、全國を三地區に別けて事務打合せ會議を開き萬遺漏なきを期してゐたのである。

即ち六月十二日商工省日比谷分室に於いて東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、静岡、新潟、富山、北海道

青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島等東北中部地區の關係官參集の上、化學局有機課長より説明を聞き、また十八日には大阪府廳に於いて大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀、三重、愛知、福井、石川、岐阜、岡山、廣島、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知等關西中國プロツクの會議を開催したが、これに先立つて同月十五日福岡、山口、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各府縣は福岡縣廳に參集してそれぞれ打合せを遂げた。かうして府縣單位の配給機構が着々軌道に乗つて來つたものと平行して、中央に於ける石鹼配給統制會社の設立準備も次第に具體化して來た。

日本石鹼配給統制會社

機は熟して六月下旬に入ると同時に石鹼の配給機構に關する問題は急激に進展、中央の日本石鹼配給統制株式會社は左の設立準備委員決定によつていよいよ具體的の運びが開始された。

村山威士〔日本油脂〕小池一郎〔旭電化〕
山崎高晴〔大日本油脂〕竹井俊郎〔ライオ]

石 鹼 統 制

ン油脂〕久保田四郎〔日本油脂〕保々誠次郎〔芳誠舎〕館野榮吉〔館野商店〕中村茂八〔中村商店〕桑原啓造〔花生堂〕島田増次郎〔山十商事〕松本昇〔養生堂〕藤川貞三郎〔日華製油〕小畑百合藏〔日華販賣〕清水信三〔日本石鹼販賣〕

即ち六月十日魚油統制會社に於いて第一回委員會を開催、新會社の機構に就いて協議を遂げ、なほ資格者の實績調査及び定款起草等を急ぐことを申合せた。これに續いて再三委員會を開いて準備を進め、二十七日化學局志村有機課長、池高事務官、藤田技師等立會の下に委員會を開き、ここに統制會社の大綱を決定した。

第一にその社名は日本石鹼配給統制株式會社と稱し、資本金は五百萬圓半額拂込の豫定のところ、後にこれは三百萬圓全額拂込と變更された。また職制は會長制を取り、その下に社長及び二名の常務取締役を置いて社業を統率することになり、重役陣は取締役十三名、監査役四名といふ構成である。株主資格としては石鹼生産業者及び昭和十六年一月より同十二月までの元卸實績二十萬圓以上の元賣業者に限り、會社の取扱品目は洗濯石鹼、浴用石鹼、粉末石鹼、工業用石鹼及び洗劑類

等にしてその配給統制を一手に管掌するのてあるから、右の品目は全部この會社に收買されることになる。

越えて七月十五日その創立總會が丸の内大東亞會館に於いて開かれ、商工省化學局志村有機課長、農林省資材部油脂課大野技師をはじめ關係官多數臨席の下に

- 一、創立に關する事項報告の件
- 二、定款承認の件
- 三、取締役監査役選任の件
- 四、取締役中より會社を代表すべき取締役に選任の件
- 五、取締役及び監査役の調査事項報告承認の件

六、取締役及び監査役報酬の件
以上の議案を附議可決して總會を終了した。統制會社新重役の顔觸れは次の通りである。

▽會長 磯部倫一郎▽社長 山崎高晴▽常務取締役 田尾松太郎、神田喜伴▽取締役 大阪支店長 清水信三▽取締役 石川正勝、小野茂平、小畑百合藏、久保田四郎、竹井俊郎、館野榮吉、保々誠次郎▽監査役 島田増次郎、藤川貞三郎、松本昇、三輪善兵衛、吉田久四郎▽相談役 村山威士

暫定的ながら本社を日本橋區本町一の七魚油配給統制株式會社内に置き、大阪に支店、九州及び北海道に出張所を設ける構想の下に八月より業務を開始し、別項の臨時配給に關する割當を行つたが、後本社を京橋區京橋二の一ニツサン石鹼販賣會社跡に移して機構を擴充し、中央配給統制機關たるの陣容を完成するに至つた。

東京府の七月臨時配給

商工省の次官通牒以來石鹼配給機構の整備運動は全國的に展開されて、業界が未だ曾て經驗したことのない革新時代來るの感を抱かしたためであるが、この本格的な機構整備を待てないほど石鹼の逼迫はいよいよ激しくなりつつあつた。そこで事態容易ならずと看取つた商工省は、七月一ヶ月を目標に朝鮮臺灣を除く全國のあらゆる世帯に對して家族數に關係なく浴用石鹼一個洗濯石鹼一個都合二個づつを洩れなく配給するといふ臨時的措置を取ることにあつた。

その方針を承繼いだ東京府は直ちに有力卸業者八十餘名をして東京府石鹼臨時配給統制

協議會を結成せしめ、これが配給を可及的速かに運ぶことになつた。業者側としては石鹼化粧品卸商業組合の擴充整備問題を一方に控へながら、またこの重大責務を負はされることになつたので、委員を擧げて全幅の信頼の下に東京府の方針に基く機構を固め、石鹼取扱ひ業者としての職域奉公に邁進すべく決意した。今回の措置はどこまでも臨時的なものであるため、現在の配給機構をそのまま活用して製造會社の供出する石鹼を元賣、地方卸又は全購聯等を通じて各府縣に流し、それを受取つた卸業者は共同計算によつてこれを各小賣商業組合に渡すといふ建前であつた。協議會では研究の結果東京府當局の諒解を得て各區に一ヶ所以上の配給所を設置し、小賣商業組合所屬の小賣店をして配給所に荷を受取りに來させる方法を取り、公道價格の規定する小賣店々頭渡しに就いては運賃だけの歩引を行つてこれを調節することにした。その具體的な内容を陳べれば配給量は府下の全世帯に對して浴用一個、洗濯一個を原則とし、この外に九人以上の世帯に對しては浴用一個、また一年未滿の乳幼児のある家庭に對しては洗濯一個の特別割當がある。普通割當を受け

乃至は小間物等の小賣商業組合に加入してゐる業者に、期日までに申込みば商業組合よりその業者に對して受取つた注文だけの購入票が廻つて來ることになつてゐた。なほ特別割當の分は町會より隣組を経て該當世帯に切符が届けられた。

以上の方法によりこの臨時配給は、石鹼配給機構整備とは何等關係なく七月末日までに無事完了して石鹼配給制度の尊い試練の役を果し九月二十九日臨時配給統制協議會は目出度く解散した。その際東京市内の配給所として選ばれた問屋は次の通りである。

麴町田安商店、神田山形屋草壁竹藏、日本橋森友商店、京橋丸山松治中原久太郎兩店共同、芝山崎嶋太郎、麻布東京堂出張所、赤坂三勇商店、四谷木下信雄、牛込旭光舎本郷吉川徠司、本郷旭光舎、下谷平野石鹼淺草田中石鹼、本所芳誠商事、深川川野喜四郎、品川芹田商店、目黒蕨澤松雄、荏原伊東敬之、大森大木貞助、蒲田日鹼商事、世田谷杉山鐵五郎、澁谷淺井芳之助、淀橋岩田勸良、中野木下清吉、杉並高橋作治、豐島武孝商店、瀧野川船津林三、荒川田中銀三郎、王子中村與市、板橋榎本治郎吉、足立澁谷文吉、向島帝國石鹼、城東丸共出

張所、葛飾川合吉三郎、江戸川大野吉藏

東京府の配給機構解決

商工省は前述の如く六月六日石鹼配給機構整備に關する次官通牒を發してその方針を各地方長官に指示したが、それから後の具體的事項に就いてはそれぞれ事情に應じて地方長官が適宜に裁量することになつてゐるので、既存の卸商業組合をそのまま活用するか、或ひは石鹼單一の卸商業組合を新らしく設立せしめるかに就いては各地とも相當の難問であつた。殊に全國注視的である東京が何んな行き方をするかといふことは凡ゆる方面から非常な關心を拂はれてゐたわけである。東京にはもともと東京市を一圓とする東京石鹼化粧品卸商業組合があり、これが東京府下に於ける石鹼の配給を擔當すべきが當然の如く見えたのであるが、この組合と對立的立場を取つて來た業者の一派は彼等の有する巨大な實績を楯に石鹼單一組合の新設を主張して譲らず、東京府の方針決定を前に卸業者の動きは二派に分れて混沌たる有様を呈した。

ここに於いて東京石鹼化粧品卸商業組合で

は、六月二十四日馬喰町の組合事務所に於いて開催の定時總會の席上、當面の重大問題たる石鹼配給機構整備を取上げ、石鹼配給統制の實施に際しては府單位の本組合がその機關に任ずべきであるとの信念の下に、全組合員がいよいよ結束を堅くして所信に邁進すべきことを決議した。左の決議文は當時の事情を物語る貴重な資料である。

決議

東京石鹼化粧品卸商業組合は一昨年秋既に今日あるを期してその改組復活を行ひ是れが機構を新たにして石鹼の配給統制に即應せむとする體制を整へ、全部の同業をしてその傘下に結集せしめ、以つて現在に至れり。今や石鹼配給統制の實施に直面してその使命いよいよ重大を加ふるの秋、われ等組合員は組合の全機能を發揮して國策に協力し、以て職域奉公の實を挙げむことを期す。

一、府單位の石鹼配給統制機關としては東京石鹼化粧品卸商業組合をしてこれに當らしむるの外、絶対にその方法なし、依つてわれ等は極力その實現を期す

右決議す
ところが、東京府では一ヶ月に近く苦心研

究の末、東京石鹼化粧品卸商業組合を活用することを以つて最も妥當なる方策と認め、七月二日東京府廳に

▽組合側 桑原啓造、池田六三郎、山本吉

五郎、日南田慶富

▽元賣側 安達龜三郎、木下泰三、小池清

未加入者側 小林拾次郎

▽府下代表 城所莊藏

全購聯、府購聯及び市購聯の各代表者

以上を招致して經濟部秋山日用品課長、麻積事務官、小峰主事以下各係官、警視廳經濟第三課長尾警部及び東京市係員等列席の上、秋山課長より一場の挨拶があり、次に小峰主事より東京府に於いて決定した整備方針の提示を受けた。その全文は次の如し。

東京府石鹼配給統制團體の整備方針

本府は昭和十七年六月五日附一七化第五

三八二號商工次官通牒に基き石鹼、洗劑等

の需給調整を圖るため左記に依り統制機關

の整備をなすものとす

一、卸賣機關は左記三團體を以つて之に充

つ

東京石鹼化粧品卸商業組合（以下石鹼卸組

合と謂ふ）

保證責任東京府信用購買販賣組合聯合會

(以下府購聯と謂ふ)
 有限責任東京府市街地購買組合聯合會(以下市購聯と謂ふ)
 二、石鹼卸組合は左記事項を急速に實施すること

イ、資本高を百萬圓程度に増資すること
 (拂込濟五十萬圓程度)

組合員の出资日期は實績に應じ定むること

ロ、役員はこの際改選し新規參加者中より被選任の機會を與ふること

ハ、區域を東京府一圓とすること

ニ、運営上二部制(石鹼部、化粧品部)を採用し各部に若干名の委員を設け事業、經理等明確に區別すること

ホ、各警察署單位に販賣所を設け島嶼に付ては別途に考究すること

ヘ、昭和十五年度、昭和十六年度の兩年度に於ける組合員並に組合員たらむとするものの卸賣實績調査をなすこと

前項の調査に當りその査定委員及び調査方法に付ては本府の承認を受け査定完了の上はその結果に付き本府並に警察廳に報告をなすこと

ト、卸賣實績ある元賣業者の加入も一應

認むること

元賣業者中元賣實績二十萬圓以下にして日本石鹼配給統制株式會社に參加せざるものゝ元賣實績を以つて卸賣實績となす場合は適當査定すること

チ、總て共同購入、共同販賣たること
 リ、石鹼卸組合の販賣先は左の四者とすること

① 本府の指定する小賣商業組合

② 百貨店

③ 購買組合

④ 業務用需要者團體

三、石鹼等の小賣は小賣業者をして之れを爲さしむるものとす

四、小賣商業組合は共同購入とすること
 五、二のり①は左記組合とすること

別 掲

六、小賣商業組合は配給に付き連絡機關を構成するものとす

七、八王子市外一市三郡に於ける小賣業者は醫藥品小賣業者を除き荒物雜貨商業組合に加入せしむること

八、各組合に於ては組合員の二重加入者を調査し石鹼等に關する限り一定の小賣商業組合より購入すること

九、府購聯及び市購聯は全購聯より買受け所屬購買組合に販賣するものとす

別掲 五の組合名

東京中央荒物雜貨小賣商業組合

東京城南

東京城北

東京江東

東京山の手

東京中央藥粧商業組合

東京江東

東京北豐島

東京都南

東京山の手

東京城西

東京城北

東京小間物小賣商業組合

東京府植物油小賣商業組合

北多摩砂糖荒物雜貨小賣商業組合

西多摩南部

西多摩北部

八王子荒物雜貨商業組合

東京八南醫藥品小賣商業組合

北多摩

西多摩

東京府大島商業組合

新島商業組合

神津島商業組合

小笠原島商業組合

三宅島商業組合

八丈島商業組合

以上により東京石鹼化粧品卸商業組合は、名實ともに東京府下一圓にわたる石鹼配給當面の責任者としての重大使命を擔ふことになつた。

よつて東京府の指示を受けた石鹼卸業者は、組合機構の擴充整備に就いて七月四日その第一回準備會を開催した。出席者は

- 木下泰三、安達龜三郎、大塚浩一、森友徳
- 兵衛、横瀬寛、田中金太郎、小池清、千本
- 木彌八、桑原啓造、塚田要三、天野半次郎
- 芹田林藏、山本吉五郎、大山勇次郎、日南
- 田慶富

以上の諸氏にして、桑原氏座長席に着き経過報告の後協議に入り、第一に東京石鹼化粧品卸商業組合を強化するための定款變更更に實績調査をなすこととし、定款變更委員十一名實績調査委員二十名を左の通り選任した。

定款改正委員

- 桑原啓造、大塚浩一、塚田要三、芹田林藏
- 安達龜三郎、千本木彌八、横瀬寛、大山勇

次郎、木下泰三、山本吉五郎、河合浩實績調査委員

桑原啓造、井田孝八郎、川野喜四郎、武井孝次郎、中原久太郎、大内田龜藏、丸山松治、天野半次郎、鈴木義明、兩宮文藏、鈴木治作、牧原仁兵衛、森友徳兵衛、保々道介、橋野二三六、田中金太郎、小池清、島田増次郎、相馬正雄、中村與市、山岸多一以上の顔觸れによつて組合強化のため急速なる前進を開始し、實績調査に就いては洗滌部、固形部、粉末部の専門的部門を設けてそれぞれの立場から研究することにした。それ以來連日のやうに委員會を開催して改組を急ぎ、四十日餘の努力によつて總ての準備が完了したので、八月十五日午後一時半より濱町の日本橋俱樂部に於いて待望の臨時總會を開いた。

當日の出席組合員は三百餘名に及び來賓としては

- ▽東京府 小峰利平、中川達男、久保田守信、山路實、宇治川平藏、高橋強二
- ▽警視廳 清水長雄、大和田米三郎、長尾練一、栗田祐治、坂本實
- ▽東京市 須田銓造、坂本啓一郎
- ▽東京同業組合 板倉安兵衛

▽日本石鹼配給統制會社 神田喜伴

以上の諸氏が臨席、桑原啓造氏を議長として左の各號議案の審議に入るや、滞りなく進捗してすべて原案通り可決となつた。

第一號議案 定款改正に關する件

第二號議案 部規程決定の件

第三號議案 昭和十七年度事業計畫決定の件

第四號議案 昭和十七年度更生豫算並に賦課金徵收法決定の件

第五號議案 取引銀行に關する件

第六號議案 昭和十七年度借入金金の最高限度に關する件

第七號議案 役員選舉に關する件

第八號議案 營業統制委員並に轉失業對策委員選任の件

第九號議案 定款、部規程事業計畫に付き字句の修正を要するときは理事長に一任の件

第十號議案 その他

當日の總會に於いて決定した組合強化の主要眼點は、地區を擴大して東京府一圓となし、名稱も東京府石鹼化粧品卸商業組合と改め、運営上二部制を採用して石鹼部と化粧品部を設け、出資額百萬圓半額拂込みとなし、役員

の少數制を採つて前の二十名を十五名（理事十一名監事四名）に減員したことなどである。右のうち劃期的の組合再出發を擔つて當選した役員氏名は左の通りである。

▽理事長 桑原啓造▽理事 安達龜三郎、今村強三、大山勇次郎、小池清、佐藤吉文、助川學一、芹田淺之助、千本木彌八、田中金太郎、横瀬寛

▽常任監事 山本吉五郎

▽監事 瀧澤眞三、木下七左衛門、森友徳兵衛

▽相談役 磯部愉一郎、山崎高晴、板倉安兵衛、田中吉兵衛

▽顧問 日南田慶富

▽營業統制委員 芹田林藏、千本木彌八、安達龜三郎、川野喜四郎、保坂重治、鈴木義明、鈴木陽右衛門、相馬正雄、武井孝次郎、中原久太郎、井田孝八郎、牧原仁兵衛丸山松治、橋野二三六、保々道介、佐治忠吉、日南田慶富

▽轉失業對策委員 今村強三、田中金太郎、横瀬寛、助川學一、大山勇次郎、大内田龜藏、松浦嘉七、船津林藏、大久保誠致、半谷眞武、石川善三郎、日南田慶富

▽石鹼部委員 部長 小池清、副部长 池

田六三郎、委員 相馬正雄、牧原仁兵衛、保々道介、橋野二三六、山田義雄、中村與市、山岸多一、保坂重治、鈴木義明、丸山松治、松浦嘉七、石川善三郎、大内田龜藏、中原久太郎、武井孝次郎、井田幸八郎、川野喜四郎

前述の如く機構の整つた東京府石鹼化粧品卸商業組合は、臨時總會直後の十七日その事務所を本郷區元町二丁目二十三番地（旭光舎跡）へ移轉業務を開始した。

配給統制愈 愈本格化す

石鹼卸商組の業務開始は七月の臨時配給に次ぐ八月からのことで、陣容を整備した各府縣の卸商業組合も商工省の指示に基く地方廳の指令を受けて一齊に軌道に乗つて動き出したのである。

即ち東京府の場合では八月二十八日左の如き石鹼配給統制要綱が發表され今後の配給方針が明かになつた。

東京府石鹼配給統制要綱

本府は商工省の指定に基き石鹼等の需給調整を圖るため本要綱に依り之が配給統制を

實施す

一、割當

① 家庭用は市制施行地並びにその隣接地域とその他の地區とに區別し、毎月又は四半期分毎に本府に於いて世帯人員數等を基準として割當をなし市町村長に通知す

② 業務用は使用量の申告に基き本府は之を査定の上割當を決定し購入票を交付するものとす

③ 乳兒用及び妊娠婦用はその都度割當を爲し市町村長に通知す

二、配給機關

① 卸賣業務は東京府石鹼化粧品卸商業組合、東京府信用購買販賣組合聯合會及び有限責任東京市街地購買組合聯合會（以下卸賣團體と稱す）をして取扱はしめ共同購入共同販賣とす

小賣は本府に於いて指定せる小賣商業組合、購買組合、日本百貨店組合東京支部及び東京府市場協會（以下小賣團體と稱す）に於いて共同購入をなしその所屬販賣店をして販賣せしむるものとす

② 卸賣團體は、各地區に販賣所を設け豫め本市の承認を受けたる配給計畫に基き、小賣（團體）より所屬販賣店別註文書に依

り各販賣所に持込むものとす、販賣店は店頭「石鹼販賣店」なる表示をなすものとす

三、購入票

- ① 家庭用石鹼購入票は市町村長之を發行し町會長、隣組長等を経て各世帯に交付す
- ② 業務用石鹼購入票は本府に於いて發行し東京府石鹼化粧品卸商業組合（以下單に卸商業組合と稱す）を経て各業務上の需要者團體に交付す

③ 乳児用は毎回配給當月二十日現在に於ける満一歳未満の乳児を對象とす
 妊産婦用は妊産婦手帖の記載に依りその月に出産し又は出産見込の者を對象とす乳児用及び妊産婦用は世帯主より隣組長又は町會長を通じて市町村長に申告せしむるものとす

- ④ 購入票は再交付せざるものとす
- 四、購入方法
- ① 家庭用、乳児用及び妊産婦用は昭和十七年七月臨時配給の際註文を爲し登録せる販賣店に於いて購入票引換に購入し、移轉

その他の事由に依り臨時配給に際し登録しをらざる者は隣組長の證明に依り改めて登録の上購入するものとす

- ② 業務用は官廳又は團體に於いては卸商業組合よりその他は石鹼販賣店又は卸商業組合より購入票引換に購入するものとす
- ③ 購入は購入票記載の期限内とす但し特別の事由ある場合市町村長に於て一定日限の延期をなしたる場合はこの限にあらず
- 五、業務用石鹼使用量申告

① 業務用石鹼の需要者團體はその團體員の使用總量を卸商業組合を通じて本府に申告するものとす

- ② 團體に所屬せざるものは前號に準じ申告をなすものとす
- ③ 團體に所屬せざるものは前號に準じ申告をなすものとす
- 六、届出及報告
- ① 市町村長は乳児用及び妊産婦用購入票の發行を了したるときはその人員數及び割當數量を遲滞なく本府に報告すること
- ② 業務用石鹼の需要者團體は所屬團體員に對し割當を了したるときは種類別、團體員別割當數量を卸商業組合を通じて本府及び警視廳に報告すること
- ③ 卸賣團體は當月分割當量を各販賣店に引渡を了したるときは遲滞なく各小賣團體

別に引渡完了日、種類別數量を本府及び警視廳に報告すること

④ 販賣店當月分の販賣を了したるときは種類別仕入數量、種類別販賣數量、種類別殘品數量を記載し引換へたる購入票を添へ所屬團體に報告すること

⑤ 小賣團體は前號の報告に基き各市區町村別集計表を添へ販賣完了報告書を本府及び警視廳に提出すること

八月分割當
 一、家庭用

市制施行地及指定隣接町村

家族數 浴用 固型洗 粉末

一人	一	一	一
二	一	一	一
三	一	二	一
四	二	二	一
五	三	二	一
六	三	二	一
七	三	二	一
八	四	三	一
九	五	三	二
一〇	五	三	二
一一	六	三	三
一二	六	三	三
一三	七	三	四

一四	七	三	四
一五	八	四	四
一六	八	四	四
一七	八	四	四
一八	八	四	五
一九	九	五	五
二〇	一〇	五	五
その他町村			
家族數	浴用	固型洗	
一人	一	一	
二	一	一	
三	一	一	
四	二	二	
五	二	二	
六	二	二	
七	二	三	
八	二	三	
九	三	三	
一〇	三	三	
一一	三	四	
一二	四	四	
一三	四	四	
一四	四	五	
一五	四	五	
一六	五	五	

一七 五 五
 一八 五 六
 一九 六 六
 二〇 六 六
 一、乳兒用 八月二十日現在に於いて満一歳未満の乳兒に對し洗濯石鹼一箇
 二、妊産婦用 八月中に出産又は出産の見込の妊産婦に對し浴用石鹼一箇
 三、妊産婦用 八月中に出産又は出産の見込の妊産婦に對し浴用石鹼一箇
 なほ市制施行地及び隣接町村に於いては家族二十人以上三人又はその端數を増す毎に浴用一箇、粉末洗濯一袋宛、その他の町村に於いては家族二十人以上四人又はその端數を増す毎に浴用一箇、固型洗濯一箇宛それぞれ増配することになつてなり、又一人世帯は九月分は配給がない豫定。
 以上の東京府發表の要綱によれば、割當は家庭用、業務用、乳兒用の三種に分けられ、配給機關としては七月の臨時配給當時の如く卸賣は東京府石鹼化粧品卸商業組合、東京府信用購買販賣組合聯合會、有限責任東京市街地購買組合聯合會の三團體を以つてし、小賣は府の指定せる小賣商業組合、購買組合、日本百貨店組合東京支部、東京府市場協會等をして共同購入をなさしめ所屬の小賣店に販賣させる。

卸團體として指定された石鹼化粧品卸商業組合は、府並びに警視廳の承認を得た各區の配給所に命じて日本石鹼配給統制會社より荷受を爲さしめ、それを地區内の小賣業者に配給すると、小賣商は購入票と引換へに販賣するといふことになる。

この配給に參照した東京全市三十五區及び三多摩地方の配給所は左の如くであり、臨時配給當時のそれに比較すれば若干の變更があつた。

麴町區	株式會社田安商店
神田區	櫻井傳和
日本橋區	駒木銀三郎商店
京橋區	鐘淵商事會社東京販賣出張所
芝區	岡本喬
麻布區	柏屋根本榮一郎
赤坂區	熊澤松次
四谷區	三勇商店
牛込區	合資會社三長商店
	加藤長九郎
小石川區	はなぶさや牛込出張所
本郷區	宮内榮作
	大崎平
	株式會社マーガレット商會
	助川信宣

下谷區	增田源治
淺草區	松浦嘉七
本所區	芳誠商事會社
深川區	川野喜四郎
品川區	鐘淵實業株式會社東京支店
目黒區	稻葉錠平
荏原區	熊澤松雄
大森區	伊東敬之
蒲田區	大木貞助
世田谷區	日輪商事會社
澁谷區	濱中喜代司
澁橋區	淺井芳之助
中野區	岩田勤良
杉並區	保坂重治
豐島區	小若勝一
瀧野川區	鈴木陽右衛門
荒川區	船津林三
王子區	平野新二
板橋區	中村與市
足立區	藤澤良三
向島區	澁谷文吉
城東區	ライオン石鹼東京配給會社
葛飾區	橋野二三六
	坂田正雄
	川合吉三郎

江戸川區 ライオン石鹼東京配給會社

橋野二三六

【三多摩配給所】

八王子市 安藤信太郎
 立川市 橋詰清海
 青梅 織部幸十
 五日市 近藤榮
 町田町 石井常七
 府中町 村野儀右衛門
 田無町 村田七次郎
 三鷹町 吉野重一

更に九月分の配給はその方法を變へて注文制として隣組を通じて注文券を配付することにした。割當量は八月分と同様であるが一人世帯には配給がなく、粉末石鹼は十人以上の家庭でないと配給されない點が違つた。

かくの如く石鹼の配給は劃期的な段階に突入して完全な統制下に置かれたのであるが、東京府下に於ける指定小賣業團體は、その間にあつて東京府及び警視廳の斡旋の下に東京府石鹼小賣業團體協會を結成、小賣業の綜合連絡機關として石鹼配給の圓滑を期するため團體相互間の連絡協調、事業の改善研究、當局の諮問に對する答申等の役割を買つて出た。

なほ全國各地に於ける指定卸團體を列記す

れば次の通りである。

石鹼配給指定卸賣團體一覽

組名	代表者	所在地
保證責任北海道石鹼卸商業組合	池田市造	小樽市入舟町一の七
青森縣荒物雜貨卸商業組合	中村準助	青森市米町一七
岩手縣荒物雜貨卸商業組合	川村金太郎	盛岡市大通り二丁目
宮城縣石鹼卸商業組合	吉村忠藏	仙臺市北目町三番地
秋田縣石鹼卸賣商業組合	三浦久藏	秋田市上肴町一二
山形縣石鹼類卸商業組合	横田善治	山形市宮町二〇〇二
福島縣石鹼卸商業組合	岩崎吉之助	郡山市本町佐藤商店方
茨城縣石鹼卸商業組合	金澤忠兵衛	水戸市泉町一〇四四
栃木縣石鹼卸商業組合	小野川鍋次郎	宇都宮市大町九八
群馬縣石鹼卸商業組合	中澤豊七	前橋市立川町四一
埼玉縣石鹼卸商業組合	山崎善助	川越市川越四九五
千葉縣石鹼卸商業組合	資生堂千葉販賣會社	千葉市本町砂糖卸組内
東京府石鹼化粧品卸商業組合	桑原啓造	木郷區元町二の二三
神奈川縣石鹼卸商業組合	霜田七郎	横濱市中區本町五

新潟縣石鹼卸商 高橋 孫太郎 新潟市本町
 富山縣石鹼卸商 成田 松太郎 富山城西三
 石川縣小間物類 得永 文太郎 金澤市下松
 福井縣石鹼卸賣 野地 光男 福井市佐住
 山梨縣荒物雜貨 山本 宗市 甲府市綠町
 長野縣家庭用雜貨 夏目 平助 長野市東町
 岐阜縣石鹼卸商 外村 鐘一郎 岐阜市金町
 靜岡縣石鹼卸商 岡部 服太郎 靜岡市金座
 愛知縣石鹼卸商 山口 祐造 名古屋西
 三重縣日用雜貨 村田 仙右衛門 津市北町一
 滋賀縣化粧品石 中西 傳兵衛 大津市柳町
 京都府石鹼卸商 鈴木 富三 中京區二條
 大阪石鹼卸商業 清水 信三 東區南久寶
 兵庫縣石鹼卸商 播磨 幸七 神戶市草合
 奈良縣化粧品石 楠田 庄一 磯城郡田原
 和歌山縣石鹼化 土井 英之助 和歌山市本
 並品卸商業組合 町一〇の一

鳥取縣石鹼化粧 松田 恒藏 鳥取市川端
 品小間物卸商業組合 品小間物卸商業組合 三丁目
 島根縣石鹼卸商 神田 新市 松江市天神
 岡山縣石鹼化粧 中野 和一 岡山市仁王
 品小間物卸商業組合 廣島縣石鹼卸商 野川 寬 廣島市堺町
 廣島縣石鹼卸商 山口縣石鹼卸商 夏川 和三 下關市東南
 山口縣石鹼卸商 山口縣石鹼卸商 大石 德藏 德島市二軒
 德島縣石鹼卸商 香川縣化粧品卸 綾田 吉之助 高松市南新
 賣商業組合 愛媛縣石鹼卸商 和泉 仁一郎 松山市千船
 高知縣石鹼卸商 泉 傳吉 高知市西紺
 福岡縣石鹼卸商 森井 定七 福岡市濱小
 佐賀縣石鹼卸商 吉岡 繁三 佐賀市唐人
 長崎縣石鹼配給 大久保 龍男 長崎市萬屋
 熊本縣石鹼卸商 梶尾 新藏 熊本市魚屋
 大分縣石鹼卸商 澤間 儀三郎 大分市西新
 宮崎縣化粧品小 間物卸商業組合 橋本 銀三 宮崎市橋通
 鹿兒島縣石鹼卸 藤武 喜助 鹿兒島市仲
 鹿兒島市仲 町一二四

沖繩縣石鹼卸商 若林 定作 那覇市久米
 業組合 臺灣洗濯石鹼配 川端 昇太郎 臺北市本町
 給株式會社 臺灣化粧石鹼共 阪株式會社 臺北市榮町
 販株式會社 樺太石鹼移入組 三の二二
 合 豐原市西一
 南洋群島商業組 小 功 芝區南佐久
 合聯合會 問町二の八

石鹼公定價 格改訂さる

前述の如く石鹼業界の各種機構に就いては次々と重大な變革が行はれ、全くその面目を一新するに至つたが、石鹼そのものの原料にも可成りの變化が生じて來たので、當局は六月十六日商工省告示第六百九十八號を以つて、昭和十五年の告示以來そのまゝになつてゐた固型石鹼の最高販賣價格に改訂を加へた。それは原料魚油の缺乏によりその不足を補ふために鯨油、椰子油等への轉換が必至となつた理由によるもので、小賣業者最高販賣價格は従來通り十錢であるが、規格が變り目方が減つてゐるので實質的には左の如く値上げとなつた。

舊 匁 付 新 匁 付

浴用二五匁 八五瓦一割上

洗濯五一匁 一四〇瓦一割八分上

工業用一貫目 一匁六五錢一 二割五分上

一匁八十錢

その後石鹼配給の一元的統制實施に伴ひ石鹼類の配給は日本石鹼配統制株式會社の手を経て下部機構に流れることになったので、ここに配給統制會社の販賣價格なるものを設ける必要が起つて來た。そこで商工省は家庭用洗劑、粉末石鹼、固形化粧石鹼及び固形洗濯石鹼等の販賣價格を改正して統制會社販賣價格といふ一段階を作り、三本建のものを四本建の價格に改めて八月二十七日告示した。その内容はもとの製造業者販賣價格を引下げ、卸賣業者の利幅を詰めて生じた餘裕を以つて

配給統制會社の手數料に當てたに過ぎず、卸賣業者販賣價格及び小賣業者販賣價格には變更がなかつた。

然るに商工省は更に三轉して、十月二十六

日同省告示第千五百五十七號を以つて從來種類別にバラバラであつた石鹼類の公定價格を一括指定した。それは

- 一、固形石鹼、洗劑のやうに現行價格をそのまゝ移したるもの
- 二、クレンザー、粉末石鹼のやうに現行價格を改正したもの
- 三、油落石鹼、シャンプー、頭髮洗滌劑のやうに新規に公定となつたもの

の三者からなつてゐる。粉末石鹼は元の價格に比べて表面上幾分値上げしたやうに見えるが、これは副材料の關係から石鹼分の規格

ンザーの最高販賣價格指定の件)は之を廢止す

昭和十七年十月二十六日

商工大臣 岸 信 介

一、固形石鹼

(一)浴用石鹼(化粧用のものを含む)

- 一箇當正味重量 製造業者最 統制會社最 卸賣業者最 小賣業者最
- 高販賣價格 高販賣價格 高販賣價格 高販賣價格
- (單位一打) (單位一打) (單位一打) (單位一箇)
- 八五瓦以上のもの 九三・七 九八 一〇四 一〇

石鹼 統制

一箇宛包装を爲したるものと雖も本表價格を超ゆることを得ざるものとす

(一) 洗濯石鹼

一箇當正味重量	製造業者最高販賣價格	統制會社最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小販業者最高販賣價格
(單位一箇)	(單位一箇)	(單位一箇)	(單位一箇)	(單位一箇)
一四〇瓦以上のもの	七九・五	八四・一	八八・八	一〇〇

(二) 工業石鹼

製造業者最高販賣價格	統制會社最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
(單位一箇)	(單位一箇)	(單位一箇)
五九・四	六三・七	六五

販賣業者最高販賣價格は賣主の店先渡價格とす
四固形石鹼は左表規格表に該當するものの價格とす

規格表

種別	製品に對し	乾燥試料に對し
水分	石鹼分	中性脂肪及アルキール不鹼化物
%以上	%以上	%以下
一六	九四	二〇
二六	九四	二〇
三〇	八二	二〇
三〇	九五	三〇
		一三〇
		〇・二
		〇・一
		〇・一
		〇・一

(一) 工業用又は業務用

製造業者最高販賣價格	統制會社最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
(單位一担)	(單位一担)	(單位一担)
七六・四	八〇・〇	八三・六

二號	五三・二	五六・五五	五九・一
三號	四六・二五	四九・五	五一・七

(二) 家庭用

一號	一箇當正味重量	製造業者最高販賣價格	統制會社最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小販業者最高販賣價格
二號	五以上	二七〇	三三〇	二四・五	二六・一
三號	二七〇	一六・五	一八一	一九・二	二二
一號	二七〇	一四・六五	一六・三	一七・三	二〇

(三) 本表價格は粒狀、針狀、フレイク狀及片狀のものを含むものとし左表規格表に該當するものの價格とす

規格表

種別	製品に對し	乾燥試料に對し
水分	石鹼分	酒精不溶性分
%以下	%以上	%以下
一五	九二	三
二五	六五	三〇
三〇	五五	四〇
		五

(一) 家庭用

(1) 脂肪屬高級アルキール硫酸エステル鹽のもの

脂肪屬高級アルキール硫酸エステル	石鹼分又	水分	正味重量	製造業者最高販賣價格	統制會社最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小販業者最高販賣價格
有率	ハハ脂肪質	量	一箇當	位一打	位一打	位一打	位一打
%以上	%以下	%以上	%以上	四三・九	四一・九	三三・七	三五
一〇・五	〇%以上	六	四三〇	四四八	四六八	五〇〇	五〇

脂肪酸の混合物のもの

(四) 脂肪酸高級アルコール硫酸エステル鹽と脂肪酸芳香屬ズルフォン

ベロノ	二七・二	脂肪質	三八	五三〇	八・七	九・三一	一〇〇・〇〇	一〇〇
ト状	七以上	〃	〃	一六〇	三・五六	三・七三	四・〇〇	四

(二) 工業用

(イ) 脂肪酸高級アルコール硫酸エステル鹽のもの

形状	水分	製造業者最高販賣價格(單位一打)	統制會社最高販賣價格(單位一打)	卸賣業者最高販賣價格(單位一打)	小賣業者最高販賣價格(單位一打)
粉末狀	二・〇〇	三・二七	三・三六	三・五〇	三・五
〃	七・八	四・四八	四・六六	五・〇〇	五〇
〃	七・八	三・五	二・七九	三・〇〇	三〇

(單位一〇〇斤)

(イ) 脂肪酸高級アルコール硫酸エステル鹽のもの

形状	水分	製造業者最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
粉末狀、フレイク状又は針状	二・〇〇	一・一八〇〇	一・二三〇〇
〃	七・八	九一・一〇	九五・七〇
ベロノト状	二七・二	六七・〇〇	七〇・三五

(四) 脂肪酸高級アルコール硫酸エステル鹽と脂肪酸芳香屬ズルフォン

形状	水分	製造業者最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
粉末狀	二・〇〇	七五・〇〇	七八・七五

(三) 本表價格は日本特許洗劑同業會の定むる検査に合格したるものの價格とす

(四) 販賣業者最高販賣價格は買主の店先渡又は倉庫渡價格とす但し樺太、臺灣、朝鮮、南洋群島、關東州、滿洲又は支那向の場合に於ては賣主の最寄港船乘渡價格とす

四、油落石鹼

種類	水分	石鹼分	酒精及水不溶	單位	製造業者最高販賣價格	統制會社最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
固形	二〇	一五	八五	一〇〇(一箇當)	四・三	四・六	四・七
煉狀	四五	一〇	九〇	一〇〇(一箇當)	二・〇	三・一七	三・三

(イ) 製造業者最高販賣價格は賣主の工場渡價格とす但し三の(二)工業用の製造業者最高販賣價格は買主の店先渡、最寄驛貨車乘渡又は最寄港船乘渡價格とす

(四) 統制會社最高販賣價格とは日本石鹼配給統制株式會社の最高販賣價格を謂ひ同價格は道府縣石鹼卸商業組合の荷受所渡又は實需者團體の倉庫渡價格とす但し關東州、滿洲又は支那向の場合に在りては賣主の最寄港倉庫渡價格とし沖繩縣、樺太、臺灣、朝鮮又は南洋群島向の場合に在りては賣主の最寄港船乘渡價格とす

(イ) 卸賣業者最高販賣價格は小賣業者店先渡又は買主の店先渡若ば倉庫渡價格とす但し地方官本告示後別段に之が荷渡場所を指定し

たる場合は其の指定場所渡價格とす

(イ) 小賣業者最高販賣價格は賣主の店先渡價格とす

(ロ) 包装費及荷造費は賣主の負擔とす但し關東州、滿洲又は支那向の場合の荷造費は買主の負擔とす

(ハ) 前各表價格は惡臭無きものの價格とす

六、クレンザー類

(一) 粉末のもの

(イ) 函入のもの

一箇當正 製造業者最高販賣價格
味重量 (單位一〇箇)

卸賣業者最高販賣價格 (單位一〇箇)

小賣業者最高販賣價格 (單位一〇箇)

三七五 瓦以上 一・二〇

一・二九

一五

(ロ) 量賣のもの (單位一匙)

最高販賣價格

一九錢

本表價格は買主の店先渡又は倉庫渡價格とす

(ハ) 本表價格は配合割合に於て石鹼分三%以上の規格のもの價格とす

(二) 固形のもの

規 格

配合割合に於て石鹼水分一五%以下
一箇當正 製造業者最高販賣價格 (單位一〇箇)
味重量 瓦以上 高販賣價格 (單位一〇箇)
二一〇 六四・〇 六八・五 八

(イ) 製造業者最高販賣價格は買主の店先渡價格とす但し北海道、沖縄

縣、樺太、臺灣、朝鮮、南洋群島、關東州、滿洲又は支那向の場合に在りては賣主の最寄港倉庫渡價格とす

(ロ) 卸賣業者最高販賣價格は小賣業者店先渡又は買主店先渡若は倉庫渡價格とす

(ハ) 小賣業者最高販賣價格は賣主の店先渡價格とす

(ニ) 荷造費及包装費は賣主の負擔とす

(ホ) 北海道廳長官本告示後別段の額を指定したる場合は本表價格は之を適用せず

七、シャンプー及頭髮洗滌劑類

種 別 規 格

シャンプー 石鹼分二七%以上

頭髮洗滌劑類

一箇當正 製造業者最高販賣價格 (單位一打)
味重量 瓦以上 卸賣業者最高販賣價格 (單位一打)
二〇〇 三七 四〇 四
六〇 七〇 七五 七
五〇 三七 四〇 四

(イ) 本表價格は物品税を含むものとし物品税を課せられざる場合の販賣價格は本表價格より該物品税額を差引きたる額とす

(ロ) 製造業者最高販賣價格は、買主の店先渡價格とす、但し沖縄縣、樺太、臺灣、朝鮮、南洋群島、關東州、滿洲又は支那向の場合に在りては、賣主の最寄港倉庫渡價格とす

(ハ) 卸賣業者最高販賣價格は小賣業者店先渡又は買主の店先渡若は倉庫渡價格とす

(ニ) 小賣業者最高販賣價格は賣主の店先渡價格とす

(ホ) 荷造費及包装費は賣主の負擔とす

(ヘ) 頭髮洗滌劑類に付地方長官本告示後別に本表價格の範圍内に於て之が額を指定したるときは本表價格は之を適用せず

八、洗濯、洗滌、手洗用等の用途に供せらるるものにして前各表價格に該當せざるもの(纖維油劑及機械油劑を除く)の價格は左に依るとす

種別

粉末狀、固形狀及煉狀のもの 一〇〇瓦
液狀のもの 一リットル

單位

最高販賣價格 一〇〇厘

を適用せず

(イ) 荷造費及包装費は賣主の負擔とす

(ロ) 液狀のものは容器附の價格とす

(ハ) 本表價格は賣主の店先渡價格とす

九、沖繩縣知事本告示後別段の額を指定したる場合は前各表價格は之を適用せず

(イ) 前各表記載の正味重量は製造仕上當時のものとする

(ロ) 本告示前の製造に係るものに付ては昭和十七年十二月三十一日迄前各表價格は之を適用せず

三、油脂統制機構

油脂統制會 成立を見る

石鹼の生産並びに配給に關する機構は、これまで各項にわたつて述べて來た如く劃期的の大變革を遂げたのであるが、これを廣く油脂工業全體に就いて眺めても昭和十七年は將に未曾有の革新時代である。

即ち從來壓倒的に魚油に依存してゐたわが油脂工業は、大東亞戰爭の輝く戰果によつて豊富な南方の油脂資源を獲得するに至つたので、ここに百八十度の大轉換を行はざるを得なくなつた。勿論現在の油脂工業といふものは當に石鹼やローンクなどを製造する中小工業の域にのみ留まるものでなく、グリセリン

を通じ、潤滑油を通じて直接軍需産業に結びつく重要工業の一つである。

それがため商工省は重要産業團體令に基づく統制會の第二次指定に於いて油脂部門を取上げ、農林省との諒解成立して原料油脂は別項の帝國油糧株式會社がこれを統制することに方針が決定するや、九月十日油脂統制會の設立命令を發し、同時に會員の指定及び設立委員、會長銓衡委員の任命を行つた。それ以來準備は順調に進んで設立完了期日たる十月十五日より十日も早く、十月五日その創立總會が開催され、定款、初年度豫算その他の議案が可決になるとともに役員に任命を見て油脂統制會が成立した。かくて新たに發足した油脂統制會の目的並びに事業を定款に就いて見れば次の通りである。

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有效に發揮せしむるため油脂製品(硬化油、

硬化蠟及び脂肪酸を含む)及び塗料の製造及び販賣に關する事業(以下當該産業と稱す)の綜合的統制運営をはかり、且つ當該産業に關する國策の立案及び遂行に協力することを目的とす

第六條 本會は第一條の目的を達するため左の事業を行ふ

- ① 當該産業における生産及び配給並びにこれに要する資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫その他當該産業に關する政府の計畫に對する參畫
- ② 當該産業における生産及び配給に關する統制指導、その他會員及び會員たる團體を組織するものの當該産業に屬する事業に關する統制指導
- ③ 當該産業に要する資材、資金、勞務等の需給に關する統制指導
- ④ 當該産業の整備確立

⑤ 技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善その他會員及び會員たる團體を組織するものの當該産業に屬する事業の發達に關する施設

⑥ 當該産業に關する調査及び研究

⑦ 會員及び會員たる團體を組織するものの當該産業に屬する事業に關する檢査

⑧ 當該産業における價格に關する事項

⑨ 法令又は政府の命じたる事項

⑩ 前各號に掲ぐるもののほか本會の目的を達するに必要なる事業

また會員たる資格は定款により次の如く規定され、九月十日附を以つて指定された會員は朝鮮を含めて左の三十七業者である。

第五條 本會は左に掲ぐるものにして商工大臣の指定したるものを以てこれを組織す

① 當該産業を營むもの

② 當該産業を營むものを以て組織する團體

③ 第一號に掲ぐるもの及び前號に掲ぐる團體をもつて組織する團體、又は前號に掲ぐる團體を以て組織する團體

旭電化工業、大阪酸水素、鐘淵紡績、共

進舎石鹼、小倉油脂、硬化油グリセリン
統制、資生堂、全國和蠟燭工組聯、第一工業製藥、第一油脂化學工業、大日本人造バター工組、大日本油脂、浪花油脂、浪花リスリン、日華油脂、日本火藥製造
日本機械油劑工組、日本石鹼工組、日本石鹼配給統制、日本曹達、日本塗料工組聯、日本油化學工業、日本油脂、日本有機、平野油脂化學工業、芳誨舍、丸見屋
ミヨシ化學興業、山縣石鹼、山田石鹼、ライオン油脂、協同油脂、京城化學工業
朝鮮石鹼工組、朝鮮油脂、朝鮮蠟燭工組
日本窒素肥料

つきに決定を見た統制會役員の顔觸れは左の如くである。

▽會長 藤田政輔▽理事長 周東英雄(帝國油糧社長兼任)▽理事 松本伊織、藤川貞三郎、片山直亮、福島正雄、三浦遊龜、丸山勉、兒玉正雄▽監事 吉田文燕、三好孝、山中鹿太郎、秋元直▽評議員 西正名ほか二十四名

事務局的機構に就いては創立總會直後の理事會に於いて七部二十一課、一支部(朝鮮)四課と決定、部長並びに支部長には七名の理事がそれぞれ左の如く就任した。

▽總務部長 松本伊織▽企畫部長 藤川貞三郎▽資材部長 福島正雄▽油脂部長 片山直亮▽塗料部長 三浦遊龜▽油脂技術部長 丸山勉▽塗料技術部長 兒玉正雄▽朝鮮支部長 松本伊織(兼任)

帝國油糧統制會社創立

大東亞戰爭の結果世界油脂資源の大半を占める南方地域のコブラ、椰子油を確保したため、本邦油脂工業は一躍世界最大の油脂原料國となり、椰子油についてはその過剩處理に憊むといふやうな状態が豫想された。

かかる新情勢に即應して關係官民の異常な熱意は原料より製品に至るまでの統制機構の整備確立に注がれ、商工省が油脂製品部門の統制機構整備のため油脂統制會を設立したのに對して、農林省は原油部門の一元統制を企圖して着々準備を進めた。

そもそも農林省が原油部門の一元化を期した狙ひは、動植物油脂を通じてその需給關係が急轉換し極めて複雑な事情に直面するに至つたので、従來日本大豆統制、日本油料統制、魚油配給統制、日本コブラ統制、日本輸出農

産物等各品種別によつてそれぞれの統制機關があり、錯綜した統制を行つてゐることが漸く不合理となつてきた。

そこで日本大豆、日本油料、魚油配給、日本コブラの四社を統合して動植物性の油脂全體を綜合した一元的統制を實施すべく帝國油糧統制株式會社を設立することになつたのである。これについて農林省は五月四日農相官舎に前記四社の社長及び糠油工組、油肥販賣、有機肥料等の關係代表者を招致、原油部門の一元的機構確立方針と帝國油糧統制株式會社設立要綱を指示、全員の協力を求めた。その内容は次の如し。

第一 方針 時局の進展に伴ふ動植物油脂の需給關係の變動に對處し、これが需給の圓滑及び價格の調整を圖らんがためには、現状の如く油脂の種類別に統制機關の分立するは諸種の障碍を齎らずを以て、既設統制機關を統合し新に政府指導の下に株式會社を設立し動植物油脂、大豆及び植物油脂原料の一元的統制を爲さんとす

第二 要領 一、日本大豆統制株式會社、日本油料統制株式會社、魚油配給統制株式會社及び日本コブラ統制株式會社はこ

れを合併し新に帝國油糧統制株式會社（假稱）を設立す

二、帝國油糧統制株式會社は左の事業を行ふものとす

1、動植物油脂、大豆及び植物油脂原料

並に大豆油粕の買入及び販賣

2、大豆及び大豆油の輸入

3、動植物油脂、大豆及び植物油脂原料

並に大豆油粕の移入及び移出

4、動植物油脂の生産に必要な資材の配給又は斡旋

5、前四項に附帶又は關聯する事業

第三 措置 一、帝國油糧統制株式會社の資本金は差當り被合併會社の資本金額の合計額三千二百五十萬圓とし、各會社の

株主に對し帝國油糧統制株式會社の額面

五十圓、拂込濟額各會社に對する拂込濟

金額と同額の株式を交付するものとす

二、日本輸出農産物株式會社の取扱品目たる内地産菜種の集荷に就いては現状を踏

襲し、帝國油糧統制株式會社は日本輸出

農産物株式會社の買入れたる菜種を製油

業者工場最寄驛貨車乗渡にて買入れ製油

業者に販賣するものとす

右に伴ひ現在日本輸出農産物株式會社の

取扱ふ菜種油は帝國油糧統制株式會社に於いて取扱ふものとす

三、魚油及び魚粕の集荷に就いては差當り

現状を踏襲し日本油肥販賣株式會社の集

荷せる魚油は總てこれを帝國油糧統制株

式會社に於いて、魚粕は有機肥料配給株

式會社に於いて收買するものとす

四、現在統制外の動植物油脂中糠油、醬油

油、鯨油及び雜魚油に就いては帝國油糧

統制株式會社の設立と同時に配給統制を

實施し、第三國輸出用の鯨油を除き同會

社をして取扱はしむものとす

五、現行法令に必要な改廢を爲すものとす

それより諸般の準備を急ぎ、八月二十六日

大東亞會館に於いて創立總會を開催、一、定

款承認の件 二、取締役及び監査役選任の件

三、取締役及び監査役報酬決定の件等の諸議

案を可決、滞りなく帝國油糧統制株式會社の

成立を見た。次いで九月十五日動植物油脂配

給統制規則の制定と日と同じうして業務を開

始した。

商業再編成

商業再編成の一環を爲す中小商工業整備は、商業工業界の根幹的問題に觸れて來るため、一般中小商工業界は勿論、わが業界に於いても至大の關心を以つてその成行きを注視來つたところである。然るに昭和十七年度に於いては中小商工業整備問題も漸やくその緒に就き、勞務供出、配給機構整備の兩目的達成のため早急に中小商工業の整備が必要と爲されるに至り、わが國商工業多年の懸案となつてゐた中小商工業の整備が大東亞戰爭第一年に於いて急速に具體化するに至り、これに關して政府が出した通牒は六十四件の多きに上り、うち配給機構整備に關するもののみにも二十件の多きに達した。

今この問題の昭和十七年に於ける経過を辿り、中小商工業整備問題、就中、小賣業整備準備の前進歩調を記録することとしよう。

企業許可令出づ

中小商工業再編成の爲の前提條件として、現在の營業者を釘付けの状態にする必要から、昭和十六年十二月十一日、總動員法に基

づく企業許可令が公布された。これは昭和十七年度に於いて急速に進展の歩調を辿つた中小商工業整備のスタート・ダッシュを爲したものと見られる。即ち中小商工業者の整備は國內情勢の種々の方面から必至と見られるに至つたのであるが、一業種を追はれた商工業

者が他の平和産業部門に入つたのでは國家の企圖する企業整備勞務動員の目的を達することが出来ない。鑛業一、工業二〇三、商業二三八、交通業一、合計四四三の廣汎なる各營業部門にわたつて強力な統制を爲し、企業の開始並に委託及び設備の新設改良擴張等を制限整備せんとするものであることが明らかにされた。

〔昭和十七年の業界〕並に「法規法令」欄參照

企業整備審議會

企業許可令に次いで公布さるべく豫想されてゐた企業整備令は、昭和十六年十二月二十三日首相官邸に開催された第二十二回總動員審議會に諮問第七十九號企業整備に關する勅令案要綱として上程され、原案通り可決された。企業許可令が事業の開始及び擴張改良等を抑へる消極的の性質を帯びてゐるのに對して、此の整備令は一步進んで現在ある業種を整理統合せんとするもので、許可令と整備令は表裡一體の關係を爲すことが明らかにされた。第二十二回總動員審議會の席上、岸商相は左の如き意濟を強調して政府の確固たる

方針を闡明した。

大東亞戰爭の目標は大東亞共榮圏の確立にある、産業經濟界のこれに協力しなければならぬ、勿論であるが、豊富なる大東亞の資源の獲得利用には將來相當の時間と準備を必要とするわけであつて、我國としては先づもつて眼前の戰爭に勝抜かねばならぬ、この見地からして我國の全生産力は決戦體制に集約せしむべきである。民間にはこの際企業の整理等は見合すも可なりとの意見もあるが、政府としては以上の見地から現在の方針に何等變更を加ふる理由も認めないしその意向もない。

岸商相方針闡明

第七十九議會は一月二十一日再開されたが、同二十八日の重要物資管理營團法案委員會に於ける小山邦太郎氏(翼同)の質問に答へて岸商工大臣は、新たなる段階に對應する中小商工業者轉廢業對策の基本方針に關し左の如く表明した。

從來の中小企業整理は物動計畫の遂行または統制經濟の強化に伴ひやむなく行はれ、消極的性質を持つてゐた。従つて實績が整理の基準となり、劣弱なるものが整理の對象となつたが、支那事變の進行とともに

に生産擴充の點から勞務動員の必要を生ずるに至り、しかも從來工場勞働力の供給源であつた農村は食糧増産のため餘剩勞力なすを要し、従つて劣弱たな勞働力を供給するの轉廢業者が必要である。故に轉廢業者は國家緊要部門、即ち軍需工業、滿支南洋方面へ進出を希望する。これについては訓練を行ふ必要があるから、國民訓練所又は國民指導所の擴充を行ひまた南洋方面については別個の訓練所を新設する方針である。次いで同三十日の衆議院豫算分科會に於いては、中小商工業整理の目標及びその基準など、商工行政の重要問題に就いて左の通り言明するところがあつた。

一、中小商工業整理の目標及び基準 中小商工業整理の目標は支那事變勃發以後は物動關係の物資統制強化から、經營合理化の必要上業者の整理統合を必要としたが、最近では大東亞戰爭完遂のため的高度國防國家建設のため勞務動員の必要が生じ、右二點を目標として整理統合を圖つてゐる。しかしその整理の基準は從來業者の實績を重視する傾きがあつたが、今後は①企業經營の能率、技術の優秀性②轉廢業後の就職可能性などを基準に整理統合を進めたい。

振興部長の説明

七日の衆議院豫算委員會に於いて、商工省豊田振興部長は井上良次氏の質問に答へて許可令の運用方針につき左の諸點を明らかにし、中小商工業整理の進行状況についても左の如く説明を爲した。

〔許可令運用に關する方針〕

一、企業許可令は本來新規營業を抑制し、整理統合の實を擧げるとともに、資材勞力等の不要不急部面への流出を阻止する見地から、さしあかり必要な業種を指定してこれを適用することとしたが、今後も情勢によつてはその他の業種に就いても逐次適用を擴大する。

一、企業許可令の實施は國土計畫と密接な關係にあるので、少くとも今後は當該地方の都市計畫と昵み合せて實施する。

一、企業許可令により現有企業は漸次獨占化される傾向を生ずるが、この點については當局としても今後一層監督を嚴重にするともに統制違反その他不徳行爲のある場合は直ちに許可を取消すやう措置する。

〔中小商工業整理進行狀況〕

各種工業につき整理要綱を順次出してやつてたり整理統合を完了してゐるものは合

成樹脂製造業でその他の大部分のものは目下進行中のものである。その實例をいへば織物工業、メリヤス工業、アルミニウム加工業、ゴム工業、再生ゴム工業、製革工業、レザー工業、膠工業、水産皮革工業、ガラス工業、石鹼工業、珪瑯鐵器工業、陶磁器工業等であり、機械鐵鋼製品工業として精密機械、電氣機器等の下請工業、なほ自轉車工業、纖維機械工業、自動車部品工業、自動車修理加工業その他鑄物、鍛工品工業等である。

商業については昨年八月以降小賣業部門について特に地方の具體的實情に即應してこれが整理統合計畫を立てる必要を痛感したので、特に地方長官を中心として將來の物資需給關係、或ひは日用品例へば鮮魚生鮮蔬菜類であるかどうか、配達を要する重要商品であるかどうか等を考へ、その他消費者の購買力、その配置狀況を或ひは密度、また居住地に於ける店舗分散の關係、更にそれぞれ物資について如何程の賣上高を想定すべきか等の具體的實情を地方別、物資別に考究して目下計畫を進めてゐる。

地方長官を會長とする強力な中小商工業再編成協議會を各府縣毎に設置することになり、二月二十三日附で推名商工、三浦農林、武井厚生三省次官名を以つて各地方長官宛通牒を發した。此の協議會と曩に各府縣に設置された職業轉換協議會とはその性格も類似し、且つ密接不可分の關係にあるので、それを合體して單一機關とされることになつた。中小商工業再編成協議會要綱如左。

再編協議會設置

政府は中小企業の整理統合に對する綜合計畫の樹立並びに實行に關する協調機關として

- 一、本協議會は中小商工業再編成の急速なる實施を促進するため企業の整理統合計畫の樹立、轉廢業者に對する共助施設の整備、職業轉換の指導、幹旋等に關する事項を協議するものなること
- 二、本協議會の會長は地方長官これに當り委員は管内における左に掲ぐる者の中よりこれを任命又は委囑す
 - 1、商業組合、工業組合、商工會議所その他産業團體の代表者
 - 2、緊要産業の事業主
 - 3、關係官公吏（總務部長、經濟部長、學務部長、警察部長、市町村長の代表者等）
 - 4、大政翼賛會關係者その他學識經驗ある者
- 三、本協議會は左の事項を審議す
 - 1、企業の整理統合の實施に關する一般方針
 - 2、共助主體間における共助額の均衡化その他共助施設の整備に關する事項
 - 3、職業轉換の指導幹旋に關する事項
 - 4、其の他中小商工業再編成實施に關する事項
- 四、本協議會に部會を置くこと、部會は道府縣單位の商業組合、工業組合又は同聯合會が整備せられあるときは右組合又は聯合會を以て單位とすること
- 五、部會の會長は知事又は道府縣關係部長を以てこれに充て委員は管内に於ける左に掲ぐる者の中より會長これを任命又は委囑すること
 - 1、關係商業組合、工業組合又は同聯合會の役員又は職員
 - 2、關係官公吏（學務部、警察部、經濟部、その他）
 - 3、大政翼賛會關係者その他學識經驗ある者、商業の再編成に關する部會には道府縣商業報國會推進隊長を委員に加ふること
- 六、部會は左の事項を審議す
 - 1、當該商工業における新企業體制確立に關する事項
 - 2、當該商工業の整理統合の方法に關する事項
 - 3、職業轉換を爲すべき者の決定に關する事項
 - 4、轉廢業者に對する共助に關する事項

5、轉廢業者に對する職業轉換の指導幹

旋に關する事項

6、その他當該商工業の再編成に關する

事項

七、本協議會は部の決議を以て協議會の決議と爲すことを得

既定方針を促進

大東亞建設の新段階に對處するため政府は懸案の中小商工業對策を積極的に取上げることになり、三月十日開催の閣議に於いて「中小商工業の再編成ならびに職業轉換促進」に關する基本方針を決定、同日右に就いて情報局より左の通り發表したが、この決定は大東亞戰爭の赫々たる戰果に直面するや、一部に中小商工業の再編成を不要とするが如き主張又は氣運が生じてゐる際として、政府の確乎たる斷行の意志を表明するものとして重大な意義を持つ。更に政府は在來、農林、厚生三省に分散して歩調の揃はなかつた中小商工業對策の事務を統一するため、企畫院に中小商工業對策委員會を設置して重要事項に就いては閣議決定を経ることとした。情報局發表如左。

産業再編成が先決問題

商業再編成

中小商工業の問題については支那事變勃發以來各種經濟事情の變化とともにその段階に應じてそれ／＼適宜の措置を講じ、昭和十五年十月に至り同年九月の外交轉換を契機とする事態に對處するため「中小商工業者に對する對策」を決定し、國民職業指導所、國民勤勞訓練所及び國民更生金庫の三大施設を創設し、これら施設の運営を中核とし各般の施策を講じて來たのであるが、從來の方針は主として物資の不足、各種統制の強化、價格の公定、輸出の不振などに對りその活動範圍の縮小せられたる者に對し、及ぶ限り失業者を出さざるやう努むるもなほ轉業の止むなき者を如何にして緊要産業部門に轉換せしむべきかに目標を置いたのであつたが、その後國際情勢は變轉に變轉を重ね遂に大東亞戰爭の勃發を見るに至り、戰爭完遂の爲急速に戰爭遂行力の強化擴充を必要とするにこれ、これがため眞に國家の總力を擧げて、これに當らなければならぬこととなつた。近代戰爭が國家總力戰であつて經濟力の強靱なることが戰爭遂行力の一大基底をなすのであるから、産業を戰爭遂行の方向に編成替することが先決問題となつて來たのである。

緊要部門に人材を集中

我が國の中小商工業は支那事變發生以前においても幾多の缺陷を有しその合理化が要請せられてをたつたのであるが、支那事變

より更に大東亞戰爭となり、戰爭の要請に即應して重點主義に基く生産の増強および物資配給の圓滑適正化を目的とする中小商工業の再編成をなし、その健全なる發達を確保するとともに勞務動員計畫に基く勞務の再配置、なかに／＼緊要産業部門における勞務の充足を圖り、以て全産業の合理的發達を促し國家經濟の總力發揮を企圖することこそ國家最大の緊要事となつたのである。

然るに大東亞戰爭の齎す赫々たる戰果に直面しこれにより直ちに南方諸地域の重要物資が豊富に供給せらるるもの、如く速斷し、ために中小商工業の再編成の如きはその必要なきに至れるが如く考へる向もないではないが、戰に勝ち抜たくめには速かに國內必勝態勢を確立し總力を擧げて戰爭目的に集中しなければならぬはもちろんで、戰後に任じ國防力を維持増強し、大東亞に對ける國家民族の共榮を圖らんがために今日の儘の産業編成、なかに／＼中小商工業の状態は遺憾ながらこれを許されないのである。

固より大東亞戰爭の戰果は我が國産業の前途に多大の光明を齎し將來の飛躍的發展は期して俟つべきものがあるが、前項の要請に應じて新なる産業界の躍進を企圖しこれを確保するためには、先づ軍需産業な

どの緊要部門に人材を集中し鋭意これが生産増強に力を致さねばならぬ。

遺家族には特別の考慮

彼上の見地に依り政府に於いては此の際業者の積極的協力の下に進んで中小商工業者の必要なる再編成ならびに職業轉換を圓滑に行はしむるため企畫院に委員會を設け關係各省一體となりこれが計畫的實施を期し、重要事項に付ては更に閣議の決定を経ることと致した次第である。

由來我國の中小商工業は古き沿革を有し國家存立の一大組織として發達し來り、産業經濟界に多大の貢獻をなし、今後亦その重要な地位には何等變化はないのであるが全般的國家産業の一大變革期に當り、その地位を確立安定するためにも敢てこれが再編成を斷行せねばならぬのである。従つて政府としては該再編成の産業上、社會上およびす影響を深察し、これが實施上具體的措置については慎重の上にも慎重を期する次第である。特に現在の時局に省み應召者、戰病死者の遺家族などについては特別の考慮を拂ふべきことは當然のことである。

既に政府は多額の國庫補助金を交付して同業團體の共助制度の完璧を期するとともに國民更生金庫については資本金の増額と更生債券の發行限度を擴張し資金の劃期的充實を圖り、更に鑿資金制度に依る簡易貨

出により積極的活用を期するは勿論、轉業者に對しては租税の減免をも圖り、轉業者の從業者に對しては生活保護費を給與するほか、將來企業の新規開業を認め得る情勢に立到れる場合は轉換者の優先許可を認むる等萬全の措置を講ずることとなつてゐる。

小賣業整備方針

中小商工業再編成の一環を爲し、而も轉廢業に關して最も重要視される小賣業者の整備方針に就いては、企畫院を中心に各省間て研究され、その成案は四月二十一日開催の定例閣議に附議決定の上、情報局より左の如く發表された。その主要な點は、第一に從來の整理は中小企業を有限會社、組合等の統合體に纏める方針で來たのであるが、今後はこれを變更して整理統合後の殘存企業體を出来るだけ個人企業體で存置せしめ、統合體の場合に見られる能率低下、客致の悪化を阻止するとともに、中小業者が徒らに月給取化すること防止してゐる點である。とりわけ食料品等に就いては配給擔當區域を設定して切符制、から進んで顧客の登録制を行ひ、計畫配給に萬全を期する傍ら共同御用聞とか共同配給を

實施して勞働力の不足を補ふ方針となつた。また整理後の配給能率の悪化を防ぐ方法としては、擔當區域内に數個の店を残して客致の競争をさせ、成績に應じて消費者に購入先を自由選擇せしめることとされた。一方これによる轉業者に對しては収入の激減を來さざるやう考慮を拂ひ、その家族の初給賃金などについても賃金統制令の特例を認めることとしてある。又、完全轉業までの過渡的措置として勤勞奉仕隊を活用し、軍需産業鑛山等に於いて半轉業の形式で精神的肉體的訓練を積ましめる心遣ひも用意されてゐる。以上の如く特に収入の減少、轉業方法に關して一歩前進した方針を確立されたことは注目された。而して整備の具體的な方法は、その大綱を當該所管官廳並に企畫院内の中小商工業再編成協議會の手によつて作成して地方長官指導の下に各組合が實行する。更に各個人の具體的な轉業に就いては國民職業指導所がその衝に當り、轉業すべき業者の選定は各組合で銓衡したものを地方長官が決定する。右の方針に基いて整備統合される業種は廣汎に互る豫定であるが、既に整備に着手された小賣業も以上の趣旨に即してその措置を是正されることとなつた。情報局發表の要旨如左。

政府は過般の閑議に於いて産業の再編成に件ふ中小商工業者の整理統合、並に職業轉換の促進に關してその大綱を決定し、爾來企業畫院を中心とし關係省間にこれが具體的方途を攻究中なりしところ、本日の閑議に於いて小賣業整備の方針を決定した。その要旨は次の如くである。

一、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業體を存置するものとす、但し特別の事由に依りこれに依り難き場合はその他のの方法に依りこれを行ふこと

二、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮するとともに消費者の便益を充分に勘案すること

三、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體及び百貨店等との間にそれら、必要に應じ適切な事業分野の調整を行ふこと

四、食料品等の日用生活必需品に就ては買出し又は配達の便宜、消費者數及びその分布狀況、需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし、要すれば配給擔當區域を劃定し、これに適當數の店舗を配置し適宜切符制、通帳制又は顧客登録制等を活用して配給を計畫的ならしめ、必要に依り共同御用會又は共同配達を行ふこと

五、整理に伴ふ配給能率の低下を防止し、

これが向上を圖る爲め店舗をして共働せしめ、その成績に應じ取扱數量の増減を圖る爲め登録の更新をなさしむる等適當なる措置を爲すこと

六、適業者の決定に當りては年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者よりこれを選定すること、尙戰死者及び戰病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては、成るべく従前の業務を繼續し又はこれに従事し得る如くすること

七、轉業者は速かにその就職先、就職條件等大體の目途を定めたる後轉出せしむることとし、轉出に至る迄の過渡期に於いては必要に依り勤勞奉仕隊等を結成し、差當り緊要産業の生産増強に協力せしめ、これに依り轉業に必要な鍊成を爲さしむること

八、轉業者の収入は従前の収入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふとともにその家族に對しても就職、授産等に就て適切な措置を爲すこと

九、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を勸奨實施せしむること

十、企業の整理統合に依り轉業する者の店舗その他營業用設備手持商品等の處理に就ては、業者又は業者團體等に於いて買取り又は利用處分の斡旋を爲すとともに

その營業上の債權債務に付てもこれが處理に協力せしむること、右の場合可及的に國民更生金庫を活用すること

十一、職業轉換を爲したる者が従前の企業に復歸を希望する場合に於いてその企業の新規開業を認め得る事情にある時はこれが許可につき優先的に考慮すること

企業整備令出づ

企業整備令は昭和十六年十二月二十三日の總動員法審議會を通過したのち、その要綱を一般に發表して成文化を急ぎ五月八日開催の閑議に上程、御裁可を経て同十三日公布、内地は十五日、外地（朝鮮、臺灣、樺太及び南洋諸島）は六月十五日より施行された。この運用に當つて商工省では次の如き方針を樹てゝゐる。即ち整備令の根ひは企業整備に際し中央で定めた各業種の整備要綱に基いて地方長官が業界の自主的整理統合を指導する場合、個人の利害關係から整備に協力しない者があつてもこれを強制して國家目的の遂行に參加せしめる法的根據がなかつたので整備の遅延を免れなかつたのを、この整備令によつてそれを強制することを可能ならしめた點にある。しかし實際の施行方針としてはつとめ

て本令の發動を避け、業者の自主的整備に俟つことを主とするが、頑冥にして協力を肯んぜざる業者がある場合には傳家の寶刀として本令の發動を見るときふのである。又、以上の外注目すべき點として左の二點が擧げられる。(法規法令欄参照)

①中小商工業のみならず廣く商、工、鑛業の全般にわたつて必要に應じ物資の生産修理、販賣、輸出、輸入、保管の業を營むものに對して命令される。

②主務大臣の指定する法人例へば商組、工組、産組、住宅營團、産業設備營團、重要物資管理營團等に對しても命令するこゝとが出来る。

具體的要綱決る

小賣業整備の大綱は四月二十一日の閣議に於いて決定されたが、その具體的細目たる小賣業整備要綱は五月十五日附商工、農林、厚生、大藏、内務の關係五省の次官連名を以つて各地方長官並に關係方面あて通牒を發した。この要綱は藝に發表された大綱に基いて企業の整備方針、轉業者の對策等に關しかなり具體的にその方途を示したもので、この要綱によつて物資配給の合理化と勞務動員の兩

側面から今後着々小賣業整備を斷行することとなつた。その骨子となる點及び要綱如左。

整理統合方針

- 一、整備の實施機關として各府縣の中小工業再編成協議會及びその部會を重用し官民一體の實をあげる
- 二、殘存企業態を出來得る限り個人企業態とし、その經過的措施については(1)實際上整備済のものにはその儘手を付けず(2)整備進行中のものは一應これを打切つて主務省の指示を受けることになるが大體はその儘認め(3)今後實施するものには抜取整理によつて個人企業態を存置する
- 三、整理統合の基準は整理統合の順位を決定する場合に取扱ふ商品の實績に依らず、轉職の難易や店舗の位置及び規模等を考慮すると共に消費者の便益も充分に考へ、戦死者、出征軍人、傷痍軍人の遺家族に對してはその人が事實上の營業主であり、轉廢業の困難なものに限つてその儘殘し、他に適當な方法で整理する
- 四、一般小賣業以外的小賣業との關係、例へば百貨店等との關係は適切な事業分野の調整を行ふが百貨店の整理は現在商工省に於て措置を講じてなり近く發表する
- 五、二種以上の物資を取扱ふ小賣業の整理には營業全體の實情を斟酌し物資別々の整理統合を行はない例へば酒と味噌の如

きこの中酒のみを取つて整理をなすことはない。又修繕を兼ねてある小賣業の整理には利用者に不便を與へぬやう統合上特に留意する

殘存企業配置方針

- 一、最寄品店 食料品等の日常生活必需品店の配置方針は配給擔當區域を一町内會(又は部落會)又は二以上の町内會の區域を合せて單位としてこれに同種業二以上を置いて競争させ、店舗の配置上從來の商店街、小賣市場を利用して、共同御用、共同配達の方法によつて配給能率を増進する
 - 二、買廻品店 日常生活必需品以外の物資を取扱ふ店舗の配置に付ては配給擔當區域を特別に定めず現在の分布狀況から適宜に整理統合を行ふ
 - 三、農山漁村に於ては萬屋式の各種物資を取扱ふ店舗を分散存置する
- 轉業者對策
- 一、轉業者の選定は年齢、資質、經驗、技能等から見て勞務に堪へる者から決定する
 - 二、戦死者又は出征軍人の遺家族、傷痍軍人の轉業に際しては他に優先して就職を斡旋し、共助金の交付は普通より多く、又その他についても種々業者團體が積極的に援助する
 - 三、轉業者の使用人たる出征軍人に對して

應召期間中支給する給與は殘存業者の業者團體を以て可及的に支給させる

四、轉業者の就職に就ては本人の希望を充分考慮してその就職を指導し就職先、就職條件等大體の目安が付いて後に轉出させ、それ迄の間は從來その者の屬してゐた商業報國會等を以て勤勞奉仕協力を結成、差當り緊要産業の生産増強に協力させる。この場合従前の収入に激減を與へぬやう特別の考慮を拂ふ

五、轉業者の共助には同業者をして自治的に行はせ轉業者の生計に萬遺憾なきを期し、一方國民更生金庫を最大限に活用する

六、職業轉換をなしたものが従前の企業に復歸を希望する時、優先的にこれを考慮する

小賣整備要綱

一、小賣業の整理統合と勞務動員の見地に基く之が職業轉換は表裏一體たるべき關係に在るを以て兩側面の計畫並に實施に付彼此照合すること

二、整理統合に當りては地方官廳は業者團體の協力の下に實情に即し積極的指導を行ふこと

(一)整備計畫の樹立及び實施に就ては地方官廳に於て積極的に企畫指導し其適正且迅速なる實施を期すること

(二)整備計畫の樹立及び實施に就ては中小商業再編成協議會及び其部會を活用し關係業者團體をして協力の實を舉げしむること

三、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置するものとす、但し特別の事由に因り之に依り難き場合は其他の方法に依り之を行ふこと、尙之につきては左の諸點に留意すること

(一)既に企業合同の方法に依り整備實施済のものに付ては之を變更するの必要な主務省に報告すること

(二)現に整備進行中のものにして特別の事由に依り個人企業態に依り難きものに付ては業種整理統合の方法、企業合同の規模、理由等をも具し主務省の指示を受け措置すること

(三)今後實施するものにして特別の事由に依り個人企業態に依り難きものに付ては其業種、整理統合の方法、企業合同の規模理由等をも具し主務省に稟議すること

四、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を充分に勘案すること

(一)店舗の整理數の決定に當りては配給の適正化を目的として店舗の位置分布、

企業の經營規模等を勘案し、轉業者を選定するに當りては轉換の難易を考慮し之等の間の調整を圖ること

(二)經營規模を考慮するに當りては適正經營規模を目的とするは勿論なるも其趣旨とする所は實績主義に依り比較的規模の大なるもののみを殘存せしめんとするの意に非ざることを

(三)轉換の難易に付ては八を、消費者の便益に付ては六及び七を参照すること

五、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體及び百貨店等との間に夫々必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふこと、尙之が具體的措置に付ては別途指示する

六、小賣業の整備に當りては左の事項を考慮すること

(一)市部と郡部に付ては夫々事情を異にするを以て劃一的に取扱はざること

(二)各種の物資を取扱ふ小賣業に付てはその營業全體の實情を勘案して整理統合を行ふこととしその取扱物資に付各別に整理統合を行ふことは成るべく之を避くること

(三)修繕を兼ねる小賣業に付ては修繕業務輻輳の現状に鑑み利用者に不便を與へざるやう其整理統合上特に留意すること

四食料品等の日常生活必需品に付ては買

出し又は配達の便宜消費者数及び其分布状況、需給数量等を考慮し、配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし、要すれば配給擔當區域を劃定し之に適當数の店舗を配置し適宜切符制、通帳制又は顧客登録制等を活用して配給を計畫的ならしめ必要に依り共同御用聞又は共同配達を行ふこと

1、配給擔當區域は成るべく一町内會（又は部落會）の區域又は二以上の町内會の區域を合したる單位とし地方の實情に應じ適宜之を定むること、配給擔當區域は各業種に付成るべく共通ならしめ相錯綜することなきやう留意すること

2、配給擔當區域を劃定したる場合には原則として數店舗を適正に配置し共勵せしむること

3、消費者の便宜、配給の適正等を期する爲要すれば店舗の配置上商店街又は小賣市場の利用に付考慮すること

4、要すれば各店舗の取扱物資の種類に付適當なる整理調整を行ふこと、この場合に於ては取扱物資の代替性、取扱上の類似性等の關聯を考慮すること

5、配給擔當區域を劃定し取扱物資の種類を整理調整するに當りてはその經營を合理的經濟的に維持し得るやう考慮すること

6、一般家庭の人手不足の現状に鑑み共同御用聞又は共同配達を爲す等の方法に依り配給能率の増進を圖ること

7、切符制、通帳制、登録制等は配給の適正、消費の規正等を圖る爲必要に應じ之を行ふこと

8、市町村、町内會（又は部落會）との緊密なる連絡を圖り配給の計畫化を期すること

(四) 日常生活必需品以外の物資に付ては配給擔當區域の劃定等を行ふの要なく概ね現在店舗の分布状況に留意しつゝ適宜店舗の整理統合を行ふこと

(六) 農山漁村における小賣業の整備に當りては地方の實情に即し消費者の便宜上又は小賣經營上要すれば各種の物資を取扱ふ店舗を分散配置するの措置を講ずることを得ること

七、配給能率の低下を防止し之が向上を圖るため商業報國運動等に依り經濟道義の昂揚を圖ると共に店舗を以て共勵せしめ其成績に應じ取扱數量の増減を圖るため登録の更新を爲さしむる等適當なる措置を爲すこと

八、整理統合に伴ふ轉業者の決定並にその轉換に就ては左の點を考慮すること
(一) 年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者より轉業者を選定

すること
(二) 戦死者及び戦病死者の遺族出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては成るべく従前の業務を繼續し又は之に従事し得る如くすること

1、戦死者、戦病死者又は出征軍人が事實上の營業主たりし場合は遺家族が希望する場合又は年齢、經驗、技能等より見て轉業容易なりと認めらるゝ場合の外は従前の業務を繼續し又は之に従事し得る如くすること

2、傷痍軍人等に付ても右に準ずること
3、戦死者、戦病死者又は出征軍人の遺家族、傷痍軍人等にして轉業を爲す者に付ては左の措置を講ずること
(イ) 他に優先して就職の斡旋を爲すこと
(ロ) 店舗其他の營業用設備、手持商品、債權債務の處理等に付ては業者團體を以て積極的に援助せしむること

(ハ) 共同資金の交付に付ては特別の考慮を拂ふこと
4、轉業者の使用人たる出征軍人に對し其應召期間中支給する給與に付ては殘存業者を以て組織する業者團體をして可及的之が支給の途を講ぜしむること

(三) 轉業者の個々の選定は最も重要な事項なるを以て行政官廳の嚴重なる指導監督の下に業者團體をして公正に之を

行はしむること

四 轉業者の就職は國民職業指導所に於て勞務動員の必要と脱み合せ之を指導幹旋するを原則とすること

(イ) 適當と認むる希望人口を成るべく多く提示し本人の希望を考慮して其就職を指導すること

(ロ) 本人の希望通り就職せしめ得ざる場合に入ては適宜他の求人口に就職するやう指導すること

九、轉業者の就職に付ては左の措置を講ずること

(一) 職業輔導施設の活用並に國民勤勞訓練所の利用を圖ること

(二) 工場事業場其他に對し轉業者に對する訓練並に技能の錬成に關し適切なる措置を爲さしむること

1、轉業者の訓練並に技能の養成は徳性を涵養し身體を鍛鍊し工(鐵)業生産に直接必要な知識及び技能を授くるを目的とすること

2、養成期間は大體三ヶ月を標準とするも生産作業の性質其他特別の事情に依り之が短縮を爲すことを得ること

(三) 轉業者は速に其就職先、就職條件等の大體の目録を定めたる後轉出せしむることとし、轉出に至る迄の過渡期に於ては必要に依り勤勞奉仕隊等を結成し差當り重要産業の生産増強に協力せし

め、之に依り轉業に必要な錬成を爲さしむること

右勤勞奉仕隊に依る勤勞報國作業については時局産業方面の工場事業場並に商業報國會その他關係機關の協力の下に國民職業指導所をして實施に當らしむること

四 轉業者の収入は従前の収入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふこと

(四) 轉業者の家族に對してもその就職授産等につき特別の考慮を拂ふこと

十、整理統合の實施に當りては同業者の互助精神に基く自治的互助方法を勸奨實施せしむること

(一) 成るべく既存の組合等を利用すること

(二) 同一業種内の互助組織の整備並に互助資金の設定を爲さしむること

(三) 互助資金の造成に當りては互助施設の單位を可及的大ならしむる等の方法に依り負擔の公平を期すること

(四) 互助資金は轉業者の新職場において生活を確保し得る迄の生活費の補給、事業整理資金轉業資金等に活用せしむること

(五) 互助資金交付の標準は生産又は取扱數量の外形のみならず轉業者の個々の事情をも斟酌しこれが適正公平を期せしむること

會議所の申合せ

東京初め大阪、横濱、神戸、京都、名古屋の六大都市商工會議所地方連絡協議會は、六月十三日名古屋商工會議所で開催され、商工省池永事務官、日商猪谷理事、六會議所代表二十餘名出席のもとに小賣、卸賣、製造工業の整備、企業合同、更生金庫の利用促進等について協議を爲し、左の如き申合せを爲した。

申合せ事項

一、各會議所は相互に連絡を密にし屢次情報交換し企業再編成の實施の促進を期する。

一、各會議所は速かに企業再編成に對する具體的方針を確立し各府縣間甚しき遅速なき企業再編成の實施せられるやう努力する。

一、商工業者の營業範圍即ち營業種目とその取扱商品の範圍或は商品の種類とその取扱店の範圍などを調査研究し、商工業者と營業種目との標準を決定明示し企業再編成に資する。

一、各會議所は當該府縣と整備を要する關係業者との間に立つて兩者の連絡協議につとめ、企業再編成の圓滑なる實施に協力する。

一、各會議所は整備を要する關係各組合などにおいて共助金を支出し得ざる場合あるを考慮し、あらかじめ當該府縣又は市當局より補助金を下附せられるやう努力すること、同時に關係方面より寄附金を募集し企業整備を容易かつ迅速ならしむ一、轉廢業者の就職後の職業輔導についても出来るだけ斡旋する。

希望事項

一、各府縣の再編成協議會になるべく多く會議所議員を参加せしむるとともにその下部機構たる業種別部會にも會議所事務局の關係職員をなるべく多數参加せしめられるやう、各府縣當局に要望する。
一、再編成を要する各業種に矛盾摩擦を來さざるやう關係ある業種については綜合部會を設置し綜合的企畫審議を實施せられたい。

實聯意見書提出

東京實業組合聯合會では、六月下旬開催の理事會及び評議員會の決議を経て、中小商工業の再編成に關し聯合會としての意見を決定、東條首相初め陸軍、海軍、商工、農林、厚生各大臣及び關係局長等に對して全文左の如き意見を申達した。

現下産業の再編成に伴ふ中小企業の整理統合は喫緊の要務なり。依つて過般決定せられたる中小企業整備方針及び同要綱に基き速かに中小企業の整理統合を斷行するの要ありとす。而してこれが具現に際しては特に左の諸點に充分留意せられたし。
一、今回決定せられたる小賣業の抜取り整理は妥當なる措置なりと思惟するも、これが實行は容易な業に非ず。若しこれが運用を誤らんか思想的に産業上將又社會的に不測の禍を惹起する虞れ決して尠しとせず、依つて中小企業の整備に當りては抜取り整理と國家徵用との關聯を一體化し、抜取り整理業者に對しては國家徵用の形態に於いて適材適所主義に則りこれが轉換を圖らしむるを要す。然らばその當該者は第一線に出勤するの氣魄を以つて勇躍其の業を放れるに至る可く又國家としても現下最も緊要とする勞務をしが最も必要とする部面に於いて確保し得るに至る可し。

二、中小企業の再編成の成否に各道府縣に設置せらるべき中小商工業再編成協議會の構成、就中これが運営如何に存すると謂ふも敢へて過言に非ざるを以つて、これが構成に當りては眞に業界の代表的人物を多數簡拔するなど其の構成に充分留意し以つてこれが運営に萬遺憾なきを期するの要あるべし。

三、中小企業の再編成に當りては眞に官民一體の實を擧ぐるの要極めて緊切なるを以つて、當業者組合及び中小商工業再編成協議會の活躍のみに期待せず、遍く既存關係諸經濟團體を最高度に活用し、これ等諸經濟團體をして眞に建設的積極的協力をなさしむるやう、これが方途を講じ、以つて中小企業の整備に遺漏なきを期せらるべし。

四、南方經濟開發が強力なる國家統制に依り促進せらるべき點及び技術、經驗の優秀に期待すべき點等に鑑み、南方開發の既存企業者及び特殊企業者に限定することとは、現下喫緊の開發を要請せらるる軍政下の應急措置として、眞に已むを得ざるものなりとするも、若しこの軍政施行期間が長期化するに及ぶときは、國家總力を擧げての大東亞戰爭完遂の結果獲得せらるる南方經濟の開發を一部のもののみ限定することは好ましからざる結果を招來する虞れなきを以つて、部分的にもせよ或る程度の一般的進出をも容認するの方途に出づべきものとす。然もこの場合中小企業の再編成の結果排出せられたる技術優秀、知識經驗豐富なる中小商工業者にして、年齢、體位其他に因り當面最も緊要とする軍需及び生鐵産業等に轉換し得ざるもの尠しとせず。而もこれ等業者にしてその有する技

術知識経験などを有効に活用せば南方開發に當り極めて適材たるの士抄から進

依つてこれ等中小商工業者をして南方進出の方途を講ぜしむることは、中小企業の職業轉換解決の一助となるば素より南方經濟開發に寄與するところ大なるものありと思料す。而してこれがためには中小企業中より南方經濟建設に必要な業種を選定し、これ等業者中の知識経験豊富なる代表的人物を簡拔し、南方經濟調査團を組織せしめ事前に南方に對する充分なる自身の鍊成を施し、軍政下なりと雖も可及的速かなる機會にこれ等業者をして現地の事情を充分に實地調査せしめ、この實地調査に基く中小企業南方進出の可否及び具體的實行方法等に付きこれ等専門的業者の建設的意見を十二分に聴取し、若し必要ありとせば適材適所主義に則り、中小企業者中南方に進出せしむべき適材の簡拔に當らしむる等、中小商工業者南方進出につき十二分の考慮あらんことを要望す。

東京府方針決定

東京府當局では商工省の指示に基づき中小工業再編成協議會を結成してこれが對策を議し、整備促進方針を左の如く決定し七月こ

れを發表した。

中小商工業整備進行方針

- 一、企業整備の具體的實施要綱決定に際しては原則的に中小商工業再編成協議會(部會)に諮問すること
- 二、當該商工組合(又はこれに準すべき團體)の整備機關
- 1、當該組合に於ける實施機關として本府指導の下に企業整備委員會を設けしめこれが實行に當らしむること
- 2、委員會規程及び委員は本府の承認制となすこと
- 3、委員中調査、共助資金設備及び手持品の處理、轉業斡旋等の主なる擔任を定めしむること
- 三、本府に於ける具體的實施要綱の決定は概ね左の順序を以てすること
- 1、整備に關する政府又は本府の方針を當該組合に通牒し整備素案の提出を爲さしむ
- 2、當該組合は整備委員會に於いて素案の作成を爲しこれを府に提出す(素案の作成に當りては府と緊密なる連絡の下に行ふ)
- 3、再編成協議會の當該部會を編成する業者側委員は當該組合の整備委員中より適當人員を囑託す
- 4、部會に附議す

5、部會に於いて決定したる具體的實施要綱に付き要すれば府に於いて檢討を爲し、或は主務省と稟議の上本府の最後の確定としたるものを通牒す

積極的の對策へ

各府縣別の中小商工業再編成協議會は政府の指示に基き各地方別プロツク會議を開き、その連絡も完全に至つたので、政府は九月十五日を期限として各府縣の業種別整備案を提出せしむるため通牒を發し、昭和十六年八月の次官會議の指示にもとづく各府縣に於いて立案せる整備案は一應御破算となり、新たな整備要綱にもとづく具體案が改めて考究されることになり、商工省は各府縣協議會の原案を檢討の上逐次實施に移す方針をとることとなつた。又、プロツク會議の結果に鑑み政府は左の如く府縣別共助會の設立、工場の地方分散化について積極的對策の準備を開始した。

一、府縣別共助會の設立

轉廢業者に對して支出すべき共助金については、各業種に應じてそれぞれ組合の負擔能力に高低があり、同じ轉廢業者でありながら、共助金額について甚しい差別のあることは、

商組中央會指針

從來も論議されてゐた問題であるので、一府縣を一單位となし各業種全部を綜合した共助會を設立し、各組合より等級別に課金を徴収する外時局産業方面よりも寄附金を得て、それを全部合算プールして各業者に均霑せしめようとするもので、岡山縣では本年はじめてそれが設立され、相當額の基金を積立ててゐる。

當局は國民一體の精神から共助組織を適切な措置と認めてをり、出来る限り各府縣に設置させる方針で、東京府、大阪府、山口縣等ではすでに設立準備中である。しかし各府縣の中には時局關係産業を擁せざるものもあり、府縣の間で不均衡を來す惧れがあると云ふ觀點から、全國を含む共助團體設立の意見もあるが、これについては目下考慮中である。

一、工場の方分散化

轉廢業者の縣外移動に關しては個人的特殊事情による困難、又轉住先の住宅難などから各種の問題があるので、産業立地計畫に抵觸しない限りなるべく工場を地方に分散化して貰ひたいとの要望が多いので、商工當局では既に陸海軍との連絡會議に於いて工場の分散化につき申込を爲すとともに各生産擴充産業、特にその下請工場に地方分散を行ふ方針を有してをり、また授産施設を擴充強化して重要産業との關聯を密ならしめ地方にあまねく配分せんとしてゐる。

小賣業整備要綱に則り小賣業者の整備を行ふ場合に、多數の業者の中から轉業者を抜き取ることは技術的に非常な困難が伴ふので、商業組合中央會では商工省當局の諒解を得て「小賣業整備に關する具體的な指針」を作成、整備促進の參考資料として七月全國の關係方面へ送附した。要旨如左。

一、一定地區における特定業種の必要店舗數を決定すること、これが決定つきては適正規模經營とその適正配置状態を考慮すること

二、現在の總店舗數より必要店舗數を控除して、整理店舗數ならびに轉業者數を推定すること

三、整理店舗の具體的選定方法

(一) 選定條件

- (イ) 基本的條件 (1) 店舗の位置 (2) 經營規模(營業面積、營業設備、従業員數、物資取扱高、營業稅納付高の申明確なるものにより判定のこと) (3) 經營採算 (4) 營業年數 (5) 技術および技術的設備 (ロ) 參酌すべき條件 (1) 營業主の經營才幹、人格、時局認識 (2) サービスの良否

(二) 選定條件の組合せ、重點の置ききど

ろは業種、業態、地方實情によるべく、これを畫一的に決定し難しされど業種により大體の區別をなし得べし

四、整理店舗數の一、五倍の店舗を選定しこれを整理候補店舗となし、爾餘を殘存候補店舗となす

五、整理候補店舗中より左の手續により轉業者を選定すること

(一) 希望による轉業者の選定 適當の共助金の支給を條件として希望者を募ること

(二) 特定の基準による轉業者の選定 轉業希望者のみを以て轉業豫定數に満たざるときは希望者を除きたる整理候補店舗の營業主中より選定を行ふ

(イ) 事實上の營業主につき審議し轉換困難のものを除くこと (1) 年齢四十五歳以上の男子 (2) 婦人營業主にして轉業困難と認めらるるもの (3) 身體虛弱不具癡疾者 (4) 事實上の營業主たりし戦死者戦病死者または出征軍人の遺家族、傷痍軍人などにして轉業困難と認めらるるもの

(ロ) (イ)のものを除き他のものを轉業可能者と看做し (1) 體方壯健なること (2) 扶養家族少きこと (3) 營業外收入多きこと (4) 轉換に都合よき經驗技能、資質を有することの條件を參酌して選定すること

六、以上を以てなほ轉業者豫定數に満たざるときは、殘存候補店舗の營業主につき同一要領により轉業者の選定を行ふこと、但しこの場合は配給に支障を來さざるやう店舗は殘置せしめる等の措置を講ずること

府の小賣業調査

東京府では從來爲し來つた各種の調査が主として配給率決定等の必要から爲されたもので、小賣業整備の觀點からは缺けるところが多いので、八月一日現在を以つて府下各組合に宛て、小賣業調査表の項目を通過し、これによつて、一齊に調査を行ひ、整備の圓滑遂行に備へた。調査項目の主なるものは一般事項としては店舗の地域性、組合の重複狀況等に觸れ、營業狀況は店舗設備、手持商品額、仕入金額、營業收益決定額を主とし、その他營業外收益、營業主並に従業員の性別、年齢、健康、學歷、續柄、前職、特殊技能等の細かい項目、及び事變關係の狀況、即ち戦死戦病死者、應召軍人、傷痍軍人の姓名、營業主との續柄等に及んでゐる。

日商再び建議す

小賣業の整備は漸次實踐の段階に入つたが、その實情としては整備の促進上なほ幾多の缺陷があるといふので、日本商工會議所では局時対策委員會をして實情を調査せしめつつあつたが、その具體的對策としての成案を得て九月十七日開催の常議員會に附議して正式決定の上、「小賣業整備に關する意見」として關係當局あて建議した。右の建議に於いては小賣業整備の圓滑な促進を圖るため、中小商工業再編成協議會の運営問題、個人企業實體の活用、産組、農水産團體、百貨店と小賣業との事業分野の調整問題、殘存業者の整備問題、轉廢業對策、適限經營規模の算定並に消費者組織の確立等を強調してゐることが注目された。建議書全文如左。

物資配給の圓滑適正化、勞務再配置と共に國民生活安定を目的とせる小賣業整備は、戰時産業再編成上喫緊の要務なるも、斯業の零細複雑性と地方事情の特殊性とに鑑み、宜しく政府は小賣業整備の圓滑促進を圖るに當り、尠くも左の諸點につき深甚なる考慮を拂はれんことを望む。

一、中小商工業再編成協議會に關し

- (1) 小賣業整備の公正妥當なる遂行に資する爲め、民間側委員並に幹事の増員を考慮すると共に之が選抜に當りては廣く各業界關係者中より適格者を求むること
 - (2) 業界の意向反映に遺憾なきを期する爲め部會の構成は各業種別に組織せしむべきは勿論、業種に依りては包括的業種別(例へば纖維關係、家庭用品關係)に組織せしむること
 - (3) 再編成協議會の運営に當りては左の諸點を考慮すること
(イ) 徒らに名目的に墮せざるやう留意すること
 - (ロ) 隣接數府縣を一アロツクとする連絡會議を設け、實施上に於ける摩擦の調整均衡の保持を圖ること
 - (ハ) 再編成協議會に業種別部會の横斷的連絡機關を設け、業種間に共通せる諸問題の審議攻究を爲すこと
- 二、既に企業合同の方法に依り整備實施濟のものに雖も個人企業實態を活用し得るものに限り之が是正に努むること
- 三、産業組合、農水産團體、百貨店と小賣業との事業分野の具體的調整方針を急速に明示し且是等事業の整備を並行せしむること
- 四、殘存業者の整備に關し
(1) 殘存せしむべき業者の選定に當りては業者の人格を充分考慮すること

- (2) 各業種の必要最低限の労力は之を確保すること
- (3) 各業種の商品範囲を明確ならしむること
- (4) 地域的配置に付ては左の諸點を考慮すること
 - (イ) 商店街の再配置に留意し、店舗並に配給所を右に照應整備し、総合的計畫的に配置すること
 - (ロ) 最寄品及び買廻品の取扱店舗は出来る限り近接配置せしむること
- 五、轉廢業者對策に關し
 - (1) 轉廢業者の生活安定に資する爲め共助資金並に國庫補助増額を圖ること
 - (2) 共助機關は各府縣毎に同一組織により之を設置し、共助資金の積立共助金の交付と共に、職業指導所、再編成協議會との密接なる連繫の下に轉廢業者の家族生計扶助に關する連絡機能をも果さしむること
 - (3) 各府縣の共助方法の不均衡調節を圖る爲め各府縣共助機關の全國的統一機關を創設し、國庫補助金、民間業界よりの寄附金等の受入並に府縣共助機關に對する割當交付の職能を賦與すること
 - (4) 店主の共助金制度と併せ使用人の轉廢業共助金の支給方法を講ずること、右支給の基準としては俸給年齢、勤続年數勤務狀況扶養家族等を充分參酌すること

- (5) 國民更生金庫の評価基準の緩和並に貸付範圍の擴張を圖ると共に轉廢業資金供給の圓滑迅速化に努めしむること
- (6) 賃金統制令における轉業勞務者の初給賃金の特例はこれが實施の困難性に鑑み可及的速かに適當なる措置を考慮し以て收入減の不安除去に努むること
- (7) 轉業勞務者の充分なる訓練及び技術修得のため國民勤勞訓練所施設の増設擴張を圖ると共に收容人員の増加、收容期間の延長を考慮すること
- 六、適正圓滑なる配給を目途に適限經營規模の策定と併せ、消費者組織の確立に一段の考慮を拂ふこと

資産の評価基準

小賣業整備具體化の基本となるべき資産評價の基準制定に關し、商工省では各種小賣業界代表、商工會議所、商業組合中央會理事等を以つて小賣業専門委員會を組織し、これに東京商大深見、大阪商大村本兩教授が參割して調査立案の結果、取敢へず三十種の小賣業種に就いて成案を得、轉廢業者資産評價委員會一般部會に附議決定の上、九月二十二日附地方長官宛て通牒を發した。その大要如左。

資産評價基準

- 一、原材料、手持商品は時價(小賣實賣價格)で評價する。即ち(㊦)のあるものは(㊧)のあるものはそれぞれ該當價格に買上げられるわけであるが、傷物ローズ物は地方物價査定委員會にかけて實際販賣の價格まで査定減額する
- 二、土地、建物等は「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」並に「土地及び建物の評價基準」により時價でもつて評價される。
- 三、電話、金錢登錄機、金庫、自轉車、オートリヤカー、貨物自動車、その他の車輛、計量器、冷蔵庫、マネキン人形、營業用ミシン、自轉車修繕用工具、眼鏡加工用具、檢眼器及びラジオ試験用器具等の目星しい營業用什器は總て單獨に時價でもつて評價される。
- 四、以上のほか更に一般營業用造作什器(所謂造作代のみ)つまり引越した後に残るもので、例へば吳服屋についていへば陳列棚來客用椅子等々である)についても營業權的要素を含めて各業種別に小賣業者の賣上高(過去三ヶ年の平均賣上高)によつて評價する建前になつてゐる。即ち一定の賣上高さへあればそれに對應する評價額が必ず出て來る建前で、この點は本基準の最も特色的な點といへ

二〇、〇〇〇	二、三〇五
三〇、〇〇〇	三、三三五
五〇、〇〇〇	五、四四九

商工大臣の警告

九月二十六日から開催された第三回大政翼賛會中央協力會議の二日目に於いて、岸商工大臣は政府側として發言、中小商工業再編成と物價政策の問題に言及したが、就中、再編成の問題については巷間の樂觀的見方を警めてその妄斷である所以を指摘し、政府の既定方針を強調した。要旨如左。

巷間、大東亞戰爭の赫々たる戦果に眩惑せられて直ちに南方諸地域の重要物資が豊富に供給せらるゝものゝ如く速断し、ために中小商工業の再編成の如きはその必要なきに至つたと考へる向もあるやうであるが、大東亞に於いて今後我國が占むるべき軍事上經濟上の地位を想ひ、又共榮圏の需給の關係を仔細に調べ、更に輸送力その他の現實の事情を考慮するときは、決してかかる安易なる期待を抱くことは許されないのである。斯くの如き見地より政府に於いては企業許可令、企業整備令を制定し或ひは中小商工業の再編成に伴ふ職業轉換促進、小賣業の整備要綱等を閣議に於いて決

定し、益々本方針を強行することと相成つたのである。

商組中央會建議

小賣業整備の進捗に伴ひ、商業組合中央會では産業組合との事業分野の調整、配給機構整備と國民徵用令との關係、共助資金造成に關する課税問題等を初め、各種企業整備の進捗に障害ある諸問題を取上げ、全國的調査に基づき成案を得て、十月六日關係當局あて提議した。建議書要旨如左。

一、小賣業整備に併行しこれと同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體との事業分野の調整を急速に行はれたきこと、尙ほ右の調整を見るまでは商業者の整理は大都市に重點を置きて進められたきこと

二、配給機構整備と國民徵用令の發動との關係を調整せられたきこと

三、共助團體における共助資金の造成を容易ならしむるため左記の場合には課税を免除せられたきこと

(一)道府縣單位の共助團體又は商業組合に對する共助金名目の寄附金は利益の處分として課税せらるゝためこれ等の團體が特に轉業者の轉換先たるべき軍

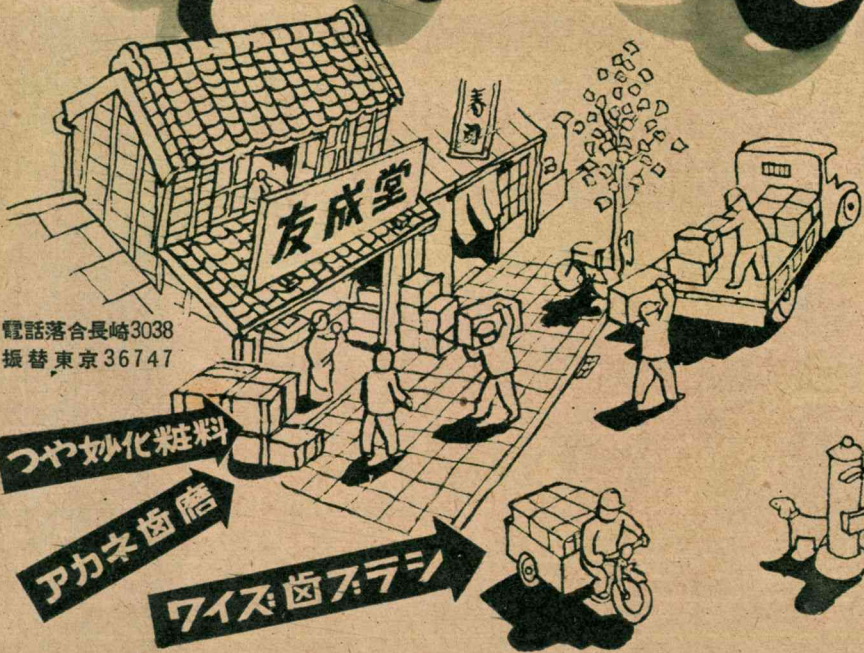
需工場方面より寄附金を募集せんとする場合に支障を來す實情にあり、大藏省御當局の見解にては全國單位の共助團體に對する寄附金の場合には課税せざるべしとのこととなりて仄聞すれども、道府縣單位の共助施設はその趣旨に於いて、何等全國單位の共助團體と異なるものにあらざるを以て、此際共助資金の造成を容易ならしめ轉廢業の促進を圖るため、右の寄附金を經費的支出として取扱はれ度し

(二)商業組合が組合員より共助資金として受入たる賦課金等は、組合の收入として課税の對象とせられ、或はこれ等の資金を組合員よりの預り金として處理する場合にも稅務署によりては預り金と見ず組合の收入として課税せらるゝ場合少なからず、共助資金の造成を容易ならしむるため、共助資金としての積立金はこれを課税の對象とせざるやう配慮願ひ度し

四、轉廢業者に對する國民更生金庫の引受資産の評価額の決定に際しては、殘存業者團體の當該轉廢業者に支給すべき實績又は營業補償金はこれを參酌控除せざるやう配慮致されたきこと

五、小賣業の整備に當りては小賣業の綜合的特質を生かすことに努め官廳間の方針の不一致、生産者中心の團體の獨斷的意向に

いづれも 明るい 取引も



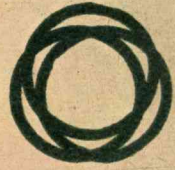
電話落合長崎3038
振替東京36747

つや如化粧料

アカネ歯磨

ワイス歯ブラシ

東京市淀橋區下落合二丁目六〇七（郵便局前の風景）



つねに……

最高の品質

を表す商標

の聲價愈々

たかし！



ZEOLIN

ラオセ
磨齒用薬

品 製 要 主

粉 白 形 固 ワ ー サ
ド ー マ ポ ワ ツ ミ
双 替 ワ ツ ミ
品 造 醸
一 デ ン ラ ブ ワ ツ ミ
酒 萄 葡 生 ワ ツ ミ
酒 萄 葡 鐵 那 規 ワ ツ ミ
酒 萄 葡 參 人 ワ ツ ミ
品 學 化
(劑合接屬金輕) 7・トーロア
(劑接煉屬金輕) スツルフ
劑 火 消 沫 泡
料 香 造 人

鹼 石
鹼 石 ワ ツ ミ
ーブンヤシクーレフ・ワツミ
品 劑 藥
磨 齒 用 藥 ラ オ セ
ブ ツ ロ ド 油 肝 ワ ツ ミ
油 肝 厚 膿 ワ ツ ミ
球 油 肝 ン ミ タ ビ ワ ツ ミ
藥 庭 家 ワ ツ ミ
品 粧 香
ムーリクダグンシニアヴワーサ
ムーリクドルーコワーサ

店商屋見丸

舗本鹼石ワツミ



柳屋ポマード

純粋植物性

養毛素レテスリ含有



本舖柳屋本店

東京市日本橋區二通

☆ 合配素酵ニイパパ ☆

戦

時下女性に相應しい
明朗健康な素肌美をい
創り、生活を彩と
喜びを與える！



スミ
薬用洗顔
クリーム

九二二町原向區品目市京東
番〇六七七原在 話電

社 圭 三 舗 本

製藥社會加研心究つた

眞の養毛劑

アロハ

トニック

コレステリン含有
大瓶 普及型

脱毛の毛生を
促し
フケ、脱毛、切毛
を防止する



ALOHA
HAIR TONIC

アロハ養毛ポマード



特約代理店
株式会社 塚田商店
東京都本郷區神田三ノ六

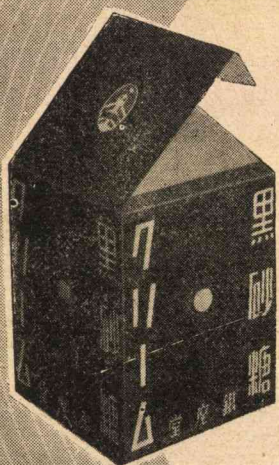
大山大勇次郎商店
東京都本橋區橋五

昭和製藥株式会社

銀座堂麝香香水

銀座堂

黑砂糖



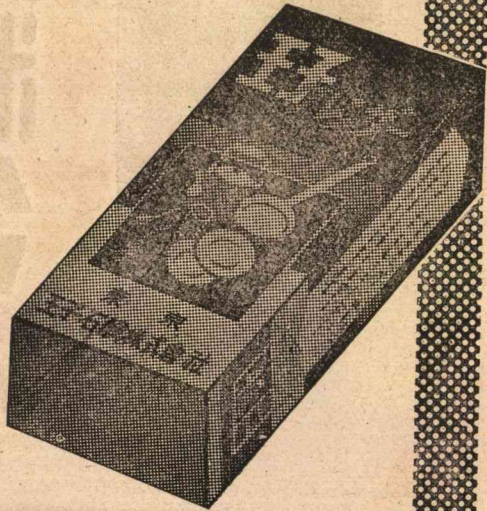
銀座堂洋髮香油

東京 銀座堂化粧品本舖

王子化学

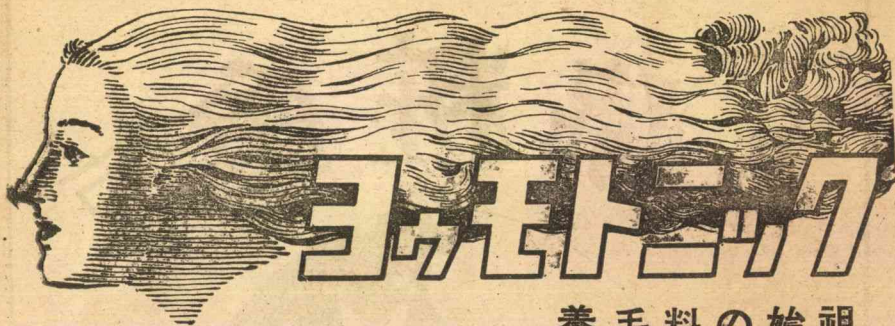


固
形
粉
末



東 京

王子化學株式會社



ヨウモトニック

養毛料の始祖

三共株式会社製造發賣

毛を伸ばす 新研究の



ヨウモト香油

男子
洋男
用

よく落ちて 毛を傷めぬ 養毛シャンプー

ヨウモト洗髮液

劇物不含の特許自然色染毛劑



白毛染 ベナン

新薬理應用

中川清博士創製



にきひ 専門薬 ボンラック

パイン酵素入新化粧品



美肌 新化粧 パパイロン

正しい皮膚の栄養料

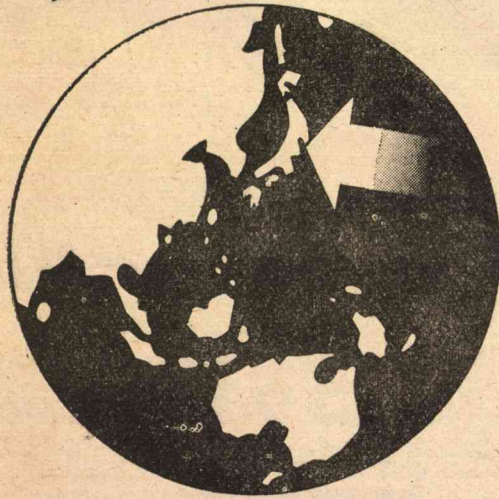


皮膚 栄養料 リポイドクリーム

三共の研究室から生れ出た・新着眼の薬粧料

本舗 東京室町 (三共直系) 泰昌製薬株式会社

東京會粧協東



有限
井田西國堂
東京本所

株式
武孝商店
東京巢鴨

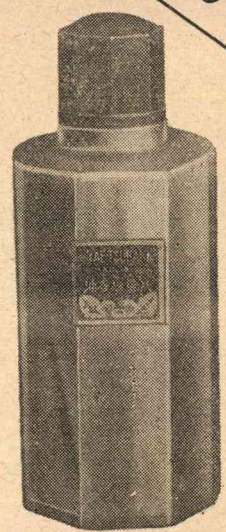
合名
芥田商店
東京品川

有限
鈴木義明商店
東京神田

パールポスター



八重樫香油



ケイラン
シヤン
髪洗粉

本 舗
三 友 商 會

東京市深川区新大橋三丁目七
電【話本所 (73)〇八六七番
振替口座東京一〇五二八番





料香產國

有限會社 田村商店

東京市神田區多町一丁目三番地

電話 神田(25)三二二番
振替東京 一八四八〇八番

田村化學工業株式會社

工場

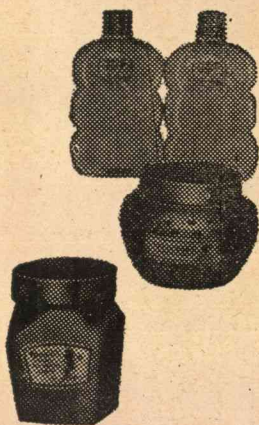
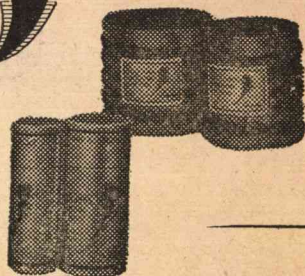
大阪市東區淡路町二丁目
電話北濱(23)六六九・二九一一番
振替大阪 二六六九一
大阪市東區東淀川區三國町蒲田
電話三國五四九番
和歌山縣海草郡下津町
電話下津四番

ベルボン化粧品

近代的ノ感觸ヲ

多分ニ備ヘタ

優秀化粧品ノ



頬紅、美白洗顔クリーム
口紅、粉白粉、コールド
クリーム、ヘヤーオイル
ボマード、パニンググ
クリーム、水白粉、チツク
アストリンセントローシ
ョン、ヘヤートニツク、
香水

東京代理店

五〇ソフ製菓株式会社化粧品部

東京市京橋區木挽町四ノ四・電話京橋(56)4339番

本舗 ベルボン商會



小間物雜貨卸

東京小間物雜貨卸商業組合員登錄十八番

治丸商店

日本橋區馬喰町三丁目三番地

電話浪花(67)二七〇七番

振替東京四二六七番

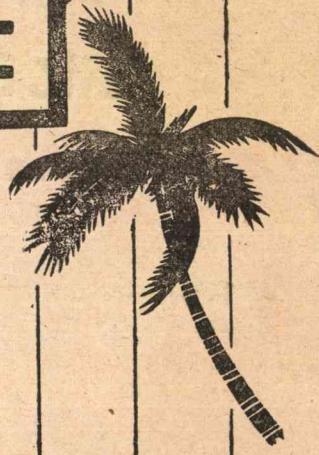
大東亞資源の

雄

油脂

日本油脂株式會社

東京芝日産館





株 式 會 社
生 化 工 業 研 究 所

東京市蒲田區下丸子町 190 番地
電話 蒲田 3317 番

水顔料ハーモニ

香粉ハーモニ

植物コールド わ か と の 栄養洗粉 はだごろも

シヤベトニツク

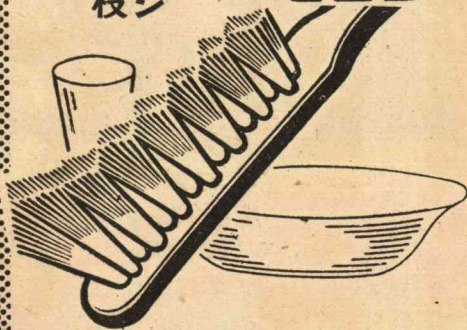
歯

卸 製 貨 雜 粧 化 粧 卸
セルロイド



刷 子

友邦印
妻楊枝
正清ハブラシ



東京市淺草區桂町十七番地 電話淺草(84)四七三四番

堂 栄 喜 内 寺

横濱出張所

横濱市中區新川町二ノ三
電話長者町(3)四八四一番

妻楊枝工場

千葉縣大多喜町久保
電話大多喜一〇番



洗髮料
オパール
シャンプー

玉の肌
后
顔

舍 誠 芳 社 會 名 合

ナルビー化粧品



元 賣 發

店 商 郎 次 福 木 鈴 限 有 社 各

五ノ二町 設 縣 區 橋 木 日 市 京 東
 番 二 三 五 三 京 東 總 編 番 三 七 六 三 (66) 町 場 茅 話 電

僅か一滴數日かほる

月の友五百番香水

戦時化粧に好評

ミトセ海綿白粉



本 舗
月の友化粧園
東京 大阪

香料



合名
會社

永

廣

堂

東京市日本橋區本町二丁目二

電話日本橋九〇・九五三番

合名會社

永廣堂本店

大阪市南區安堂寺橋通り一丁目

電話船場一二九四・二三三〇番

奉天營業所

奉天市瀋陽區一德街上毅五一號

電話(4)三七五八番

合成香料工場

大阪市東淀川區北大道町七七一

電話吹田六〇〇一番

臺灣農場

臺灣花蓮港順風林郡上大和
電話上大和六番



用濯洗・用粧化

皷后ノオイラ

ルーノザウ・油化硬・シリセリグ・ザンレクソオイラ・輪石ムード・輪石粉ニクミ・品製妹姉
品製化油他其・ユシツダ

會覽展明發局許特 於

賞等優 受

ルーノザウ 許特賣專



社會式株脂油ノオイラ

基く物資別の配給統制又は機構整備によりこれが特質を破壊せられざるやう適切なる措置を講ぜられたること

六、小賣業者の整理に併行し上位配給段階の機構整備による商品流通通路の確立を急速に實施せられたること

七、商業者に對する國民徵用令の發動、轉廢業者の轉換先の斡旋等につき國民職業指導所は積極的に商業組合との連絡を一層緊密ならしむるやう具體的措置を講ぜられたること

八、國民職業指導所の職員には商業者の氣風實情に對し充分理解あるものを以て補せらるゝと共に、商業轉廢業者の過去の經驗、技能、素質を可及的活用し得るが如き職場を紹介せらるゝやう配慮せられたること

九、全國各道府縣に少くとも一ヶ所は國民勤勞訓練所を設置せらるゝやう、その増設を急速に行はれたること

十、離鄉困難なる商業轉廢業者のために軍需下請工場の地方分散化を可及的に實施せらるゝと共に、更に轉廢業者の資本を活用するためこれが下請工場の建設を轉廢業者に對し優先的に許可せられたこと

十一、轉廢業者の家族勞務の活用のため生産施設を急速に擴充せられたこと
十二、小賣業整備に當り兼業者、アウトサ

イター及び行商の措置に關する具體的方針を速かに中央官廳に於て決定し、地方官廳宛指示せられ、これが取扱の全國的統一を期せられたること

政府案指示とる

商工省では各府縣の再編成協議會から提出された具體的整備案に検討を加へた結果、まづ東京、大阪、京都、神奈川、兵庫、愛知、福岡、廣島の八大府縣に對し、政府としての整理案を決定通達した。その他の各縣整備案についても各ブロック別に逐次審議検討して十月中に全部整理率を指示した通牒を爲した。通牒を受けた府縣では再編成協議會を活用し、整理統合、職業轉換、生活安定の三位一體の具體案をたて逐次實施に移すこととなつた。これによつて關係各省及び地方廳と一貫せる態度方針のもとに強力に整備を促進されることになつた譯であるが、政府の指示した明確なる方針は概要左の如きもののであつた。

△整備促進の模範地區を設定し、本省から商工省委員とともに五指導員を派遣し、府縣再編成協議會を中心に整備促進を指導する。これにより模範的整備を擴大促進する。

△商業報國會を中心に勤勞奉仕隊の急速な結成を圖り、これにより集團鍊成を實行つて勞務動員補給のプールをつくる。國民勤勞訓練所の増設は資材關係を思ふやうにゆかないが、現在東京、奈良の二箇所以外に近く二箇所増設する計畫で各府縣においては取敢ず勤勞奉仕隊の結成活動の促進に努力する。時局産業工場においても鍊成施設を大いに強化する方策を講じ、重要産業統制會とも緊密な連絡をとり對處する。

△關係方面と連絡し工場の地方分散化を圖り、郷土工場への轉廢業者の就職に便ならしめ、勞務供出に緊密に關聯せしめる。また授産施設を擴充強化して家族全體としての合理的轉廢業を圖る。

△一府縣を單位として各業種全部を綜合した共助會を設立し、全部合算プールして各業種轉廢業者に均霑せしめる方針であるが、この共助施設具體案は商工省委員とも協議し研究中で共助に差等をつけないうことに留意してゐる。すでに轉廢業した者と今後轉廢業せる者との間に差等をつけないう方針で、新しい共助施設が決定した際、すでに轉廢業した者に差等がつけば避せしめることになる。

△國民更生金庫は既に資本金二千萬圓から五千萬圓に、更生債券發行限度は十倍か

ら十五倍に、損失補償限度は當初の六千五百萬圓から四億三千萬圓に夫々引上げられ、このほかつなぎ資金制度やききに發表された小賣業特別資産評價などですてに整理促進に對處する準備が出来てゐるので、これらを全面的に活動せしむる。組合の共助資金の融資利子補償も二億圓限度をさらに擴大する方針である。

△商工組合中央金庫についても企業整備にともなふ融資範圍の擴大適用や増産を行ふため同法の改正を行ふ方針である。

△現在の商組工組の機構は自由經濟時代の産物であるため改組することになるが、同法の改正によるか別個に國家總動員法に基く現在の重要産業團體令による統制組合を獨立したるものとして單獨に統制組合をつくり、改組強化するかまだ決定してゐない。

△整備後の配給機構についても残存業者店舗の適正配置顧客登録の更新による共勵制、共同御用開き制、共同仕入配達制、町内會部落會内の消費者團體の結成その他研究準備中で整備後の配給に對する國民の不安なからしめる方針である。

商業報國會協力

商業報國會中央本部では、小賣業再編成が

いよ／＼具體的實施の段階に突入したので、これを機會に全國商業者の熱意を結集してこの歴史的偉業を完遂せしめるため、十一月一日より全國的な一大促進運動を展開した。運動に當つては中央本部を初め全國道府縣本部が全機能を動員するとともに、特に全國十五萬の推進隊々員の活動を主軸とする國民運動としての性格を強力に示した。商業再編成促進運動實施要綱は如左。

一、趣旨並に方針

商業再編成の國家的要請に應へ大東亞共榮圈確立に對する商業者の熱意を結集表現するため、中央本部昭和十七年度活動目標に従ひ商業報國運動の當面の重點を企業の整理統合及び職業轉換に關する自主的運動に置き、急速且つ強力に目的達成のための促進運動を展開せんとす。而してこれが實施に當つては十分に政府の施策方針に則ると共に中央、地方を通じて關係諸團體との連絡協調を緊密にし、特に商業組合中央會並にその支部に對しては眞に表裏一體の關係に於て各々その特色を發揮し、相協力して實效を收むるやう努力すること

二、實施期間

自昭和十七年十一月一日至昭和十八年三月三十一日とす

三、實施すべき事項

- (一) 商業再編成の國家的意義の昂揚、小賣業整備要綱の趣旨及び方針の徹底化等啓發指導
- (二) 未組織商業者への指導と組織化
- (三) 道府縣中小商工業再編成協議會(又は支道會)との積極的協力
- (四) 整備計畫の實施に伴ふ諸障害排除のための指導幹旋
- (五) 勤勞奉仕隊に關する運営と指導
- (六) 商業青年の職業轉換に對する自覺の促進指導
- (七) 國民職業指導所、國民勤勞訓練所等との連絡調整
- (八) 共助精神の鼓吹、自治的共助方法の勸奨
- (九) 共助施設に必要なる政府、國民更生金庫との連絡調整
- (十) 轉廢業者家族に對する就職又は内職の輔導幹旋
- (十一) 戦死者又は出征軍人の遺家族、傷疾軍人等に對する積極的援護
- (十二) 高能率配給及び共勵策に對する指導奨勵
- (十三) 整理過程における消費者組織との連絡調整

四、再編成促進策

(一) 中央再編成促進班 本促進班は中央本部職員を以て組織し道府縣別促進運動の現地指導をなすと共に、指導者養成に重

點を置く「班の編成」全國を左の六班に分つ

△第一班 關東區△第二班 東北、北海道、樺太區△第三班 東海、北陸區△第四班 近畿區△第五班 中國、四國區△第六班 九州區

(一) 地方再編成促進班 (構成) 地方促進班は道府縣本部指導部長 (推進隊長) が促進隊長としてこれを主宰し、その下部組織として數個の促進班を編成する (運営) 三の「實施すべき事項」を目標として絶えず現實面と接觸しその實踐昂揚を圖ること

五、促進運動事業

- (一) 模範整備地區又は業種の指定 (イ) 一道府縣につき一地區一業種を指定すること
 - (ロ) 模範地區の指導には中央促進班協力應援すること
 - (二) 再編成促進のための資料刊行物の配付
 - (三) 轉廢業の體驗を聴く會
 - (四) 轉換先工場の成績を聴く會
 - (五) 主婦の會
 - (六) 商業青年一夜鍊成會
- 六、促進運動の順序
- 本運動の展開に當つては道府縣別促進運動、支部又は單報別促進運動、班又は組別促進運動の三段階に分けて行ひ、中央再編成促進班員並に地方促進班員の現地指導が順次浸透する如き仕組みに運營すること

(一) 道府縣別促進運動 道府縣本部役職員、支部役職員及び單報會長、道府縣推進隊長、支部推進隊長、單報推進隊長等を對象とする

(イ) 地方本部大會又は講演會

(ロ) 道府縣連絡委員會

(ニ) 道府縣再編成促進班員鍊成講座

(ホ) 勤勞奉仕隊會議

(ハ) 支部又は單報別促進運動、支部及び單報會員を對象とする

(イ) 臨時總會兼講演會 (再編成即行決議)

(ロ) 商業再編成講座

(三) 班、組別促進運動、支部又は單報會員中の班員又は五人組員を對象とする

(イ) 班、組長の鍊成講座

(ロ) 圓座式座

模範地區の設定

商工省では小賣業整備促進の一方途として全國六地區に模範地區を設定、商工省委員を一定期間滞在させて當該地方廳と聯絡のもとに小賣業整備の理想郷を現出し、これを順次全国各府縣に及ぼして行くこととし、その具體的方策に關し十一月十一日商相官邸に於いて委員會を開催、選定府縣、派遣委員及び當

該地方廳並に各府縣中小商工業再編成協議會が中心となり、これに商工省委員が側面援助を爲して整備遂行上惹起する諸問題の解決に當り、技術的には商業組合中央會の幹部が委員と同道して指導を爲し、精神運動の展開には商業報國會推進隊がこれに當ることとなつた。又、これら模範地區と本省との綜合的聯絡に當る爲企業局係員を三名連絡官として各地區に派遣された。

轉業者選定方針

東京府中小商工業再編成協議會では、十二月十九日、小賣業の整備方針を決定する委員會を開催し、その大綱を決定した。出席者は松村府知事、篠山内政部長、安積經濟部長、警視廳田中經濟警察部長、東京市河合助役、谷川戰時生活局長、財務局北島直稅部長、武樋間稅部長、船田東商理事、淺野鋼管社長、帆足重要産業協議會事務局長、奥田更生金庫理事、本位田祥男氏、加田哲二氏等、官民四十名出席、小賣業整備に關する轉業者選定方法を附議した結果、東京府に於いては第一勞務供出、第二適正配給を目標として整備に臨むこととし、組合内の轉業者決定の順位は、

①轉業希望者、②轉業能力の高い者、③配給能力の低い者の順によることになつた。轉業選定方法の概要如左

第一、方針

- 一、生活必需品小賣業（主として食料品）に關しては必要店舗數および整理店舗數を豫定したるのち整理を實施するものとしその細部に關しては別途考慮するものとす（商業組合中央會案を準用すること）
- 二、生活必需品小賣業（主として買廻品）に關しては職業能力ならびに配給能力の兩面より検討し整理すべき候補店舗を選定するものとす
- 三、整理方法による整理は整備を行ふべき當該組合の企業整備委員會之を實施するものとす

第二、整理方法

生活必需品小賣業の整理は轉業希望者を優先せしめ更に轉業候補者を選定したる上該候補より殘存すべきもの等を考慮し轉業者順位を決定するものとす

轉業候補者の選定方針は業主に付勞務及配給能力を採點し併せて留意すべき諸事項を綜合審議するものとす

一、轉業希望者

(一) 希望者にして轉業適格者は優先的に

轉業を認むること

(二) 左の希望者についてはこれを認むべきか否かは企業整備委員會において決定すべきこと

1、單に廢業を希望する者

2、特別の事由により店舗を殘存して營業主のみ轉業を希望する者、前項の轉廢業者に對しては共助金等に條件を附し得ること

二、一定基準に依る轉業候補者の選定

(一) 採點

(一) 關する諸條件（勞務）及び店舗に關する諸條件（配給能力）は「轉業候補者採點表」に正確公平に採點するものとす必要ある場合は企業整備委員會に地域的に小委員會を組織し採點をなすことを得るものとす同表「採點基準」は部會（東京府中小商工業再編成協議會）に於て定むるものとす

(二) 順位決定

企業整備委員會は轉業希望者の可否並に採點したる轉業候補者に就き綜合的審議を行ひ其の順位を決定するものとす

1、特に殘存すべき店舗

事實上の營業主にして左の者は轉業適格者よりこれを除外し得ること、(1) 年齢四十五歳以上の男子營業主（必ずしも四十五歳に限定せず轉業能力を考慮し之を定む）(2) 婦人營業主にして轉業困難

と認めらるゝもの、(3) 身體虛弱、不具、廢疾者にして他の勞務に堪へざるもの、(4) 事實上の營業主たりし戰病死者の遺族、出征軍人等にして轉業困難と認めらるゝもの、(5) 扶養家族多かつ營業外收入なく轉業困難と認めらるゝもの、(6) 配達、運搬等に特に體力壯健なるものを要するため殘存を適當と認めらるゝもの、(7) 優秀なる技術の保存育成のため殘存を適當と認めらるゝもの

2、店舗の分布に關し地域的に留意すべき事項

(1) 市部に所在する店舗の整理については業種別事情により必要ある場合は店舗の分布狀況、消費者の密度および便宜商店街の狀況等の諸點を綜合的に考慮すること、(2) 郡部における農山村の如き萬屋式經營形態にして店舗數少き場合は著しくこれを減少せしめざる様その特異性に留意すること

3、業種および經營形態により留意すべき事項

(1) 業種別特異性イ、所謂買廻品にして規格單純化し趣味嗜好に重きを置く必要減少せる業種に就いては著しく店舗數を減少せしむることを得ることロ、家庭金物、陶磁器、荒物雜貨、小間物等の如く日用品なるも生活必需品（主として

第三、轉業者の決定

(中小商工業再編成協議會)

東京府中小商工業再編成協議會は當該組合より提出の名簿に基き轉業者の決定をなすものとす

商工組合法案要綱

第一 本法に依り設立する團體は統制組合、施設組合及び商工組合中央會とする

第二 目的及事業 統制組合は商業、工業又は鑛業に關する統制事業及統制のため

にする經濟事業を、施設組合は組合員の事業に關する共同施設を行ひ商工組合中

央會は統制組合及施設組合の指導連絡事業を行ふものとする

第三 組織 一 統制組合は地區内に於て當該事業を行ふ者及其の團體等を以て之

を組織すること 二 施設組合は當該事業を行ふ者を以て之を組織すること 三 商

工組合中央會は統制組合、施設組合其の他の者を以て之を組織すること 四 統制

組合は當然加入とし施設組合及商工組合中央會は任意加入とする

第四 經理 統制組合は經費及出資の兩制度を併せ採り得るものとし施設組合は出

資團體とし、商工組合中央會は會費團體とする

第五 機關 一 統制組合及商工組合中央會の役員は總會に於て之を選任し行政官

廳の認可を受くること、但し統制會の會員たる統制組合に付ては統制會長の任命

制度を採ること 二 施設組合の役員は總會に於て之を選任すること 三 統制組

合、施設組合及商工組合中央會に議決機關として總會又は之に代るべき總代會を

置くこと

第六 監督 行政官廳は各團體に對し事業等の施行命令、役員の解任、解散等の命

令其の他必要な指導監督を行ふこと

第七 其他 一 本法施行に關し必要な罰則の規定及既存諸團體を本法に依る

團體とするに必要な規定等を設くること 二 本法制定に伴ひ關係諸法令の必要

なる改正等を爲すこと

(備考) 工業組合法、商業組合法等に基く

既存組合を本法に依る團體に改組するに

際しては中小商工業問題の現狀に鑑み極

力混亂を生ぜざらむる様本法の運用に

付慎重留意すること

食料品)の如く需要頻繁に互らざるものありては其の店舗數を相當に減少せしむるを得ること、たゞし商品の重量、容積大にして配達を要するものまたは緊急的需要あるもの等に在りては消費者の便宜の上より店舗の減少率を緩和する要あること、ハ、修理、加工等の技術を伴ふ業種(時計、註文洋服、靴、ラジオ器具、電氣器具、自轉車、板硝子商)等は戦時下において資材の活用と業務の輻輳の現狀とに鑑みその店舗數はこれを著しく減少せしめざること

(2) 經營形態による 特異性 イ、兼營者(製造、加工、修理又は卸業との兼營) 小賣業としての觀點より業種により兼營を分離し得べきものはこれを分離すること、分離し得ざるものは(時計、自轉車等)は小賣業の整備方針によるものとす

ロ、他の業種との兼營者(萬屋式經營形態を含む) (イ) 統制のため必要ある場合及び轉換容易なる場合の外兼營者を特に轉業せしむる必要なきこと、(ロ) 兼營者の整理に當りてはその兼營率を考慮して該店舗の爾後の經營採算に留意し實施すべきこと、(ハ) 指定せられたる關係各業種組合相互間においては兼營者の整理に就て緊密なる連繫の下にこれを實施すること